

昭和二十九年法律第百十五号

厚生年金保険法

厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 被保険者
 - 第一節 資格（第六条―第十八条の二）
 - 第二節 被保険者期間（第十九条）
 - 第三節 標準報酬月額及び標準賞与額（第二十条―第二十六条）
 - 第四節 届出、記録等（第二十七条―第三十一条の三）
- 第三章 保険給付
 - 第一節 通則（第三十二条―第四十一条）
 - 第二節 老齢厚生年金（第四十二条―第四十六条）
 - 第三節 障害厚生年金及び障害手当金（第四十七条―第五十七条）
 - 第四節 遺族厚生年金（第五十八条―第七十二条）
 - 第五節 保険給付の制限（第七十三条―第七十八条）
 - 第三章の二 離婚等をした場合における特例（第七十八条の二―第七十八条の十二）
 - 第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三―第七十八条の二十一）
 - 第三章の四 以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第七十八条の二十二―第七十八条の三十七）
 - 第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置（第七十九条）
 - 第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二―第七十九条の十四）
 - 第五章 費用の負担（第八十条―第八十九条の二）
 - 第六章 不服申立て（第九十条―第九十一条の三）
 - 第七章 雑則（第九十二条―第一百一条）
 - 第八章 罰則（第一百二条―第一百五一条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（管掌）

第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

（年金額の改定）

第二条の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

（財政の均衡）

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項及び第八十四条の六第三項第二号において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施機関）

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に

基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

厚生労働大臣
二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合及び地方公務員共済組合連合会
四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四

号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

日本私立学校振興・共済事業団
2 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。

（用語の定義）
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。
二 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。

三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのものをいう。三月を超える期間ごとに受けるものをいう。

この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第四条及び第五条 削除

第二章 被保険者

第一節 資格

(適用事業所)

第六條 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所(以下単に「事業所」という。)又は船舶を適用事業所とする。

- 一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの
- イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ハ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

- ホ 貨物又は旅客の運送の事業
- ヘ 貨物積卸しの事業
- ト 焼却、清掃又はと殺の事業
- チ 物の販売又は配給の事業
- リ 金融又は保険の事業
- ル 物の保管又は賃貸の事業
- ロ 媒介周旋の事業
- リ 集金、案内又は広告の事業
- フ 教育、研究又は調査の事業
- カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- コ 通信又は報道の事業

- タ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業
- レ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

- 二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

- 三 船員法(昭和二十二年法律第九号)第一条に規定する船員(以下単に「船員」という。)として船舶所有者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。)

前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。

3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く。)の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第七條 前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第三項の認可があつたものとみなす。

第八條 第六條第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く。)の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

第八條の二 二以上の適用事業所(船舶を除く。)の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第六條の適用事業所とみなす。

第八條の三 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とする。この場合において、当該二以上の船舶は、第六條の適用事業所でないものとみなす。

第九條 (被保険者) 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十條 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第十一條 前条の規定による被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

(適用除外)

第十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九條及び第十條第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としなす。

一 臨時に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ 日々雇入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの

二 所在地が一定しない事業所に使用される者

三 季節的業務に使用される者(船舶所有者に使用される船員を除く。)ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

四 臨時的事業の事業所に使用される者。ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者(当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること

ロ 報酬(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。)について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること

ハ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三條に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること

(資格取得の時期) 第十三條 第九條の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。

2 第十條第一項の規定による被保険者は、同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期) 第十四條 第九條又は第十條第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたとき、又は第五号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。

三 第八條第一項又は第十一條の認可があつたとき。

四 第十二條の規定に該当するに至つたとき。

五 七十歳に達したとき。

(被保険者の種別の変更に係る資格の得喪) 第十五條 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別(第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。)に変更があつた場合には、前二條の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六條及び第十七條 削除

第十八條 (資格の得喪の確認) 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十條第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四條第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十七條の規定による届出若しくは第三十一條第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取

得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

(異なる被保険者の種別に係る資格の得喪)

第十八条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

第二節 被保険者期間

第十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に被保険者又は国民年金の被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。)の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

4 前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5 同一の月において被保険者の種別に変更があったときは、前項の規定により適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月は変更後の被保険者の種別の被保険者であった月(二回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、最後の被保険者の種別の被保険者であった月)とみなす。

第三節 標準報酬月額及び標準賞与額

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によつて定めらる。

Table with 3 columns: 標準報酬月額, 報酬月額, 等級

Main table with 10 columns: 第一級, 第二級, 第三級, 第四級, 第五級, 第六級, 第七級, 第八級, 第九級, 第二級. Each column contains two rows of numerical values representing salary and allowances.

Table with 10 columns: 第二級, 第三級, 第四級, 第五級, 第六級, 第七級, 第八級, 第九級, 第三級, 第一級. Each column contains two rows of numerical values representing salary and allowances.

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。(定時決定)

第二十一条 実施機関は、被保険者が毎年七月一日現在に使用される事業所において同日前三月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日(厚生労働省令で定める者)にあつては、十一月。第二十三条第一項。第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項において同じ。)未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十条、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十二條 実施機関は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月(六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。(改定)

第二十三条 実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第二十三条の二 実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月(七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月)までの各月の標準報酬月額とする。

第二十三条の二 実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律（平成三年法律第七十六号。以下この項において「育児・介護休業法」という。）第二条第一号に規定する育児休業若しくは育児・介護休業法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において育児・介護休業法第二条第一号に規定する子その他これに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものを養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、育児休業等終了日の翌日に次条第一項に規定する産前産後休業を開始している被保険者は、この限りでない。

3 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者については、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。
 第二十三条の三 実施機関は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合においては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間に就いて労働に従事しないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として労働に従事しない場合に限る。）をいい、船員（国家公務員共済組合の組合員たる船員及び地方公務員共済組合の組合員たる船員を除く。以下同じ。）たる被保険者にあつては、船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により職務に服さないことをいう。以下同じ。）を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）を受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している被保険者は、この限りでない。
 2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月までの各月の月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

3 第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者については、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その使用される事業所の事業主を経由して主務省令」とあるのは、「主務省令」とする。
 第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条の二第一項、第二十四条の二第一項及び第二十五条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、実施機関が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。
 2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者については、報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。
 （船員たる被保険者の標準報酬月額）
 第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第七條から第二十条まで及び第二十三条の規定の例による。
 （政令への委任）
 第二十四条の三 第二十一条から第二十四条までに定めるもののほか、報酬月額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。
 （標準賞与額の決定）
 第二十四条の四 実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円（第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えるときは、これを百五十万円とする。
 2 第二十四条の規定は、標準賞与額の算定について準用する。
 第二十五条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める。
 （三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例）
 第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、主務省令で定めるところにより実施機関に

申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）をしたときは、当該子を養育することとなつた日（厚生労働省令で定める事実が生じた日）にあつては、その日の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額）と同一の額（以下この項において「従前標準報酬月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月の前月）にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三條第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。
 一 当該子が三歳に達したとき。
 二 第十四條各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。
 四 当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなつたとき。
 五 当該被保険者に係る第八十一条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。
 六 当該被保険者に係る第八十一条の二の二第一項の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。
 2 前項の規定の適用による年金たる保険給付の額の改定その他前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 3 第一項第六号の規定に該当した者（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が基準月の標準報酬月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子

以下の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額」とあるのは、「第六号の規定がなかつた」としたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬月額」とする。

4 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者又は第三号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「申出（被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。）」とあるのは、「申出」とする。

第四節 届出、記録等

（届出）

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（第百条第一項及び第四項、第百二条第二項並びに第百三条を除き、以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（被保険者であつた七十歳以上の者であつて当該適用事業所に使用されるものとして厚生労働省令で定める要件に該当するもの（以下「七十歳以上の使用される者」という。）を含む。）の資格の取得及び喪失（七十歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至つた日及び当該要件に該当しなくなつた日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（記録）

第二十八条 実施機関は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。

（訂正の請求）

第二十八条之二 第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者は、前条の原簿（以下「厚生年金保険原簿」という。）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（第一号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実で

ない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができ。

2 前項の規定は、第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した被保険給付の受給権者
遺族厚生年金を受けることができる遺族者	死亡した第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者

3 第一項の規定は、第七十八条の六第三項又は第七十八条の十四第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）を有する者（第一号厚生年金被保険者であり、又はあつた者を除く。）について準用する。

（訂正に関する方針）

第二十八条之三 厚生労働大臣は、前条第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求（次条において「訂正請求」という。）に係る厚生年金保険原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第二十八条之四 厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。

第二十九条 厚生労働大臣は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認

可、第十八条第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定（第七十八条の六第一項及び第二項並びに第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定又は決定を除く。）を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について第一項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 厚生労働大臣は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

（確認の請求）

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八条第一項の規定による確認を請求することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

（被保険者に対する情報の提供）

第三十一条之二 実施機関は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

第三十一条之三 第二号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者、第三号厚生年金被保険

者であり、若しくはあつた者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者及びこれらに係る事業主については、この節の規定（第二十八条及び前条を除く。）は、適用しない。

第三章 保険給付

第一節 通則

（保険給付の種類）

第三十二条 この法律による保険給付は、次のとおりとし、政府及び実施機関（厚生労働大臣を除く。第三十四条第一項、第四十条、第七十九条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第八十四条の五第二項並びに第八十四条の六第二項並びに附則第二十三条の三において「政府等」という。）が行う。

- 一 老齢厚生年金
- 二 障害厚生年金及び障害手当金
- 三 遺族厚生年金

（裁定）

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、実施機関が裁定する。

（調整期間）

第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。）を政府等が保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

（端数処理）

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたとき

は、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

2 前項に規定するもののほか、保険給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第三十六条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(二期期支払の年金の加算)
第三十六条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額(一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

(未支給の保険給付)
第三十七条 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻であつたときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた被保険者又は被保険者であつた者の子であつて、その者の死亡によつて遺族厚生年金の支給の停止が解除されたものは、同項に規定する子とみなす。

3 第一項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたと

きは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

4 未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、政令で定める。

5 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(併給の調整)
第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く)を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く)又は国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く)を受けることができる場合における当該老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付(老齢厚生年金を除く)又は国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く)を受けることができる場合における当該遺族厚生年金についても、同様とする。

2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付について、この項の本条若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3 第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金たる保険給付について、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月分の支給が行われる場合は、その事由が生じたときにおいて、当該年金たる保険給付に係る前項の申請があつたものとみなす。

4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む)は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

(受給権者の申出による支給停止)
第三十八条の二 年金たる保険給付(この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く)は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金たる保険給付については、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給が解除されたときは、前項本文の年金たる保険給付の全額の支給を停止する。

3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(年金の支払の調整)
第三十九条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の支給が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

3 同一人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年金たる保険給付(厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項において同じ)を支給すべき場合において、年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として同法による年金たる給付の支

払が行われたときは、その支払われた同法による年金たる給付は、年金たる保険給付の内払とみなすことができる。

第三十九条の二 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

(損害賠償請求権)
第四十条 政府等は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府等は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。

(不正利得の徴収)
第四十条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)
第四十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができな

い。ただし、老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえる場合は、この限りでない。
2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができる。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

第二節 老齢厚生年金
(受給権者)
第四十二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときに、その各号に支給する。至

一 六十五歳以上であること。
二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が十年以上であること。

(年金額)

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。附則第十七条の六第一項及び第二十九條第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2 受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（第十四條第二号から第四号までのいずれかから該当するに至つた日であつては、その日）から起算して一月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対す

る当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被保険者に係る標準報酬平均額（各年度における標準報酬の総額を各年度における被保険者の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被保険者の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬の分布状況の変動を参照して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。）に対する当該年度の前々年度における被保険者に係る標準報酬平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率

三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

ロ ○・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の標準報酬（以下「前々年度の標準報酬」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

4 前三項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度（第四十三條の五において「基準年度」という。）以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を基準とする。

2 前年度の標準報酬及び前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 前二項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二條の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率（第一号に掲げる率を一を上回るときは、一）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。）を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金の被保険者（この法律又は国民年金法の被保険者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下この号において「公的年金被保険者総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者総数の比率の三乗根となる率

二 ○・九九七

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三條の二第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

四 名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、第四十三條の二第一項から第三項までの規定を適用する。

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

6 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合

ハ 名目手取り賃金変動率

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三條の二第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率

二 前々年度等の標準報酬に係る再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る再評価率の設定については、第四十三條の二第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る再評価率に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一をハに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

ニ 前々年度等の標準報酬に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬に係る基準年度以後再評価率（当該年度が基準年度である場合にあっては、再評価率）に、第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率（基準年度以後算出率が一となる場合にあっては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）を基準とする。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

三 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

4 物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

6 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十四条 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）の者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第四十七条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものと改定したもの（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離婚をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がやんだとき。

十 子が、二十歳に達したとき。

5 第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢厚生年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の二 削除

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日（以下この条において「一年を経過した日」という。）前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができ。ただし、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

2 一年を経過した日以後に次の各号に掲げる者が前項の申出（第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）をしたときは、当該各号に定める日において、前項の申出があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十年を経過した日（次号において「十年を経過した日」という。）前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 十年を経過した日以後にある者（前号に該当する者を除く。） 十年を経過した日

3 第一項の申出（第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項及び第四十四条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎とし

定にかかわらず、第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

5 第一項から第三項までの基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第五項に規定する特別調整率

ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

ニ 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

4 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものと改定したもの（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

4 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四 配偶者が、六十五歳に達したとき。

五 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六 養子縁組による子が、離婚をしたとき。

七 子が、婚姻をしたとき。

八 子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がやんだとき。

十 子が、二十歳に達したとき。

て第四十三条第一項の規定の例により計算した額及び第四十六条第一項の規定の例により計算したその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額とする。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に当該老齢厚生年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日以後にあるとき。

二 当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第四十五条 老齢厚生年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。)

である日又は七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月の間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。次項において同じ。)については、その者の標準報酬月額に相当する額とその月の間の標準賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額とする。以下「総報酬月額相当額」という。及び老齢厚生年

金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額(以下この項において「基本月額」という。)との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項において「支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(同条第四項に規定する加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

2 第二十条から第二十五条までの規定は、前項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額)を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

4 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

5 第一項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6 第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、老齢厚生年金(その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。)、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、

老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第三節 障害厚生年金及び障害手当金(障害厚生年金の受給権者)

第四十七条 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。以下同じ。))があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

第四十七条の二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者であつて、障害認定日において前条第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態になつたものが、同日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の請求があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

2 前条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

2 障害厚生年金の受給権者が前項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の受給権を取得したときは、従前の障害厚生年金の受給権は、消滅する。

第四十九条 期間を定めて支給を停止されている障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金は、従前の障害厚生年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の障害を併合しない障害の程度による障害厚生年金を支給する。

2 障害厚生年金の受給権者が更に障害厚生年金の受給権を取得した場合において、新たに取得

した障害厚生年金が第五十四条第一項の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害厚生年金を支給する。

(障害厚生年金の額)

第五十条 障害厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

2 障害の程度が障害等級の一級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額の百分の百二十五に相当する額とする。

3 障害厚生年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの項に定める額とする。

4 第四十八条第一項の規定による障害厚生年金の額は、その額が同条第二項の規定により消滅した障害厚生年金の額より低額であるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の障害厚生年金の額に相当する額とする。

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によつて生計を維持しているものの六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持しているものの六十五歳未満の配偶者を有するに至つたことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

4 第四十四条第四項（第五号から第十号までを除く。）の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害厚生年金について準用する。

5 第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によつて生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に必要事項は、政令で定める。

第五十一条 第五十条第一項に定める障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項の規定による障害厚生年金については同項に規定する基準傷病に係る障害認定日とし、第四十八条第一項の規定による障害厚生年金については併合されたそれぞれの障害に係る障害認定日（第四十七条の三第一項に規定する障害については、同項に規定する基準障害に係る障害認定日）のうちいずれか遅い日とする。）の属する月後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

第五十二条 実施機関は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を調査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

2 障害厚生年金の受給権者は、実施機関に対し、障害の程度が増進したことに伴う障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金の受給権者取得した日又は第一項の規定による実施機関の調査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことができない。

4 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第五十四条第二項ただし書において同じ。）に係る当該初診日において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項及び同条第二項ただし書において「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、

当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、全てのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、実施機関に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

7 第一項から第三項まで及び前項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限る。）については、適用しない。

第五十二条の二 障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく）に支給されるものを除く。）の受給権を有するに至つたときは、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害と当該障害基礎年金の支給事由となつた障害とを併合した障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。

2 障害厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金の受給権を有する場合において、同法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、これらの規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害厚生年金の額を改定する。

第五十三条 障害厚生年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。
二 障害等級に該当する程度の障害の状態にならなかつたとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度を超過したとき、ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。
三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

第五十五条 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病の治つた日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条 前条の規定により障害の程度を定めるべき日において次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一 死亡したとき。
二 障害等級に該当する程度の障害の状態にならなかつたとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度を超過したとき、ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過していないときを除く。
三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく三年を経過したとき。ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

3 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

第五十五条 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であつた者が、当該初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病の治つた日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第五十六条 前条の規定により障害の程度を定めるべき日において次の各号のいずれかに該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一 死亡したとき。
二 障害等級に該当する程度の障害の状態にならなかつたとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して障害等級に該当する程度を超過したとき、ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第五十四条 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、六年間、その支給を停止する。

2 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止する。ただし、その支給を停止された障害厚生年金の受給権者が疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であつた場合であつて、当該傷病によりその他障害の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害（その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害）とを併合した障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

一 年金たる保険給付の受給権者（最後に障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害厚生年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）を除く。）

二 国民年金法による年金たる給付の受給権者（最後に障害状態に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）

三 当該傷病について国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）若しくは同法に基づく条例、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第四十三号）若しくは労働基準法第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付又は船員保険法による障害を支給事由とする給付を受ける権利を有する者（障害手当金の額）

第五十七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額とする。ただし、その額が同条第三項に定める額に二を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。

第四節 遺族厚生年金（受給権者）

第五十八条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。ただし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時被保険者であつたものを含む。）が、死亡したとき。

二 被保険者であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三 障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき。

四 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2 前項の場合において、死亡した被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみ該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。（遺族）

第五十九条 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母（以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父母」という。）であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。以下この条において同じ。）その者によつて生計を維持したものとす。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか、又は二十歳未満で障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族厚生年金を受け得る遺族としない。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の

当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

4 第一項の規定の適用上、被保険者又は被保険者であつた者によつて生計を維持していたことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。（死亡の推定）

第五十九条の二 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三月以内を明らかにした場合又はこれら者の死亡の時期が三月以内に明らかとなつたとき、その死亡の時期が明らかでない場合には、遺族厚生年金の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又はその者が行方不明となつた日に、その者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた被保険者若しくは被保険者であつた者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた被保険者若しくは被保険者であつた者の死亡が三月以内を明らかにした場合又はこれら者の死亡の時期が三月以内に明らかでない場合には、その死亡の時期が明らかでない場合には、同様に推定する。

第六十条 遺族厚生年金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める額とする。

一 第五十九条第一項に規定する遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が遺族厚生年金の受給権を取得したとき、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額。ただし、第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百として計算した額とする。

二 第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金の受給権を有する配偶者が遺族

厚生年金の受給権を取得したとき、前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうち多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金の額（第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算された老齢厚生年金にあつては、同項の規定を適用しない額とする。次条第三項及び第六十四条の二において同じ。）に二分の一を乗じて得た額

2 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が一人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、前項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るときは、当該合算した額に、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が第四十三条第二項又は第三項の規定により改定されたときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号の規定により計算される額が、当該改定後の老齢厚生年金の額を基礎として算定した同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額以上であるときは、この限りでない。

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した

厚生年金の受給権を取得したとき、前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうち多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金の額（第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算された老齢厚生年金にあつては、同項の規定を適用しない額とする。次条第三項及び第六十四条の二において同じ。）に二分の一を乗じて得た額

2 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が一人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、前項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るときは、当該合算した額に、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が第四十三条第二項又は第三項の規定により改定されたときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号の規定により計算される額が、当該改定後の老齢厚生年金の額を基礎として算定した同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額以上であるときは、この限りでない。

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した

厚生年金の受給権を取得したとき、前号に定める額又は次のイ及びロに掲げる額を合算した額のうち多い額

イ 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額

ロ 当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金の額（第四十四条第一項の規定により加給年金額が加算された老齢厚生年金にあつては、同項の規定を適用しない額とする。次条第三項及び第六十四条の二において同じ。）に二分の一を乗じて得た額

2 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が一人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、前項第一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

3 前二項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたときは、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

2 前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を取得した日において、同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額が同項第一号に定める額を上回るときは、当該合算した額に、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

3 前条第一項第二号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金の額が第四十三条第二項又は第三項の規定により改定されたときは、当該老齢厚生年金の額が改定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。ただし、前条第一項第一号の規定により計算される額が、当該改定後の老齢厚生年金の額を基礎として算定した同項第二号イ及びロに掲げる額を合算した額以上であるときは、この限りでない。

第六十二条 遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）の受給権者である妻であつてその権利を取得した

当時四十歳以上六十五歳未満であつたもの又は四十歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるときは、第六十条第一項第一号の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算する。

2 前項の加算を開始すべき事由又は同項の加算を廃止すべき事由が生じた場合における年金の額の改定は、それぞれ当該事由が生じた月の翌月から行う。

（失権）

第六十三条 遺族厚生年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- 三 直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

五 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から起算して五年を経過したとき。

- イ 遺族厚生年金の受給権を取得した当時三十歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき
- ロ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき

当該遺族厚生年金の受給権を取得した日

2 子又は孫の有する遺族厚生年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 子又は孫について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、子又は孫が障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にあるときを除く。
- 二 障害等級の二級又は三級に該当する障害の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。ただし、子又は孫が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。
- 三 子又は孫が、二十歳に達したとき。

3 父母、孫又は祖父の母の有する遺族厚生年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

（支給停止）

第六十四条 遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について労働基準法第七十九条の規定による遺族補償の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から六年間、その支給を停止する。

第六十五条 遺族厚生年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金の額に相当する部分の支給を停止する。

第六十六条 第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金は、その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、同項の規定により加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第六十七条 夫、父母又は祖父の母に対する遺族厚生年金は、受給権者が六十歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、この限りでない。

第六十八条 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が前条本文、次項本文又は次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

2 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であつて子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十九条 配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が一年以上明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者又は子は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十条 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者が所在が一年以上明らかでないときは、その者の所在が一年以上明らかでないときは、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族厚生年金の支給を停止された者は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により遺族厚生年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第六十九条から第七十二条まで 削除

第五節 保険給付の制限

第七十三条 被保険者又は被保険者であつた者が、故意に、障害又はその直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該障害を支給事由とする障害厚生年金又は障害手当金は、支給しない。

第七十四条 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、若しくはこれらの障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわれないことができる。

第七十四条 障害厚生年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第五十二条第一項の規定による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして、同項の規定による改定を行うことができる。

第七十五条 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基づく保険給付は、行わない。ただし、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による確認の請求又は第二十八条の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による訂正の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

第七十六条 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であつた者が故意に死亡させた者又は被保険者であつた者の死亡によつて遺族厚生年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

2 遺族厚生年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十七条 年金たる保険給付は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

- 一 受給権者が、正当な理由がなくて、第九十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 二 障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子が、正当な理由がなくて、第九十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による診断を拒んだとき。
- 三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき。

第七十八條 受給権者が、正当な理由がなくて、第九十八條第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

2 第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づき保険給付については、前項の規定は、適用しない。

第三章の二 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八條の二 第一号改定者(被保険者又は被保険者であつた者であつて、第七十八條の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。)又は第二号改定者(第一号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをいう。以下同じ。)は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他の厚生労働省令で定める事由をいう。以下この章において同じ。)をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該離婚等について対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下同じ。)に係る被保険者期間の標準報酬(第一号改定者及び第二号改定者(以下これらの者を「当事者」という。))の標準報酬をいう。以下この章において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合(当該改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合をいう。以下同じ。)について合意しているとき。

二 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき。

2 前項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求(以下「標準報酬改定請求」という。)について、同項第一号の当事者の合意のための協

議が調われないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。

3 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省令で定める方法によりしななければならない。

(請求すべき按分割合)

第七十八條の三 請求すべき按分割合は、当事者それぞれの対象期間標準報酬総額(対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額(第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)と標準賞与額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。)内で定めなければならない。

2 次条第一項の規定により按分割合の範囲について情報の提供(第七十八條の五の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が受けた資料の提供を含み、これが複数あるときは、その最後のものをいう。以下この項において同じ。)を受けた日(対象期間の末日前であつて対象期間の末日までの間が一年を超えない場合その他の厚生労働省令で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にかかわらず、当該情報の提供を受けた按分割合の範囲を、同項の按分割合の範囲とすることができる。(当事者等への情報の提供等)

第七十八條の四 当事者又はその一方は、実施機関に対し、主務省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて次項に規定するものの提供を請求することができる。ただし、当該請求が標準報酬改定請求後に行われた場合又は第七十八條の二第一項ただし書に該当する場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

2 前項の情報、対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲、これらの算定の基礎となる期間そ

の他厚生労働省令で定めるものとし、同項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとす。

第七十八條の五 実施機関は、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官に対し、その求めに応じて、第七十八條の二第二項の規定による請求すべき按分割合に関する処分を行うために必要な資料を提供しなければならない。

(標準報酬の改定又は決定)

第七十八條の六 実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準報酬月額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準報酬月額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準報酬月額(第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)を、次号において同じ。)に、一から改定割合(按分割合を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額)を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準報酬月額(標準報酬月額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 実施機関は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一 第一号改定者 改定前の標準賞与額にか一から改定割合を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号改定者 改定前の標準賞与額(標準賞与額を有しない月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の被保険者期間であつて第二号改定者の被保険者期間でない期間については、第二号改定者の被保険者期間であつたものとみなす。

4 第一号及び第二号の規定により改定され、又は決定された標準報酬は、当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かってのみその効力を有する。

(記録)

第七十八條の七 実施機関は、厚生年金保険原簿に前条第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、離婚時みなし被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。

(通知)

第七十八條の八 実施機関は、第七十八條の六第一号及び第二号の規定により標準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

(省令への委任)

第七十八條の九 第七十八條の二から前条までに定めるもののほか、標準報酬改定請求及び標準報酬の改定又は決定の手續に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(老齢厚生年金等の額の改定)

第七十八條の十 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三條第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間(対象期間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2 障害厚生年金の受給権者について、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係る標準報酬が第七十八條の六第一号及び第二項の規定により改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬を基礎として、当該標準報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、第五十條第一項後段の規定が適用されている障害厚生年金については、離婚時みなし被保険者期間は、その計算の基礎としない。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

第七十八條の十一 第七十八條の六第一号及び第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付については、この法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲

げられた事項を適用する。

ける規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

第四 第十四 条第 一項	被保険者期間（第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（以下「離婚時みなし被保険者期間」という。）を除く。以下この項において同じ。）の月数が二百四十以上	被保険者期間（第七十八條の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第四 第十六 条第 一項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八條の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第五 第十八 条第 一項	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の

（政令への委任）
第七十八條の十二 この章に定めるもののほか、離婚等を令で定める。
第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例

（被扶養配偶者に対する年金たる保険給付の基本的認識）
第七十八條の十三 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に關しては、第三章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところによる。
（特定被保険者及び被扶養配偶者についての標準報酬の特例）
第七十八條の十四 被保険者（被保険者であつた者を含む。以下「特定被保険者」という。）が被保険者であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第七條第一項第三号に該当していたものをいう。以下「同じ。」を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準

ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、実施機関に対し、特定期間（当該特定被保険者が被保険者であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間（次項及び第三項の規定により既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。以下この条において同じ。）の標準報酬（特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。以下この章において同じ。）の改定及び決定を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金（当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。第七十八條の二十において同じ。）の受給権者であるときその他の厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。
2 実施機関は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額（第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。
3 実施機関は、第一項の請求があつた場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に二分の一を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。
4 前二項の場合において、特定期間に係る被保険者期間については、被扶養配偶者の被保険者期間であつたものとみなす。
5 第二項及び第三項の規定により改定され、及び決定された標準報酬は、第一項の請求があつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。
（記録）
第七十八條の十五 実施機関は、厚生年金保険原簿に前条第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下「被扶養配偶者みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、被扶養配偶者みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬

その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。
（通知）
第七十八條の十六 実施機関は、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定及び決定を行ったときは、その旨を特定被保険者及び被扶養配偶者に通知しなければならない。
（省令への委任）
第七十八條の十七 前三條に定めるもののほか、第七十八條の十四第一項の規定による請求並びに同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定の手續に關し必要な事項は、主務省令で定める。
（老齢厚生年金等の額の改定の特例）
第七十八條の十八 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三條第一項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、第七十八條の十四第一項の請求があつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
2 第七十八條の十第二項の規定は、障害厚生年金の受給権者である被扶養配偶者について第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬の決定が行われた場合に準用する。この場合において、必要な読替えは、政令で定める。
（標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付の特例）
第七十八條の十九 第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付については、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。当該保険給付の額の計算及びその支給停止に關する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

第四 第十六 条第 一項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八條の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第五 第十八 条第 一項	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）
第七十八條の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八條の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第七十八條の十四第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であるときは、この限りでない。
2 前項の場合において、第七十八條の三第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）並びに第七十八條の六第一項及び第二項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）については、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬とする。
3 第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八條の十四第二

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）
第七十八條の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八條の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八條の十四第二

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）
第七十八條の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八條の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第七十八條の十四第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であるときは、この限りでない。
2 前項の場合において、第七十八條の三第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）並びに第七十八條の六第一項及び第二項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）については、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬とする。
3 第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八條の十四第二

第四 第十六 条第 一項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八條の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第五 第十八 条第 一項	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）
第七十八條の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八條の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに、第七十八條の十四第一項の請求があつたものとみなす。ただし、当該請求をした日において当該特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であるときは、この限りでない。
2 前項の場合において、第七十八條の三第一項の対象期間標準報酬総額の基礎となる当該特定期間に係る被保険者期間の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）並びに第七十八條の六第一項及び第二項の当該特定期間に係る被保険者期間の改定前の標準報酬（標準報酬月額）について、第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）については、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による改定及び決定後の標準報酬とする。
3 第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八條の十四第二

（標準報酬改定請求を行う場合の特例）
第七十八條の二十 特定被保険者又は被扶養配偶者が、離婚等（第七十八條の二第一項に規定する離婚等をいう。）をした場合において、第七十八條の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として第七十八條の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権を有しないときは、同条第二項に規定する情報は、第七十八條の十四第二

第四 第十六 条第 一項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八條の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）
第五 第十八 条第 一項	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の

項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとす

4 前項の規定は、第七十八條の五の求めがあつた場合に準用する。

5 第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月の標準報酬月額について第七十八條の十四第二項の規定により改定された場合における第七十八條の三第一項及び第七十八條の六第一項の規定の適用については、第七十八條の三第一項中「標準報酬月額(第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)」とあるのは「標準報酬月額」と、第七十八條の六第一項第一号中「標準報酬月額(第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額)」とあるのは「標準報酬月額」とする。

(政令への委任)

第七十八條の二十一 この章に定めるもののほか、被扶養配偶者である期間についての特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章の四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例

(年金たる保険給付の併給の調整の特例)

第七十八條の二十二 第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間(以下「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を有する者(以下「二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者」という。)であつて、一の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間(以下「一の期間」という。)に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく当該一の被保険者の種別と異なる他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間(以下「他の期間」という。)に基づく年金たる保険給付を受けることができるものについて、第三十八條の規定を適用する場合においては、同条第一項中「遺族厚生年金を給付」とあるのは「当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金及び遺族厚生年金を除く」と、「老齢厚生年金を除く」とあるのは「老齢厚生年金及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族厚生年金を除く」とする。

第七十八條の二十三 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る年金たる保険給付の受給権者について、一の期間に基づく第三十八條の二第一項に規定する年金たる保険給付についての同項の規定による申出又は同条第三項の規定による撤回は、当該一の期間に基づく年金たる保険給付と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく年金たる保険給付についての当該申出又は当該撤回と同時に行為しなければならぬ。

(年金の支払の調整の特例)

第七十八條の二十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の受給権者について、第三十九條第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項中「乙年金の受給権者」とあるのは「第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間(以下この条において「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち第七十八條の二十二に規定する一の期間(以下この条において「一の期間」という。)に基づく乙年金(以下この項において「乙年金」という。)の受給権者」と、「甲年金の受給権者」とあるのは「当該一の期間に基づく甲年金(以下この項において「甲年金」という。)の受給権者」と、同条第二項中「年金の支給」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金の支給」と、「年金が支払われたとき」とあるのは「当該年金が支払われたとき」と、「年金の内払」とあるのは「当該一の期間に基づく年金の内払」と、「年金を減額して」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく年金を減額して」と、「年金が支払われた場合」とあるのは「当該一の期間に基づく年金が支払われた場合」とする。

(損害賠償請求権の特例)

第七十八條の二十五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付について、第四十條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「その価額」とあるのは、「その価額をそれぞれの保険給付の価額に応じて按分した価額」とする。

(老齢厚生年金の受給権者及び年金額の特例) 第七十八條の二十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十二條(この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について、第四十三條(この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定を適用する場合には、同条第一項に規定する被保険者であつた全期間並びに同条第二項及び第三項に規定する被保険者であつた期間は、各号の厚生年金被保険者期間ごとに適用し、同条第一項に規定する被保険者期間は、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用し、同条第二項及び第三項に規定する被保険者の資格は、被保険者の種別ごとに適用する。

(老齢厚生年金に係る加給年金額の特例)

第七十八條の二十七 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして第四十四條(この法律及び他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の規定を適用する。

この場合において、同条第一項に規定する加給年金額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額に加算するものとする。

(老齢厚生年金の支給の繰下げの特例)

第七十八條の二十八 第四十四條の三の規定は、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について適用する。この場合において、同条第一項ただし書中「他の年金たる保険給付」とあるのは「他の年金たる保険給付(当該老齢厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される老齢厚生年金を除く。)」と、同条第四項中「第四十六條第一項」とあるのは「第七十八條の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六條第一項」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定により第四十四條の三第一項の規定を適用する場合には、一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の規定による申出は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該申出と同時に行為しなければならない。

3 第一項の規定により第四十四條の三第五項の規定を適用する場合には、一の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の同条第一項の申出をしないで行う当該一の期間に基づく老齢厚生年金の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に同項の申出をしないで行う当該他の期間に基づく老齢厚生年金の請求と同時に行為しなければならない。

(老齢厚生年金の支給停止の特例)

第七十八條の二十九 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第四十六條の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「第七十八條の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間(以下この項において「各号の厚生年金被保険者期間」という。)のうち同条に規定する一の期間(第六項において「一の期間」という。)に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の受給権者」と、「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額を合算して得た額」と、「第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする加算額を合算して得た額を除く」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額(第四十四條第一項に規定する加給年金額及び第四十四條の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に

係る被保険者期間を計算の基礎とする老齢厚生年金の全部」と、同条第六項中「被保険者期間の月数」とあるのは「被保険者期間の月数（その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間の月数とする。）とするほか、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害厚生年金の額のの特例）

第七十八條の三十 障害厚生年金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害厚生年金の額については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、障害厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（障害手当金の額のの特例）

第七十八條の三十一 障害手当金の受給権者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る当該障害手当金の額については、前条の規定を準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（遺族厚生年金の額のの特例）

第七十八條の三十二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるものに限る。）の額については、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族に係る遺族厚生年金（第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに支給するも

のとし、そのそれぞれの額は、死亡した者に係る二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして、遺族厚生年金の額の計算に関する規定により計算した額をそれぞれ一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎として第六十條第一項第一号の規定の例により計算した額に応じて按分した額とする。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の場合において、第六十二條第一項の規定による加算額は、政令で定めるところにより、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る被保険者期間を計算の基礎とする遺族厚生年金の額に加算するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算及びその支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

（障害厚生年金等に関する事務の特例）

第七十八條の三十三 第七十八條の三十の規定による障害厚生年金及び第七十八條の三十一の規定による障害手当金の支給に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る初診日における被保険者の種別に應じて、第二條の五第一項各号に定める者が行う。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に関する事務について準用する。

（遺族厚生年金の支給停止に係る申請の特例）

第七十八條の三十四 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の遺族について、二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に基づく遺族厚生年金を受けることができる場合には、一の期間に基づく遺族厚生年金については、第六十七條又は第六十八條第一項若しくは第二項の規定による申請は、当該一の期間に基づく遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく他の期間に基づく遺族厚生年金についての当該申請と同時に行為しなければならない。

（離婚等をした場合の特例）

第七十八條の三十五 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第七十八條の二第一項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬に於いての同項の規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時に行為しなければならない。

2 前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして第七十八條の二及び第七十八條の三の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに第七十八條の六及び附則第十七條の十の規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（被扶養配偶者である期間についてのの特例）

第七十八條の三十六 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、第七十八條の十四第一項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬についての同項の規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時に行為しなければならない。

2 前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間又は当該一の期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして第七十八條の十四第一項及び第七十八條の二十第一項の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに第七十八條の十四第二項及び第三項、第七十八條の二十第二項及び第五項並びに附則第十七條の十一から第十七條の十三までの規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第七十八條の三十七 この章に定めるもののほか、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止その他この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

第七十九條 政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に關し、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 教育及び広報を行うこと。
- 二 被保険者、受給権者その他の関係者（以下この条及び第百條の三の二第一項において「被保険者等」という。）に対し、相談その他の援助を行うこと。
- 三 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

2 政府等は、厚生年金保険事業の実施に必要な事務（国民年金法第九十四條の二第一項及び第二項の規定による基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担及び納付に伴う事務を含む。）を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、電子情報処理組織の運用を行うものとする。

3 政府は、第一項各号に掲げる事業及び前項に規定する運用の全部又は一部を日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせることができる。

第四章の二 積立金の運用

（運用の目的）

第七十九條の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「特別会計積立金」という。）及び実施機関（厚生労働大臣を除く。次条第三項において同じ。）の積立金のうち厚生年金保険事業（基礎年金拠出金の納付を含む。）に係る部分に相当する部分として政令で定める部分（以下「実施機関積立金」という。）をいう。以下この章において同じ。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十九條の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿つた運用に基づく納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計積立金を寄託することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。

（実施機関積立金の運用）

3 実施機関積立金の運用は、前条の目的に沿つて、実施機関が行うものとする。ただし、実施機関積立金の一部については、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は私立学校教職員共済法（以下「共済各法」という。）の目的に沿つて運用することができるも

のとし、この場合における同条の規定の適用については、同条中「専ら厚生年金保険」とあるのは、「厚生年金保険」とする。

（積立金基本指針）

第七十九条の四 主務大臣は、積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下「積立金基本指針」という。）を定めるものとする。

2 積立金基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
二 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項
三 積立金の管理及び運用に關し管理運用主体

（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）が遵守すべき基本的な事項
四 その他積立金の管理及び運用に關する重要事項
3 主務大臣は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、積立金基本指針に検討を加え、必要に応じ、これを変更するものとする。

4 積立金基本指針を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
5 財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、積立金基本指針の変更の案の作成を求めることができる。

6 主務大臣は、積立金基本指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。
（積立金の資産の構成の目標）

第七十九条の五 管理運用主体は、積立金基本指針に適合するよう、共同して、次条第一項に規定する管理運用の方針において同条第二項第三号の資産の構成を定めるに当たつて参酌すべき積立金の資産の構成の目標を定めなければならない。
2 管理運用主体は、財政の現況及び見通しが作成されたときその他必要があると認めるときは、共同して、前項に規定する積立金の資産の

構成の目標に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
3 管理運用主体は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、共同して、これを公表するとともに、主務大臣に送付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する積立金の資産の構成の目標が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、管理運用主体に対し、当該目標の変更を命ずることができる。
5 前項の規定による命令をしようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合するよう変更させるべき内容の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

（管理運用の方針）

第七十九条の六 管理運用主体は、その管理する積立金（地方公務員共済組合連合会にあつては、地方公務員共済組合連合会が運用する実施機関の実施機関積立金を含む。以下この章において「管理積立金」という。）の管理及び運用（地方公務員共済組合連合会にあつては、管理積立金の運用状況の管理を含む。以下この章において同じ。）を適切に行うため、積立金基本指針に適合するよう、かつ、前条第一項に規定する積立金の資産の構成の目標に即して、管理及び運用の方針（以下この章において「管理運用の方針」という。）を定めなければならない。

2 管理運用の方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針
二 管理積立金の管理及び運用に關し遵守すべき事項
三 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に關する事項
四 その他管理積立金の適切な管理及び運用に關し必要な事項

3 管理運用主体は、積立金基本指針が変更されたときその他必要があると認めるときは、管理運用の方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更しなければならない。
4 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該管理運用主体を所管する大臣（以下この章並びに第百条の三の三第二項第一号及び第三項において「所管大臣」という。）の承認を得なければならない。

5 管理運用主体は、管理運用の方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6 管理運用主体は、積立金基本指針及び管理運用の方針に従つて管理積立金の管理及び運用を行わなければならない。
7 所管大臣は、その所管する管理運用主体の管理運用の方針が積立金基本指針に適合しなくなつたと認めるときは、当該管理運用主体に対し、その管理運用の方針の変更を命ずることができる。

（管理運用主体に対する措置命令）

第七十九条の七 所管大臣は、その所管する管理運用主体が、管理積立金の管理及び運用に係る業務に關しこの法律の規定若しくはこれに基づく命令の規定に違反し、又は当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が、積立金基本指針若しくは当該管理運用主体の管理運用の方針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置又は当該管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針若しくは当該管理運用の方針に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

（管理積立金の管理及び運用の状況に關する公表及び評価）
第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完了後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。
2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に關する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。
3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。
4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「決算完了後」とあるのは、「独立行政法人通則

法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

（積立金の管理及び運用の状況に關する公表及び評価）
第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に關する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。

4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
（運用職員の責務）
第七十九条の十 積立金の運用に係る行政事務に従事する厚生労働省、財務省、総務省及び文部科学省の職員（政令で定める者に限る。以下「運用職員」という。）は、積立金の運用の目的に沿つて、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。
（秘密保持義務）
第七十九条の十一 運用職員は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（懲戒処分）
第七十九条の十二 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。

(年金積立金管理運用独立行政法人法等との関係)

第七十九条の十三 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の定めるところによる。(政令への委任)

第五章 費用の負担

(国庫負担等)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を負担する。

2 国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。次項において同じ。)の執行(実施機関(厚生労働大臣を除く。))によるものを除く。)に要する費用を負担する。

3 実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この項において同じ。)が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、この法律に定めるもののほか、共済各法の定めるところによる。(保険料)

第八十一条 政府等は、厚生年金保険事業に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二

平成十九年九月から平成二十年八月までの月分

千分の百四十九・九六

平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分

千分の百五十三・五〇

平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分

千分の百五十七・〇四

平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分

千分の百六十一・五八

平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分

千分の百六十五・二一

平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分

千分の百六十九・六六

平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分

千分の百七十三・二〇

平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分

千分の百七十七・七四

平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分

千分の百八十一・二八

平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分

千分の百八十五・八二

平成二十九年九月以後の月分

千分の百八十九・三〇

(育児休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二 育児休業等を行っている被保険者(次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。第三項において同じ。)が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の当該被保険者に係る保険料(その育児休業等の期間が一月以下である者については、標準報酬月額に係る保険料に限る。)の徴収は行わない。

一 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合

その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

二 その育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数として厚生労働省令で定めるところにより計算した日数が十四日以上である場合

当該月

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を

適用する場合においては、同項中「同じ。」が使用される事業所の事業主」とあるのは、「同じ。」とする。

3 被保険者が連続する二以上の育児休業等を行っている場合(これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。)における第一項の規定の適用については、その全部を一の育児休業等とみなす。(産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例)

第八十一条の二 産前産後休業等を行っている被保険者が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

2 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者が使用される事業所の事業主」とあるのは、「被保険者」とする。

第八十一条の三 削除

(保険料の負担及び納付義務)

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 被保険者が同時に二以上の事業所又は船舶に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

4 第二号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主(国家公務員共済組合法第九十九条第六項に規定する職員団体その他政令で定める者を含む。)」は、政令で定めるところにより」とする。

5 第三号厚生年金被保険者についての第一項の規定の適用については、同項中「事業主は」とあるのは、「事業主(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により給与を負担する都道府県その他政令で定める者を含む。)」は、政令で定めるところにより」とする。(保険料の納付)

第八十三条 毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。(口座振替による納付)

第八十三条の二 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確實と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。(保険料の源泉控除)

第八十四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料(被保険者とその事業所又は船舶に使用されなくなつた場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

3 事業主は、前二項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(保険料の徴収等の特例)

第八十四条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、第八十一条の二第一項、第八十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。

(交付金)

第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。

第八十四条の四 地方公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下この条及び第八十四条の七において同じ。）ごとに地方公務員共済組合に係る厚生年金保険給付費等として算定した金額を、当該地方公務員共済組合に対して交付する。

(拠出金及び政府の負担)
第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。

2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（基礎年金拠出金から第八十条第一項、国家公務員共済組合法第九十九条第四項第二号、地方公務員等共済組合法第九十九条第四項第二号又は私立学校教職員共済法第三十五条第一項に規定する基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額を控除した額をいう。次条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項第一号において同じ。）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(拠出金の額)
第八十四条の六 前条第一項の規定により実施機関が納付する拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額に、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額から、当該実施機関が納

付する基礎年金拠出金保険料相当分の額を控除した額とする。
一 標準報酬按分率
二 積立金按分率
2 前項の拠出金算定対象額は、当該年度における厚生年金保険給付費等の総額に、当該年度において政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分の合計額を加えた額とする。

3 第一項第一号の標準報酬按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。
一 実施機関ごとに、当該年度における当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員）たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額（第八十四条の八第一項において「実施機関における標準報酬の総額」という。）を、当該年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬の総額として政令で定めるところにより算定した額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 当該年度以前の直近の財政の現況及び見通しにおける財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の合計額の予想額に対する保険料、この法律に定める徴収金その他政令で定めるものの合計額の予想額の占める割合を平均したものととして厚生労働省令で定めるところにより算定した率（次項第二号において「保険料財源比率」という。）

4 第一項第二号の積立金按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。
一 実施機関ごとに、当該年度の前年度における実施機関積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下この号において「実施機関の積立金額」という。）を、当該年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の額及びこれに相当するものとして政令で定めるものの額の合計額（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）と実施機関の積立金額との合計額で除して得た率を基準として、厚生労働

省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率
二 一から保険料財源比率を控除した率
5 厚生労働大臣は、第三項各号及び前項第一号に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第八十四条の七 地方公務員共済組合は、政令で定めるところにより、毎年度、地方公務員共済組合連合会が納付すべき拠出金の額のうち、前条の規定により算定した額に準ずるものとして政令で定めるところにより算定した額を負担する。
(報告等)
第八十四条の八 厚生労働大臣は、実施機関に対し、当該実施機関を所管する大臣を経由して、当該実施機関における標準報酬の総額その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

2 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、前項の報告を行うものとする。
3 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、第八十四条の五第三項に規定する予想額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、第八十四条の五第三項に規定する予想額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

5 厚生労働大臣は、前各項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。
第八十四条の九 厚生労働大臣は、第八十四条の三から前条までの規定の適用に関し必要があると認めるときは、実施機関を所管する大臣に対し、当該実施機関に係る同条第一項の報告に関し監督上必要な命令を発し、又は当該職員に当該実施機関の業務の状況を監査させることを求めることができる。

(政令への委任)
第八十四条の十 第八十四条の三から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び拠出金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の繰上徴収)

第八十五条 保険料は、次の各号に掲げる場合において、納期前であっても、すべて徴収することができる。
一 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合
イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。
ロ 強制執行を受けるとき。
ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。
ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人たる納付義務者が、解散をした場合
三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合
四 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合
(保険料等の督促及び滞納処分)
第八十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、發することができる。
4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

5 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

- 一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。
 - 二 前条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。
 - 6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならぬ。
- 第八十七条 (延滞金)**
- 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 保険料額が千円未満であるとき。
 - 二 納期を繰り上げて徴収するとき。
 - 三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にならぬため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
 - 2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。
 - 3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
 - 4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。
 - 5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
 - 6 第四十条の二の規定による徴収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。この場合において、第一項中「年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日

- までの期間については、年七・三パーセント)とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。
- 第八十七条の二 (保険料の滞納処分等の特例)**
- 号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料の繰上徴収、保険料その他この法律の規定による徴収金の督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収については、前三条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。
- 第八十八条 (先取特権の順位)**
- 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 第八十九条 (徴収に関する通則)**
- 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。
- 第八十九条の二 (適用除外)**
- 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者に係る保険料その他この法律の規定による徴収金については、前二条の規定は、適用しない。
- 第六章 不服申立て**
- 第九十条 (審査請求及び再審査請求)**
- 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第二十八条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる者による被保険者の資格又は保険給付に関する処分不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。
 - 一 第二条の五第一項第二号に定める者 国家公務員共済組合法に規定する国家公務員共済組合審査会
 - 二 第二条の五第一項第三号に定める者 地方公務員等共済組合法に規定する地方公務員共済組合審査会
 - 三 第二条の五第一項第四号に定める者 私立学校教職員共済法に規定する日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会
 - 3 第一項の審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査

- 官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。
- 4 第一項及び第二項の審査請求並びに第一項の再審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関するときは、裁判上の請求とみなす。
 - 5 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。
 - 6 第二項、第四項及び前項に定めるもののほか、第二項に規定する処分についての審査請求については、共済各法の定めるところによる。
 - 第九十一条 厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
 - 2 前条第二項第一号及び第二号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。
 - 3 前条第二項第三号に掲げる者による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は督促若しくは国税滞納処分の例による処分不服がある者は、同号に定める者に対して審査請求をすることができる。
 - 4 前二項に定めるもののほか、前二項の審査請求については、共済各法の定めるところによる。
- (行政不服審査法の適用関係)**
- 第九十一条の二 第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び第九十条第一項の再審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章(第二十二条を除く。)及び第四章の規定は、適用しない。**
- (審査請求と訴訟との関係)**
- 第九十一条の三 第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。**
- 第七章 雑則**
- 第九十二条 (時効)**
- 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年

- を経過したとき、保険給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき、保険給付の返還を受ける権利は、これを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。
- 2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
 - 3 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
 - 4 保険料その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。
 - 5 第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利については、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十一条の規定を適用しない。
- (期間の計算)**
- 第九十三条** この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。
- 第九十四条 削除**
- (戸籍事項の無料証明)**
- 第九十五条** 市町村長は、実施機関又は受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。
- (受給権者に関する調査)**
- 第九十六条** 実施機関は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(診断)

第九十七条 実施機関は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による当該職員の診断について準用する。

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生労働省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生労働省令の定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

2 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働省令の定める事項を厚生労働大臣に届け出、又は事業主に申し出なければならない。

3 受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める受給権者の死亡については、同法の規定による死亡の届出をした場合(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、この限りでない。

5 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者、これらの者に係る事業主及び第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者については、前各項の規定は、適用しない。(事業主の事務)

第九十九条 厚生年金保険の施行に必要な事務は、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

2 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る事業主については、前項の規定は、適用しない。(立入検査等)

第一百条

厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は第十條第二項の同意をした事業主(第四項、第一百一条第二項及び第一百三條において「適用事業所等の事業主」という。)に対し、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第九十六條第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る適用事業所等の事業主については、前三項の規定は、適用しない。(資料の提供)

第一百條之二 実施機関は、相互に、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項、受給権者に対する保険給付の支給状況その他実施機関の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 実施機関は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署(実施機関を除く。)に対し、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

3 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する国民年金法による年金たる給付又は受給権者の配偶者に対する第四十六條第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、これらの給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者(以下この項において「被保険者等」という。)又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。)、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。(報告)

第一百條之三 実施機関(厚生労働大臣を除く。以下この条において同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、第四十三條の第二項第二号イに規定する標準報酬平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する標準報酬平均額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、実施機関を所管する大臣に報告を行うものとする。

3 実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4 前項の規定による報告は、厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣が適当と認める場合には、実施機関を所管する大臣を経由しないで行うことができる。

5 第三項の厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項について、実施機関を所管する行政機関が保有する統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第十項に規定する行政記録情報を用いることにより把握することができる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事項について、当該行政機関の長に報告を求め、当該行政機関の長が報告を行つた事項については、第三項の規定による報告を行うことを要しない。

(実施機関相互間の連絡調整)

第一百條之三之二 実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。

2 前項の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定めらる。

(主務大臣等)

第一百條之三之三 第四章の二及び第三項における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣又は地方公務員等共済組合法第四十四條の二十九第一項の規定による主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるところとする。

一 第七十九條の八第一項及び第二項の主務省令

二 第七十九條の九第一項の主務省令

三 所管大臣は、前項第一号に掲げる主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議するものとする。(国家公務員法及び地方公務員法との関係)

第一百條之三之四 厚生年金保険は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する国家公務員又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条に規定する一般職に属する地方公務員については、それぞれ国家公務員法第七條に規定する年金制度又は地方公務員法第四十三條に規定する共済制度の一部とする。(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第一百條之四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第六條第三項及び第八條第一項の規定による認可

二 第八條の二第一項の規定による承認

三 第六條第四項及び第八條第二項の規定による申請の受理

二 第十條第一項、第十一條（附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）及び附則第四條の五第一項の規定による認可

三 第十八條第一項の規定による確認

四 第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項及び第二十三條の三第一項（これらの規定を第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準報酬月額額の決定又は改定（第二十二條の二第一項、第二十三條の三第一項及び第二十六條第一項の規定による申出の受理を含み、第二十四條第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

五 第二十四條の二（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によるものとされる船員保険法第十七條から第二十條まで及び第二十三條の規定による標準報酬月額額の決定又は改定（同法第十九條第一項の規定による申出の受理を含み、同法第二十二條第二項の規定により算定する額を報酬月額として決定又は改定する場合を含む。）

六 第二十四條の四第一項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による標準賞与額の決定（第二十四條の四第二項において準用する第二十四條第一項の規定により算定する額を標準賞与額として決定する場合を含む。）

七 第二十七條（附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第三十條第一項（附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

七の二 第二十八條の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理

八 第二十九條第一項（附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十九條第三項（第三十條第二項（附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）を含む。）及び附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理並びに第二十九條第四項及び第五項（これらの規定を第三十條第二項及び附則第四條の五第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告

九 第三十一條第一項の規定による請求の受理及び同条第二項の規定による請求の却下

十 第三十三條の規定による請求の受理

十一 第三十八條第二項の規定による申請の受理

十二 第三十八條の二第一項の規定による申出の受理

十三 第四十四條第五項の規定による認定

十四 第四十四條の三第一項の規定による申出の受理並びに附則第七條の三第一項及び第十三條の四第一項の規定による請求の受理

十五 第四十七條の二第一項の規定による請求の受理

十六 第五十二條第二項及び第四項の規定による請求の受理

十七 第五十八條第二項の規定による申出の受理

十八 第五十九條第四項の規定による認定

十九 第六十七條並びに第六十八條第一項及び第二項の規定による申請の受理

二十 削除

二十一 第七十八條の二第一項及び第七十八條の四第一項の規定による請求の受理

二十二 第七十八條の五の規定による資料の提供

二十三 第七十八條の六第一項の規定による標準報酬月額額の改定又は決定及び同条第二項の規定による標準賞与額の改定又は決定

二十四 第七十八條の八の規定による通知

二十五 第七十八條の十四第一項の規定による請求の受理、同条第二項の規定による標準報酬月額額の改定及び決定並びに同条第三項の規定による標準賞与額の改定及び決定

二十六 第七十八條の十六の規定による通知

二十七 第八十一條の二第一項及び第八十一條の二の二第一項の規定による申出の受理

二十八 第八十三條の二の規定による申出の受理及び承認

二十九 第八十六條第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

三十 第八十九條の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六條第一項の規定の例による納入の告知、同法

第四十二條において準用する民法第四百二十三條第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六條の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに搜索を除く。）

三十一 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）第四百四十一條の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第四百四十一條の二の規定による物件の留置き並びに同法第四百四十二條の規定による搜索

三十二 第九十五條の規定による戸籍事項に関する証明書の受領

三十三 第九十六條第一項（附則第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び質問

三十四 第九十七條第一項の規定による命令及び診断

三十五 第九十八條第一項から第四項まで（同項を附則第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理及び第九十八條第三項の規定による書類その他の物件の受領

三十六 第一百條第一項（附則第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の規定による命令並びに質問及び検査

三十七 第一百條の二第二項から第四項までの規定による資料の提供の求め（第三十二号に掲げる証明書の受領を除く。）

三十八 次条第二項の規定による報告の受理

三十九 附則第四條の三第一項及び第四項の規定による申出の受理

四十 附則第七條の二第一項及び第二項の規定による確認

四十一 附則第九條の二第一項の規定による請求の受理

四十二 附則第二十九條第一項の規定による請求の受理

四十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

機構は、前項第二十九号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第三十一号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要がある

と認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不相当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は前項の規定により自ら行つていない第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととするとき（次項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定により自ら行うこととした滞納処分等について、機構から引き継いだ当該滞納処分等の対象となる者が特定されている場合には、当該者に対し、厚生労働大臣が当該者に係る滞納処分等を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣が、第三項の規定により第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を自ら行うこととし、又は第三項の規定により自ら行つていない第一項各号に掲げる権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における同項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前各項に定めるもののほか、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（財務大臣への権限の委任）

第一百條の五 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第三十号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「滞納処分等その他の処分」という。）に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるた

め保険料その他この法律の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 財務大臣は、前項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

3 前条第五項の規定は、第一項の委任に基づき、財務大臣が滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行う場合の財務大臣による通知について準用する。この場合において、必要な技術的代替えその他滞納処分等その他の処分の対象となる者に対する通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4 財務大臣が、第一項の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行うこととし、又は同項の委任に基づき行つていく滞納処分等その他の処分の権限の全部若しくは一部を行わないこととする場合における滞納処分等その他の処分の権限に係る事務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 財務大臣は、第一項の規定により委任された権限、第二項の規定による権限及び第三項において準用する前条第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）
第百条の六 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を

有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。（滞納処分等実施規程の認可等）

第百条の七 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

（機構が行う立入検査等に係る認可等）
第百条の八 機構は、第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 機構が第百条の四第一項第三十三号、第三十四号又は第三十六号に掲げる権限に係る事務を行う場合における第七十七条第一号、第九十六条、第九十七条及び第百条第一項の規定の適用については、これらの規定中「当該職員」とあるのは、「機構の職員」とする。

（地方厚生局長等への権限の委任）
第百条の九 この法律に規定する厚生労働大臣の権限（第百条の五第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令（第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限にあつては、政令）で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

3 第一項の規定により第二十八条の四に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（前項の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む。）には、同条第三項中「社会保障審議会」とあるのは、「地方厚生局に置かれる政令で定める審議会」とする。（機構への事務の委託）

第百条の十 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。ただし、第三十二号の三に掲げる事務は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。
一 第二十五条の規定による価額の決定に係る事務（当該決定を除く。）
二 第二十八条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）
三 第三十一条の規定による情報の通知に係る事務（当該通知を除く。）
四 第三十三条（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による裁定に係る事務（第百条の四第一項第十号に掲げる請求の受理及び当該裁定を除く。）
五 第三十七条第一項（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第三項の規定による請求の内容の確認に係る事務

六 第三十八条第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）
七 第三十八条の二第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項第十二号に掲げる申出の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

八 第四十条の二（附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

九 第四十二条並びに附則第七條の三第三項、第八條及び第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の支給に係る事務（第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに当該老齢厚生年金の裁定を除く。）
十 第四十三條第二項及び第三項、第四十四條第三項及び第四項（これらの規定を附則第九

條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第七條の三第五項、第九條の二第二項及び第四項、第九條の三第三項及び第五項、第九條の四第四項及び第六項、第十三條の四第五項及び第六項並びに第十三條の五第三項、第四項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務（第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）

十一 第四十四條第一項ただし書（附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第四十四條第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）並びに第四十六條第一項及び第六項並びに附則第七條の四第一項及び第四項（これらの規定を附則第十一條の五及び第十三條の六第三項において準用する場合を含む。）、第七條の五第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項、第十一條の二第一項及び第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第一項及び第二項、第十一條の六第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第十三條の四第八項、第十三條の五第五項及び第六項並びに第十三條の六第一項及び第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

十二 第四十七條第一項、第四十七條の二第三項、第四十七條の三第一項、第四十八條第一項及び第四十九條の規定による障害厚生年金の支給に係る事務（第百条の四第一項第十五号に掲げる請求の受理及び当該障害厚生年金の裁定を除く。）

十三 第四十九條第一項、第五十四條第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第四十六條第六項の規定による障害厚生年金の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項

並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）及び附則第七條の三第五項、第九條の二第二項及び第四項、第九條の三第三項及び第五項、第九條の四第四項及び第六項、第十三條の四第五項及び第九項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る事務（第百条の四第一項第十四号に掲げる申出及び請求の受理並びに同項第四十一号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）
十一 第四十四條第一項ただし書（附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項並びに第九條の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による第四十四條第一項ただし書に規定する当該子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）並びに第四十六條第一項及び第六項並びに附則第七條の四第一項及び第四項（これらの規定を附則第十一條の五及び第十三條の六第三項において準用する場合を含む。）、第七條の五第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項、第十一條の二第一項及び第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第一項及び第二項、第十一條の六第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）、第十三條の四第八項、第十三條の五第五項及び第六項並びに第十三條の六第一項及び第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による老齢厚生年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

第十一号に掲げる申請の受理及び当該支給の停止に係る決定を除く。）

十四 第五十条の二第三項、同条第四項において準用する第四十四条第四項、第五十二条第一項及び第五十二条の二の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（第百条の四第一項第十五号の二に掲げる認定及び同項第十六号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。）

十五 第五十五条第一項及び第五十六条の規定による障害手当金の支給に係る事務（当該障害手当金の裁定を除く。）

十六 第五十八条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務（当該遺族厚生年金の裁定を除く。）

十七 第六十一条（同条第一項を第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による遺族厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

十八 第六十四条から第六十七条まで並びに第六十八条第一項及び第二項の規定による遺族厚生年金の支給の停止に係る事務（第百条の四第一項第十一号及び第十九号に掲げる申請の受理並びに当該支給の停止に係る決定を除く。）

十九 第七十三条の規定による障害厚生年金又は障害手当金の支給に係る事務（当該障害厚生年金又は障害手当金の裁定を除く。）

二十 第七十三条の二及び第七十五条（附則第二十九條第九項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付の支給に係る事務（当該保険給付の裁定を除く。）

二十一 第七十四条の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十二 第七十六条第一項の規定による遺族厚生年金の支給に係る事務（当該遺族厚生年金の裁定を除く。）

二十三 第七十七条の規定による年金たる保険給付の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

二十四 第七十八条第一項の規定による保険給付の支払の一時差止めに係る事務（当該支払の一時差止めに係る決定を除く。）

二十五 第七十八条の七の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二十六 第七十八条の十第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害

厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十七 第七十八条の十五の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二十八 第七十八条の十八第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項において準用する第七十八条の十第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二第一項及び第三項、第八十一条の二の二第一項並びに第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十 第八十三条第二項及び第三項の規定による納付に係る事務（納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなす決定及びその旨の通知を除く。）

三十一 第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務（当該督促及び督促状を発すること（督促状の発送に係る事務を除く。）を除く。）

三十二 第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金（同条第六項の規定により保険料とみなされた第四十条の二の規定による徴収金に係るものを含む。）の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十九号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十三 第八十八条の三第三項の厚生年金保険に関する事業状況の把握に係る事務

三十四 附則第二十八條の三第三項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務（当該特例老齢年金の裁定を除く。）

三十五 附則第二十八條の三第三項の規定による特例老齢年金の支給に係る事務（当該特例老

齢年金の裁定を除く。）

三十六 附則第二十八條の四第一項の規定による特例遺族年金の支給に係る事務（当該特例遺族年金の裁定を除く。）

三十七 附則第二十九條第二項の規定による脱退一時金の支給に係る事務（第百条の四第一項第四十二号に掲げる請求の受理及び当該脱退一時金の裁定を除く。）

三十八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条その他の厚生労働省令で定める法律の規定による求めに応じたこの法律の実施に関し厚生労働大臣が保有する情報の提供に係る事務（当該情報の提供及び厚生労働省令で定める事務を除く。）

三十九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

四十 厚生労働大臣は、機構が天災その他の事由により前項各号に掲げる事務の全部又は一部を実施することが困難又は不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

四十一 前二項に定めるもののほか、機構又は厚生労働大臣による第一項各号に掲げる事務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。（機構が行う収納）

四十二 厚生労働大臣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他この法律の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

四十三 前項の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに業務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

四十四 機構は、第一項の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。

四十五 機構は、厚生労働省令で定めるところにより、収納に係る事務の実施状況及びその結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

四十六 機構は、前二項に定めるもののほか、厚生労働大臣が定める収納に係る事務の実施に関する規程に従つて収納を行わなければならない。

四十七 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による保険料等の収納について必要な事項は、政令で定める。

（情報の提供）

第百条の十二 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に關して必要な情報の提供を行うものとする。

（厚生労働大臣と機構の密接な連携）

第百条の十三 厚生労働大臣及び機構は、厚生年金保険事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

（研修）

第百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に關する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（経過措置）

第百条の十五 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（実施規定）

第百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令又は主務省令で定める。

第八章 罰則

第百二條 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七條の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九條第二項（第三十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十二條第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

二 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなくて、第百條第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員（第百條の八第二項において読み替えて適用される第百條第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。）の質問に対して答弁せず、若しく

は虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三條 適用事業所等の事業主以外の者が、第二百三條の規定に違反して、当該職員に質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百三條の二 次の各号のいずれかに該当する場合に於ては、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一條の規定による徴収職員の質問に対して答弁せず、又は偽りの陳述をしたとき。
二 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
三 第八十九條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四十一條の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

第二百四條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百二條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本條の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人又は被疑者等代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百四條の二 次の各号のいずれかに該当する場合に於ては、その違反行為をした管理運用主体の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。
一 第七十九條の五第三項、第七十九條の六第五項又は第七十九條の八第一項の規定により公表をしなければならぬ場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七十九條の五第四項の規定による主務大臣の命令又は第七十九條の六第七項若しくは第七十九條の七の規定による所管大臣の命令に違反したとき。
三 第七十九條の六第四項の規定により承認を受けなければならない場合において、その承認を受けずに管理運用の方針を定め、又は変更したとき。

第二百四條の三 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。
一 第百條の六第一項及び第二項、第百條の七第一項、第百條の八第一項並びに第百條の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
二 第百條の七第三項の規定による命令に違反したとき。

第二百五條 左の各号に掲げる場合には、十万円以下の過料に処する。
一 第九十八條第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第九十八條第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申出をせず、若しくは虚偽の申出をしたとき。
三 第九十八條第四項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき。

附則抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十九年五月一日から適用する。

第二条 厚生年金保険法特例（昭和二十六年法律第三十八号）は、廃止する。
（適用事業所の範囲の拡大）

第二条の二 政府は、常時五人以上の従業員を使用しないことにより厚生年金保険の適用事業所とされていない事業所について、他の社会保険制度との関連も考慮しつつ、適用事業所とするための効率的方策を調査研究し、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。
（適用事業所に関する経過措置等）

第二条の三 私立学校教職員共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされる私立の幼稚園

を設置する者、同項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を設置する者又は特例設置幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）をいう。以下この項において同じ。）を設置する者（法人を除き、その設置する一の幼稚園、みなし幼保連携型認定子ども園又は特例設置幼保連携型認定子ども園において常時使用する従業員の数が五人未満であるものに限る。）は、この法律の適用については、当分の間、第六条第一項第二号に規定する法人とみなす。

2 適用事業所に使用されない七十歳未満の者であつて、第二条の五第一項第二号又は第三号に規定する組合員であるものは、この法律の適用については、当分の間、第九条に規定する適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなす。
3 前項の規定により適用事業所に使用される七十歳未満の者とみなされた者を使用する事業所の事業主は、この法律の適用については、第六条に規定する適用事業所の事業主とみなす。
（被保険者の資格に関する経過措置）

第三条 昭和二十九年五月一日において現に従前の厚生年金保険法（以下「旧法」という。）による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、その引き続き資格の取得については、第十八條第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条 旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金（附則第十六條第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む。）の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。
（被保険者の資格の特例）

第四条の二 国家公務員共済組合法第七十二條第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第二号厚生年金被保険者としなす。
2 地方公務員等共済組合法第七十四條第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の

適用を受けない同項に規定する職員は、第三号厚生年金被保険者としなす。
（高齢任意加入被保険者）

第四条の三 適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないもの（第十二條各号に該当する者を除く。）は、第九条の規定にかかわらず、実施機関に申し出て、被保険者となることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、被保険者の資格を取得する。

3 前項に規定する者が、初めて納付すべき保険料を滞納し、第八十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。ただし、第七項ただし書に規定する事業主の同意がある場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、実施機関に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第十四條第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。
一 第八條第一項の認可があつたとき。
二 第一項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

三 前項の申出が受理されたとき。
6 第一項の規定による被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、第八十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき（次項ただし書に規定する事業主の同意があるときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、第八十三條第一項に規定する当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。

7 第一項の規定による被保険者は、第八十二條第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとし、その者については、第八十四條の規定は、適用しない。ただし、そ

の者の事業主が、当該保険料の半額を負担し、かつ、その被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意をしたときは、この限りでない。

8 事業主は、第一項の規定による被保険者の同意を得て、将来に向かつて前項ただし書に規定する同意を撤回することができる。

9 第一項から第六項までに規定するもののほか、第一項の規定による被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る事業主については、第三項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

第四条の四 適用事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百十條及び第百四十四條の規定の適用については、被保険者でないものとみなす。

2 平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立事業所に使用される被保険者のうち、前条第一項の規定による被保険者であつてその者に係る保険料の負担及び納付につき同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がないものは、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百十條及び第百四十四條の規定の適用については、被保険者でないものとみなす。

2 昭和二十九年五月一日において現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、その引き続き資格の取得に關しては、第二十二條の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年五月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一 昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千円以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 第二十三條第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

4 前項の規定により加入員の資格を取得した者は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百二十四條第一号から第四号まで若しくは前

第六條 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

条第五項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するに至つた日又は同条第七項ただし書に規定する事業主の同意が撤回された日の翌日（その事実があつた日に更に前項に該当するに至つたときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

第四条の五 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳以上の者であつて、附則第四条の三第三項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないものは、厚生労働大臣の認可を受けて被保険者となることのできる。この場合において、第十條第二項、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第十四條、第十八條第一項ただし書、第二十七條、第二十九條、第三十條、第三百二條第一項（第一号及び第二号に限る。）及び第四百四條の規定を準用する。

2 前項の規定により被保険者となつたものは、同項において準用する第十四條の規定によるほか、附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を取得した日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。

2 昭和三十九年五月一日において現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、その引き続き資格の取得に關しては、第二十二條の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年五月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一 昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千円以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 第二十三條第一項の規定の適用については、前項の規定による標準報酬は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額を、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

2 昭和三十九年四月の標準報酬月額が八千円である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一万八千円をこえるときは、一万八千円とする。

第六條 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

（事業主の届出に關する経過措置）
第六條の二 第二十七條の規定の適用については、当分の間、同条中「被保険者であつた七十歳以上の者」とあるのは、「被保険者であつた七十歳以上の者（附則第四条又は他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する七十歳以上の者を含む）」とする。（従前の処分等）

第七條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（他の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間の確認等）
第七條の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者であつて、第四十二條、第四十七條第一項、第四十七條の二第一項、第四十七條の三第一項、第五十二條第四項、第五十四條第二項ただし書、第五十五條第一項、第五十八條第一項、次条第一項、附則第八條又は第十三條の四第一項の規定の適用を受けようとするもの被保険者であつた期間については、各号の厚生年金被保険者期間に応じ、各号の五第一項各号に定める者の確認を受けたところによる。

2 第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者であつて、第四十二條、第四十七條第一項、第四十七條の二第一項、第四十七條の三第一項、第五十二條第四項、第五十四條第二項ただし書、第五十五條第一項、第五十八條第一項、次条第一項又は附則第八條若しくは第十三條の四第一項の規定の適用を受けようとするもの被保険料納付済期間（第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものを除く）、保険料免除期間及び合算対象期間（国民年金法附則第九條第一項に規定する合算対象期間をいう。）については、当分の間、厚生労働大臣の確認を受けたところによる。

3 第九十條第一項及び第三項から第五項まで、第九十一條の二並びに第九十一條の三の規定は、第一号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に關する処分について準用する。

4 国民年金法附則第七條の五第三項及び第四項の規定は、第二号厚生年金被保険者期間、第三

号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者に係る第一項の規定による確認に關する処分について準用する。この場合において、同条第四項中「老齡基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金」とあるのは、「老齡厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金」と読み替へるものとする。

5 国民年金法第百一條第一項から第五項まで及び第百一條の二の規定は、第二項の規定による確認に關する処分について準用する。

（老齡厚生年金の支給の繰上げ）
第七條の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの（国民年金法附則第五條第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、政令で定めるところにより、六十五歳に達する前に、実施機関に当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づき老齡厚生年金の支給繰上げの請求をすることができ。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二條第二号に該当しないときは、この限りでない。

一 男子又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者期間を有する者）若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

二 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて昭和四十一年四月二日以後に生まれた者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九號）第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者（以下「坑内員たる被保険者」という。）であつた期間と船員として船舶に使用される被保険者（以下「船員たる被保険者」という。）であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、昭和四十一年四月二日以後に生まれたもの（次号に掲げる者を除く。）

四 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。)である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第八条各号のいずれにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日)において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)である者が昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時にしなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二条の規定にかかわらず、その請求があつた日の属する月から、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前項の規定による老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から政令で定める額を減じた額とする。

5 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の被保険者期間を有するものが六十五歳に達したときは、六十五歳に達した日の属する月前における被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額については、第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時(六十五歳に達した当時」と、「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は附則第七条の第三項」と、「第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「第四十三条第二項及び第三項並びに附則第七条の第三項

項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は第四十三条第二項若しくは第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第七条の第三項」と、「第四百三十二条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」とする。

月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

一 その月において、厚生労働省令で定めるところにより、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月の分の老齢厚生年金については、第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により老齢厚生年金の支給が停止された月(以下この項において「年金停止月」という。)の数から前項第一号に規定する厚生労働省令で定めるところにより当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を三十七で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを二に切り上げたものとする。)を控除して得た数が一以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による老齢厚生年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

第七條の四 前条第三項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて六十五歳未満であるものに限る。)が同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該求職の申込みがあつた月の翌月から次の各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、その支給を停止する。

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十四条第二項に規定する受給期間が経過したとき。

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当(同法の規定による基本手当をいう。以下この条において同じ。)の支給を受け終わったとき(同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき)。

4 雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第一項各号のいずれにも該当するに至つていない(前項各号のいずれにも該当するものによる老齢厚生年金の受給権を取得したときは、当該受給権を取得した月の翌月から第一項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月において、当該老齢厚生年金の支給を停止する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「前項各号」と、「同項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みが

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、そ

あつた月」とあるのは「次項に規定する者が前条第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第七條の五 附則第七条の第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定の適用を受けるものが被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日(被保険者に係る第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項及び第五項並びに附則第十一条第一項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条の六第四項及び第八項において「被保険者である日」という。)が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。)の支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金については、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定による改正前の第四十六条第五項の規定の適用した場におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に四分の一を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額(以下「支給限度額」という。)を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十分の四を乗じて得た額とする。次項において同じ。)に十二を乗じて得た額(第四項において「在職支給停止調整額」という。)との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。)に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が

老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用の規定によるみなし賃金月額（以下「みなし賃金月額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき、当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の四を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき、当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金月額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が通増する程度に応じ、百分の四から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、前項に規定する者以外のものが被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、同項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同項各号に定める額に十二を乗じて得た額（以下この項及び第四項において「調整額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金月額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

4 在職支給停止調整額及び調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

5 前各項の規定は、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額」の規定によるものとする。

金月額（以下「みなし賃金月額」という。）とあるのは「第六十一条の二第一項の賃金月額（以下この条において「賃金月額」という。）」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金月額」とあるのは「賃金月額」と読み替えるものとする。

（繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び存続連合会が支給する老齢年金給付の特例）

第七條の六 附則第七条の三第三項の規定による

老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十一條第一項第二号中「第四十三條第三項」とあるのは「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第二項若しくは第三項又は附則第七条の三第五項」と、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第一項の規定による改正前の第三百三十二條第二項中「加入員であつた期間（）」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。）」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令で定めるところにより計算した額を含む。）」と、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三條中「前条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた

た第四十六条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三條の二第二項及び第三項中「第三百三十二條第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた第三百三十二條第二項」とする。

3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（前条の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付について同じ。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三條の規定は適用しない。

4 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第一項において読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金が前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（以下この条において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。）に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金が前条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（以下この条において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。）に満たないとき。

よりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないとき。

5 前項の規定にかかわらず、附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、次の各号に掲げる場合に応じ、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 前項第一号に該当するとき、その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第一項において読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）から、調整後の支給停止基準額（前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。次条第三項において同じ。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「在職支給停止がある者の支給停止額」という。）を控除して得た額

二 前項第二号に該当するとき、当該基金の代行部分の額から、調整額（前条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調整額をいう。次条第四項において同じ。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「在職支給停止がない者の支給停止額」という。）を控除して得た額

6 在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第七條の七 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するもの）とされた

平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員をいう。以下同じ。）に平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一条第二項の規定により支給する老齢年金給付（以下「解散基金に係る老齢年金給付」という。）については、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一条第三項中「係る第百三十二条第二項」とあるのは「係る附則第七条の六第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」と、「第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」とする。

3 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第七條の五第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金が

2 附則第七條の四の規定は、附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る当該解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百六十一条第五項の規定による加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について準用する。この場合において、附則第七條の四第一項から第三項までの規定中「受給権者」とあるのは、「受給権を有する者」と読み替えるものとする。

3 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第七條の五第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金が

その全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（第五項において「在職支給停止がある者の支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

4 附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第七條の五第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、調整額から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「在職支給停止がない者の支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

5 在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

（老齢厚生年金の特例）
 第八條 当分の間、六十五歳未満の者（附則第七條の三第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に老齢厚生年金を支給する。
 一 六十歳以上であること。
 二 一年以上の被保険者期間を有すること。
 三 第四十二条第二号に該当すること。
 （特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）
 第八條の二 男子又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて次の表の上欄に掲げる者

（第三項及び第四項に規定する者を除く。）について前条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

2 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて次の表の上欄に掲げる者（次項条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。）

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

3 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、次の表の上欄に掲げるもの（次項に規定する者を除く。）について前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に、同条第二号中「一年以上の被保険者期間を有する」とあるのは「坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である」と読み替えるものとする。

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

4 特定警察職員等である者であつて次の表の上欄に掲げるものについて前条の規定を適用する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

第九條の二 附則第八條の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項及び前条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第五項において「老齢厚生年金の受給権者」という。）が、被保険者でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第四項、第五項、次条第五項、附則第九條の四第六項並びに第十三條の五第一項及び第五項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるとき。第五項及び附則第十三條の五第一項において同じ。）は、その者は、老齢厚生年金の額の計算に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に被保険者期

昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十一年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十三年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十五年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十七年四月二日から昭和四十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和四十九年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	六十歳
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六十歳

間の月数(当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。)を乗じて得た額は、四百八十とする。)を乗じて得た額は、二被保険者であった全期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額

3 第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「受給権者から附則第九條の二第一項の請求があつた当時(当該請求があつた当時」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時胎児」とあるのは「受給権者から附則第九條の二第一項の請求があつた当時胎児」と、「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「受給権者から同条第一項の請求があつた当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八

十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定によりその額が計算されている附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、前三項の規定にかかわらず、第四十三條第一項の規定により当該老齢厚生年金の額を計算するものとし、障害状態に該当しなくなつた月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者期間が四十四年以上であること。

二 当該老齢厚生年金が、附則第十一條の三第三項の規定により、附則第十一條の二、第十一條の三第一項及び第二項、第十一條の四、第十一條の六、第十三條第二項から第四項まで並びに第十三條の二の規定の適用について、附則第十一條の三第一項に規定する坑内員・船員の老齢厚生年金とみなされているものであること。

5 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができ、この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一 老齢厚生年金の受給権者となつた日において、被保険者でなく、かつ、障害状態にあるとき(障害厚生年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの(次号及び第三号において「障害厚生年金等」という。)を受けることができることに限る。)

二 障害厚生年金等を受けることができることとなつた日において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。

三 被保険者の資格を喪失した日(引き続き被保険者であつた場合には、引き続き被保険者の資格を喪失した日)において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、被保険者でないとき。

の資格を喪失した日)において、老齢厚生年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき(障害厚生年金等を受けることができることに限る。)

第九條の三 附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者が、その権利を取得した当時、被保険者でなく、かつ、その者の被保険者期間が四十四年以上であるとき(次条第一項の規定が適用される場合を除く。)は、当該老齢厚生年金の額は、第四十三條第一項の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により計算する。

2 第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四条の二の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「当時」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び第九條の三第一項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。附則第九條第一項の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八

二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

3 被保険者である附則第八條の規定による老齢厚生年金(第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(被保険者期間が四十四年以上である者に限る。)が、被保険者の資格を喪失した場合において、第四十三條第三項の規定を適用するとき(次条第四項の規定が適用される場合を除く。)は、第四十三條第一項の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算し、年金の額を改定する。

4 第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」とあるのは「附則第九條の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)であつては、その日)から起算して一月を経過した当時」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び第九條の三第三項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは

二年改正法第四條の規定による改正前の第百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

は「附則第九条の第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日(第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日)から起算して一月を経過した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)

以下「平成二十五年改正法」という。)附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第九條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第九條第一項と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」と「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

5 前条第四項本文に規定する場合において、当該受給権者(被保険者期間が四十四年以上である者であつて、その者に係る老齢厚生年金が同項各号のいずれにも該当しないものであるものに限る。)が障害状態に該当しなくなつた後、当該障害状態に該当しなくなつた月以前における被保険者の資格の喪失により第四十三條第三項の規定を適用するとき(次条第六項の規定が適用される場合を除く。)は、前二項の規定の例により、年金の額を改定するものとする。

9 第九條の四 附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者に係る坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、当該老齢厚生年金の額は、第四十三條第一項の規定にかかわらず、附則第九條の第二項の規定の例により計算する。

2 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間の計算については、平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)の加入員であつた期間に係る被保険者期間の計算の例による。

3 第四十四條及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二の規定は、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び第九條の四第一項においてその例によるものとされた附則第九條の第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二條第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十八号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第九條第一項の規定により

なおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二條第二項若しくは平成二十五年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成二十五年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 被保険者である附則第八條の規定による老齢厚生年金(第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。)が、被保険者の資格を喪失した場合において、第四十三條第三項の規定を適用するときは、同条第一項の規定にかかわらず、附則第九條の第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算し、年金の額を改定する。

5 第四十四條及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九條の四第一項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日)から起算して一月を経過した当時(当該一月を経過した当時」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び附則第九條の四第四項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九條の四第四項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九條の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定によるものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二第一項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二條第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第十八号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第九條第一項の規定により

改定に係る被保険者の資格を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日)から起算して一月を経過した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第九條第一項と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」と「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 附則第九條の二第四項本文に規定する場合において、当該受給権者(坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、その者に係る老齢厚生年金が同項各号のいずれにも該当しないものであるものに限る。)が障害状態に該当しなくなつた後、障害状態に該当しなくなつた月以前における被保険者の資格の喪失により第四十三條第三項の規定を適用

改定に係る被保険者の資格を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日)から起算して一月を経過した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第九條第一項と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」と「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

附則第九條の二第四項本文に規定する場合において、当該受給権者(坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、その者に係る老齢厚生年金が同項各号のいずれにも該当しないものであるものに限る。)が障害状態に該当しなくなつた後、障害状態に該当しなくなつた月以前における被保険者の資格の喪失により第四十三條第三項の規定を適用

するときは、前二項の規定の例により、年金の額を改定するものとする。

第十条 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権は、第四十五条の規定により消滅するほか、受給権者が六十五歳に達したときに消滅する。

第十条の二 第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

第十一条 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。次項において同じ。）の受給権者が被保険者である日又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（次条第一項及び第二項並びに附則第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十三条の五第六項並びに第十三条の六第一項において「被保険者等である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第四十六条第三項に規定する支給停止調整額（以下「支給停止調整額」という。）を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第八条の規定による老齢厚生年金については、前項中「老齢厚生年金の額」とあるのは、「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」とする。

第十一条の二 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第九條の二第一項から第三項まで又は第九條の三の規定によりその額が計算されているものに限る。以下「障害者・長期加入者の老齢厚生年金」という。）の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（第四項において「報酬比例部分の額」という。）を十二で除して得た額（次項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額以下であるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額（当該老齢厚生年金について、同条第三項又は附則第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）が加算されているときは、当該附則第九条の二第二項第一号に規定する額に加給年金額を加えた額。次項において「基本支給停止額」という。）に相当する部分の支給を停止する。

2 障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、基本支給停止額と総報酬月額相当額及び基本月額の合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額との合計額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する障害者・長期加入者の老齢厚生年金については、第一項中「当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（第四項において「報酬比例部分の額」という。）とあるのは、「附則第九条の二第三項又は第九條の三第二項若しくは第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成

二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（第四項において「基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額」という。）とする。

4 第一項に規定する報酬比例部分の額及び附則第九条の二第二項第一号に規定する額並びに前項において読み替へられた第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額を計算する場合には、政令で定める。

第十一条の三 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第九條の四の規定によりその額が計算されているものに限る。以下「坑内員・船員の老齢厚生年金」という。）の受給権者が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額」とあるのは、「総報酬月額相当額と附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは、「加給年金額（以下この項において単に

「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは、「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 被保険者である障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。）が被保険者の資格を喪失した場合において、第四十三条第三項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条、前二項、次条、附則第十一条の六、第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、坑内員・船員の老齢厚生年金とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができない月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が被保険者等である日が属する月を除く。）においては、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止する。

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者であつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、前条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分の額」という。）につき前条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額と

「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは、「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは、「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 被保険者である障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。）が被保険者の資格を喪失した場合において、第四十三条第三項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条、前二項、次条、附則第十一条の六、第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、坑内員・船員の老齢厚生年金とみなす。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十一条の四 障害者・長期加入者の老齢厚生年金又は坑内員・船員の老齢厚生年金は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができない月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が被保険者等である日が属する月を除く。）においては、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額に相当する部分の支給を停止する。

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者であつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、前条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分の額」という。）につき前条の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る附則第九条の二第二項第一号に規定する額と

の合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき前条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額の全額につき支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の全部）の支給を停止するものとする。

3 第一項に規定する附則第九条の第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号に規定する額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十一条の五 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「附則第十一条から第十三条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

第十一条の六 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第四十三条第一項、附則第九条の二第一項から第三項まで又は附則第九条の三及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条及び第十三条の二の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条又は第十三条の二の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に四分の十を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき 当該受給

権者に係る標準報酬月額に百分の四を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が過増する程度に依り、百分の四から一定の割合で過減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

2 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、附則第十一条の三の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、前項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と前項各号に定める額（その額に四分の十を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額）に十分の四を乗じて得た額（第七項において「坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において単に「加給年金額」という。）を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

3 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）」とする。

4 坑内員・船員の老齢厚生年金の受給権者（国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる者に限る。）が被保険者である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）について、その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、第一項各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき附則第十一条の四第二項及び第三項の規定を適用した場合における支給停止基準額（同条第二項の規定により同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一条の三第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第十一条の四第二項に規定する附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加えた額と第一項各号に定める額（その額に四分の十を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額）に十分の四を乗じて得た額（第七項において「基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

5 被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する坑内員・船員の老齢厚生年金については、前項中「附則第十一条の三第一項」とあるのは「附則第十一条の三第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）」に満たないときは、加給年金額を除く。」とする。

一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき

二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき

7 調整額、坑内員・船員の調整額及び基礎年金を受給する坑内員・船員の調整額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

8 前各項の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額（以下この条において単に「賃金日額」という。）」と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

第十二条 第四十四条の三の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金については、適用しない。

第十三条 附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金の受給権の消滅理由（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したときを除く。）以外の理由によつて、その受給権を消滅させるものであってはならない。

2 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第十一条から第十三条の三まで、第十一条の四第二項及び第十三条の六の規定によるもの）の全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第一百三十三条の規定は適用しない。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）を除いては、その支給を停止することが

できない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金が附則第十一條又は第十一條の二の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（附則第十一條第一項又は附則第十一條の二第二項の規定による支給停止基準額をいう。）が、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第一項（附則第九條の二第三項又は第九條の二第二項若しくは第四項（同條第五項においてその例による場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（以下この項及び次項において「老齢厚生年金の総額」という。）に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金（附則第九條の四第三項又は第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。））において準用する第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下「坑内員・船員の加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が附則第十一條の三の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（附則第十一條の三第二項において読み替えられた同條第一項の規定による支給停止基準額をいう。）が、附則第九條の四第三項又は第五項（同條第六項においてその例による場合を含む。））において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（以下この項及び次項において「坑内員・船員の老齢厚生年金の総額」という。）に満たないとき。

三 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一條の四第二項及び第三項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同條第二項にお

て、同項に規定する報酬比例部分等の額につき適用する場合における附則第十一條の三第二項において読み替えられた同條第一項の規定による支給停止基準額をいう。）に附則第十一條の四第二項に規定する附則第九條の二第二項第一号に規定する額を加えた額が、坑内員・船員の老齢厚生年金の総額に満たないとき。

四 当該老齢厚生年金が附則第十一條の六第一項及び第七項（同條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の総額に満たないとき。

五 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一條の六第三項において読み替えられた同條第二項及び同條第七項（同條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、坑内員・船員の老齢厚生年金の総額に満たないとき。

六 当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものを除く。）が附則第十一條の六第五項において読み替えられた同條第四項及び同條第七項（同條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、これらの規定による調整後の支給停止基準額が、坑内員・船員の老齢厚生年金の総額に満たないとき。

七 前項第一号に該当するとき、その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百三十二條第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）から、支給停止

基準額（前項第一号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

二 前項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとき又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）が附則第十一條の三又は第十一條の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき、当該基金の代行部分の額から、支給停止基準額（前項第二号又は第三号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額並びに附則第十一條の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける老齢厚生年金に係る同條第二項に規定する附則第九條の二第二項第一号に規定する額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を坑内員・船員の老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（第五項において「支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

三 前項第四号に該当するとき、当該基金の代行部分の額から、調整後の支給停止基準額（附則第十一條の六第一項及び第七項（同條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。））の規定による調整後の支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

四 前項第五号又は第六号のいずれかに該当するとき又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）が附則第十一條の六の規定により当該老齢厚生年金の額から坑内員・船員の加給年金額を控除した額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき、当該基金の代行部分の額から、調整後の支給停止基準額（附則第十一條の六第三項において読み替えられた同條第二項又は同條第五項において読み替えら

れた同條第四項及び同條第七項（同條第八項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を坑内員・船員の代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

第十三條の二 附則第八條の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一條又は第十一條の二の規定により当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第百六十一條第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条及び次条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額（前條第三項第一号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（第五項において「支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

二 坑内員・船員の老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十一條の三又は第十一條の四第二項及び第三項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（坑内員・船員の加給年金額が加算されているものに限る。）の額から坑内員・船員の加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る代行部分について、支給停止基準額（前條第四項第二号に規定する支給停止基準額をいう。）から当該老齢厚生年金の額（坑内員・船員の加給年金額及び附則第十一條の四第二項及び第三項の規定の適用を受ける老齢厚生年金に係る同

号に規定する額を除く。)を控除して得た額に
 解散基金に係る代行部分の額を坑内員・船員の
 代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額
 (第五項において「坑内員・船員の支給停止額」
 という。)に相当する部分(その額が解散基金
 に係る代行部分の額以上であるときは、解散基
 金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

3 附則第八条の規定による老齢厚生年金(第一
 号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被
 保険者期間に基づくものに限る。)の受給権者
 が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有す
 る者である場合であつて、附則第十一条の六第
 一項及び第七項(同条第八項においてこれら
 の規定を準用する場合を含む。)の規定により当
 該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止さ
 れているときは、解散基金に係る代行部分につ
 いて、調整後の支給停止基準額(前条第四項第
 三号に規定する調整後の支給停止基準額をい
 う。)から当該老齢厚生年金の額を控除して得
 た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分
 の総額で除して得た率を乗じて得た額(第五項
 において「高年齢雇用継続給付を受給する者の
 支給停止額」という。)に相当する部分(その
 額が解散基金に係る代行部分の額以上である
 とときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給
 を停止する。

4 坑内員・船員の老齢厚生年金(第一号厚生年
 金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期
 間に基づくものに限る。)の受給権者が解散基
 金に係る老齢年金給付の受給権を有する者であ
 る場合であつて、附則第十一条の六第三項にお
 いて読み替えられた同条第二項又は同条第五項
 において読み替えられた同条第四項及び同条第
 七項(同条第八項においてこれららの規定を準用
 する場合を含む。)の規定により当該老齢厚生
 年金の全額又は当該老齢厚生年金(坑内員・船
 員の加給年金額が加算されているものに限る。)の
 額から坑内員・船員の加給年金額を控除して
 得た額に相当する部分の全額につき支給を停止
 されているときは、解散基金に係る代行部分に
 ついて、調整後の支給停止基準額(前条第四項
 第四号に規定する調整後の支給停止基準額をい
 う。)から当該老齢厚生年金の額(坑内員・船
 員の加給年金額を除く。)を控除して得た額に
 解散基金に係る代行部分の額を坑内員・船員の
 代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額

(次項において「高年齢雇用継続給付を受給す
 る坑内員・船員の支給停止額」という。)に相
 当する部分(その額が解散基金に係る代行部分
 の額以上であるときは、解散基金に係る代行部
 分の全部)の支給を停止する。

5 支給停止額、坑内員・船員の支給停止額、高
 年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額及
 び高年齢雇用継続給付を受給する坑内員・船員
 の支給停止額を計算する場合において生じる一
 円未満の端数の処理については、政令で定め
 る。

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第
 八条の規定による老齢厚生年金の受給権者が解
 散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者
 である場合に係る解散基金に係る代行部分につ
 いて準用する。この場合において、附則第七条
 の四第一項から第三項までの規定中「受給権
 者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条
 第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二
 十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によ
 りなおその効力を有するものとされた平成二十
 五年改正法第一条の規定による改正前の第四十
 六条第五項」とあるのは「附則第十一条から第
 十一条の三まで又は第十一條の四第二項及び第
 三項」と読み替えるものとする。
 (老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三条の四 附則第八条の二各項に規定する者
 であつて、附則第八条各号のいずれにも該当す
 るもの(国民年金法附則第五条第一項の規定に
 よる国民年金の被保険者でないものに限る。)は、
 それぞれ附則第八条の二各項の表の下欄に
 掲げる年齢に達する前に、実施機関に老齢厚生
 年金の支給繰上げの請求をすることができ、
 2 前項の請求は、国民年金法附則第九条の第二
 項又は第九条の二の第二項に規定する支給
 繰上げの請求を行うことができる者にあつて
 は、これらの請求と同時にに行わなければならない
 こととする。

3 第一項の請求があつたときは、第四十二条の
 規定にかかわらず、その請求があつた日の属す
 る月から、その者に老齢厚生年金を支給する。
 4 前項の規定による老齢厚生年金の額は、第四
 十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定
 により計算した額から政令で定める額を減じた
 額とする。

5 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者
 であつて、第一項の請求があつた日以後の被保

険者期間を有するものが附則第八条の二各項の
 表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該年
 齢に達した日の属する月前における被保険者で
 あつた期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基
 礎とするものとし、当該年齢に達した日の属す
 る月の翌月から、年金の額を改定する。

6 第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者
 であつて、附則第八条の二各項の表の下欄に掲
 げる年齢に達した日以後の被保険者期間を有す
 るものが六十五歳に達したときは、六十五歳に
 達した日の属する月前における被保険者であつ
 た期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎と
 するものとし、六十五歳に達した日の属する月
 の翌月から、年金の額を改定する。

7 第三項の規定による老齢厚生年金の額につ
 いて、第四十四条及び平成二十五年改正法附則第
 八十六条第一項の規定によりなおその効力を有
 するものとされた平成二十五年改正法第一条の
 規定による改正前の第四十四条の二の規定を適
 用する場合には、第四十四条第一項中「受給権
 者がその権利を取得した当時(その権利を取得
 した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三
 項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十
 五歳(その者が附則第十三条の五第一項に規定
 する繰上げ調整額(以下この項において「繰上
 げ調整額」という。)が加算されている老齢厚
 生年金の受給権者であるときは、附則第八条の
 二各項の表の下欄に掲げる年齢(以下この項に
 おいて「特例支給開始年齢」という。)とする。
 第三項において同じ)に達した当時(六十五
 歳(その者が繰上げ調整額が加算されている老
 齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給
 開始年齢)に達した当時」と、又は第三項一
 の四第六項(「若しくは第三項又は附則第十三条
 の四第六項(その者が繰上げ調整額が加算され
 ている老齢厚生年金の受給権者であるときは、
 第四十三條第三項又は附則第十三条の四第五項
 若しくは第六項)」と、「第四十三條の規定にか
 かわらず、同条に定める額に加給年金額を加算
 した額とする」とあるのは「第四十三條第二項
 及び第三項並びに附則第十三条の四第四項から
 第六項までの規定にかかわらず、これらの規定
 に定める額に加給年金額を加算するものとし、
 六十五歳(その者が繰上げ調整額が加算されて
 いる老齢厚生年金の受給権者であるときは、特
 例支給開始年齢)に達した日の属する月の翌月
 又は第四十三條第二項若しくは第三項の規定に

より当該月数が二百四十以上となるに至つた月
 から、年金の額を改定する」と、同条第三項中
 「受給権者がその権利を取得した当時」とある
 のは「附則第十三条の四第三項の規定による老
 齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当
 時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第
 一項の規定によりなおその効力を有するものと
 された平成二十五年改正法第一条の規定による
 改正前の第四十四条の二第一項中「第四十三條
 第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四
 項」と、「第四百三十二條第二項」とあるのは
 「附則第十三条の七第一項の規定により読み替
 えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確
 保のための厚生年金保険法等の一部を改正する
 法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五
 条第一項の規定によりなおその効力を有するも
 の」とされた同法第一条の規定による改正前の第
 百三十二條第二項」とする。

8 前項の規定により読み替えられた第四十四
 条第一項の規定によりその額が加算された第三
 項の規定による老齢厚生年金(附則第八条の二第
 三項に規定する者であることにより次条第一項
 に規定する繰上げ調整額が加算されているもの
 を除く。)の受給権者(その者が六十五歳に達
 していないものに限る。)が同条第五項又は第
 六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定に
 より読み替えられた第四十四條第一項の規定に
 より加算する額に相当する部分の支給を停止す
 る。

9 附則第八条の二各項に規定する者が、第三
 項の規定による老齢厚生年金の受給権を取得し
 たときは、附則第八条の規定は、その者につ
 いては、適用しない。

第十三条の五 附則第八条の二各項に規定する者
 が、前条第三項の規定による老齢厚生年金の受
 給権を取得したとき(附則第八条の二第一項、
 第二項又は第四項に規定する者にあつては、前
 条第一項の請求があつた当時、被保険者でな
 く、かつ、障害状態にあるとき又はその者の被
 保険者期間が四十四年以上であるときに限る。
)は、当該老齢厚生年金の額に、当該老齢厚生年
 金の額の計算の基礎となる被保険者期間を基礎
 として計算した附則第九条の二第二項第一号に
 規定する額から政令で定める額を減じた額(以
 下この条において「繰上げ調整額」という。)を
 加算する。

より当該月数が二百四十以上となるに至つた月
 から、年金の額を改定する」と、同条第三項中
 「受給権者がその権利を取得した当時」とある
 のは「附則第十三条の四第三項の規定による老
 齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当
 時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第
 一項の規定によりなおその効力を有するものと
 された平成二十五年改正法第一条の規定による
 改正前の第四十四条の二第一項中「第四十三條
 第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四
 項」と、「第四百三十二條第二項」とあるのは
 「附則第十三条の七第一項の規定により読み替
 えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確
 保のための厚生年金保険法等の一部を改正する
 法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五
 条第一項の規定によりなおその効力を有するも
 の」とされた同法第一条の規定による改正前の第
 百三十二條第二項」とする。

2 繰上げ調整額については、第四十三条第三項の規定は、適用しない。

3 繰上げ調整額（その計算の基礎となる被保険者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。次項において同じ。）が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月において、当該年齢に達した日の属する月前月の被保険者期間の月数（当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とする。）が当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該繰上げる月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、その額を改定する。

4 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後において、その額（繰上げ調整額を除く。）を第四十三条第三項の規定により改定するときは、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該繰上げ調整額について、当該改定に係る老齢厚生年金の額（繰上げ調整額を除く。）の計算の基礎となる被保険者期間の月数（当該月数が四百八十を超えるときは四百八十とする。）から当該繰上げ調整額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を控除して得た月数の被保険者期間を基礎として計算した附則第九条の二第二項第一号に規定する額を加算するものとし、当該改定と同時に、その額を改定する。

5 障害状態にあることにより繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が、障害状態に該当しなくなったときは、その障害状態に該当しない間、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。ただし、障害状態に該当しなくなった当時、次の各号のいずれかに該当した場合においては、この限りでない。

- 一 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間が四十四年以上であること。
- 二 当該老齢厚生年金が、第七項（第八項において準用する場合を含む。）の規定により、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなされているものであること。

6 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金（附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。次項及び第八項において同じ。）は、その受給権者が被保険者等である日が属する月においては、当該繰上げ調整額に相当する部分の支給を停止する。

7 繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者（坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者に限る。次項において同じ。）が、附則第八条の二第二項又は第二項の表の下欄に掲げる年齢に達した場合において、前条第五項の規定による年金の額の改定が行われたときは、当該改定が行われた月以後においては、当該老齢厚生年金は、前条第八項及び前項の規定の適用については、附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金とみなす。

8 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金の受給権者が、第四十三条第三項の規定による年金の額の改定が行われた場合について準用する。

9 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、その受給権者が六十五歳に達したときは、同項の規定にかかわらず、その者に係る同項の繰上げ調整額を加算しないものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第十三条の六 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者（その者が六十五歳に達していないものに限る。）が被保険者等である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、第四十六条第一項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、前項中「総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額」とあるのは、「総報酬月額相当額と平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金」に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の第四十六条第五項」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

3 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「附則第十三条の四第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、その者が高齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に四分の十を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十分の四

を乗じて得た額）に十二を乗じて得た額（第七項において「調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。）以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一 当該受給権者に係る標準報酬月額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき 当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の四を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき 当該受給権者に係る標準報酬月額に、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が通増する程度に応じ、百分の四から一定の割合で減減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、前項中「加給年金額」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）と、「全部」とあるのは「全部（調整後の支給停止基準額が、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一一条の規定による改正前の第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）に満たないときは、加給年金額を除く。）」とする。

6 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は適用しない。

- 一 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額がみなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額以上であるとき。
- 二 当該老齢厚生年金の受給権者に係る標準報酬月額が支給限度額以上であるとき。

7 調整額を計算する場合に生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

8 第四項から前項までの規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月について、そ

の者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第四項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条の第二項の賃金日額（以下この条において「賃金日額」という。）と、同項第二号及び第六項第一号中「みなし賃金日額」とあるのは「賃金日額」と読み替えるものとする。

第十三条の七

附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給される老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百一十一条第一項第二号中「第四十三号第三項」とあるのは「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三号第二項若しくは第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項」と、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項中「加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む）」と、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三号中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の七第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項において読み替えられた第四十六条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三号中「前条第二項及び第三項中「第三百三十二号第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項において読み替えられた第三百三十二号第二項」とする。

3 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（前条（第三項を除く。）の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三号の規定は適用しない。

4 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（次の各号のいずれかに該当する場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができる。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第一項において読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

一 当該老齢厚生年金（第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条及び次条において「加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が前条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同条第二項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいう。次項第一号及び次条第二項において同じ。）が、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額（以下この項及び次項において「老齢厚生年金の総額」という。）に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものを除く。）が前条第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額から、調整後の支給停止基準額（前条第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。次条第三項において同じ。）から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

2 前項第二号に該当するとき又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が前条第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

6 支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十三条の八

附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する解散基金に係る老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第三項中「係る第三百三十二号第二項」とあるのは「係る附則第十三条の七第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項」と、同項第二項中「係る附則第十三条の七第二項において読み替えられた同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

5 前項の規定にかかわらず、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、次の各号に掲げる場合に依り、その額のうち、当該各号に定める額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 前項第一号に該当するとき又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が前条第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。その受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第一項において読み替えられた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）から、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

二 前項第二号に該当するとき又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が前条第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。当該基金の代行部分の額から、調整後の支給停止基準額（前条第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による調整後の支給停止基準額をいう。次条第三項において同じ。）から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

6 支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第十三条の八

附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者である解散基金加入員に存続連合会が支給する解散基金に係る老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第三項中「係る第三百三十二号第二項」とあるのは「係る附則第十三条の七第一項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項」と、同項第二項中「係る附則第十三条の七第二項において読み替えられた同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二号第二項」とする。

2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この条において「解散基金に係る代行部分」という。）について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を老齢厚生年金の総額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この項及び次条において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額

金の額（加給年金を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（第四項において「支給停止額」という。）を加えた額に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

3 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金（第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の支給を有する者である場合であつて、附則第十三条の六第五項において読み替えられた同条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の金額又は当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止して、調整後の支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額（次項において「高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額」という。）に相当する部分（その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部）の支給を停止する。

4 支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。この場合において、附則第七条の四第一項から第三項までの規定中、「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは「附則第十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第十四条 被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（以下この条において「合算対象期間」という。）を合算した期間が十年以上である者は、第四十二条並びに附則第七条の三第一項、第八條、第十三条の四第一項、第二十八條の三第一項及び第二十九條第一項の規定の適用については、第四十二条第二号に該当するものとみなし、被保険者期間を有する者のうち、その者の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が二十五年以上である者は、第五十八條第一項（第四号に限る。）及び附則第二十八條の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。

2 国民年金法附則第九条第二項の規定は、合算対象期間の計算について準用する。
第十五条の二 第四十三條第二項及び第三項の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、六十五歳に達しているものに限る。）」と、同条第三項中「受給権者」とあるのは「受給権者（附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては六十五歳に達しているものとし、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達しているものに限る。）」とする。

第十五条の三 附則第七条の四（附則第十一条の五及び第十三条の六第三項において準用する場合を含む。）、第七条の五、第十一条から第十三条の四まで、第十四條及び第十五條（同条第八項において準用する場合を含む。）、の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、第三十六條第二項の規定は、適用しない。

第十六条 附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条及び第九条の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金について

は、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」とあるのは「受給権者から附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「受給権者から附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き」とする。

附則第八条の規定による老齢厚生年金（附則第九条並びに附則第九条の三第一項及び第二項又は第九条の四第一項及び第三項の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金について

は、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「同条の規定による老齢厚生年金の受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き」とする。

（同条第五項においてその例による場合を含む。）又は第九条の四第四項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）の規定によりその額が計算されているものであつて、かつ、その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日（第十四條第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つた日）であつては、その日）から起算して一月を経過したときから引き続き（当該一月を経過した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日（第十四條第二号から第四号までのいづれかに該当するに至つた日）であつては、その日）から起算して一月を経過したときから引き続き」とする。

（障害厚生年金の特例）
第十六条の三 第四十七條の二、第四十七條の三、第五十二條第四項、第五十二條の二第二項及び第五十四條第二項ただし書の規定は、当分の間、附則第七条の三第三項若しくは第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者又は国民年金法附則第九条の二第三項若しくは第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者については、適用しない。

第五十二條第七項の規定の適用については、当分の間、同項中「六十五歳以上の者」とある

は、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、当該被保険者期間の月数が二百四十以上となるに至つた当該月数において同じ。）」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「同条の規定による老齢厚生年金の受給権者から附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き」とする。

のは、「六十五歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者」とする。

第十七条 第三十八條第一項(第七十八條の二十二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、

「遺族厚生年金」とあるのは「遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を」と、「並びに障害基礎年金」とあるのは「並びに障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」と、「老齢厚生年金」とあるのは「老齢厚生年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」を」と、「老齢基礎年金及び付加年金、障害基礎年金」とあるのは「老齢基礎年金及び付加年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)、障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」とする。

第十七条の二 第六十條第一項の規定の適用については、

「受給権を有する配偶者」とあるのは、「受給権を有する配偶者(六十五歳に達している者に限る。)」とする。

第十七条の三 第六十一條第二項の規定の適用については、

「平均標準報酬月額」とあるのは「六十五歳に達した日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した日(附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」と、「同項第二号イ」とあるのは「前条第一項第二号イ」と、「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日」とあるのは「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日(附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者にあつては、六十五歳に達した日)」とする。

第十七条の四 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)以下「平成十二年改正法」という。第六條の規定による改正前の第四十三條第一項(以下この条において「改正前の第四十三條第一項」という。)

に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第一項及び改正前の第四十三條第一項(以下この条において「改正前の第四十三條第一項」という。)

二十條第一項第一号及び改正前の第四十三條第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第七十條第一項、昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第九十三條第二項、平成十二年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第九十三條第二項及び平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三條第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間(以下この項及び附則第七十七條の九第一項において「船員保険の被保険者であつた期間」という。)

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七條の九第二項において同じ。)

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号)附則第二條第一項(平成十三年法律第百一十号)附則第三項をいう。以下この項及び附則第十七條の九第三項において同じ。)

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)以下「平成二十四年一元化法」という。)

6 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七條の九第五項において同じ。)

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。以下この項及び附則第十七條の九第六項において同じ。)

8 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者(第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。)

9 平均標準報酬月額が七万四千七百七十円(当該被保険者であつた者(第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を除く。))が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円、昭和十年四月一日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九十円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八十八円とする。

10 次項において同じ。に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたとき、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。次項において同じ。)

法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第九十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第九十九条第二項及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第九十九条第二項の規定を適用する場合には、この限りでない。

9 第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に係る平均標準報酬月額を計算する場合には、平成十五年四月一日前の被保険者であった期間のうち、第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行われた期間以外の期間の平均標準報酬月額が七万四百七十七円に改定率を乗じて得た額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を当該期間の各月の標準報酬月額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

10 第四十三條の二から第四十三條の五までの規定（第四十三條の二第二項及び第三項、第四十三條の三第二項、第四十三條の四第二項及び第三項並びに第四十三條の五第二項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率及び第三項から第七項までに規定する率の改定について準用する。

11 基金の加入員たる被保険者であった期間（老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下この項及び附則第十七條の六第一項において同じ。）の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八條の六第一項の規定により第二号改定者の標準報酬月額の改定が行われた場合における昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第九十九条第二項、平成二十五年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第四条の規定による改正前の第九十九条第二項の適用については、当分の間、同条第一項中「第九十九条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第九十九条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第九十九条第二項若しくは平成十二年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは平成十二年改正法附則第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第九十九条第二項」とする。

項及び平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三條第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八條の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

第十七條の五 平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四條の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第九十九条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第九十九条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第九十九条第二項若しくは平成十二年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは平成十二年改正法附則第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第九十九条第二項」とする。

第十七條の六 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号及び第六十三條の二第一項第二号並びに平成十二年改正法附則第二十三條第一項第二号及び第二十四條第一項に規定する平均標準報酬額については、第四十三條第一項の規定にかかわらず、加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額（第二十六條第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

2 第七十八條の六第一項及び第二項の規定による第二号改定者の標準報酬の改定が行われた場合における前項の規定の適用については、同項中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の第七十八條の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とあるのは、「同条第二項の規定による改定前の標準賞与額」とする。

（年金たる保険給付の額の改定の特例）

第十七條の七 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付（第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号又は平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定（この法律又は他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）によりその額が計算されたものに限る。）の受給権を有する者について、第四十三條の二から第四十三條の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三條第一項、附則第九條の二第二項第二号又は平成二十五年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額（以下この条において「当該年度額」という。）が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額（以下この条において「前年度額」という。）に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合において、第四十三條の二（第四十三條の三から第四十三條の五まで）において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に名目手取り賃金変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が一を下回る場合において、第四十三條の三（第四十三條の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4 第一項の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合において、第四十三條の四（第四十三條の五において適用される場合

を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に名目手取り賃金変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

5 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三條の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

（第一号改定者の特例）

第十七條の八 第七十八條の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「若しくは被保険者であつた者又は附則第四條若しくは他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する者」とする。

（対象期間標準報酬総額の計算の特例）

第十七條の九 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、船員保険の被保険者であつた期間については、第七十八條の三第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて計算する。

2 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間については、第七十八條の三第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

3 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間については、第七十八條の三第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

4 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、第七十八條の三第一項の規定にかかわらず、当該旧国家公

務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

5 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間については、第七十八条の三第一項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の支給要件等の特例)
第十七条の十 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付について、附則第八条第二号、第九条の二第二項第一号、第九号の三第一項、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項の規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)を適用する場合には、「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間を除く。）」とする。

第十七条の十一 第七十八条の十八第一項の規定の適用については、当分の間、「改定又は」とあるのは、「特定期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間(特定期

間の末日後に当該老齢厚生年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は」とする。

第十七条の十二 第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付について、附則第八条第二号、第九条の二第二項第一号、第九号の三第一項、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二十九条第一項の規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。)を適用する場合には、「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間(被扶養配偶者みなし被保険者期間を除く。）」とする。

第十七条の十三 国民年金法附則第七條の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される特定期間に係る被保険者期間についての第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定並びに保険給付の額の計算及び改定に關し必要な事項は、政令で定める。

(延滞金の割合の特例)
第十七条の十四 第八十七条第一項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなのおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四百四十一條第一項において準用する平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第八十七条第一項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなのおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四百三十六条において準用する平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十条の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。)を含む。)に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、当分の間、これらの規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特例基準割合をいう。以下この条において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三

パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

(一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)
第十八条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第七條の三第一項の規定を適用する場合には、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行為なければならない。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七條の三の規定を適用する場合においては、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の基本手当等との調整の特例)
第十九条 前条の規定を適用して支給する附則第七條の三第三項の規定による老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第七條の四及び第七條の五の規定を適用する。この場合において、附則第七條の四第二項第一項及び第七條の五第一項中「第四十六条第一項の規定によりなのおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の第四十六条第五項」とあるのは、「第七十八條の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六条第一項」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の特例)
第二十条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、附則第八條(附則第八條の二において読み替えて適用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。ただし、附則第八條第二号の規定については、その者の二以上の被保険者の種

別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する。

2 前項に規定する者であつて、附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者であるものについては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第九條の二から第九條の四まで及び第十一條から第十一條の六までの規定を適用する。この場合において、附則第十一條第一項中「附則第八條の規定による老齢厚生年金」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第八條の規定による老齢厚生年金」と、「老齢厚生年金の額を」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の額を合算して得た額を」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」とするほか、当該支給権者に係る保険給付の額の計算及びその支給停止に關するこの法律その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(一)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)
第二十一条 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者について、附則第十三條の四第一項の規定を適用する場合には、当該二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間のうち一の期間に基づく老齢厚生年金についての同項の請求は、他の期間に基づく老齢厚生年金についての当該請求と同時に行為なければならない。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第十三條の四から第十三條の六までの規定を適用する。この場合において、同条第一項中「附則第十三條の四第三項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第十三條の四第三項」と、「老齢厚生年金の額」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金

の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに適用する。ただし、附則第十三條の四第三項の規定については、その者の二以上の被保険者の種

別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして適用する。

2 前項の場合においては、各号の厚生年金被保険者期間ごとに附則第十三條の四から第十三條の六までの規定を適用する。この場合において、同条第一項中「附則第十三條の四第三項」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に基づく附則第十三條の四第三項」と、「老齢厚生年金の額」とあるのは「各号の厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金

の額を合算して得た額」と、「第四十六條第一項」とあるのは「第七十八條の二十九の規定により読み替えて適用する第四十六條第一項」と、「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額以上」と、「老齢厚生年金の全部」とあるのは「当該一の期間に基づく老齢厚生年金の全部」とするほか、これらの規定の適用に關し必要なる者には、政令で定める。

(二)以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る加給年金額に關する経過措置の特例)

第二十二條 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者については、その二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして附則第十四條の規定により読み替えて適用する第四十四條第一項及び第三項の規定を適用する。

第二十三條 当分の間、第八十四條の六の規定の適用については、同條第一項中「拠出金算定対象額」とあるのは「拠出金算定対象額」と、「合計額」とあるのは「合計額」と、同條第二項中「拠出金算定対象額に支出費按分率を乗じて得た額を加えて得た額」と、同條第三項第二号中「(一)とあるのは」とあるのは「(一)に百分の五十を乗じて得た率」と、同條第四項第二号中「控除した率」とあるのは「控除した率に百分の五十を乗じて得た率」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第八十四條の六第一項に規定する支出費按分率は、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率とする。

一 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この号、次条及び附則第二十三條の三において同じ。）と、当該実施機関に係る当該年度における厚生年金保険給付費等として算定した額に基礎年金拠出金保険料相当分を加えた額を、当該年度における第八十四條の六第一項に規定する拠出金算定対象額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率

二 百分の五十

第二十三條の二 平成二十七年から令和八年度までの間、第八十四條の六第三項第一号に掲げる率は、同号の規定にかかわらず、実施機関ごとに、当該年度における保険料の各月の保険料率（第二号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十三條の表の上欄に掲げる月分の保険料率）についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とし、第三号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十四條の表の上欄に掲げる月分の保険料率とし、第四号厚生年金被保険者にあつては平成二十四年一元化法附則第八十五條第一項の表の上欄に掲げる月分の保険料率についてはそれぞれ同表の下欄に定める率とする。）を、当該各月に応じ、当該実施機関の組合員（国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員たる被保険者又は私立学校教職員共済制度の加入者たる被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乘じて得た額の合計額（以下この項において「実施機関関係保険料相当額」という。）を、当該年度における保険料の各月分に応じ、第八十一條第四項の表の下欄に定める保険料率を、当該各月に応じ、第一号厚生年金被保険者に係る当該年度の各月ごとの標準報酬の総額に乘じて得た額の合計額に各実施機関ごとの実施機関関係保険料相当額の合計額を加えて得た額で除して得た率を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、実施機関ごとに算定した率とする。

2 厚生労働大臣は、前条第二項第一号及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関を所管する大臣に協議しなければならない。

第二十三條の三 政府は、政府等に係る当該年度の厚生年金保険給付費等のそれぞれの額に對する当該政府等に係る当該年度の前年度における第八十四條の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額若しくは実施機関の積立金額のそれぞれの比率のいずれかが現に一を下回つてゐる場合又は財政の現況及び見通しの作成に当たり次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に当該比率のいずれかを下回ることが見込まれる場合には、同條の規定による拠出金の額の算定の在り方について検討を加へ、

その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

第二十三條の四 政府は、附則第二十三條の規定による特例について、附則第二十三條の二の規定の施行の状況を勘案しつつ検討を加へ、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体の長の退職の取扱いに關する特例)

第二十三條の五 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長（地方自治法第二百八十三條第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）を含む。）である被保険者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前後の第三号厚生年金被保険者期間は引き続いたものとみなす。

一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

二 退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

(戦時特例)

第二十四條 昭和十九年一月一日から昭和二十年八月三十一日までの間において、鉱業法第四條に規定する事業の事業場中使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

(被保険者の資格等に關する旧法による報告)

第二十五條 旧法による被保険者であつた期間に關して第七十五條の規定を適用する場合においては、同條第一項但書「第二十七條の規定による届出」とあるのは、「旧法第九條の規定による報告」と読み替へるものとする。

(従前の保険料)

第二十六條 昭和二十九年四月以前に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に對する罰則の適用)

第二十七條 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定共済組合の組合員)

第二十八條 旧法第七十四條の規定に基く旧厚生年金保険法施行令（昭和十六年勅令第一千二百五

十号）第三十二條の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に關しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に關する特例)

第二十八條の二 被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。次条第一項及び附則第二十八條の四第一項において同じ。）が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間がある場合においては、当該期間は、その者の老齢又は死亡に關し支給する保険給付については、この法律による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなす。ただし、第四十三條第一項及び附則第九條の二第二項第二号（附則第九條の三第一項及び第三項（同條第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第二項（次条第二項及び附則第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。））においてその例による場合を含む。）並びに第五十八條第一項（第四号を除く。）及び第六十條第一項の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

2 第四十四條第一項及び第六十二條第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「月数」とあるのは、「月数（附則第二十八條の二第一項に規定する旧共済組合員期間（昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間に係るものに限る。）を含む。）」とする。

(旧共済組合員期間を有する者に對する特例老齢年金の支給)

第二十八條の三 第四十二條第二号に該当しない者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の被保険者期間を有すること。

三 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

2 特例老齢年金の額は、附則第九條並びに第九條の四第一項及び第三項の規定の例により計算した額とする。

十号）第三十二條の規定によつて指定された共済組合の組合員である者に關しては、この法律の適用についても、なお従前の例による。

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に關する特例)

第二十八條の二 被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に限る。次条第一項及び附則第二十八條の四第一項において同じ。）が一年以上である者について、旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定める期間（以下「旧共済組合員期間」という。）のうち昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間がある場合においては、当該期間は、その者の老齢又は死亡に關し支給する保険給付については、この法律による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者であつた期間とみなす。ただし、第四十三條第一項及び附則第九條の二第二項第二号（附則第九條の三第一項及び第三項（同條第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第二項（次条第二項及び附則第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。））においてその例による場合を含む。）並びに第五十八條第一項（第四号を除く。）及び第六十條第一項の規定を適用する場合にあつては、この限りでない。

2 第四十四條第一項及び第六十二條第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「月数」とあるのは、「月数（附則第二十八條の二第一項に規定する旧共済組合員期間（昭和十七年六月から昭和二十年八月までの期間に係るものに限る。）を含む。）」とする。

(旧共済組合員期間を有する者に對する特例老齢年金の支給)

第二十八條の三 第四十二條第二号に該当しない者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に特例老齢年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の被保険者期間を有すること。

三 被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であること。

2 特例老齢年金の額は、附則第九條並びに第九條の四第一項及び第三項の規定の例により計算した額とする。

3 特例老齢年金は、この法律の規定（第五十八條第一項（第四号に限る。）及び附則第八條から第十條までの規定を除く。）の適用については、附則第八條の規定による老齢厚生年金（附則第九條並びに附則第九條の四第一項及び第三項の規定によりその額が計算されているものに限る。）とみなす。

4 特例老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は老齢厚生年金の受給権を取得したときは、消滅する。

（旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給）

第二十八條の四 被保険者期間が一年以上であり、かつ、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年に満たない者で、被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が二十年以上であるものが死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金を支給する。

2 特例遺族年金の額は、附則第九條の四第一項の規定の例により計算した額の百分の五十に相当する額とする。

3 特例遺族年金は、この法律（第五十八條、第六十條第一項及び第六十四條の二を除く。）及び国民年金法第二十條の規定の適用については、第五十八條第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚生年金とみなす。

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第二十九條

当分の間、被保険者期間が六月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る。）であつて、第四十二條第二号に該当しないものその他これに準ずるものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 日本国内に住所を有するとき。
- 二 障害厚生年金その他政令で定める保険給付の受給権を有したことがあるとき。
- 三 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して二年を経過しているとき。

2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。）に支給率を乗じて得た額とする。

4 前項の支給率は、最終月（最後に被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月をいう。以下この項において同じ。）の属する年の前年十月の保険料率（最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月の保険料率）に二分の一を乗じて得た率に、被保険者であつた期間に応じて政令で定める数を乗じて得た率とし、その率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

6 厚生労働大臣による脱退一時金に関する処分（不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。）

7 第九十條第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分（不服がある者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。）

8 第九十條第四項及び第五項、第九十一條の二並びに第九十一條の三の規定は、前二項の審査請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 第二條の五、第三十三條、第三十五條、第三十七條第一項、第四項及び第五項、第四十六條、第四十七條第一項、第七十五條、第九十六條、第九十八條第四項並びに第九十九條の規定は、脱退一時金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金の支給要件等）

第三十條

二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る脱退一時金については、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間に係る被保険者期間を合算し、一の期間に係る被保険者期間のみを有する者に係るものとみなして前条第一項の規定を適用する。ただし、当該脱退一時金の額は、各号の厚生年

金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに、同条第三項及び第四項の規定の例により計算した額とする。この場合において、同条の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（独立行政法人福祉医療機構による債権の管理及び回収の業務）

第三十一條

政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十四條の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二條第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

2 政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八條の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任等）

第三十二條

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七條その他この法律の改正に伴う経過措置を定める規定であつて厚生労働省令で定めるものによる厚生労働大臣の権限については、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）附則第十九條の規定による改正後の厚生年金保険法（次項において「新厚生年金保険法」という。）第百條の四から第百條の十二までの規定の例により、当該権限に係る事務を機構に行わせるものとする。

2 前項の場合において、新厚生年金保険法第百條の四から第百條の十二までの規定の適用については、技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則別表第一

昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一・三・七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	九・五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・三・一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一・二・八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	〇・四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・一・九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・〇・一
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	一・〇・一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・〇・一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・〇・一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・〇・一
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	一・〇・一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・〇・一
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	一・〇・一
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	一・〇・一
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	一・〇・一
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	一・〇・一
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	一・〇・一
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・〇・一
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・〇・一
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・〇・一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・〇・一
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・〇・一
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・〇・一
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・〇・一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・〇・一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・〇・一
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・〇・一

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二七一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二二
二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一・三・九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・三・二
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	九・七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一・二・九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	三・三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・二・〇
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	五・三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・〇・二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	九・〇・七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	八・一・六〇
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	七・四・〇二
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	六・九・九七
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	六・一・一七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	五・八・二四
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	五・一・一六
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	四・〇・七五
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	三・六・八一
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	二・五・一八
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	二・一・五四
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七・八〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・六・八九

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六・二八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四・九六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四・〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三・八六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二・八五
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二・三三
三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一・四・二
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・三・五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一・三・二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一・一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・二・三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一・二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	一・〇・四
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	三・二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	九・二・六五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	八・三・三六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	七・五・六一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	七・一・四八
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	六・二・四九
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	五・九・四九
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	五・二・二七
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	四・一・六三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	四・一・六三
昭和五十年四月から昭和五十二年三月まで	三・七・六〇

昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五・七二
昭和五十年四月から昭和五十二年七月まで	二・二・〇〇
昭和五十二年八月から昭和五十四年十二月まで	一・八・一八
昭和五十五年一月から昭和五十七年三月まで	一・七・二五
昭和五十七年四月から昭和五十九年九月まで	一・六・六三
昭和五十九年十月から昭和六十一年三月まで	一・五・二八
昭和六十一年四月から昭和六十三年七月まで	一・四・三六
昭和六十三年八月から昭和六十五年三月まで	一・四・一五
昭和六十五年四月から昭和六十七年九月まで	一・三・二二
昭和六十七年十月から昭和六十九年三月まで	一・二・六〇
昭和六十九年四月から昭和七十一年七月まで	一・二・六〇
四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一・四・三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	〇・七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・三・六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一・三・二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	七・八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・二・三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	七・五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	一・〇・四
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	八・六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	九・三・一三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	八・三・七八
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	七・六・〇〇
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	七・一・八四
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	七・一・八四
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	六・二・八一

昭和四十二年四月から昭和四十四年三月まで	五・九・八〇
昭和四十四年四月から昭和四十六年九月まで	五・二・五三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・一・八四
昭和四十八年十月から昭和五十年九月まで	三・七・七九
昭和五十年十月から昭和五十二年三月まで	二・五・八五
昭和五十二年四月から昭和五十四年七月まで	二・二・一一
昭和五十四年八月から昭和五十六年十二月まで	一・八・二七
昭和五十六年一月から昭和五十八年三月まで	一・七・三四
昭和五十八年四月から昭和六十一年九月まで	一・六・七一
昭和六十一年十月から昭和六十三年三月まで	一・五・三六
昭和六十三年四月から昭和六十五年七月まで	一・四・四三
昭和六十五年八月から昭和六十七年三月まで	一・四・三三
昭和六十七年四月から昭和六十九年九月まで	一・三・一九
昭和六十九年十月から昭和七十一年三月まで	一・二・六六
五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
昭和三十三年三月以前	一・四・三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	六・六
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一・三・七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	〇・九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一・三・三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一・二・四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・六
昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで	一・〇・五
昭和四十一年四月から昭和四十三年三月まで	二・九
昭和四十三年四月から昭和四十五年三月まで	九・三・五一

昭和三十三年三月以前	一四・四
昭和三十三年三月以前	六九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八
昭和三十三年三月以前	〇七

昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	二九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	〇五
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	九・四一八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	八・四七三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	七・六八六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	七・二六六
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	六・三五三
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	六・〇四八
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	五・三一三
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	四・二三一
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	三・八二二
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	二・六一四
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	二・二三六
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	一・八四八
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	一・七五四
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・六九〇
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・五五四
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・四九九
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・四三九
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・三三四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・二八一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・二八一
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・二八一
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・二八一

昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率	七
昭和三十三年三月以前	一四・五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	八七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一三・六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一八
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	一〇・六
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	九一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	九・四九五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	八・五四二
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	七・七四九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	七・三二五
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	六・四〇四
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	六・〇九七
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	五・三五六
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	四・二六六
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	三・八五三
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・六三五
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	二・二五四
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・八六三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七〇四
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・五六六
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・五六六

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三四四
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

附則別表第二

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二三三
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	一・二六
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	〇
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二七
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二八
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・二九
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一

附則（昭和二十九年七月一日法律第二〇四号）抄
 一 この法律は、昭和三十年一月一日から施行する。
 （施行期日）

附則（昭和三十一年六月三〇日法律第三九号）抄
 一 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。
 二 次に掲げる法律の規定中「八銭」を「六銭」に改める。
 一から十一まで 略

十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十七条第一項
 前項の規定による改正後の同項各号に掲げる法律の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年六月二日法律第一四八号）抄
 一 この法律は、昭和三十一年六月二日から施行する。

定により通算対象期間とされるに至つたときは、この限りでない。

第五条 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていなかつたもののうち、同日において現に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員であり、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当し、かつ、六十歳以上であつた者に対しては、昭和三十六年四月一日にさかのぼつて、同条の通算老齢年金を支給する。

2 前項の規定による通算老齢年金は、厚生年金保険法第三十六条第一項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日からその支給を始める。
3 昭和三十六年四月一日において厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であつた者で同法第四十二条第一項各号に規定する被保険者期間のいずれをも満たしていなかつたもののうち、同日において現に国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員若しくは農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員でなかつた者が、同日以後に厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた場合において、その際に六十歳以上であり、かつ、改正後の厚生年金保険法第四十六条の三第一号イからニまでのいずれかに該当しているか又は該当するに至つたときは、その者に対し、同条の通算老齢年金を支給する。この場合において、その者が厚生年金保険及び国民年金以外の公的年金制度の被保険者又は組合員となつた日が、施行日前であるときは、その者に対する通算老齢年金の支給は、その日にさかのぼるものとする。

第六条 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に脱退手当金の支給を受けた者には、その脱退手当金の額の計算の基礎となつた被保険者期間に基づいては、通算老齢年金は、支給しない。

第八条 次の表の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間（明治四十四年四月一日以前に生まれた者にあつては、昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間とを合算した期間。以下この条において同じ。）がそれぞれ

同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したときは、厚生年金保険法第四十六条の三の規定に該当するに至つたものとみなして、その者に、同条の通算老齢年金を支給する。

同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないものが、六十歳に達したときに、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その等級であるもの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十年
大正五年四月二日から大正六年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月二日から大正七年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月二日から大正八年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月二日から大正九年四月一日までの間に生まれた者	十四年

2 前項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間に、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その等級であるもの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる被保険者で、昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、六十五歳に達するまでの間に、その者の標準報酬等級が第一級から第二十級までの等級に該当するに至つたとき、又は同表の上欄に掲げる者で、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であり、かつ、その等級であるもの同日以後の被保険者期間が、それぞれ同表の下欄に規定する期間に達したときも、同項と同様とする。

4 第一項の規定による脱退手当金の受給権者であつて、施行日前にさかのぼつて通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

5 第一項の規定による脱退手当金の受給権者が昭和三十六年四月一日以後に死亡した場合又は第二項の規定による脱退手当金の受給権者が施行日以後に死亡した場合には、これらの規定にかかわらず、改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

6 昭和三十六年四月一日から施行日の前日までの間に改正前の厚生年金保険法第六十九条又は附則第二十二條の規定による脱退手当金の支給を受けた者が、施行日から起算して六月以内に都道府県知事に申し出て、その支給を受けた脱退手当金の額に相当する額を返還したときは、その者は、その脱退手当金の支給を受けなかつたものとみなす。

附則（昭和三十七年四月二日法律第六七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

第二条（延滞金に関する経過措置） 第三十三条、第三十七条及び第三十八条の規定中延滞金に関する部分並びに第四十条の規定は、この法律の施行後に徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年四月二日法律第九号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条（健康保険法等の一部改正に伴う経過規定） この法律の施行後は社会保険庁長官が行なうこととなる保険給付を受ける権利の裁定その他の処分であつて、この法律の施行前に厚生大臣が行なつたものは、社会保険庁長官が行なつた保険給付を受ける権利の裁定その他の処分とみなす。

第三条（この法律の施行後は社会保険庁長官に対して行なうこととなる申請、届出その他の行為であつて、この法律の施行の際現に厚生大臣に対して行なわれているものは、社会保険庁長官に対して行なわれている申請、届出その他の行為とみなす。）

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

第三条 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な

お従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則（昭和三十七年九月八日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和三十七年九月一日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等については、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以

外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができない期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十六条の六）を「第四十六条の七」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める部分を除く。、第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定、第十九条の改正規定、第十九条の次に一条を加える改正規定、第四十四条の次に一条を加える改正規定、第八十一条第五項の改正規定（特例第三種被保険者、特例第二種被保険者及び特例第一種被保険者に係る部分に限る。）、第八十五条の次に一条を加える改正規定、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十二条の次に一章を加える改正規定及び第八章の次に一章を加える改正規定並びに附則第二十一条、附則第二十四条から附則第二十八条まで、附則第三十七条及び附則第五十条から附則第五十二条までの規定は、政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条、第三十九条第二項、第四十三条第二項、第四十六条の四第一項及び第二項、第四十六条の七第四項、第四十七条第一

項、第五十条第一項、第五十四条の二、第五十五条第一項、第五十七条、第五十八条第二号及び第三号、第六十条第二項及び第三項、第六十一条、第六十二条、第七十条第一項、第八十条第一項並びに第八十一条第五項（特例第一種被保険者、特例第二種被保険者、特例第三種被保険者及び第四種被保険者に係る部分を除く。）の規定、この法律による改正後の同法附則第二十二條第一項の規定並びに附則第四條、附則第九條から附則第十三條まで、附則第十八條、附則第二十二條から附則第二十六條まで、附則第四十二條、附則第四十三條、附則第四十四條（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第二十四條、第六十三條及び第四百三十三條の七の改正規定に係る部分を除く。）、附則第四十五條、附則第四十八條及び附則第四十九條の規定は、昭和四十年五月一日から、この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中第四種被保険者に係る部分の規定は、同年六月一日から適用する。

（減額老齢年金制度）
第三条 老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしている者が、老齢年金の受給資格年齢に達する前に被保険者でなくなった場合における減額老齢年金制度については、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律の定めるところにより、実施されるべきものとする。

（標準報酬に関する経過措置）
第四条 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）、のうち、同年四月の標準報酬月額が三千元、四千元、五千元若しくは六千元である者又は三万六千元である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）、の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

（不正利得の徴収に關する経過措置）
第五条 この法律による改正後の厚生年金保険法第四十条の二の規定は、この法律の公布の日以後の偽りその他不正の手段による支給に係る保険給付の受給額に相当する金額の徴収について適用する。

（老齢年金の支給の特例）
第六条 この法律の公布の日において現に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいづれかに規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつて、六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法同条同項の規定にかかわらず、同項の老齢年金を支給する。

（通算老齢年金の支給の特例）
第七条 この法律の公布の日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間のいづれをも満たしていない被保険者であつて、同法第四十六條の三第一号イからニまでのいづれかに該当している六十五歳以上であるものに対しては、この法律による改正後の同法第四十六條の三の規定にかかわらず、同条の通算老齢年金を支給する。

（特例老齢年金の支給に關する経過措置）
第八条 この法律の公布の日において現に被保険者期間が一年以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない者が、次の各号の一に該当する場合において、その者が、通算老齢年金の受給権を有しないときは、その者にこの法律による改正後の同法附則第二十八條の三第一項の特例老齢年金を支給する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項第一号イ又はロのいづれかに該当している被保険者でない者が、六十歳以上であるとき。
二 この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項第一号イ又はロのいづれかに該当している被保険者が、六十五歳以上であるとき。

（従前の保険給付の額の特例）
第九条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこ

とみなす。

の法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。

2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。

3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

（旧法による保険給付の額の特例）

第十条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千元とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受け権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）が八万四千元である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千元に改定することができる。

3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第十一条 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を六万円とする。

2 前項の規定は、昭和四十年五月一日以後において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

（保険給付の支給に関する経過措置）

第十二条 前三条に規定する保険給付のうち昭和四十年四月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、同年五月一日においてまだ支給してないものについては、なお従前の例による。

（障害年金等の支給に関する経過措置）

第十三条 昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者の当該傷病については、この法律による改正後の厚生年金保険法第四十七条及び第五十五条の規定は、適用しない。

2 被保険者であつた者が、昭和四十年五月一日前における第四種被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病により同日以後に死亡したときは、その者の遺族については、厚生年金保険法第五十八条の規定は、適用しない。ただし、その死亡した者が同条第一項第一号又は第四号に該当する場合には、この限りでない。

（死亡の推定に関する経過措置）

第十四条 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、この法律の公布前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にこれに乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、この法律の公布の際まだその生死がわからないか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなりこの法律の公布の際まだその死亡の時期がわからない被保険者又は被保険者であつた者についても、適用する。

第十五条 この法律の公布の日において現にこの法律による改正前の厚生年金保険法第六十五条

の規定によりその支給が停止されている遺族年金は、同法第三十六条第二項の規定にかかわらず、昭和四十年五月分から支給するものとする。

（旧法による寡婦年金の例により支給する保険給付に関する経過措置）

第十六条 厚生年金保険法附則第十六条第一項後段の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の取得については、この法律の公布の日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九条第一項（妻に関する部分に限る。）の規定の例による。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の寡婦年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利の消滅については、この法律の公布の日以後においては、同項の規定によりその例によるものとされている旧厚生年金保険法の当該規定にかかわらず、この法律による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項の規定の例による。

（特例による脱退手当金の支給）

第十七条 この法律の公布の日から起算して十三年以内の間に第二種被保険者の資格を喪失した者に対しては、当該資格を喪失した時において通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号。以下この条において「関係整理法」という。）附則第九条第二項の規定による脱退手当金の受給権を取得する場合を除き、関係整理法による改正前の厚生年金保険法の規定により脱退手当金を支給する。ただし、当該脱退手当金を支給すべき場合において、その支給を受けるべき者が、その際、通算老齢年金の受給権を有しているときは、この限りでない。

2 昭和三十六年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に第二種被保険者の資格を取得した者（明治四十四年四月一日以前に生れた者を除く。）であつて、この法律の公布の際現に被保険者でないものであり、かつ、その被保険者期間が二年以上であるものに対しても、前項と同様とする。

3 前二項の規定による脱退手当金の受給権は、その受給権者が当該受給権の取得の日後において通算老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

4 第一項又は第二項の規定による脱退手当金の受給権者が死亡した場合には、これらの規定によりその例によるものとされている関係整理法による改正前の厚生年金保険法の規定にかかわらず、厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

（保険料に関する経過措置）

第十八条 昭和四十年四月以前の月（第四種被保険者については、同年五月以前の月）に係る保険料については、なお従前の保険料率による。

第十九条 削除

（時効に関する経過措置）

第二十条 この法律による改正後の厚生年金保険法第九十二条第二項の規定は、この法律の公布の際現に年金たる保険給付の受給権を有する者の当該保険給付がこの法律の公布前にその全額につき支給を停止されていた間についても、適用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二十一条 附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日において現に厚生年金基金又は厚生年金基金連合会という名称を使用している者については、この法律による改正後の厚生年金保険法第九十九条第二項及び第五十一条の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（基金の認可の申請の手續に関する経過措置）

第二十二条 事業主は、附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他厚生年金基金の設立に必要な準備行為をすることができる。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条 次の表の上欄に掲げる組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。）たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して十三年以内の組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

（退職一時金に関する特例）

第二十三条 次の表の上欄に掲げる組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。）たる女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、この法律の公布の日から起算して十三年以内の組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合又は同表の中欄に掲げる規定の適用を受ける場合を除き、同表の下欄に掲げる規定を適用する。

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく共済組合の組合員	通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下この条において「関係整理法」という。）附則第二十一条	国家公務員共済組合法第八十条第三項
私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員	私立学校教職員共済組合法第四十八条の二の規定によりその例によることとされたる関係整理法附則第二十一条	私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十条第三項
公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第三十九条	公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）に基づく共済組合の組合員	関係整理法附則第四十四条	農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十四条又は第六十三条第七項	地方公務員等共済組合法第八十三条第三項
地方公務員等共済組合法に基づく団体共済組合の組合員	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七百四十三条の七	地方公務員等共済組合法第二百二条において準用する同法第八十三条第三項

2 昭和三十六年十一月一日以後前項の表の上欄に掲げる組合員の資格を取得した女子で組合員であつた期間が一年以上二十年未満である者が、同日からこの法律の公布の日の前日までの間に当該組合員の資格を喪失したときは、その者に對しても、同項と同様とする。この場合において、同表の下欄に掲げる規定中「退職の日」とあり、「その日」とあり、又は「第一項の規定に該当する事由が生じた日」とあるのは、「厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百四号）の公布の日」とする。

3 前項の規定により退職一時金を支給する場合において、その者に同項に規定する組合員の資格の喪失につき退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに附則第十四条から附則第四十三条まで及び附則第四十五条の規定は昭和四十二年二月一日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにし、昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧法」という。）第五十条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにし、昭和四十一年二月一日において現に旧法第六十四条の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにし、昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

附則（昭和四一年五月九日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第二種障害補償の支給を受ける権利を取得したことにし、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）第五十四条の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧法第十五条の規定による遺族補償の支給が行なわれるべきものであることにし、この法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第六十四条の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧法第十三条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を取得したことにし、この法律の施行の際現に旧厚生年金保険法第五十条の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

附則（昭和四二年五月三十一日法律第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日法律第一二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四二年八月十七日法律第一三六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第三号又は第四号に掲げる補償（以下この項及び次項において「障害補償等」という。）を受ける権利を有する者に係る厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第五十四条又は第六十四条の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利を有する者が旧厚生年金保険法第五十四条の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

附則（昭和四四年二月六日法律第七八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一条第五項第四号の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九条第五項第三号の改正規定は、昭和四十五年一月一日から施行する。

2 次に掲げる規定は、昭和四十四年十一月一日から適用する。

一 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条、第三十四条第一項及び第五項、第四十二条第二項、第四十三条第四項、第四十六条第二項、第五十条第一項、第六十条第二項、第八十一条第五項第一号から第三号まで、第一百三十一条第一項並びに附則第二十八条の二の規定並びにこの法律による改正後の船員保険法第四条第一項、第三十四条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八條第二項、第三十八条ノ二、第四十一条第

一、第四十一条ノ二第一項、第五十条ノ二第一項及び第三項、第五十条ノ三第一項及び第二項、第五十九条第五項第一号及び第二号並びに第六十条第一項の規定

二、附則第三条から附則第九条まで、附則第十三条、附則第十八条から附則第二十七条まで、附則第三十四條及び附則第三十七條の規定

三、附則第三十三條の規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第十七号)第二条第一項、第三十九条第一項及び第二十六条の規定、附則第三十六条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五号)附則第十六條の規定、附則第四十八條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第八十二号)附則第八條第一項及び第二項、附則第十四條第一項及び第二項、附則第十九條第三項、附則第三十八條第一項並びに附則第四十二條第三項の規定並びに附則第五十二條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第三条第四項、第二十条第三項、第二十一条及び第四百四十三條の五第三項の規定

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十四年十一月一日前に被保険者の資格を取得し、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く)のうち、同年十月の標準報酬月額が七千円、八千円若しくは九千円である者又は六万円である者(報酬月額が六万二千円未満である者を除く)の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十四年十一月から昭和四十五年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が一万円未満である第四種被保険者の昭和四十五年一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、一万円とする。

第三条 昭和四十四年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者であつた者に關し、同日以後に保

險給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万円に満たないものがあるときは、これを一万円とする。

第四条 昭和三十二年十月一日前に被保険者であつた者であつて、同日から昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という)附則第四十七條第一項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五條第一項又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するための法律(平成十三年法律第一号)附則第六條の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。以下この条において同じ)が三年以上であるもの(厚生年金保険法第五十一條の規定により障害厚生年金の額の計算の基礎となし被保険者であつた期間があるときは、当該期間を除いた期間が三年以上であるもの)に關し、昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)以下この条において「平成十二年改正法」という)附則第二十条第一項に規定するものに限る。次項において同じ)に支給する保険給付につきその年金額を計算する場合には、同項第一号の規定にかかわらず、昭和三十二年十月一日前の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額(平成十二年改正法第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。次項において同じ)の計算の基礎としない。

2 昭和三十二年十月一日から昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間が三年未満であり、かつ、同日までの被保険者であつた期間が三年以上である者に關し、昭和四十四年十一月一日以後に保険給付を受ける権利を有するに至つた者に支給する保険給付につきその年金額を計算する場合には、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号の規定にかかわらず、昭和五十一年七月三十一日までの被保険者であつた期間のうち直近の三年間以外の被保険者であつた期間は、平均標準報酬月額の計算の基礎としない。

第六条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同章及び附則第三条から前条までの規定により計算した額とする。

第七条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)を十五万円とし、その他の者の当該障害年金については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)を十二万円とする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受け権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)の項及び次項において同じ)が十五万円である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないとき、又は年金の額が十二万円である者の廃疾の程度が同表に定める一級に該当すると認めるときは、その者の当該年金の額を十二万円又は十五万円に改定することができる。

3 年金の額が十二万円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

4 厚生年金保険法第五十二条第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。

第八条 昭和四十四年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)を九万六千円とする。

2 前項の規定は、昭和四十四年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

第九条 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同項の規定にかかわらず、配偶者については一万二千円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち一人については七千二百円とする。

第十条 附則第六條から附則第八條までに規定する保険給付の額(前条に規定する加給金又は増額金に相当する給付の額を含む)で昭和四十四年十月以前の月分のもの並びに厚生年金保険の障害手当金及び脱退手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第十一条 この法律の公布の日において現に二以上の年金たる保険給付の受給権を有する者の当該二以上の保険給付については、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の厚生年金保険法第三十八條の規定により選択した年金たる保険給付は、この法律による改正後の同條の規定により選択した年金たる保険給付とみなす。

第十三条 昭和四十四年十一月一日前に老齢年金又は通算老齢年金の受給権を有していない者であつて、同日において、この法律による改正後の厚生年金保険法附則第二十八條の二の規定を適用することにより、同法第四十二條第一項の老齢年金又は同法第四十六條の三の通算老齢年金の受給権を有することとなるものについては、その者に、これらの規定に規定する老齢年金又は通算老齢年金を支給する。

第十五条 昭和四十五年一月一日前日以後の期間に係る保険料を前納した第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、老齢厚生年金の額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときは、厚生年金保険法第四十三條(同法第四十四條第一項において適用する場合を含む)

3 前項の規定は、昭和六十一年改正法律附則第八十條の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第三十二條第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に基づいて、改正前の附則第三十二條第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十九條 昭和三十六年四月一日以前の通算対象期間である被保険者期間と同日以後の被保険者期間とを合算した期間が十年以上であり、かつ、老齢年金を受けた期間が十年以上であり、かつ、満たしていない者であつて、昭和四十四年十一月一日において六十歳以上の被保険者でないもの又は同日において六十五歳以上の被保険者であるものについては、前條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八條第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に、昭和四十四年十一月から、厚生年金保険法第四十六條の第三項の通算老齢年金を支給する。

附則（昭和四十四年二月一日法律第八十六号）抄
（施行期日等）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十五年四月一日法律第三十号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十六年三月三〇日法律第一三三号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。
附則（昭和四十六年五月二七日法律第七二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第一條中厚生年金保険法

第三十七條、第三百三十六條及び第六十四條第一項の改正規定、第二條中船員保険法第二十三條第一項の改正規定（同項中「祖父父母」の下に「（第五十條第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ニ付テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫、祖父母及兄弟姉妹トス）」を加える部分に限る。）並びに同法同條第二項及び第二十七條ノ二第三項の改正規定、第四條の規定並びに第五條中船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十五号）附則第十九條第一項の改正規定は公布の日から、第二條中船員保険法第四條第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。
（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二條 昭和四十六年十一月一日前に被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年十月の標準報酬月額が十万円である者の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十六年十一月から昭和四十七年九月までの各月の標準報酬とする。
第三條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第十一條第一項の規定により同項に規定する二以上の年金たる保険給付の支給を受ける者が他の年金たる保険給付（その全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）の受給権を有するに至つたときは、その者の選択により、この法律による改正後の厚生年金保険法第三十八條の規定にかかわらず、その者に、当該二以上の年金たる保険給付を支給し、その者に、当該他の年金たる保険給付の支給を停止する。

第四條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、次条及び附則第六條に規定するものを除くほか、その額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第五十條及び第六十條の規定により計算した額とする。
第五條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつ

て支給する従前の障害年金の例による保険給付を受け、その権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を十六万五千円とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を十三万二千円とする。

2 年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）が十三万二千円である者は、社会保障庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至つたことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。
第三條 厚生年金保険法第五十二條第三項及び第四項の規定は、前項の請求又は第一項の規定による年金の額の改定について準用する。
第六條 昭和四十六年十一月一日において現に厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）を十五万五千円とする。

2 前項の規定は、昭和四十六年十一月一日以後において厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。
第七條 前三條に規定する保険給付の額で昭和四十六年十月以前の月分のもの及び厚生年金保険の障害手当金で同年十一月一日においてまだ支給していないものの額については、なお従前の例による。

第八條 この法律による改正後の厚生年金保険法第五十九條第一項の規定は、昭和四十六年十一月一日前に行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた被保険者であつた者の遺族についても、適用する。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十一條 この法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第七條第一項又は附則第十三條第一項の規定により昭和四十六年十一月一日に厚生年金

保険法第四十六條の三第一項又は船員保険法第三十九條ノ二第一項の通算老齢年金の受給権を取得した者に対する当該通算老齢年金は、同年十一月からその支給を始める。
附則（昭和四十六年五月二九日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、第三條中国家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書、第七十九條の二第三項第一号、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の改正規定、第四條中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十三條第二項、第三十二條の三第一項及び第四十五條の三第二項の改正規定並びに第六條並びに附則第三條及び附則第七條の規定は同年十一月一日から、第七條の規定は同年六月一日から、それぞれ施行する。

附則（昭和四十八年九月二日法律第八五号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和四十八年九月二日法律第九二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が二万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、二万円とする。

4 昭和四十八年十一月一日前同日以後の期間に係る保険料を前納した厚生年金保険の第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢厚生年金の額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときは、同法第四十三条（同法第四十四条第一項において適用する場合を含む。）又は同法附則第九条第一項に定める額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する額から五百四十円に当該保険料の納付が行われなかつた月に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

3 前項の規定は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第六条の規定による改正前の附則（以下この項において「改正前の附則」という。）第九条第一項の期間を有する者について、当該期間のうち同法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に基づいて老齢厚生年金の額を計算する場合において、改正前の附則第九条第一項に規定する額による保険料の納付が行われなかつた月があるときに準用する。

6 昭和四十八年十月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年五月三十一日法律第六十三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十二条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六条の次に一条を加える改正規定は同年十一月一日から、第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定は昭和五十年一月一日から、第三条及び附則第五項の規定は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年六月一三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第二十二条の二の改正規定 公布の日
二 第四条及び第五条並びに附則第四条から附則第六条までの規定 昭和五十年八月一日

附則（昭和五一年六月五日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附則（昭和五一年六月五日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条から第四条までの規定、第七条の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第三条及び附則第九十二条一）の改正規定、附則第六条の二を削る改正規定、附則第八条、附則第十条及び附則第十二条の改正規定並びに附則第二十二条の二を削る改正規定に限る。）並びに次条から附則第五号まで、附則第二十四条から附則第二十七条まで及び附則第三十四条から附則第三十六条までの規定 昭和五十一年八月一日
二 第五条の規定（国民年金法第十七条、第二十七号、第三十三号、第三十八号、第三十九

条、第四十三号、第四十四号、第四十九号、第五十二号の四、第七十七号第一項第一号、第八十五号及び第九十三号の改正規定に限る。）第六号の規定、第七号の規定（前号に規定する改正規定を除く。）及び附則第六条第一項の規定 昭和五十一年九月一日
三 略
四 第十条から第十二号まで、附則第十二号から附則第二十号まで及び附則第二十八号から附則第三十三号までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
五 略
六 第十三号から第十五号まで及び附則第二十一条から附則第二十三号までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
（第一条の規定の施行に伴う経過措置）
第二条 昭和五十一年七月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。
第三条 昭和五十一年八月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年七月の標準報酬月額が二万円八千円以下である者又は二十万円である者（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が二十一万円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額（その者が健康保険の被保険者であるときは、その者の同月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額）を第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。
2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十一年八月及び九月の標準報酬とする。
3 標準報酬月額が三万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十一年八月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、三万円とする。
（第十条の規定の施行に伴う経過措置等）
第十二条 第十条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十五条の規定は、第十条の規定の施行の日の前日において同法による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

第十四条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）附則第七号第一項に規定する者は、厚生年金保険法第六十八条の三の規定の適用については、同法第四十六条の三第一号イに該当するものとみなす。

2 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第八号第一項に規定する者が死亡したときは、厚生年金保険法第六十八条の三の規定に該当するものとみなして、その者の遺族に、同条の通算遺族年金を支給する。（第十三条の規定の施行に伴う経過措置）
第二十一条 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第一項の規定が第十三条の規定の施行の日の一年六月前日から適用されてきたとするならば、同条の規定の施行の日前に障害年金を受ける権利を取得することとなる者には、同日の属する月から同項の障害年金を支給する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（厚生年金保険法による平均標準報酬月額の計算の特例）
第三十五条 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この項において「平成十二年改正法」という。）第九条の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「改正後の法律第七十八号」という。）附則第四条に規定する者のうち、第二号に規定する被保険者であつた期間がある者の厚生年金保険法による平均標準報酬月額（平成十二年改正法第六十六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項（以下この項において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額をいうものとし、同法第三十二条第二項及び附則第二十九条第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八号第一項の規定によりなお従前の例によるものとした同法第三十三条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十条第一項に規定する平均標準報酬月額を除く。）は、平成十二年改正法附則第

ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

二十条第一項第一号及び改正前の第四十三條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額をその者の厚生年金保険の被保険者期間の月数で除して得た額とする。

一 昭和五十一年八月一日前の厚生年金保険の被保険者であつた期間（改正後の法律第七十八号附則第四條の規定により平均標準報酬月額の計算の基礎とされない期間を除く。）の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額に同日の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 昭和五十一年八月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額に同日以後の厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 法律第七十八号附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間を有するものに対する前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「厚生年金保険法第七十條第一項」とあるのは「厚生年金保険法第七十條第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第四十七條」と、「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（国民年金法等の一部を改正する法律附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）」と読み替へるものとする。

3 法律第七十八号附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十一号）附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を有するものに対する第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第五條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）」と読み替へるものとする。

4 法律第七十八号附則第四條第一項又は第二項に規定する者であつて、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六條の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を有するものに対する第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六條の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）」と読み替へるものとする。

附則（昭和五二年五月二七日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第一条中国民年金法第六十八條の改正規定及び第三条中児童扶養手当法第七條の改正規定は同年十月一日から施行する。

附則（昭和五三年五月一六日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第五条の規定並びに第八条中児童手当法第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條の規定 公布の日
二 第二条、第四条、附則第五條、附則第六條及び附則第十條から附則第十二條までの規定 昭和五十三年六月一日
（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 昭和五十三年五月以前の月の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年五月二九日法律第三六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

「法律第九十二号」という。）附則第二十二條の二の改正規定及び附則第八條の規定 公布の日
二 第四条、第五条、附則第三條、附則第四條及び附則第九條から附則第十條までの規定 昭和五十四年六月一日
（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 昭和五十四年五月以前の月の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額については、なお従前の例による。

附則（昭和五十四年六月九日法律第四二八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一條第五項第四號の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九條第五項第四號の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十三條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五五年一月三一日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一條第五項第四號の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九條第五項第四號の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十三條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 前項の規定による措置は、給付で定める。前二項の規定により年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十六号）附則第三條第一項の規定により読み替へられた国民年金法第八十七條第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二條の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條
二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條
三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四條
五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三條
六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條の二

附則（昭和五四年六月九日法律第四二八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附則（昭和五五年一月三一日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中厚生年金保険法第八十一條第五項第四號の改正規定及び第二条中船員保険法第五十九條第五項第四號の改正規定は昭和五十五年十一月一日から、第七條中国民年金法第八十七條第三項の改正規定及び附則第五十三條の規定は昭和五十六年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「及び第六十二條の二に定める」とを「第六十二條の二及び第六十五條の二に定める」に改める改正規定及び同項中「及び第六十二條の二の規定により加算する額」を削る改正規定を除く。）による改正後の同法第三十四條、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十六條の三、第四十六條の六、第四十六條の七、第五十條、第五十四條、第六十條、第六十八條の三、第三十一條、第三百三十三條、附則第十二條、附則第十六條及び附則第二十八條の三の規定、第二条の規定による改正後の船員保険法第三十四條から第三十八條ノ二まで、第三十九條ノ二、第三十九條ノ四、第三十九條ノ五、第四十一條、第四十一條ノ二、第四十四條ノ三、第五十條ノ二、第五十條ノ八ノ二、第五十一條及び別表第三ノ二の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法の一部を改正す

る法律附則第十六条及び附則第十七条の規定、第四條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号。以下この条において「法律第七十二号」という。）附則第十條中、「第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ夫々」を削る改正規定及び同条中「二倍ニ相当スル額」の下に「（第五十條ノ三ノ二ノ規定ニ依リ加給スベキ金額アルトキハ其ノ金額ニ相当スル額ヲ加ヘタル額）」を加ふる改正規定を除く。）による改正後の同法附則第十條の規定、第五條の規定による改正後の厚生年金保険法及び船員保険交渉法第二條から第四條まで、第十三條の二から第十六條まで、第十八條、第十九條、第十九條の三、第二十條、第二十五條の二及び第二十六條の規定、第六條の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（以下「法律第八十二号」という。）附則第四條、附則第七條、附則第八條、附則第十條、附則第十三條及び附則第十四條の規定、第九條の規定（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。）附則第十二條、附則第十四條及び附則第二十條の改正規定を除く。）による改正後の同法の規定並びに次条、附則第五條から附則第十四條まで、附則第十八條から附則第二十三條まで、附則第二十六條から附則第三十五條まで、附則第三十九條から附則第五十條まで、附則第五十七條、附則第五十八條及び附則第六十條から附則第六十二條までの規定、昭和五十五年六月一日

二 第七條の規定による改正後の国民年金法第五條第五項、第十八條の二、第二十七條、第三十三條、第三十八條、第三十九條、第四十三條、第四十四條、第四十九條及び第七十七條第一項第一号の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二号附則第十二條及び附則第十四條の規定並びに附則第五十一條第一項及び第二項の規定、昭和五十五年七月一日

三 第一條の規定（厚生年金保険法附則第十六條第二項中「七万二千円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十八條、第六十二條の二、第六十五條の二及び附則第十六條の規定、第二條の規定による改正後の船員保険法第二十三條ノ七、第五十條ノ三ノ二及び第五十條ノ七ノ三の規定、第四條の規定（法律第七十二号附則第十條中「八万六千四百円」を「九万八千四百円」に改める改正規定を除く。）による改正後の同條の規定、第七條の規定（国民年金法第四十一條第二項中「三分の一」を「五分の二」に改める改正規定を除く。）による改正後の同法第三十九條の二、第四十一條、第四十一條の四、第五十八條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の二、第六十四條の五、第六十七條第一項ただし書、第六十八條及び第七十九條の二の規定、第八條の規定による改正後の国民年金法の一部を改正する法律附則第十六條の規定、第九條の規定による改正後の法律第九十二号附則第二十條の規定、第十條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條の規定、第十一條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條及び第十八條の規定並びに附則第四條、附則第十五條、附則第十六條、附則第二十五條、附則第三十六條から附則第三十八條まで、附則第五十一條第三項、附則第五十二條第二項、附則第五十四條及び附則第五十五條の規定、昭和五十五年八月一日

四 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十二條及び第八十一條第五項第一号から第三号までの規定、第二條の規定による改正後の船員保険法第四條、第五十九條第五項第一号及び第二号並びに第六十條の規定並びに附則第三條及び附則第二十四條の規定、昭和五十五年十月一日

（第一條の規定の施行に伴う経過措置等）

第二條 昭和五十五年五月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第三條 昭和五十五年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が四万二千円以下であるもの又は三十二万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が三十三万円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の同法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、昭和五十五年十月から昭和五十六年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が四万五千円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和五十五年十一月以後の標準報酬額は、厚生年金保険法第二十六條の規定にかかわらず、四万五千円とする。

第四條 昭和五十五年八月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額が加算されている遺族年金を受ける権利を有する者（同法第三十八條第一項の規定により当該遺族年金が支給されている者に限る。）の当該遺族年金については、引き続き同項の規定により支給される間、第一條の規定による改正後の同法第三十八條第二項中「加給年金額」とあるのは、「加給年金額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第六十二條の二の規定により加算する額」とする。

第五條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第五号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第六條 昭和五十五年六月一日において現に第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二條第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしている六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに對しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第七條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、六十五歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第五項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、六十五歳に達した月前における被

保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第八條 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による老齢年金又は通算老齢年金の受給権者である被保険者であつて、七十歳以上であるものに支給する老齢年金又は通算老齢年金については、第一條の規定による改正後の同法第四十三條第六項（同法第四十六條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、七十歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、同年六月から、年金の額を改定する。

第九條 第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六條第一項又は第二項の規定による老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同條第一項中「第十二級」とあるのは、「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは、「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十五級まで」とあるのは、「第二十三級から第二十五級まで」と、同條第二項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）を受ける権利を有する者（その者の配偶者が当該老齢年金又は障害年金の加給年金額の計算の基礎となつており、かつ、当該配偶者が同法による老齢年金又は障害年金（その全額につき支給を停止されている老齢年金又は障害年金を除く。）の支給を受けることができない者）に限り、第一條の規定による改正後の同法第四十六條第四項（第一條の規定による改正後の同法第五十四條第三項において準用する場合を含む。）中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千円を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される同法による老齢年金若しくは障害年金がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十一條 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保

「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二十二項「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十五条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額が加算されている遺族年金（同法附則第十六条において準用する同法第六十二条の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において「第一項の規定による改正後の同法第六十五条の二に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができない者に限る。）の当該老齢年金又は障害年金については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条第五項中「加給年金額に相当する部分」とあるのは、「加給年金額から七万二千元を控除して得た額に相当する部分」とする。ただし、当該老齢年金若しくは障害年金又はその者の配偶者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十二条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の規定による通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十三条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三第一号イからその者のいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同条の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第十四条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条の七第一項又は第二項の規定による通算老齢年金の支給の停止については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同条第一項中「第十二級」とあるのは「第十七級」と、「第十三級から第十七級まで」とあるのは「第十八級から第二十二級まで」と、「第十八級から第二十級まで」とあるのは

「第二十三級から第二十五級まで」と、同条第二十二項「第二十級」とあるのは「第二十五級」とする。

第十五条 昭和五十五年七月以前の月分の厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額については、なお従前の例による。

第十六条 昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間のいずれかの日において厚生年金保険法第六十二条の規定により加算する額が加算されている遺族年金（同法附則第十六条において準用する同法第六十二条の規定により加算する額が加算されている同法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金及び寡婦年金の例による保険給付を含むものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。以下この条において「第一項の規定による改正後の同法第六十五条の二に規定する政令で定める給付（その全額につき支給を停止されている給付を除く。以下この条において「他の公的年金給付」という。）の支給を受けることができないものに当該遺族年金については、第一条の規定による改正後の同法第六十五条の二中「加算する額」とあるのは、「加算する額から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十二条の二の規定により加算する額を控除して得た額」とする。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される他の公的年金給付がその全額につき支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

第十七条 次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、第一条の規定による改正後の同法第八十一条第五項第二号中「千分の八十九」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、「千分の六十」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十六年六月から昭和五十七年五月までの月分	千分の九十	千分の六十一
昭和五十七年六月から昭和五十八年五月までの月分	千分の九十一	千分の六十二

昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分

千分の九十二

千分の六十三

昭和五十九年六月以後の月分

千分の九十三

千分の六十四

第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十八条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十九条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づき被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

昭和五十八年六月から昭和五十九年五月までの月分

千分の九十二

千分の六十三

昭和五十九年六月以後の月分

千分の九十三

千分の六十四

第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項第二号に定める第二種被保険者の保険料率は、昭和六十年六月以後において、同項第一号に定める第一種被保険者の保険料率に達するまで、法律で定めるところにより、段階的に引き上げられるものとする。

第十八条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十二条第三項の規定による老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第十九条 昭和五十五年六月一日において現に継続した十五年間における旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による第三種被保険者であつた期間に基づく被保険者期間又は継続した十五年間における同法による第三種被保険者であつた期間と厚生年金保険法による第三種被保険者であつた期間とに基づき被保険者期間が十六年以上である六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の老齢年金を支給する。

第二十条 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、同項第四号中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

第二十一条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法による被保険者期間が一年以上であり、かつ、同法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十歳以上六十五歳未満の被保険者であつて、第一条の規定による改正後の同法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当しており、かつ、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、同項の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同項の特例老齢年金を支給する。ただし、その者が同法による通算老齢年金を受ける権利を有するときは、この限りでない。

第二十二条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは第三項、第四十六条の三第二項、附則第十二条第三項又は附則第二十八条の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第六条の規定の施行に伴う経過措置）

第四十五条 第六条の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条の規定による厚生年金保険法第四十六条の三の通算老齢年金の支給については、昭和五十五年六月一日から同年九月三十日までの間は、第六条の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第三項中「第二十級」とあるのは、「第二十五級」とする。

昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第二項若しくは第三項、第四十六条の三第二項、附則第十二条第三項又は附則第二十八条の三第二項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有したものとみなして計算した当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十二条第一項、第四十五条、第四十六条の三、第四十六条の六、附則第十二条第三項並びに附則第二十八条の三第一項及び第五項の規定並びに附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、附則第六条、附則第十三条、附則第十九条及び前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

（第六条の規定の施行に伴う経過措置）

第四十六条 昭和五十五年六月一日において現に第六条の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第一項の表の上欄に掲げる者で、同

項に規定する昭和三十六年四月一日以後の被保険者期間がそれぞれ同表の下欄に規定する期間以上であり、かつ、厚生年金保険法による老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない六十五歳未満の被保険者であつて、その者の標準報酬等級が第一級から第二十五級までの等級であるものに対しては、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の三の規定に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、同条の通算老齢年金を支給する。

第四十七条 昭和五十五年六月一日から施行日の前日までの間において第六条の規定による改正前の法律第八十二号附則第八条第三項の請求をした者が、その者に支給されることとなる第一条の規定による改正後の厚生年金保険法による通算老齢年金の額が当該請求をした日にその者が当該通算老齢年金を受ける権利を取得したものとみなして計算した当該通算老齢年金の額に満たない場合において、施行日から昭和五十五年二月三十一日までの間、社会保険庁長官に申し出たときは、同年六月一日から施行日の前日までの間のその者に支給する第一条の規定による改正後の同法による通算老齢年金を受ける権利の取得又は消滅については、第一条の規定による改正後の同法第四十六条の六の規定、第六条の規定による改正後の法律第八十二号附則第八条第三項の規定及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定は、前項の申出をした者であつて、施行日の前日において現に第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による通算老齢年金を受ける権利を有していないものについて準用する。この場合において、前条中「昭和五十五年六月一日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(従前の障害年金の例による保険給付の特例等)

第六十条 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の障害の状態にある者については、同法第四十七条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

2 昭和五十五年六月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同日において同法別表第一に定める程度の障害の状態にない者については、同日後、同表に定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(同日以前の旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた日から起算して三年を経過する日までの間に限る。)は、厚生年金保険法第四十七条第一項に該当するものとみなして、同項の障害年金を支給する。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者が、前二項の規定により同法第四十七条第一項の障害年金の受給権を取得したときは、当該従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利は消滅する。

第六十一条 前条第一項又は第二項の規定に該当する者の死亡を支給事由として施行日の前日までの間において厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者には、引き続き当該従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を支給し、同法第五十八条の遺族年金は支給しない。

(厚生年金保険法による年金額の計算の特例)

第六十三条 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)附則第四条第一項又は第二項に規定する者であつて、昭和三十二年十月前の厚生年金保険法の被保険者であつた期間の一部が国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十号)以下この条において「昭和六十年改正法」という。)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間(同法附則第四条第二項の規定により当該第三種被保険者であつた期間とみなされ、又は当該期間に関する規定を準用することとされた期間、昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険法の被保険者であつた期間とみなされた期間)及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第五条第一項の規定により厚生年金保険法の被保険者であつた期間

とみなされた期間(同条第二項に規定する旧船員組合員であつた期間に限る。)を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。)であるものの厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡に關し支給する保険給付(老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金に限る。)については、当該保険給付の額(同法第四十四条(同法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第三項及び第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。))並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十年改正法附則第七十三条第一項並びに同法附則第七十四条第一項及び第二項の規定により加算する額を除く。)が、施行日の属する月前の旧第三種被保険者等であつた期間を同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者(以下この条において「旧第一種被保険者」という。))であつた期間とみなして計算した当該保険給付の額(厚生年金保険法第四十四条及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法第六十二条第一項の規定により加算する額並びに昭和六十年改正法附則第七十三条第一項並びに同法附則第七十四条第一項及び第二項の規定により加算する額を除く。)に満たないときは、その者の請求により、同日前の旧第三種被保険者等であつた期間を旧第一種被保険者であつた期間とみなして当該保険給付の額を計算するものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該保険給付の額を改定する。ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金(同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。)であつて、その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるもの(昭和六十年改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当することにより支給されるものを除く。)については、この限りでない。

附則 (昭和五十六年五月二五日法律第五〇号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第五条及び附則第六条の規定は同年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年七月一六日法律第六六号) この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月一三日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日等) この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号。以下「法律第九十二号」という。)附則第二十二条の規定及び附則第五条の規定は、昭和五十七年七月一日(国民年金法による年金たる給付に係る部分にあつては、同年八月一日)から適用する。

第五條 (年金額の改定措置の特例) 法律第九十二号附則第二十二条第一項に規定する厚生年金保険法(昭和四十九年法律第九十五号)による年金たる保険給付、船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付については、政府は、昭和五十六年度の同項に規定する物価指数が昭和五十五年度の同項に規定する物価指数の百分の百を超え百分の百五以下となるに至つた場合においては、その上昇した比率を基準として、昭和五十七年七月(国民年金法による年金たる給付にあつては、同年八月)以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、法律第九十二号附則第二十二条第一項及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第八十二号)附則第五十三条第一項の規定により読み替えられた国民年金法第八十七条第三項の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金た

る保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられたものとみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置は、次に掲げる法律の規定の適用については、法律第九十二号附則第二十二条の規定による年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置とみなす。

一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十四号）附則第十條

二 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号）附則第十五條

三 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十六号）附則第十一條

四 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十七号）附則第四條

五 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十九号）附則第十三條

六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第十條之二

附則（昭和五十八年二月二日法律第八〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。（経過措置）

の改正規定及び第四條中船員保険法第四十條の改正規定並びに附則第四十條、第九十一條及び第九十八條の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十九條、第四〇條、第六六條及び第六三二條（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十條第四項を削る改正規定を除く。）の規定、昭和六十年十月一日（用語の定義）

第五條 この条から附則第三十八條の二まで、附則第四十一條から第九十條まで及び附則第九十二條から第九十四條までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新国民年金法 第一條の規定による改正後の国民年金法をいう。

二 旧国民年金法 第一條の規定による改正前の国民年金法をいう。

三 新厚生年金保険法 第三條の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

四 旧厚生年金保険法 第三條の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。

五 新船員保険法 第五條の規定による改正後の船員保険法をいう。

六 旧船員保険法 第五條の規定による改正前の船員保険法をいう。

七 旧通則法 附則第二條第一項の規定による廃止前の通則法をいう。

八 旧交渉法 附則第二條第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法をいう。

九 保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間、それぞれ国民年金法第五條第一項、同法第二項、同法第八項、同法第九項、同法第七條第一項第一号、同項第二号又は同法附則第九條第一項に規定する保険料納付済期間、保険料免除期間、政府及び実施機関、実施機関たる共済組合等、第一号被保険者、第二号被保険者又は合算対象期間をいう。

十 第一種被保険者 男子である厚生年金保険法による被保険者（同法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十一 第二種被保険者 女子である厚生年金保険法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第三種被保険者、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十二 第三種被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四條に規定する事業の事業場で使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）又は船員法（昭和二十二年法律第九十号）第一條に規定する船員として厚生年金被保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。）であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十三 第四種被保険者 附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金被保険法第十五條第一項の規定によつて厚生年金被保険法による被保険者となつた者及び附則第四十三條第二項又は第五項の規定によつて同法による被保険者となつた者をいう。

十四 船員任意継続被保険者 附則第四十四條第一項の規定によつて厚生年金被保険法による被保険者となつた者をいう。

十五 通算対象期間 旧通則法に規定する通算対象期間並びに法令の規定により当該通算対象期間に算入された期間及び当該通算対象期間とみなされた期間をいう。

十六 物価指数 総務庁において作成する全国消費者物価指数及び総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。

十七 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金、それぞれ国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

十八 老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金、それぞれ厚生年金被保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金をいう。

十九 退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金、それぞれ被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金被保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定又は平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四條の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の長期給付に関する規定その他の法律の規定による退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金をいう。

第二條の規定の施行に伴う経過措置）

第三十九條 昭和六十年十月一日前に厚生年金被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金被保険者の資格を有する者（厚生年金被保険法第十五條第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金被保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金被保険法第二十三條第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が六万四千円以下であるもの又は四十一万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が四十二万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第二條の規定による改正後の厚生年金被保険法第二十二條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

3 前項の規定により改定された標準報酬額は、昭和六十年十月から昭和六十一年九月までの各月の標準報酬とする。

標準報酬月額が六万八千円未満である厚生年金被保険法第十五條第一項の規定による厚生年金被保険の被保険者の昭和六十年十月から昭和六十

一年九月までの各月の標準報酬とする。

一年三月までの標準報酬月額は、同法第二十六条の規定にかかわらず、六万八千円とする。

第四十条 初診日が附則第一条第一号(第二条中厚生年金保険法第四十七条第二項の改正規定に係る部分に限る。)に規定する政令で定める日前にある傷病による障害に係る第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七条第二項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険の適用事業所の経過措置) 第四十一条 新厚生年金保険法第六條第一項第二号に掲げる事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの以外のものについては、同項(同条第三項及び同法第七條において適用する場合を含む。)の規定は、平成元年三月三十一日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。(厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の経過措置)

第四十二条 大正十年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において旧船員保険法第十七條の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて、施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの(同日に同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、同法第十八條の規定による都道府県知事の確認を要しない。

2 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において旧厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による厚生年金保険の被保険者であつたものは、施行日に、当該被保険者の資格を喪失する。

(第四種被保険者に関する経過措置) 第四十三条 旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定は、施行日の前日において同項の規定による厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、次の各号のいずれにも該当しないものについては、なおその効力を有する。ただし、その者が第九項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき以後は、この限りでない。

- 一 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十七條第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において共済組合の組合員(平成二十四年改正前国共済法附則第十三條の三に規定する特例継続組合員及び平成二十四年改正前地共済法附則第二十八條の七に規定する特例継続組合員を除く。以下「組合員」という。)又は次条第一項の規定による被保険者であること。

三 施行日において附則第十二條第一項第七号に該当すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)が十年以上であるものが、厚生年金保険の被保険者でなくなつた場合において、当該被保険者期間が二十年に達していないとき(附則第十二條第一項第四号から第七号までに該当するものを除く。)は、その者は、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当する者にあつては、施行日の属する月から厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月の前月までの期間(全部が厚生年金保険の被保険者期間である場合(厚生年金保険の被保険者でなくなつた日の属する月が施行日の属する月である場合を含む。))に限る。

一 昭和十六年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日において厚生年金保険の被保険者であつたもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 前条第二項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者

三 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五條第一項の規定による被保険者であつた者(前項第一号又は第三号に該当した者を除く。)

四 第五項の規定によつて厚生年金保険の被保険者となつた者

3 前項の申出は、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して六月以内にしなければならない。ただし、厚生労働大臣は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

4 第二項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のうち、その者の選択する日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得するものとする。ただし、その者が当該申出が受理された日において厚生年金保険の被保険者であつたときは、当該申出に係る厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得するものとする。

5 施行日の前日において旧厚生年金保険法第十五條第一項の申出をすることができた者(同条第二項の規定により同日までに同条第一項の申出をしなければならぬものとされたものを除く。)であつて同項の申出をしていなかったものが、施行日において厚生年金保険の被保険者及び組合員でなかつたときは、その者は、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。

6 第三項の規定は前項の申出について、第四項の規定は前項の申出をした者について、それぞれ準用する。この場合において、第四項中「当該申出に係る厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日」とあるのは、「施行日」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定による厚生年金保険の被保険者及び第二項又は第五項の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者については、旧厚生年金保険法第十五條第四項の規定は、なおその効力を有する。

8 第四種被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

9 第四種被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第三号に該当するに至つたときは、その日)に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 厚生年金保険の被保険者期間が二十年に達したとき、又は附則第十二條第一項第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

三 厚生年金保険法第九條又は第十條第一項の規定による被保険者となつたとき。

四 前項の申出が受理されたとき。

五 厚生年金保険の保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を滞納し、新厚生年金保険法第八十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

10 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第十八條第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

11 大正十年四月一日以前に生まれた者のうち施行日の前日において船員保険の被保険者であつた者であつて施行日において新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるもの又は施行日の前日において旧船員保険法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつて次条第一項第二号に該当したもの(同項第一号に該当した者を除く。)は、第二項の規定の適用については、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、同日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

12 第四種被保険者については、厚生年金保険法第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定は適用しない。

(船員任意継続被保険者に関する経過措置) 第四十四条 施行日の前日において旧船員保険法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつた者であつて次の各号のいずれにも該当しないものは、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。この場合において、新厚生年金保険法第十八條の規定による都道府県知事の確認を要しない。

一 施行日の前日において旧船員保険法第二十一条第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当したこと。

二 施行日において組合員であること。

三 前項に規定する者については、旧船員保険法第二十条第四項の規定はなおその効力を有するものとし、その者が同項の規定によつて同条第一項の規定による船員保険の被保険者となつたものとみなされたときは、その者は、前項の規定による厚生年金保険の被保険者となつたものとみなす。

4 船員任意継続被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失することができる。

3 船員任意継続被保険者は、前条第九項第一号、第二号若しくは第四号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第一号又は同項第四号に該当するに至つたときは、その日)に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

一 新厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用されるに至つたとき(六十五歳に達しているときを除く。)

二 前項の申出が受理されたとき。

三 厚生年金保険の保険料を滞納し、新厚生年金保険法第八十六條第一項の規定による指定

の期限までに、その保険料を納付しな

5 前項の規定の適用については、船員任意継続被保険者のうち、旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者又は同項第七号に規定する第四種被保険者であつた期間が、旧交渉法第三条第一項又は第四条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間とみなされることにより、旧船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満了すに至つたにもかかわらず、同法第二十一条第二号に該当することなく、施行日の前日まで引き続き同法第二十条の規定による船員保険の被保険者であつた者は、前条第九項第二号に該当しないものとし、その者は、附則第四十七

6 前条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十八条第一項ただし書の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

7 新厚生年金保険法第九条及び第十三条第一項の規定の適用については、当分の間、同法第九

8 船員任意継続被保険者については、厚生年金保険法第十条第一項及び第八十二条の二の規定は適用しない。

(第四種被保険者及び船員任意継続被保険者に係る厚生年金保険の被保険者の資格の特例)

第四十五条 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正す

る法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百十条、第百二十二条及び第百四十四条の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者でないものとみなす。

2 第四種被保険者及び船員任意継続被保険者については、厚生年金保険法附則第四条の三第一項及び第四条の五第一項の規定は適用しない。

第四十六条 厚生年金保険法第十八条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第百二条第一項(第一号及び第二号に限る。)、及び第百

一 旧船員保険法による脱退手当金(法律第百八十二号附則第十五条又は法律第百五号附則第十九条の規定による脱退手当金を含む。)

二 附則第百三十五条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法又は附則第百三十九条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員たる船員保険の被保険者であつた期間

三 前号に規定する組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

4 平成三年四月一日前の第三種被保険者等であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、新厚生年金保険法第十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

第四十八条 附則第八条第一項の規定は、施行日前の国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間)に係るものを含む。)

3 前号に規定する組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

4 平成三年四月一日前の第三種被保険者等であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、新厚生年金保険法第十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

5 附則第八條各号に掲げる期間は、厚生年金保険法附則第十四条第一項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。この場合において、附則第八條第六項及び第七項の規定を準用する。

6 附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなされた期間は、厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項、第五十四条第三項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。))及び第五十八条第一項ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

7 厚生年金保険の被保険者期間(前条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間)に係るものを含む。))につき厚生年金保険又は施行日前の期間に係る船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき(新厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第七十五条ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第五十一条ノ二ただし書に該当するときを除く。))は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間について

3 附則第八條第八項の規定は、厚生年金保険法第四十二条第二号及び第五十八條第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八條の四の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。

4 厚生年金保険法附則第七條の三第一項第三号「従事する被保険者(」とあるのは「従事する被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者、同法第十四号に規定する船員任意継続被保険者、同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧法第二十二條の規定による被保険者を除く。))と、船舶に使用される被保険者(」とあるのは「船舶に使用される被保険者(昭和六十年改正法附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者を含む。))と、「船員たる被保険者」という。))であつた期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による被保険者であつた期間を含む。以下この項において同じ。))とする。

4 厚生年金保険法附則第七條の三第一項第三号「従事する被保険者(」とあるのは「従事する被保険者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))附則第五條第十三号に規定する第四種被保険者、同法第十四号に規定する船員任意継続被保険者、同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧法第二十二條の規定による被保険者を除く。))と、船舶に使用される被保険者(」とあるのは「船舶に使用される被保険者(昭和六十年改正法附則第五條第十四号に規定する船員任意継続被保険者を含む。))と、「船員たる被保険者」という。))であつた期間(昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法による被保険者であつた期間を含む。以下この項において同じ。))とする。

は、第二項の規定を適用せず、当該被保険者期間は、厚生年金保険法附則第十四条第一項の規定の適用については、第五項の規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、前項に規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、附則第八条第十一項に規定する保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間とみなす。

（共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間の確認の特例）
第四十八条の二 厚生年金保険法附則第七条の二

第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「二以上の種別の被保険者であつた期間」とあるのは「二以上の種別の被保険者であつた期間又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間であつて昭和六十一年四月一日前の期間に係るもの（以下この項において「組合員であつた期間等」という。）」と、「又は第十三条の四第一項」とあるのは「若しくは第十三条の四第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十八条第七項若しくは第八十七条第八項」と、「もの」の被保険者であつた期間」とあるのは「もの」の当該組合員であつた期間等」と、「確認」とあるのは「確認（国民年金法等の一部を改正する法律附則第八条第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間のうち昭和六十一年四月一日前の期間に係るものにあつては、当該各号に掲げる期間に同じそれぞれ共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団の確認）」とする。

（厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置）
第四十九条 施行日前の船員保険の被保険者であつた期間の各月の旧船員保険法による標準報酬月額は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

第五十条 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六条の規定に基づく標準報酬月額が六万八千円未満である第四種被保険者の昭和六十一年四月以後の標準報酬月額については、附則第三十九条第三項の規定を準用する。

3 船員任意継続被保険者の各月の標準報酬は、新厚生年金保険法第二十一条から第二十四条までの規定にかかわらず、旧船員保険法第四条第七項の規定に基づくその者の施行日の前日の属する月における標準報酬によるものとする。（旧船員保険法による従前の処分）
第五十一条 この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧船員保険法又はこれに基づく命令によつてした処分、手続その他の行為は、新厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（厚生年金保険の平均標準報酬月額の計算に関する経過措置）
第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七条第二項に規定する第三種被保険者であつた期間（同条第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。）若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間（以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。）又は平成八年改正法附則第五條第二項若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第二項に規定する旧船員組合員であつた期間（以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。）若しくは平成八年改正法附則第五條第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第七條第三項に規定する新船員組合員であつた期間（以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。）であるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十条第一項第一号に定める額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金（厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。）の額を計算する場

合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき（附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものを除く。）障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項第一号ただし書の規定の適用があるときは、この限りでない。
一 旧第三種被保険者等であつた期間及び旧船員組合員であつた期間（以下この号及び第三号において「旧第三種被保険者等であつた期間等」という。）の平成十二年改正法第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する平均標準報酬月額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第四条の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第三十五條の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とする。第三号において同じ。）の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額
二 第三種被保険者等であつた期間及び新船員組合員であつた期間（以下この号及び次号において「第三種被保険者等であつた期間等」という。）の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額
三 旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険の被保険者等であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額
第五十三条 附則第四十九条の規定により旧船員保険法による標準報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす場合において、昭和四十四年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者であつて施行日以後に厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有するに至つたものに支給する当該保険給付につき平均標準報酬月額を計算する場合には、その計算の基礎となる標準報酬月額に一万二千円に満たないものがあるときは、これを一万二千円とする。

（新厚生年金保険法による保険給付の額の改定の特例）
第五十四条 次の各号に掲げる保険給付の額、加給年金額又は加算額に関する当該各号に掲げる規定の適用については、昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、昭和六十一年四月以降の月分の当該各号に掲げる規定に定める保険給付の額、加給年金額又は加算額は、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定した額とする。
一 老齢厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第四十四条第二項に規定する加給年金額
二 障害厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第五十条第三項に規定する額 同項
三 障害厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第五十条の二第二項に規定する加給年金額 同項
四 障害手当金の額のうち新厚生年金保険法第五十七条ただし書に規定する額 同条ただし書
五 遺族厚生年金の額のうち新厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額 同項
六 老齢厚生年金の額のうち新厚生年金保険法附則第九条第一項第一号に規定する額 同項（第一号に限る。）
七 老齢厚生年金の額のうち附則第五十九条第二項第一号に規定する額 同項（第一号に限る。）
八 老齢厚生年金の額のうち附則第六十条第二項に規定する加算額 同項
九 遺族厚生年金の額のうち附則第七十四条の規定による加算額 新国民年金法第三十八条、第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項

（新厚生年金保険法による年金たる保険給付の支払期の特例）
第五十五条 新厚生年金保険法附則第二十八条の規定による特例老齢年金及び同法附則第二十八条の四の規定による特例遺族年金の支払については、政令で定める日までの間は、同法第三十六条第三項の規定にかかわらず、旧通則法第十条の規定の例による。

2 前項の規定の施行に伴い必要な経過措置については、政令で定める。

(厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置)

第五十六条 厚生年金保険法による年金たる保険給付は、その受給権者が旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定により支給される年金たる保険給付及び附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。以下この条において同じ。)を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

2 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(死亡を支給事由とするものを除く。)は、その受給権者が厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金及び附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。)又は平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(附則第三十一条第一項に規定する者に支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。)を受けるときは、その間、その支給を停止する。旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち死亡を支給事由とする給付の受給権者が厚生年金保険法による年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年金及び同法附則第九条の規定による老齢年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。)又は平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付を受けることができる場合における当該死亡を支給事由とする年金たる保険給付についても同様とする。

3 新厚生年金保険法第三十八条第二項から第四項までの規定は、前二項の場合に準用する。

4 老齢厚生年金について、厚生年金保険法第三十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「並びに障害基礎年金を除く」とあるのは、「並びに障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。」又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条第三項に規定する平成二十四年改正前共済各法による年金たる給付(退職共済年金、退職年金及び

減額退職年金(平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。)及び遺族共済年金を除く。」とする。

5 遺族厚生年金については、厚生年金保険法第三十八条第一項中「遺族基礎年金を除く。」とあるのは、「遺族基礎年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)並びに障害年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)を除く。」とする。

6 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金は、その受給権者(六十五歳に達している者に限る。)が遺族厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例遺族年金又は遺族共済年金の支給を受けるときは、第二項の規定にかかわらず、当該老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止を行わない。

7 附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち職務上の事由による障害年金は、第二項の規定にかかわらず、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号口の額の二倍に相当する額(旧船員保険法第四十一条ノ二の規定により加給すべき金額があるときはその金額に相当する額を加えた額)を控除した額に相当する部分の支給の停止を行わない。

8 附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付のうち職務上の事由による遺族年金は、第二項の規定にかかわらず、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号口及びハの額を合算した額の二倍に相当する額(旧船員保険法第五十条ノ三の規定により加給すべき金額があるときは、その金額のうち旧船員保険法別表第三ノ二中欄に掲げる額に相当する額を、旧船員保険法第五十条ノ三ノ二の規定により加給すべき金額があるときは、その金額に相当する額をそれぞれ加えた額)を控除した額に相当する部分の支給の停止を行わない。

より厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。)を有する者のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当しない者(同法附則第十四条第一項の規定により同法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を除く。)であつて附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号までのいずれかに該当するものは、同法第四十二条並びに附則第七条、第二十八項、第八項及び第三十九条の四第一項、第二十八項の三、第八項及び第二十九項の四第一項並びに平成六年改正法附則第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当するものとみなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間(附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。)と保険料免除期間(附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。)とを合算した期間が二十五年に満たない者(同法附則第十四条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。)

(老齢厚生年金の支給開始年齢等の特例)

第五十八条 女子であつて附則別表第六の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法附則第八条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。ただし、附則第十二条第一項第二号又は第四号に該当しない者については、この限りでない。

2 附則第十二条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する者は、厚生年金保険法附則第七條の三第一項第三号、第八條の二第三項、第九條の四第一項、第四項及び第六項、第十一條の三第三項並びに第十三條の五第七項並びに平成六年改正法附則第十五條第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

(老齢厚生年金の額の計算の特例)

第五十九条 附則別表第七の上欄に掲げる者については、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替へて適用する場合を含む。第五項において同じ。))並びに平成十二年改正法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合並びに厚生年金保険法第六十条第一項第一号においてその例による場合(同法第五十八條第一項第四号に該当する場合(同法第五十八條第一項第四号に該当する場合(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十二條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第二号(老齢厚生年金及び遺族厚生年金(厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。))の額を計算する場合に限る。)中「千分の五・四八」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

2 老齢厚生年金(厚生年金保険法附則第八條又は平成六年改正法附則第十五條第一項若しくは第三項の規定により支給する老齢厚生年金を除く。)の額は、当分の間、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、同法第四十三條第一項及び第四十四條第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額とする。

一 千六百二十八円に改定率を乗じて得た額(その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)に厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつ

た期間とみなす期間とを合算した期間が十五年以上であるものとみなす。

た期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この項において同じ。）の月数（当該月数が四百八十を超えるときは、四百八十とする。）を乗じて得た額

二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にイに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額

イ 厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（当該被保険者期間の計算については附則第四十七条第二項から第四項まで、平成八年改正法附則第五條第二項若しくは第三項又は平成二十四年一元化法附則第七條第二項若しくは第三項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した被保険者期間とし、二十歳に達した日の属する月以前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係るものその他政令で定める期間に係るものを除く。）の月数
ロ 附則別表第八の上欄に掲げる区分に応じて同表の下欄に定める月数

3 附則別表第七の上欄に掲げる者については、前項第一号及び厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号（同法附則第九條の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第一項（同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）次項において同じ。）中「切り上げるものとする。」とあるのは、「切り上げるものとする。」に政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により読み替えられた第二項第一号及び厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する政令で定める率は、附則別表第七の上欄に掲げる者の生年月日に応じて定めるものとし、かつ、千六百二十八円に改定率を乗じて得た額にその率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）が三千五十三円に改定率を乗じて得た額（その額

に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）から千六百二十八円に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）までの間を一定の割合で減減するよう定められるものとする。

5 第二項の規定により老齢厚生年金の額が計算される者については、厚生年金保険法第四十四条の三第四項中「これらの規定」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九條第二項の規定」とする。

第六十條 老齢厚生年金及び障害厚生年金の受給権者の配偶者が大正十五年四月一日以前に生まれた者である場合においては、厚生年金保険法第四十四條第一項（同法附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七條第十項から第十七項までにおいて準用する場合を含む。）同法第五十條の二第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）附則第二條第二項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは、「配偶者」とし、厚生年金保険法第四十四條第四項第四号（同法第五十條の二の規定は適用しない。）を含む。）の規定は適用しない。

2 次の表の上欄に掲げる者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、厚生年金保険法第四十四條第二項（同法附則第九條の二第三項、第九條の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第三項及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八條第三項、第十九條第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項、第二十七條第十項から第十七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同

法第四十四條第二項に定める額に、それぞれ同表の下欄に掲げる額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

昭和九年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	三万三千二百円に改定率（国民年金法第二十七條の三及び第二十七條の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この表において同じ。）を乗じて得た額
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六万六千三百円に改定率を乗じて得た額
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	九万九千五百円に改定率を乗じて得た額
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	十三万二千六百円に改定率を乗じて得た額
昭和十八年四月二日から以後に生まれた者	十六万五千八百円に改定率を乗じて得た額

2 附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者に支給する老齢厚生年金の額のうち附則第五十九條第二項第一号に掲げる額及び厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号（同法附則第九條の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九條の四第一項（同法附則第二十八條の二第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に掲げる額を計算する場合において、その者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、当該月数を二百四十とする。

（老齢厚生年金の支給停止の特例）

第六十二條 老齢厚生年金（厚生年金保険法附則第八條の規定によるもの及び政令で定めるものを除く。）に係る同法第四十六條第一項、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六條第五項、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十三條の三第一項の規定の適用については、当分の間、厚生年金保険法第四十六條第一項中「及び第四十四條の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四條の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五十九條第二項に規定する加算額（以下「経過的加算額」という。）と、（同条第四項に規定する加算額を除く。）とあるのは、「繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険

法第四十六条第五項中「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額」とあるのは、「第四十四條の三第四項に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五十九條第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。）を」と、「及び第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）とあるのは、「第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する加算額（以下「繰下げ加算額」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第五十九條第二項に規定する加算額（以下「経過期的加算額」という。）と、「及び繰下げ加算額」とあるのは、「繰下げ加算額」と、「同一に規定する加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、平成一五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五條改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十三條の二第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、平成一五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五條改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十三條の二第三項中「及び繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額及び経過期的加算額」と、「又は繰下げ加算額」とあるのは「繰下げ加算額」とする。

	<p>2 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金に係る同法附則第九條の二第二項第一号に規定する額が当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（当該被保険者期間について附則第六十一條の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。）を基礎として計算した附則第五十九條第二項第二号に規定する額を超えるものに限る。）に係る同法附則第十一條の四、第十一條の六第四項、第五項及び第八項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の二第二項並びに平成六年改正法附則第二十四條第三項から第五項まで、第二十六條第三項、第四項、第八項及び第九項並びに第二十八條第一項及び第九項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	
厚生年金保険法附則第十一條の四	厚生年金に係る附則第九條の二第二項第一号に規定する額	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（当該被保険者期間について国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第六十一條の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。）を基礎として計算した同法附則第九條の二第二項第二号に規定する額（以下この条において「基礎年金相当部分の額」という。）
平成六年改正法附則第二十四條第三項	当該老齢厚生年金に係る附則第九條の二第二項第一号に規定する額及び同項	当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（当該被保険者期間について昭和六十一年改正法附則第六十一條の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の当該被保険者期間とする。）を基礎として計算した同法附則第九條の二第二項第二号に規定する額（以下この条において「基礎年金相当部分の額」という。）
平成六年改正法附則第二十四條第四項	同法附則第二十九條第二項第一号に規定する額	基礎年金相当部分の額
平成六年改正法附則第二十九條第二項	基礎年金相当部分の額	基礎年金相当部分の額
<p>第六十二條の二 平成六年改正法附則第二十六條第一項、第二項、第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（女子に限る。）が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日が属する月について、その者が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二條第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による高齢雇用継続基本給付金又は高齢再就職給付金の支給を受け、この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）</p> <p>第六十三條 大正十五年四月一日以前に生まれた者又は施行日の前日において旧厚生年金保険法による老齢年金、旧船員保険法による老齢年金若しくは共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権者が五十五歳に達しているものに限る。）の受給権を有していた者については、厚生年金保険法第三章第二節及び第五十八條第一項、第四號の規定、同法附則第八條及び第二十八條の三並びに平成六年改正法附則第十五條及び第十六條の規定を適用せず、旧厚生年金保険法中同法による老齢年金、通算老齢年金及び特</p>		

例老齢年金の支給要件に関する規定並びにこれら
の年金たる保険給付の支給要件に関する規定
であつてこの法律によつて廃止され又は改正さ
れたその他の法律の規定（これらの規定に基づ
く命令の規定を含む。）は、これらの者につい
て、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの
とされた旧厚生年金保険法第四十六条の三の規
定を適用する場合においては、同条第一号イ中
「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、
同項の規定によりなおその効力を有するものと
された規定の適用に關し必要な技術的詁替え
は、政令で定める。

3 第一項に規定する者であつて厚生年金保険法
第七十八条の六第一項及び第二項の規定により
標準報酬が改定され、又は決定されたものにつ
いて、第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた旧厚生年金保険法第四十二条第
一項及び旧通則法第四条第一項の規定を適用す
る場合においては、旧厚生年金保険法第四十二
条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保
険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三
項の規定により被保険者期間であつたものとみ
なされた期間を除く。）」と、旧通則法第四条第
一項中「みなされる期間」とあるのは「みなさ
れる期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三
項の規定により被保険者期間であつたものとみ
なされた期間を除く。）」とするほか、第一項の
規定によりなおその効力を有するものとされた
規定の適用に關し必要な詁替えその他必要な事
項は、政令で定める。

第六十四条 初診日が令和八年四月一日前

にある傷病による障害について厚生年金保険法第四
七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二
項、第四十七条の三第二項、第五十二條第二
項、第五十四條第三項及び第五十五條第二項に
おいて準用する場合を含む。）の規定を適用す
る場合においては、同法第四十七條第一項た
だし書中「三分の二に満たないとき」とあるの
は、「三分の二に満たないとき（当該初診日の
前日において当該初診日の属する月の前々月ま
での一年間のうちに保険料納付済期間及び保険
料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がな
いときを除く。）」とする。ただし、当該障害に
係る者が当該初診日において六十五歳以上であ
るときは、この限りでない。

2 令和八年四月一日前に死亡した者の死亡につ
いて厚生年金保険法第五十八條第一項ただし書
の規定を適用する場合においては、同項ただし
書中「三分の二に満たないとき」とあるのは、
「三分の二に満たないとき（当該死亡日の前日
において当該死亡日の属する月の前々月までの
一年間（当該死亡日において国民年金の被保険
者でなかつた者については、当該死亡日の属す
る月の前々月以前における直近の国民年金の被
保険者期間に係る月までの一年間）のうち保
険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民
年金の被保険者期間がないときを除く。）」とす
る。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡日に
おいて六十五歳以上であるときは、この限りで
ない。

第六十五条 初診日が平成三年五月一日前

にある傷病による障害について、又は同日前に死亡し
た者について前条、厚生年金保険法第四十七
条第一項ただし書（同法第四十七條の二第二項、
同法第四十七條の三第二項、同法第五十二條第
五項、同法第五十四條第三項及び同法第五十五
條第二項において準用する場合を含む。以下こ
の条において同じ。）及び第五十八條第一項た
だし書の規定を適用する場合においては、前条
並びに同法第四十七條第一項ただし書及び同法
第五十八條第一項ただし書中「月の前々月」と
あるのは、「月前における直近の基準月（二月、
四月、七月及び十月をいう。）の前月」とする。

第六十六条 新厚生年金保険法第四十七條の二第

一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病
による障害について旧厚生年金保険法による障
害年金（附則第八十七條第二項の規定により厚
生年金保険の実施者たる政府が支給するものと
されたものを含む。）又は旧国民年金法による
障害年金の受給権を有していたことがある者に
ついては、新厚生年金保険法第四十七條の二第
一項の規定にかかわらず、支給しない。

第六十七条 疾病にかかり、又は負傷した日

が施行日前にある傷病による障害又は初診日が施行
日前にある傷病による障害について新厚生年金
保険法第四十七條から第四十七條の三まで及び
第五十五條の規定を適用する場合における必要
な経過措置は、政令で定める。

第六十八条 船員保険の被保険者であつた間に職
務上の事由又は通勤により疾病にかかり、又は
負傷した者が、施行日前に既に当該傷病に係る

初診日から起算して一年六月を経過し、かつ、
当該傷病が治つていない場合であつて、施行日
において、新厚生年金保険法第四十七條第二項
に規定する障害等級に該当する程度の障害の状
態にあるときは、同条の規定に該当するものと
みなして、その者に同条の障害厚生年金を支給
する。この場合において、同法第五十一條中
「当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に
係る障害認定日」とあるのは、「昭和六十一年
四月一日」とする。

2 前項の規定により支給される障害厚生年金
は、その受給権者が旧船員保険法第四十條第二
項に規定する障害年金の受給権を有するとき
は、その間、その支給を停止する。

第六十九条 厚生年金保険法第四十八條第一項、

第四十九條第一項及び第五十一條の規定は、施
行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法に
よる障害年金（附則第八十七條第二項の規定に
より厚生年金保険の実施者たる政府が支給する
ものとされたものを含む。次項において同じ。）
であつて障害基礎年金に相当するものとて政
令で定めるものの支給を受けることができる者
に対して更に障害厚生年金（厚生年金保険法第
四十七條第二項に規定する障害等級の一級又は
二級に該当する程度の障害の状態に該当する場
合に限る。次項において同じ。）を支給すべき
事由が生じた場合に準用する。

2 昭和三十六年四月一日前に支給事由の生じた

旧厚生年金保険法による障害年金であつて障害
基礎年金に相当するものとして政令で定めるも
のの支給を受けることができる者に対して更に
障害基礎年金又は障害厚生年金を支給すべき事
由が生じたときは、前後の障害を併合した障害
の程度に応じ、同法第五十二條の規定の例に
より当該政令で定める障害年金の額を改定す
る。ただし、新たに取得した障害基礎年金又は
障害厚生年金が新国民年金法第三十六條第一項
又は新厚生年金保険法第五十四條第一項の規定
によりその支給を停止すべきものであるときは
は、その停止すべき期間が経過するまでの間
は、この限りでない。

第七十条 厚生年金の額の計算の特例

（障害厚生年金の特例）
第七十条 新厚生年金保険法第五十一條の規定の
適用については、当分の間、同条中「となつた
障害に係る障害認定日」とあるのは、「となつた
障害に係る障害認定日（第四十七條の二第一

項の規定による障害厚生年金については当該障
害認定日又は昭和六十一年三月三十一日のうち
いずれか遅い日とし、」と、「それぞれの障害に
係る障害認定日」とあるのは「それぞれの障
害に係る障害認定日（第四十七條の二第一項に
規定する障害については、当該障害認定日が昭
和六十一年四月一日前にあるときは、昭和六十
一年三月三十一日とし、）」と、「基準障害に係る
障害認定日」とあるのは「基準障害に係る障
害認定日とする。」とする。

（厚生年金保険の障害手当金の支給要件の特例）
第七十一条 厚生年金保険法第五十六條の規定の
適用については、旧厚生年金保険法による年金
たる保険給付（附則第八十七條第二項の規定に
より厚生年金保険の実施者たる政府が支給する
ものとされた年金たる保険給付を含む。）は、
厚生年金保険法第五十六條第一号の年金たる保
険給付とみなす。

2 前項の規定により厚生年金保険法第五十六條

第一号の年金たる保険給付とみなされた旧厚生
年金保険法による障害年金（附則第八十七條第
二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政
府が支給するものとされた障害年金を除く。）
の受給権者について平成六年改正法第二條の規
定による改正後の厚生年金保険法第五十六條の
規定を適用する場合においては、同条第一号中
「障害等級に該当する程度の障害の状態（以下
この条」とあるのは「国民年金法等の一部を改
正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下
この号において「昭和六十年改正法」という。）
第三條の規定による改正前の厚生年金保険法
（以下この号において「旧厚生年金保険法」と
いう。）別表第一に定める程度の障害の状態
（以下この号」と、「障害厚生年金」とあるのは
「旧厚生年金保険法による障害年金（昭和六十
年改正法附則第八十七條第二項の規定により厚
生年金保険の実施者たる政府が支給するものと
された障害年金を除く。）」とする。

3 第一項の規定により厚生年金保険法第五十六

條第一号の年金たる保険給付とみなされた附則
第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の
実施者たる政府が支給するものとされた障害年
金の受給権者について平成六年改正法第二條の
規定による改正後の厚生年金保険法第五十六條
の規定を適用する場合においては、同条第一号
中「障害等級に該当する程度の障害の状態（以
下この条」とあるのは「国民年金法等の一部を

改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法の障害年金を受ける程度の障害の状態（以下この号」と、「障害厚生年金」とあるのは、「昭和六十年改正法附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた障害年金」とする。

4 厚生年金保険法第五十六条の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「船員保険法による障害を支給事由とする給付」とあるのは、「船員保険法による障害を支給事由とする給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを除く。）」とする。

第七十二条 旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある同法による障害年金の受給権者、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した後に厚生年金保険の被保険者であつた間に発した傷病（施行日前に発したものに限る。）により初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者、大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて同法第四十二条第一項第一号から第三号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしているものその他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における遺族厚生年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

2 平成八年四月一日前に死亡した者の死亡について新厚生年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する場合には、同項第一号中「であること」とあるのは、「であるか、又は障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にあること」とする。

3 前項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族に対する遺族厚生年金の失権については、旧厚生年金保険法第六十三条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「別表第一に定める一級又は二級」とあるのは、「障害等級の一級又は二級に該当する」と、「六十歳」とあるのは、「五十五歳」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定により読み替えられた新厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族である夫、父母又は祖父母が遺族厚生年金の受給権を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある間は、その者については、同法第六十五条の二の規定は適用しない。

（遺族厚生年金の加算の特例）
第七十三条 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の受給権者であつて附則別表第九の上欄に掲げるもの（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の妻であつた者に限る。）がその権利を取得した当時六十五歳以上であつたとき、又は同項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者であつて同表の上欄に掲げるものが六十五歳に達したときは、当該遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額を、当該額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額を加算した額として同項の規定を適用した額とする。ただし、当該遺族厚生年金の受給権者が、国民年金法による障害基礎年金又は旧国民年金法による障害年金の受給権を有するとき（その支給を停止されているときを除く。）は、その間、当該加算する額に相当する部分の支給を停止する。

1 厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する加算額
 二 国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額にそれぞれ附則別表第九の下欄に掲げる数を乗じて得た額
 三 前項の場合においては、厚生年金保険法第六十五条の規定を準用する。

2 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の受給権者が六十五歳に達した場合における第一項の規定による年金の額の改定は、その者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から行う。

第七十四条 配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その配偶者が厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する要件に該当した子と生計を同じくしていた場合であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、同法第六十条第一項第一号及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に

国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。
 2 子に支給する遺族厚生年金の額は、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡につきその子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、厚生年金保険法第六十条第一項第一号及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定の例により計算した額に国民年金法第三十八条及び第三十九条の二第一項の規定の例により計算した額を加算した額とする。
 3 新国民年金法第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二の規定は、遺族厚生年金のうち前二項の加算額に相当する部分について準用する。
 4 第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金に対する新厚生年金保険法第六十五条（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十五条中「その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができる」とき」とあるのは、「当該遺族厚生年金が国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものであるとき」とする。

5 厚生年金保険法第六十六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「配偶者に対する遺族厚生年金」とあるのは、「配偶者に対する遺族厚生年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十四条第一項の規定によりその額が加算されたものであるものを除く」と、当該遺族基礎年金」とあるのは、「当該遺族基礎年金又は昭和六十年改正法附則第七十四条第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金」とする。

6 第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金のうち、第一項又は第二項の規定による加算額に相当する部分は、国民年金法第二十条、厚生年金保険法第三十八条その他これらの規定に相当する併給の調整に關する規定であつて政令で定めるものの適用及び同法第六十三条第一項第五号の適用については、遺族基礎年金とみなし、遺族厚生年金でないものとみなす。

（厚生年金保険の脱退手当金の経過措置）
第七十五条 昭和十六年四月一日以前に生まれた者については、旧厚生年金保険法中同法による脱退手当金の支給要件、額及び失権に關する規定は、その者について、なおその効力を有する。この場合において、老齡厚生年金は旧厚生年金保険法による老齡年金又は通算老齡年金と、障害厚生年金は同法による障害年金と、それぞれみなすものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

（厚生年金保険の保険給付の制限の特例）
第七十六条 新厚生年金保険法第七十五条の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間又は旧厚生年金保険法第三條第一項第五号に規定する第三種被保険者について同項第一号に規定する第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における当該第三種被保険者であつた期間に基づく新厚生年金保険法による保険給付について準用する。この場合において、同法第七十五条ただし書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険法による特例遺族年金の支給要件の特例）
第七十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当する者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による特例遺族年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（旧厚生年金保険法による給付）
第七十八条 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付（附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、次項から第十項まで及び第十二項並びに附則第三十五条第一項及び第三項、第五十六条第二項及び第六項、第六十三条、第六十九条第二項並びに第七十五条の規定を適用する場合並びに当該給付に

（厚生年金保険法による特例遺族年金の支給要件の特例）
第七十七条 大正十五年四月一日以前に生まれた者であつて旧厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項第一号イ又はロのいずれかに該当する者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による特例遺族年金の支給に關し必要な経過措置は、政令で定める。

要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。旧厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により従前の遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又は遺児年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を取得した者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。ただし、その者が死亡した場合において、その者の遺族が厚生年金保険法第五十八条の遺族厚生年金を受け得ることができるときは、この限りでない。	2 前項に規定する年金たる保険給付については、次項、第六項及び第九項並びに附則第五十六條第二項及び第六項の規定を適用する場合を除き、旧厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。	旧厚生年金法 二千五百三十三円に国民年金法 昭和三十四年法律第四十一 号）第二十七条に規定する改 定率（以下「改定率」という 。）を乗じて得た額（その額に 五十銭未満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、五十 銭以上一円未満の端数が生じ たときは、これを百円に切り 上げるものとする。）	旧厚生年金法 の十 千分の九・五	旧厚生年金法 の十	旧厚生年金法 の十
--	--	--	------------------------	--------------	--------------

第二号	第十八万円	二十一万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	第五項	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	第二号	十八万円	二十一万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	第五項	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	第二号	十八万円	二十一万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
-----	-------	---	-----	---	-----	------	---	-----	---	-----	------	---

第二項	五十万六千円と	は、これを百円に切り上げるものとする。）に 当該額と	第二項	二十一万	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この号において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	第二項	五十万六千円と	は、これを百円に切り上げるものとする。）に 当該額と	第二項	二十一万	十四万九千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この号において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
-----	---------	-------------------------------	-----	------	--	-----	---------	-------------------------------	-----	------	--

第二十五條の二	六十万円	号）第二十七条に規定する改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に 当該額	改正前の第九條第二項	十八万円	二十一万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	改正前の第九條第二項	六十万円	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	改正前の第九條第二項	六十万円	二十一万四千七百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
---------	------	---	------------	------	---	------------	------	---	------------	------	---

3 厚生年金保険法第三十五条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付について準用する。

4 第一項に規定する年金たる保険給付の支払については、厚生年金保険法第三十六条第三項の規定の例による。

5 旧厚生年金保険法第四十四条第一項及び第三項（同法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定は同法による老齢年金及び障害年金について、同法第五十九条第一項、第六十二条第一項及び第六十三条第二項（同法第六十二条の六において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は同法による遺族年金及び通算遺族年金について、それぞれなおその効力を有する。この場合において、同法第四十四条第一項及び同法第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、同項第六号及び同法第六十三条第二項第一号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時その者」とあるのは「受給権者」と、「維持していた」とあるのは「維持している」と、「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、「計算する」とあるのは「計算するもの」とし、受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によつて生計を維持している当該配偶者又は当該子を有するに至つたことにより当該加給年金額を加算することとなつたときは、当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第三項第六号中「受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一」とあるのは「別表第一」と、「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と、同法第五十一条第二項において準用する同法第四十四条第三項第七号中「十八歳未満の」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と、同法第五十九条第一項第二号及び第六十三条第二項第二号中「十八歳未満である」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」と読み替えるものとする。

<p>6 第一項に規定する年金たる保険給付のうち次の表の第一欄に掲げるものについては、同表の第三欄の法律の同表の第四欄に掲げる規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>老齢年金、通算老齢年金及び特別老齢年金（その受給権者が六十歳未満であるものに限り）の額は、改正法附則第十八条の規定により計算されるものとする。</p>	<p>厚生年金保険法第四十六条第一項</p>	<p>厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢年金の受給権者が六十歳以上であるものに限り）</p>	<p>厚生年金保険法第四十六条第一項</p>
---	--	------------------------	---	------------------------

<p>7 第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び同法第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む）、厚生年金保険の被</p>	<p>正前の厚生年金保険法</p>
--	-------------------

8 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十八条第二項」と、「障害等級に該当する」とあるのは「同法別表第一に定める」と読み替えるものとする。

9 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者については、同法中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。）とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これら規定を引用する場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

10 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の標準報酬が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された場合において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号の規定の適用については、同法中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を除く。）とするほか、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これら規定を引用する場合を含む。）の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

11 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの及び同法による一時金たる保険給付であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

12 第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは一時金たる保険給付を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用について

は、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

第七十八條の二 附則第六十三條第一項に規定する者であつて、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間を有するもの、に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を計算する場合においては、前条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四條第一項第二号に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

- 一 平成十五年四月一日以前の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額(旧厚生年金保険法第三十四條第一項第二号に規定する平均標準報酬月額をいう。)の千分の九・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 二 平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の七・三〇八に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

第七十八條の三 厚生年金保険法附則第七十七條の七の規定は、附則第六十三條第一項に規定する者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九條 国庫は、毎年度、厚生年金保険法第八十條の規定によるほか、同法による保険給付、旧厚生年金保険法による保険給付、附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた保険給付、平成八年改正法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び平成十三年統合法附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる額を負担する。

- 一 昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間(附則第四十七條第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係る

ものを含み、第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。以下この条において同じ。)を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額の百分の二十(同月前の附則第五十二條に規定する旧第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。))に相当する額については、その額の百分の二十五とし、同月前の平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。))及び同月前の平成十三年統合法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。))及び同月前の平成十三年統合法附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算の基礎とする費用に相当するものとして政令で定める部分(他の法令の規定により国庫の負担すべき費用が定められた部分を除く。))に相当する額については、その額の百分の二十の範囲内で政令で定める割合とする。に相当する額

二 附則第三十五條第一項第一号に規定する旧国民年金法による老齢年金の額に相当する部分(同法第二十七條第一項及び第二項に規定する額に相当する部分を除く。))として政令で定める部分に相当する額の四分の一

第八十條 次の表の上欄に掲げる月分の第二種被保険者の新厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第五項中「千分の百二十四」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、「千分の九十二」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

昭和六十一年四月から昭和六十一年九月まで	千分の百十三	千分の百十三
昭和六十一年十月から昭和六十二年九月まで	千分の百十四・五	千分の百十四・五
昭和六十二年十月から昭和六十三年九月まで	千分の百十六	千分の百十六

昭和六十三年十月から平成元年九月までの月分	千分の百十七・五	千分の百十七・五
平成元年十月から国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)の施行の日の属する月までの月分	千分の百十九	千分の百十九

- 2 第三種被保険者及び船員任意継続被保険者の新厚生年金保険法による保険料率は、同法第八十一條第五項の規定にかかわらず、千分の百三十六(厚生年金基金の加入員である第三種被保険者にあつては、千分の百四)とする。
- 3 第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第八十二條第一項ただし書及び第三項、第八十三條第一項並びに第八十三條の二の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法の規定は、船員任意継続被保険者について準用する。

第八十一條 大正十年四月一日以前に生まれた者であつて、施行日の前日において厚生年金基金の加入員であつた者(施行日に新厚生年金保険法第百二十四條の規定により当該加入員の資格を喪失する者を除く。)は、施行日に、当該加入員の資格を喪失する。

2 基金の代議員及び役員等の資格については、基金の業務の運営状況を勘案して政令で定める日(同日において現に基金の代議員又は役員である者については、その任期が終了する日)までの間、新厚生年金保険法第百七十七條第三項並びに第百七十九條第二項及び第四項中「加入員」とあるのは、「加入員(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年改正法」という。))附則第八十一條第二項に規定する政令で定める日までの間に第百二十四條第五号に該当することにより加入員の資格を喪失した者及び昭和六十一年改正法附則第八十一條第一項の規定により加入員の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失したときから引き続き設立事業所に使用されているものを含む。」とする。

- 3 厚生年金保険法第六條第一項第三号に規定する船舶に使用される厚生年金保険の被保険者に

ついては、当分の間、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第百十條第一項中「被保険者」とあるのは、「被保険者(船舶に使用される被保険者を除く。次項、第百二十二條並びに第百四十四條第一項及び第二項において同じ。)」とする。

第八十二條 老齢厚生年金(その額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき(附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは除く。))を除く。の受給権者に平成二十五年改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「基金」という。)が支給する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齢年金給付(附則第八十五條を除き、以下「老齢年金給付」という。)であつて、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項及び附則第八十四條において「加入員たる被保険者であつた期間」という。))の一部が旧厚生年金保険法第三條第一項第六号に規定する特例第三種被保険者(以下この項において「旧特例第三種被保険者」という。)であつた期間又は附則第四十七條第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間(以下この項において「特例第三種被保険者等であつた期間」という。)である者に支給するもの額は、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

- 一 当該旧特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・二五に相当する額に当該旧特例第三種被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額)

二 当該特例第三種被保険者等であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する額に当該特例第三種被保険者等であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額（厚生年金保険法附則第七條の第三項又は第十三條の第四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）

三 平成十五年四月一日前の当該旧特例第三種被保険者であつた期間及び当該特例第三種被保険者等であつた期間（以下この項において「当該特例期間」という。）以外の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の七・一二五に相当する額に同日以前の当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額（厚生年金保険法附則第七條の第三項又は第十三條の第四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）

四 平成十五年四月一日以後の当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第七條の第三項又は第十三條の第四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）

五 平成十五年四月一日以後の当該特例期間以外の加入員たる被保険者であつた期間（厚生年金保険法附則第七條の第三項又は第十三條の第四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては、当該額から政令で定める額を減じた額）

2 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付のうち、附則別表第七の上欄に掲げる者に支給するものについて前項、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項及び平成十二年改正法附則第二十三條第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号まで及び平成十二年改正法附則第二十三條第一項第一号中「千分の七・一二五」とあるのは平成十二年改正法第

十五條の規定による改正前の附則別表第七の下欄のように、前項第四号、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項及び平成十二年改正法附則第二十三條第一項第二号中「千分の五・四八八」とあるのは附則別表第七の下欄のように、それぞれ読み替えるものとする。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出（同法第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四條第三項及び第四項において同じ。）をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三條 大正十五年四月一日以前に生まれた者及び施行日前に支給事由の生じた旧厚生年金保険法による老齢年金の受給権者については、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十一條から第三十三條まで及び第百三十五條の規定を適用せず、旧厚生年金保険法第三十一條から第三十三條まで及び第百三十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧厚生年金保険法第三十一條第一項第二号中「第四十三條第四項から第六項までのいずれか」とあるのは、「第四十三條第四項」と読み替えるものとする。

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、施行日前に支給事由の生じたもの（前項に規定する者に支給するものを含む。）については、前項、次条及び附則第八十四條の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十二條第二項中「規定する額」とあるのは、「規定する額に政令で定める額を加算した額」とする。

第八十三條の二 前条第一項に規定する者である旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者に基金が支給す

る老齢年金給付であつて、当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の一部が平成十五年四月一日以後の期間であつた者に支給するもの額は、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間につき旧厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額

二 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬額の千分の七・六九二に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数に乗じて得た額

2 前項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、前項中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

（厚生年金基金の老齢年金給付の費用の負担に関する経過措置）

第八十四條 基金が支給する老齢年金給付のうち施行日の属する月前の月分の給付の費用の負担については、なお従前の例による。

2 厚生年金保険の実施者たる政府は、基金が支給する老齢年金給付に要する費用の一部を負担する。

3 前項の規定による厚生年金保険の実施者たる政府の負担は、老齢厚生年金若しくは厚生年金保険法による特例老齢年金又は旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について行うものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

一 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月一日以前に生まれたもの（平成十二年改正法附則第九條第一項に規定する者を含む。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額

を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ 平成十二年改正法附則第二十四條第一項及び第二項に規定する額

ロ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額（当該受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者であるときは、当該施行日前の期間につきイの規定の例により計算した額）と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四條第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額と当該加入員たる被保険者であつた期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四條第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項の規定の例により計算した額（厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。）とを合算した額

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九條第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替え

る老齢年金給付に要する費用の一部を負担する。

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九條第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替え

る老齢年金給付に要する費用の一部を負担する。

二 老齢厚生年金の受給権者であつて昭和十五年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれ、かつ、施行日以後の加入員たる被保険者であつた期間を有するもの（平成十二年改正法附則第九條第一項に規定する者を除く。）に支給する老齢年金給付に要する費用については、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額（厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出をした者に支給する老齢年金給付に要する費用にあつては、当該額に政令で定める額を加算した額）

イ 当該受給権者の加入員たる被保険者であつた期間のうち施行日以後の期間につき附則第八十二條第二項の規定により読み替え

て適用する平成十二年改正法附則第二十三
条第一項の規定の例により計算した額

ロ イに掲げる期間のうち平成十五年四月一
日前の期間につき平成十二年改正法第四
条の規定による改正前の厚生年金保険法第
百三十二条第二項の規定の例により計算した
額とイに掲げる期間のうち同日から平成十
七年四月一日前までの期間につき平成十二
年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの
規定の例により計算した額と同日以後の期
間につき平成二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の厚生年金保険法第
百三十二条第二項の規定の例により計算した
額とを合算した額

4 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項
の規定による特例老齢年金又は旧厚生年金保
険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは
特例老齢年金の受給権者に支給する老齢年金
給付に要する費用については、前三号に準じ
て、政令で定めるところにより算定した額
前項の規定にかかわらず、厚生年金保険の
実施者たる政府は、基金の申出により、第二
項の規定による負担を、当該基金の加入員又
は加入員であった者のうち、厚生年金保
険法第四十二条の規定により同法第四十二
条第二号に該当する者（同法附則第十四条
の規定又は法令の規定により同法第四十二
条第二号に該当するもの）とみなされる者
を含む。）であつて老齢厚生年金の支給開始
年齢に達しているもの、同法附則第二十八
条の三第一項に規定する特例老齢年金の支
給開始年齢に達している者であつて当該特
例老齢年金の支給要件たる期間を満たして
いる者であつて当該特例老齢年金の支給開
始年齢に達しているもの又は旧厚生年金保
険法による老齢年金、通算老齢年金若しく
は特例老齢年金の支給開始年齢に達してい
る者であつて当該老齢年金、通算老齢年金
若しくは特例老齢年金の支給要件たる期
間を満たしているもの、当該基金が支給す
る老齢年金給付に要する費用について行
うものとする。この場合における厚生年金
保険の実施者たる政府の負担額は、前項各
号に定める額（厚生年金保険法第四十四
条の三第一項の規定による申出をした者に
支給する老齢年金給付に要する費用につ
いては、当該額から政令で定める額を控
除した額）に政令で定める率を乗じて得
た額とする。

5 第二項又は前項の規定による厚生年金保
険の実施者たる政府が負担すべき額につ
いては、これらの規定にかかわらず、昭和
十七年四月二日以後に生まれ、かつ、施
行日以前に加入した者に係る当該基金
が施行日において保有する積立金（旧
厚生年金保険法第三十二条第二項に定
める部分の老齢年金給付に充てるべき
もの）の額に、千分の八からその者に
係る平成十二年改正法第十三条の規定
による改正前の附則別表第七の表の
下欄に掲げる率を控除して得た額の
千分の八に対する割合を乗じて得た
額の総額を、政令で定めるところによ
り、これらの規定により算定した額から
控除するものとする。

6 平成二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた平成二十五年改正法第一
条の規定による改正前の厚生年金保
険法第八十一条の三第二項の規定の適用
については、当分の間、同項中「いう。」と
あるのは「いう。」から国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和六十一年法律第三
十四号）附則第八十四条第二項の規定によ
り当該厚生年金基金について厚生年金保
険の実施者たる政府が負担する費用（当
該代行給付費の算定の基礎となる被保
険者期間に係るもの）に限る。以下この
項において「政府負担金」という。を控
除したものと、「当該代行給付費及び政府
負担金の予想額並びに」とする。
（存続連合会への準用）

88 附則第八十二条から前条までの規定
は、平成二十五年改正法附則第十三条
第三号に規定する存続連合会が支給する
老齢年金給付（平成二十五年改正法附
則第六十一条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた平成
二十五年改正法第一条の規定による改
正前の厚生年金保険法第六十条第五
項又は平成二十五年改正法附則第六
十一条第三項の規定によりなおその効
力を有するものとされた平成二十五年
改正法第一条の規定による改正前の
厚生年金保険法第六十一条第三項の
規定によりなおその効力を有するもの
）を除く。この場合において、同日以後
に生まれ、かつ、施行日以前に加入した
者に係る当該基金が施行日において保
有する積立金（旧厚生年金保険法第三
十二条第二項に定める部分の老齢年金
給付に充てるべきもの）の額に、千分
の八からその者に係る平成十二年改
正法第十三条の規定による改正前の附
則別表第七の表の下欄に掲げる率を
控除して得た額の千分の八に対する
割合を乗じて得た額の総額を、政令
で定めるところにより、これらの規定
により算定した額から控除するもの
とする。

第八十七条

旧船員保険法による年金たる保険給付（前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による年金たる保険給付を含む。）及び前条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による脱退手当金については、第三項から第十二項まで及び第十四項並びに附則第三十五條第一項及び第三項、附則第五十六條第二項及び第六項から第八項まで、附則第六十九條第二項並びに前条の規定を適用する場合並びに当該給付に要する費用に関する事項を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付及び脱退手当金は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

3 第一項に規定する年金たる保険給付については、次項、第七項及び第十項並びに附則第五十六條第二項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合を除き、旧船員保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関するこの法律によつて廃止され又は改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、又はこれらの規定の例による場合を含む。）中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句に読み替へるものとするほか、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用に必要な技術的読替へは、政令で定める。

旧船員 保険法 第三十 五條第 一號	四十九 万二千	七十三万二千七百二十円ニ 國民年金法第二十七條ニ規 定スル改定率（以下改定率 ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	三万二 千八百	四万八千八百四十八円ニ改 定率ヲ乗ジテ得タル額（其 ノ額ニ五十錢未満ノ端數アル ルトキハ之ヲ切捨テ五十錢 以上一円未満ノ端數アルト
--------------------------------	------------	--	------------	---

旧船員 保險法 第三十 五條第 一號	七十五 分の一	千五百分ノ十九	三十六 万九千 円トス	三十六 万九千 円	五十四万九千五百四十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）ヲ	三十六 万九千 円	五十四万九千五百四十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）ヲ	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）
旧船員 保險法 第三十 五條第 一號	七十五 分の一	千五百分ノ十九	三十六 万九千 円トス	三十六 万九千 円	五十四万九千五百四十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）ヲ	三十六 万九千 円	五十四万九千五百四十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）ヲ	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）	旧船員 保險法 第四十 一號	二十四 万六千	三十六万六千三百六十円ニ 改定率ヲ乗ジテ得タル額 （其ノ額ニ五円未満ノ端數 アルトキハ之ヲ切捨テ五円 以上十円未満ノ端數アルト キハ之ヲ十円ニ切上グルモ ノトス）

<p>附則第 六項 保險法 旧船員</p>	<p>附則第 五項 保險法 旧船員</p>	<p>第二 号 條ノ三 第十 五條 保險法 旧船員</p>
<p>障害補償一時 金、障 害補償 年差 額一時 金、障 害補償 年金前 払一時 金、遺 族補償 一時金</p>	<p>障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、傷病補償年金、改定ノ措置ノ</p>	<p>十二万 円 二十 一万 円 二十 六万 二千 百円 ニ改 定率 ヲ乘 ジテ 得タル 額 （其ノ 額 ニ十 五 百 円未 満ノ 端數 アル トキ ハ之 ヲ切 捨テ 五十 百 円未 満ノ 端數 アル トキ ハ之 ヲ百 円ニ 切上 グル モノ ト ス）</p>
<p>第六十 五條 第八 條ノ四 ニ於テ 準用ス ル 同法 第八 條ノ三 第一 項第二 号</p>	<p>第六十 四條 第八 條ノ三 第一 項第二 号</p>	<p>二十 六万 二千 百円 ニ改 定率 ヲ乘 ジテ 得タル 額 （其ノ 額 ニ十 五 百 円未 満ノ 端數 アル トキ ハ之 ヲ切 捨テ 五十 百 円未 満ノ 端數 アル トキ ハ之 ヲ百 円ニ 切上 グル モノ ト ス）</p>
<p>二・二 月分 二四、 〇〇〇 円</p>	<p>一・六 月分 一四、 〇〇〇 円</p>	<p>〇・九 月分 一、二 〇〇〇 円</p>
<p>七四、九〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端數アルトキ</p>	<p>二・七月分 一〇、九〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端數アルトキ</p>	<p>一・二月分 一、二〇〇〇円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五〇円未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ五〇円以上一〇〇円未満ノ端數アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）</p>

<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>九万八千四百円</p>	<p>八十六万二千二百六十円</p>	<p>二十五千五百円</p>	<p>二十五千五百円</p>	<p>五十万六千六百円</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>

<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>改正前 の法律 第九十 五條</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>九万八千四百円</p>	<p>八十六万二千二百六十円</p>	<p>二十五千五百円</p>	<p>二十五千五百円</p>	<p>五十万六千六百円</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>
<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>附則第九十條ノ規定による</p>	<p>ハ之ヲ一〇〇円ニ切上グルモノトス）</p>

初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルト」と、同法第四十一条ノ二第一項中「十八歳未満ノ」とあるのは「十八歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日迄ノ間ニ在ル」と、「支給ヲ受クルモノガ障害ノ状態ト為リタル当時其ノ者」とあるのは「支給ヲ受クルモノ」と、「維持シタル」とあるのは「維持スル」と、「金額ニ加給ス」とあるのは「金額ニ加給シシ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル日ノ翌日以後ニ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ翌日当該金額ヲ加給スルコトヲ為リタルトキハ当該配偶者又ハ当該子ヲ有スルニ至リタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ障害年金ノ額ヲ改定ス」と、「障害年金ヲ受クル者ガ障害ノ状態ト為リタル当時ヨリ引続キ別表第四下欄」とあるのは「別表第四下欄」と、「十八歳以上ト」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルト」と、同法第五十条ノ四第五号中「十八歳ニ達シタル」とあるのは「十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタル」と読み替へるものとする。

7 附則第七十八條第六項の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付については、政令で定める。

8 第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金であつて政令で定めるものを受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び同法第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日（その日が昭和六十一年四月一日前のものに限る。）において、国民年金の被保険者であつた者（当該初診日前における国民年金の被保険者期間を有する者であつて、当該初診日において日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であつたものを含む）、厚生年金保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者（旧船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）であつた者又は共済組合の組合員（農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。）であつた者は、厚生年金保険法第五十二条第一項及び第四項並びに第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において被保険者であつたものとみなす。

9 厚生年金保険法第五十三条の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金について準用する。この場合において、同条中「第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が」とあるのは「受給権者が」と、「障害等級に該当する」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第五条の規定による改正前の船員保険法による障害年金を受ける」と読み替へるものとする。

10 厚生年金保険法第七十八条の十の規定は、第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者について準用する。この場合において、必要な読替へは、政令で定める。

11 第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者の附則第四十九条の規定により厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた旧船員保険法による標準報酬月額が厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定された場合における第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定（他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。）の適用に關し必要な読替へその他必要な事項は、政令で定める。

12 旧船員保険法第五十条第一項各号（第三号を除く。）の規定による遺族年金については、第一項の規定にかかわらず、同法第五十条ノ四後段の規定は適用しない。

13 旧船員保険法による年金たる保険給付のうち施行日前に支給すべきであつたもの並びに旧船員保険法による脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金であつて同日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例によるものとし、当該年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金は、厚生年金保険の実施者たる政府が支給する。

14 第一項に規定する旧船員保険法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金又は前項に規定する同法による年金たる保険給付若しくは脱退手当金若しくは職務外の事由による障害手当金を受ける権利を有する者が施行日以後に死亡した場合における新厚生年金保険法第九十八条第四項の規定の適用については、その者は、同項に規定する受給権者とみなし、同法第百条第一項の規定の適用については、これらの給付は、同項に規定する保険給付とみなす。

15 旧船員保険法による傷病手当金の受給権者が当該傷病による傷害について第二項の規定によ

り厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による障害年金を受けることができるときは、旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることができる場合（第十一項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた旧船員保険法による職務外の事由による障害手当金を受けることができる場合を含む。）における当該傷病手当金の支給については、なお従前の例による。

第八十七条の二 前条第一項に規定する者であつて、平成十五年四月一日以後の厚生年金保険の被保険者であつた期間（他の法令の規定により旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間とみなされた厚生年金保険の被保険者であつた期間（以下この条において「船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間」という。）に限る。）を有するものに支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を計算する場合においては、前条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十五条第二号（旧船員保険法第三十九条の三においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。

- 一 平均標準報酬月額（旧船員保険法第三十五条第二号に規定する平均標準報酬月額をいう。）の千五百分の十九に相当する額に平成十五年四月一日前の旧船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間及び船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額
 - 二 平均標準報酬額の千九百五十分の十九に相当する額に平成十五年四月一日以後の船員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額
- 第八十七条の三 厚生年金保険法附則第十七条の七の規定は、附則第八十六条第一項に規定する者に支給する旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替へは、政令で定める。
- （船員保険の厚生年金保険への統合に伴う費用負担の特例等）
- 第八十八条 船員保険の管掌者たる政府は、前条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる

政府が支給するものとされた年金たる保険給付及び脱退手当金並びに同条第一項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付並びに脱退手当金及び職務外の事由による障害手当金に要する費用並びに附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間を計算の基礎とする年金たる保険給付に要する費用（当該期間のみに基づく部分の額に限る。）に係る積立金に相当する額として、政令で定めるところにより算出した額を負担するものとする。

第八十九条 施行日前に支給事由の生じた旧船員保険法の規定による職務上の事由による年金たる保険給付に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用（船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた国庫の負担すべき費用に相当する額を除く。）については、政令で定めるところにより、労働者災害補償保険の管掌者たる政府が負担する。

一 障害年金の給付に要する費用のうち、当該障害年金の額から旧船員保険法第四十一条第一項第一号の額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

二 遺族年金の給付に要する費用のうち、当該遺族年金の額から旧船員保険法第五十条ノ二第一項第三号ロ及びハの額並びに同法第五十条ノ三ノ二の規定による加給金の額を合算した額の二倍に相当する額（その額が当該年金額を超えるときは、当該年金額）を控除した額に相当する部分

（罰則に關する経過措置）

第百条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第六

昭和七年四月一日以前に生まれた者	五十五歳
昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳

する。ただし、当該老齢年金給付のうち、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分については、この限りでない。

第八条 一部施行日以後に解散した旧厚生年金基金に係る解散基金加入員であつて旧厚生年金適用者である者については、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項中「老齢厚生年金の受給権を取得したとき」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前のこの法律による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を取得したとき」と、「老齢厚生年金の受給権を有していたとき」とあるのは「当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給権を有していたとき」と、同条第三項中「当該老齢厚生年金」とあるのは「当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」と、「第百三十二条第二項に規定する額」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の第百三十二条第二項の規定の例により計算した額又は同法附則第八十三条の二第一項に規定する額」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により連合会が支給する老齢年金給付の支給の停止については、前条第二項及び平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第三項の規定にかかわらず、次項から第六項までに定めるところによる。

3 前項に規定する老齢年金給付は、当該老齢年金給付に係る解散基金加入員が受給権を有する法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金について法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第一項又は法律第三十四号附則第五十六条第二項前段の規定によりその

支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第一項並びに第四十六条の七第一項及び第二項の規定（これらの規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、その支給を停止する。

4 前項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金については法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。次項及び第六項において同じ。）は、前項本文の規定にかかわらず、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第三十八条第二項に規定する控除して得た額から当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の額を控除して得た額の限度において、その支給の停止を行わない。

5 第三項に規定する老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金については法律第三十四号附則第五十六条第六項の規定の適用がある場合には、第二項に規定する老齢年金給付は、第三項本文の規定にかかわらず、当該老齢年金給付の額の二分の一に相当する部分の支給の停止を行わない。

6 第二項に規定する老齢年金給付は、法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十六条第三項並びに第四十六条の七第三項及び第四項の規定並びに法律第三十四号附則第七十八条第二項の規定により読み替えられた法律第三十四号による改正前の厚生年金保険法第四十六条第一項並びに第四十六条の七第一項及び第二項の規定（これらの規定に基づく政令の規定を含む。）の例により、その支給を停止する。

7 第二項に規定する老齢年金給付については、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十四条第一項に定めるもののほか、厚生年金保険法第七十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「被保険者又は被保険者であつた者」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員」と読み替えるものとする。

第九條 この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二日法律第八六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中厚生年金保険法第八十一条の改正規定及び第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第八十条の改正規定並びに附則第十号の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中国民年金法第十八条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第三十六条の改正規定、第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十二条第四項の改正規定、同法附則第三十二条の二を削る改正規定並びに同法附則第七十八条第四項及び第八十七条第五項の改正規定並びに第五条の規定 平成二年二月一日

三 第一条中国民年金法第八十七条の改正規定、第二条中厚生年金保険法目次の改正規定、同法第一百二十五条及び第二百十条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第一百三十条の改正規定、同法第三十条の三とし、第三百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第九章第一節第五款中第三百六条の次に二条を加える改正規定、同法第四十九條の改正規定、同条の前に款名を付する改正規定、同法第五十一条の次に款名を付する改正規定、同法第五十二条、三條及び第五十八條の改正規定、同条の次に三條及び款名を加える改正規定、同法第百

五十九條の改正規定、同法第五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第六十四條の改正規定、同法第六十五条の次に款名を付する改正規定並びに同法第七十五条及び第七十六条の改正規定並びに第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第三十六条の改正規定並びに附則第五條の規定、附則第十七條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四条の改正規定、附則第十八條中印紙税法（昭和四十一年法律第二十三号）別表第三文書名の欄の改正規定及び附則第二十一条中地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）附則第九條の改正規定 平成二年四月一日

四 第一条中国民年金法目次の改正規定、同法第七條から第九條まで、第四十五條、第九十五條の二及び第九十一条の二の改正規定、同法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節名の改正規定、同法第一百五條の前に款名を付する改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第一百八條の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第一百九條の改正規定、同条の次に四條及び款名を加える改正規定、同法第二百一十條、第二百二十二條、第二百二十四條及び第二百二十五條の改正規定 同法第二百六條の次に款名を付する改正規定、同法第十章第二節、第三節及び第四節の節名を削る改正規定、同法第二百二十七條の改正規定、同条の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第二百二十八條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十九條から第三百三十一條までの改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第三百三十二條及び第三百三十三條の改正規定、同条の次に款名を付する改正規定、同法第三百三十四條の改正規定、同条の次に一條及び款名を加える改正規定、同法第三百三六條及び第三百三十七條の改正規定、同法第十章中第三百三十七條の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第三百三十八條の改正規定、同法第三百三十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四百四條から第四百二十二條までの改正規定、同法第十章第三節中同条の次に一條を加える改正規定、「第五節 罰則」を「第四節 罰則」に改める改正規定、同法第四百三三條及び第四百四十五條から第百

四十八条までの改正規定並びに同法附則第五
 条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四
 条中国民法法等の一部を改正する法律附則
 第四条、第五条第九号、第三十二条第七項及
 び第三十四条第四項の改正規定並びに附則第
 三条、第四条、第六条及び第十六条の規定、
 附則第十七条の規定（前号に掲げる改正規定
 を除く。）、附則第十八条の規定（前号に掲げ
 る改正規定を除く。）、附則第十九条及び第二
 十条の規定、附則第二十一条の規定（前号に
 掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十
 二条の規定 平成三年四月一日

2
 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号
 に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の国民年金法
 （以下「改正後の国民年金法」という。）第十
 六条の二、第二十七条、第三十三条、第三十
 三条の二、第三十八条、第三十九条及び第三
 十九条の二の規定、第二条の規定による改正
 後の厚生年金保険法（以下「改正後の厚生年
 金保険法」という。）第三十四条、第四十四
 条、第五十条、第五十二条の二、第六十二条及
 び附則第九条の規定、第三条の規定による改
 正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法
 律附則第五条の規定、第四条の規定による改
 正後の国民年金法等の一部を改正する法律附
 則第五条第十七号から第十九号まで、附則第
 八条第一項、第三項及び第四項、附則第十
 一条、附則第十三条から第十五条まで、附則第
 十七條、附則第十八条、附則第二十八条、附
 則第三十一条、附則第三十二条第二項、第三
 項及び第五項、附則第三十三条、附則第三
 十四条第一項、附則第四十八条第一項、附則第
 五十三条、附則第五十六條、附則第五十九
 条、附則第六十条、附則第六十一条、附則第
 六十三条、附則第七十二条、附則第七十四
 条、附則第七十七条、附則第七十八條第二
 項（同項の表旧厚生年金保険法第四十六条第一
 項の項から旧厚生年金保険法第四十六条の七
 第二項の項まで及び旧交渉法第十九条の第三
 項の項に係る部分を除く。）及び第三項、
 附則第七十九條、附則第八十四條、附則第八
 十六條、附則第八十七條第三項（同項の表旧
 船員保険法第三十八條第一項及び第三十九條
 ノ五第一項の項から旧船員保険法第三十九條
 ノ五第二項の項まで及び旧交渉法第十六條第
 一項及び第十九條の三第二項の項に係る部分

を除く。）及び第四項並びに附則第九十七條
 の規定、第六条の規定による改正後の児童扶
 養手当法第五条及び第五条の二の規定、第七
 条の規定による改正後の特別児童扶養手当等
 の支給に関する法律第四条、第十六條、第十
 八條（第四条の規定による改正後の国民年金
 法等の一部を改正する法律附則第九十七條第
 二項において準用する場合を含む。）及び第
 二十六條の三の規定並びに附則第七條の規
 定 平成元年四月一日

二 改正後の厚生年金保険法第二十条及び附則
 第十一条の規定、第四条の規定による改正後
 の国民年金法等の一部を改正する法律附則第
 七十八條第二項（同項の表旧厚生年金保険法
 第四十六條第二項の項から旧厚生年金保険法
 第四十六條の七第二項の項まで及び旧交渉法
 第四十六條の七第二項の項に係る部分に限る。）
 、附則第八十七條第三項（同項の表旧船員保
 險法第三十八條第一項及び第三十九條ノ五第
 一項の項から旧船員保険法第三十九條ノ五第
 二項の項まで及び旧交渉法第十六條第一項及
 び第十九條の三第二項の項に係る部分に限
 る。）の規定並びに附則第九條第一項及び第
 二項の規定 この法律の施行の日（以下「施
 行日」という。）の属する月の初日
 （厚生年金保険の年金たる保険給付の額に関す
 る経過措置）

第八條 平成元年三月以前の月分の厚生年金保険
 法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改
 正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一
 項に規定する年金たる保険給付の額について
 は、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第九條 施行日の属する月の初日前に厚生年金保
 險の被保険者の資格を取得して、同日まで引き
 続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者
 （昭和六十年改正法附則第四十三條第一項の規
 定によりなおその効力を有するものとされた昭
 和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚
 生年金保険法第十五條第一項又は昭和六十年改
 正法附則第四十三條第二項若しくは第五項の規
 定により当該被保険者の資格を有する者（以下
 「第四種被保険者」という。）及び昭和六十年改
 正法附則第四十四條第一項の規定により当該被
 保険者の資格を有する者（以下「船員任意継続
 被保険者」という。）を除く。）であつて、施行
 日の属する月の前月の標準報酬月額が七万六千

円以下であるもの又は四十七万円であるもの
 （当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が
 四十八万五千円未満であるものを除く。）の標
 準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報
 酬月額を改正後の厚生年金保険法第二十条の規
 定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみな
 して、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施
 行日の属する月から平成二年九月までの各月の
 標準報酬とする。

3 標準報酬月額が八万円未満である第四種被保
 険者又は船員任意継続被保険者の施行日の属す
 る月の翌月以後の標準報酬額は、昭和六十年
 改正法附則第五十条第一項の規定によりなおそ
 の効力を有するものとされた昭和六十年改正法
 第三條の規定による改正前の厚生年金保険法第
 二十六條又は昭和六十年改正法附則第五十条第
 三項の規定にかかわらず、八万円とする。

第十條 施行日の属する月の翌月から平成二年十
 二月までの月分の厚生年金保険法による保険料
 率については、改正後の厚生年金保険法第八十
 一條第五項中「千分の百四十五」とあるのは、
 「千分の百四十二」とする。

2 改正後の昭和六十年改正法附則第五條第十一
 号に規定する第二種被保険者の次の表の上欄に
 掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率に
 ついては、改正後の厚生年金保険法第八十一條
 第五項中「千分の百四十五」とあるのは同表の
 下欄のように、「千分の三十二」とあるのは
 「千分の三十」と、それぞれ読み替へるものと
 する。

施行日の属する月の翌月から 平成二年十二月までの月分	千分の百三十 八
平成三年一月から同年十二月 までの月分	千分の百四十 一・五
平成四年一月から同年十二月 までの月分	千分の百四十 三
平成五年一月から同年十二月 までの月分	千分の百四十 四・五

3 改正後の昭和六十年改正法附則第五條第十二
 号に規定する第三種被保険者及び船員任意継続
 被保険者の厚生年金保険法による保険料率につ
 いては、改正後の厚生年金保険法第八十一條第
 五項中「千分の百四十五」とあるのは、「千分
 の百六十三（国民年金法等の一部を改正する法
 律（平成元年法律第八十六号）の施行日の属

する月の翌月から平成二年十二月までの月分
 については、千分の百六十一」とする。

4 第四種被保険者の施行日の属する月の翌月分
 の厚生年金保険法による保険料率は、改正後の
 厚生年金保険法第八十一條第五項の規定にか
 わらず、千分の百二十四とする。

5 船員任意継続被保険者の施行日の属する月の
 翌月分の厚生年金保険法による保険料率は、第
 三項の規定にかかわらず、千分の百三十六とす
 る。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三條 この附則に規定するもののほか、この
 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
 める。

附則（平成元年二月二日法律第八
 七号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行
 する。

附則（平成二年六月二日法律第四〇
 号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区
 分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施
 行する。

一 第一条の規定並びに次条、附則第七條、第
 十一條、第十二條、第十四條及び第十六條の
 規定 平成二年八月一日

二 第二条の規定並びに附則第三條から第五條
 まで、第八條から第十條まで、第十三條及び
 第十五條の規定 平成二年十月一日

附則（平成五年一月二日法律第八
 九号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律
 第八十八号）の施行の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会
 （諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）
 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三
 條に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続
 その他の意見陳述のための手続に相当する手続
 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場
 合においては、当該諮問その他の求めに係る不
 利益処分の手続に關しては、この法律による改
 正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前
 の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年十一月九日法律第九五号)抄
施行期日等

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民年金法第四十五条及び第四十六条の改正規定、第二条中厚生年金保険法第二百一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四百四条、第四百五条及び第四百六条の改正規定、第一百四十五条及及び第七十条の改正規定並びに第十六条中石炭鉱業年金基金法第三十九条及び第四十条の改正規定並びに附則第三十八条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中国民年金法第三十三条の二第一項の改正規定(十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子)を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める部分に限る。
同条第三項、同法第三十七条の二第一項、第三十九条第三項、第四十条第三項及び第八十七條第四項並びに同法附則第五條第九項、第九條第一項及び第九條の二の改正規定並びに同法附則第九條の三の次に一条を加える改正規定、第三條の規定(厚生年金保険法第三十六條の三の改正規定、同法附則第十一條の次に五條を加える改正規定(同法附則第十三條の二の次に一条を加える改正規定を除く。)、第五條の規定、第七條の規定、第八

条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定(第三十二條第二項及び)の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える部分に限る。)、第九條の規定、第十一條の規定(国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二條の次に見出し及び二條を加える改正規定を除く。)、第十二條の規定並びに第十七條中児童扶養手当法第三條第一項の改正規定並びに附則第七條から第十一條まで、第十五條、第十六條、第十八條から第二十四條まで、第二十七條から第三十四條まで、第三十六條第二項、第四十條及び第四十五條から第四十八條までの規定並びに附則第五十一條中所得税法第七十四條第二項の改正規定 平成七年四月一日

三 略
四 第三條中厚生年金保険法第三十六條の三の改正規定及び第十三條の規定 平成八年四月一日

五 第四條の規定及び第十一條中国民年金法等の一部を改正する法律附則第六十二條の次に見出し及び二條を加える改正規定並びに附則第二十五條及び第二十六條の規定 平成十年四月一日

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

- 一 第一條の規定(国民年金法第三十三條の二第一項中「十八歳未満の子又は二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子」を「子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)」に改める改正規定を除く。)
による改正後の国民年金法第三十三條の二、第二十七條、第三十三條、第三十三條の二、第二十八條、第三十九條第三項及び第三十九條の二の規定、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條、第四十四條、第五十條、第五十條の二、第六十二條及び附則第九條の規定、第六條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條の規定、第八條の規定(厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項中「第三百三十二條第二項及び」の下に「附則第二十九條第三項並びに」を加える改正規定を除く。)
による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十

五條の規定、第十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條、附則第三十二條第二項、附則第五十九條、附則第六十條、附則第七十八條第二項及び附則第八十七條第三項の規定、第十七條の規定による改正後の児童扶養手当法第五條及び第五條の二の規定、第十八條の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四條、第十八條及び第二十六條の三の規定並びに附則第十七條の規定 平成六年十月一日

二 第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十條及び第八十一條の規定並びに附則第十三條第一項及び第二項並びに附則第三十五條第一項から第五項までの規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の初日

第十二條 平成六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

(標準報酬月額に関する経過措置)
第十三條 施行日の属する月の初日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(昭和六十年改正法附則第四十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第十五條第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三條第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者(以下「第四種被保険者」という。))及び昭和六十年改正法附則第四十四條第一項の規定により当該被保険者の資格を有する者(以下「船員任意継続被保険者」という。))を除く。であつて、施行日の属する月の前月の標準報酬月額が八万六千円以下であるもの又は五十三万円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が五十四万五千円未満であるものを除く。))の標準報酬は、当該標準報酬月額を基礎となつた報酬月額を第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十條の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、施行日の属する月から平成七年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が九万二千円未満である第四種被保険者又は船員任意継続被保険者の施行日の属する月の翌月以後の標準報酬額は、昭和六十年改正法附則第五十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六條又は昭和六十年改正法附則第五十條第三項の規定にかかわらず、九万二千円とする。

(障害厚生年金の支給に関する経過措置)
第十四條 施行日前に厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権を有していたことがある者(施行日において当該障害厚生年金の受給権を有する者を除く。))が、当該障害厚生年金の支給事由となつた傷病により、施行日において同法第四十七條第二項に規定する障害等級(以下この条において単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態になつては、障害等級に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、同法第四十七條第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

2 施行日前に旧厚生年金保険法による障害年金(昭和六十年改正法附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたもの)及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「旧法障害年金」という。の受給権を有していたことがある者(施行日において当該旧法障害年金の受給権を有する者を除く。))が、当該旧法障害年金の支給事由となつた傷病により、施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、施行日(施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態になつては、障害等級に該当するに至つたとき)から六十五歳に達する日の前日までの間に、厚生年金保険法第四十七條第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その

請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。
(老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第十五条 厚生年金保険法附則第七条の第三項第三号に規定する坑内員たる被保険者(以下単に「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間又は同号に規定する船員たる被保険者(以下単に「船員たる被保険者」という。)であつた期間を有する六十歳未満の者(昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者については、同法附則第八条に該当するものとみなして同条の老齢厚生年金を支給する。
一 五十五歳以上であること。
二 坑内員たる被保険者であつた期間と船員たる被保険者であつた期間とを合算した期間が十五年以上であること。
三 厚生年金保険法第四十二条第二号に該当すること。

2 前項に規定する坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間の計算については、厚生年金保険法附則第九条の四第二項の規定を準用する。
3 第一項の規定は、坑内員たる被保険者であつた期間又は船員たる被保険者であつた期間を有する六十歳未満の者(昭和二十一年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者に限る。)について準用する。この場合において、第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和二十一年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	五十
昭和二十三年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	六十
昭和二十五年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	七十
昭和二十七年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	八十
昭和二十九年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	九十

第十七条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、四百三十二とする。)」とする。

第十八条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)の受給権者(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十三条第一項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)又は第五十七條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けるものを除く。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

- 一 男子又は女子(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者(以下「第二号厚生年金被保険者」という。)であり、若しくは同号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。)を有する者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者(以下「第三号厚生年金被保険者」という。)であり、若しくは同号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。)を有する者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。)であり、若しくは同号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。)を有する者に限る。)であつて昭和十六年四月一日以前に生まれた者(第三号に掲げる者を除く。)
- 二 女子(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)であり、又は同号に規定する第一号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)を有する者に限る。)であつて昭和二十一年四月一日以前に生まれた者(次号に掲げる者を除く。)
- 三 厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等(附則第二十条の二第一項、第四項及び第八項並びに第二十条第四第三項第二号において「特定警察職員等」という。)である者であつて昭和二十二年四月一日以前に生まれたもの

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和九年四月一日以前に生まれた者であるときは、四百三十二とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれ、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。)」と読み替へるものとする。

3 厚生年金保険法第四十四条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは、「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは、「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは、「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十八條第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは、「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第三十三條第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二條第一項若しくは第八十三

条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは、「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは、「報酬比例部分の額」と読み替へるものとする。

4 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後の厚生年金保険法」という。)附則第二十八條の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「第四十四條第一項」とあるのは、「第四十四條第一項(国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八條第三項において準用する場合を含む。)」とする。

第十九条 男子又は女子(第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。)であつて次の表の上欄に掲げる者(附則第二十条の二第二項又は平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項若しくは第四十七條第一項若しくは第二項に規定する者を除く。)が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三條第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十一年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	五十
昭和二十三年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	六十
昭和二十五年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	七十
昭和二十七年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	八十
昭和二十九年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	九十

請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。
(老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。この場合において、同項第一号中「四百八十」とあるのは、「四百八十（当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）」と読み替えるものとする。

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八十六条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは、「第四十三条第三項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第九条第二項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三

条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三号第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 男子又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）である厚生年金被保険者期間を有する者による老齢厚生年金（同法第四十三条第一項及び附則第九条の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九条の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。この場合において、第二項後段の規定を準用する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八十八条の規定による老齢厚生年金について前

項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条及び同法附則第十九条第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額」とあるのは「加算するもの」とし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三号第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三号第一項に規定する額」とあるのは「附則第九号第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、平成二十四年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則

第五号第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二条第二項」と、「第四十三号第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九条の三第三項及び第四項又は第九条の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九条の二第一項から第三項まで、第九条の三第三項及び第四項並びに第九条の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 男子又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）である厚生年金被保険者期間を有する者による老齢厚生年金（同法附則第九号の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第二十条の二第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項若しくは第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、同法附則第九条の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

第二十号 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて次の表の上欄に掲げる者（次条第一項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間に、厚生年金保険法附則第八十八条の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三条第一項及び附則第九条の二から第九条の四までの規定は、当該老齢厚生

年金については、適用しない。

昭和二十一年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和二十三年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一
昭和二十五年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	二
昭和二十七年四月二日から昭和二十九年四月一日までの間に生まれた者	三
昭和二十九年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	四
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	五
昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	七
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	八
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	九
昭和四十一年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	十

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九条の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八十六条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び國民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第二項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これら二項の規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「國民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第二項、昭和六十一年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、國民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第三百三十二條第二項若しくは平

成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとす

4 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）である厚生年金被保険者期間を有する者による老齢厚生年金（同法第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（次条第一項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、同法附則第九條の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとすし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八十六条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時）」とあるのは「國民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時）」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び同法附則第二十条第四項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するもの」とし、その年齢に達した月の翌月は第四十三條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定

する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「國民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「國民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第二項、昭和六十一年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、國民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第四條の規定による改正前の第三百三十二條第二項若しくは平成二十五年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第八十二條第一項、平成二十五年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九條の三第三項及び第四項又は第九條の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九條の二第一項から第三項まで、第九條の三第三項及び第四項並び

に第九條の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）である厚生年金被保険者期間を有する者による老齢厚生年金（同法附則第九條の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（次条第一項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、同法附則第九條の二第一項に規定する障害状態に該当しなくなつた場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

第二十條の二 特定警察職員等であつて次の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合においては、同法第四十三條第一項及び附則第九條の二から第九條の四までの規定は、当該老齢厚生年金については、適用しない。

昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	一
昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者	二
昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	三
昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和三十一年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者	十
昭和三十三年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	四
昭和三十五年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和三十七年四月二日から昭和三十九年四月一日までの間に生まれた者	十
昭和三十九年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	六
昭和四十一年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者	十

2 前項に規定する場合においては、当該老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法附則第九條の二第二項の規定の例により計算する。

3 厚生年金保険法第四十四条及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二の規定は、厚生年金保険法附則第八十六条の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四条第一項中「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び國民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十

条の二第二項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第十三條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（同法第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、厚生年金保険法附則第九條の二第二項の規定の例により老齢厚生年金の額を計算するものとし、その年齢に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 厚生年金保険法第四十四條及び平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二の規定は、厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十二條の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「第四十三條第二項又は第三項」とあるのは「第四十三條第三項」と、「第四十三條の規定」とあるのは「附則第九條及び同法附則第二十二條の二第四項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するもの」とし、その年齢に達した月の翌月又は第四十三條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二條の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二條第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九條第一項の規定により

なおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四條の規定による改正前の第三百三十二條第二項若しくは平成十二年改正法第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項、平成十二年改正法附則第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第三百三十二條第二項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、厚生年金保険法附則第九條の三第三項及び第四項又は第九條の四第四項及び第五項の規定により当該老齢厚生年金の額が改定されたときは、前二項の規定は、適用しない。

7 第四項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後においては、厚生年金保険法附則第九條の二第一項から第三項まで、第九條の三第三項及び第四項並びに第九條の四第四項及び第五項の規定による老齢厚生年金の額の改定は行わない。

8 特定警察職員等である厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（同法附則第九條の二第一項から第三項までの規定によりその額が計算されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に限る。）が、同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、厚生年金保険法附則第九條の二第二項に規定する障害状態に該当しなくなった場合においては、同条第四項の規定は、適用しない。

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十一條 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（附則第十八條、第十九條第一項から第五項まで、第二十二條第一項から第五項まで又は前条第一項から第五項まで及び同法附則第九條の規定によりその額が計算されてい

るものに限る。）の受給権者が厚生年金保険の被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日（同法第四十六條第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。附則第二十三條第一項並びに第二十六條第一項、第三項、第八項、第十一項及び第十三項において「被保険者である日」という。）又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員（前月以前の月に属する日から引き続き当該国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。）である日（附則第二十四條第三項及び第四項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者の総報酬月額相当額（同法第四十六條第一項に規定する総報酬月額相当額をいう。以下同じ。）と老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項、第二十二條第三項若しくは第五項、第二十三條第三項若しくは第五項、第二十四條第三項若しくは第五項、第二十五條第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する同法第四十四條第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が同法第四十六條第三項に規定する支給停止調整額（以下この項において「支給停止調整額」という。）を超えているときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 前項に規定する厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成二十五年改正法附則第三條第十二号に規定する厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）の加入員であつた期間である者に支給するものである。）第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）については、同項中「老齢厚生年金の額」とあるのは「及び附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十二條第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一

項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「同法第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この項において単に「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかった場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。」とする。

3 前二項の規定により厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

第二十二條 厚生年金保険法附則第十一條の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（政令で定めるものを除く。以下同じ。）の受給権者が、附則第十九條第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき、附則第二十条第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき、又は附則第二十条の二第一項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるとき、又は附則第二十条の二第二項に規定する者（前月以前の月に属する日において同項の表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）であるときは、当該老齢厚生年金については、同法附則第十一條の二の規定は適用せず、前條の規定を準用する。この場合において、同法第一項及び第二項中「附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項又は前條第三項若しくは第五項」とあるのは、「同法附則第九條の二第三項又は第九條の三第二項若しくは第四項（同法第五項においてその例による場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十三條 改正後の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が、昭和十年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）及びその受給権者については、その者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月を超えて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えてるときは、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下こ

の項において「平成十六年改正法」という。）第八條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の二並びに附則第二十一條及び第二十八條の規定は適用せず、第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一條、第十三條第三項及び第十三條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 当該老齢厚生年金の額につき附則第二十一條の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）

二 当該老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に附則第十八條第三項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）を加えた額以上であると

の項において「平成十六年改正法」という。）第八條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の二並びに附則第二十一條及び第二十八條の規定は適用せず、第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前の厚生年金保険法」という。）附則第十一條、第十三條第三項及び第十三條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一 当該老齢厚生年金の額につき附則第二十一條の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）

二 当該老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。）につき改正前の厚生年金保険法附則第十一條の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）

三 前二項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定は、適用しない。

第二十四條 厚生年金保険法附則第十一條の四の規定は、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）については、適用しない。

2 前項に規定する老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者である場合においては、同項第一号中「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額）」とあるのは「支給停止基準額（附則第二十一條第二項において読み替えられた同法第一項の規定による支給停止基準額をいい、当該支給停止基準額が当該老齢厚生年金の額（附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下単に「加給年金額」という。）を除く。）に附則第十八條第三項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（以下この号及び次号において「代行部分の総額」という。）を加えた額以上であると

3 前二項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定は、適用しない。

第二十四條 厚生年金保険法附則第十一條の四の規定は、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）については、適用しない。

2 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（附則第七條第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

3 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第三十三條第一項に規定する者を除く。）が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が厚生年金保険の被保険者等である日が属する月を除く。）において、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額に相当する部分に限り支給を停止する。

一 その額が附則第十八條及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されているもの

であり、かつ、その受給権者が女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十八條及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

三 その額が附則第十九條第一項から第五項まで、第二十條第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されていること。

4 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法附則第十一條の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者があつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、附則第二十一條及び第二十二條の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項又は同法附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同法第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四條第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分の額」という。）につき附則第二十一條（附則第二十二條において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る同法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき附則第

き、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。）に代行部分の総額を加えた額」と、同項第二号中「附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四條第一項に規定する加給年金額（以下この号において単に「加給年金額」という。）を除く。」とあるのは「（加給年金額を除く。）」と、「その支給が停止される部分の額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とあるのは「（その支給が停止される部分の総額）に代行部分の総額を加えた額（当該老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の額（加給年金額を含む。））」とする。

3 前二項の規定により改正後の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の一部の支給を停止する場合においては、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定は、適用しない。

第二十四條 厚生年金保険法附則第十一條の四の規定は、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）については、適用しない。

2 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（附則第七條第二項の規定によりその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

3 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者（平成二十四年一元化法附則第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第三十三條第一項又は第五十七條第一項若しくは第三十三條第一項に規定する者を除く。）が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができる月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月及びその者が厚生年金保険の被保険者等である日が属する月を除く。）において、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号に規定する額に相当する部分に限り支給を停止する。

一 その額が附則第十八條及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されているもの

であり、かつ、その受給権者が女子（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）であつて昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

二 その額が附則第十八條及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されているものであり、かつ、その受給権者が特定警察職員等であつて昭和十六年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者であるものであること。

三 その額が附則第十九條第一項から第五項まで、第二十條第一項から第五項まで又は第二十条の二第一項から第五項まで及び厚生年金保険法附則第九條の規定により計算されていること。

4 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び同法附則第十一條の二第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金（その受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。）に限る。）の受給権者があつて国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるものが厚生年金保険の被保険者等である日が属する月（その者が当該老齢基礎年金の受給権を取得した月を除く。）においては、附則第二十一條及び第二十二條の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金については、当該老齢厚生年金に係る厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号に規定する額（当該老齢厚生年金について、附則第十八條第三項、第十九條第三項若しくは第五項、第二十條第三項若しくは第五項又は同法附則第九條の二第三項若しくは第九條の三第二項若しくは第四項（同法第五項においてその例による場合を含む。）において準用する同法第四十四條第一項に規定する加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を含む。以下この項において「報酬比例部分の額」という。）につき附則第二十一條（附則第二十二條において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額と当該老齢厚生年金に係る同法附則第九條の二第二項第一号に規定する額との合計額に相当する部分（報酬比例部分等の額につき附則第

二十一条の規定を適用して計算した場合において、報酬比例部分等の額の全額につき支給が停止されるときは、当該老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

5 厚生年金保険法附則第十一条の四第三項の規定は、第三項に規定する同法附則第九条の第二項第一号に規定する額並びに前項に規定する同条第二項第二号に規定する額及び同項第一号に規定する額を計算する場合について準用する。

6 前三項の規定により厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、同法第三十六条第二項の規定は、適用しない。

2 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第二項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第二十一条の二第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。))に限る。))については、適用しない。

2 厚生年金保険法附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第二項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるもの、附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの並びに同法附則第二十一条の二第二項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。))に限る。))については、適用しない。

26 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十八条、第十九条第一項から第五項まで、第二十条第一項から第五項まで又は第二十条の二第二項から第五項まで及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるものに限る。))の受給権者が厚生年金保険の被保険者である日が属する月について、その者が雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下この条において単に「高年齢雇用継続基本給付金」という。)の支給を受けることができるときは、附則第二十一条の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による支給停止基準額と当該各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額(以下この条において単に「支給限度額」という。))を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。))との合計額(以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。))に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額(附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第二項若しくは第四項において準用する厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額(以下この条において単に「加給年金額」という。))を除く。))以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

1 当該受給権者に係る標準報酬月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額(以下この条において単に「みなし賃金日額」という。))に三十を乗じて得た額の百分の六十一に相当する額未満であるとき、当該受給権者に係る標準報酬月額に百分の六を乗じて得た額を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る標準報酬月額の割合が通増する程度に応じ、百分の六から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率を乗じて得た額又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者に支給する前項に規定する老齢厚生年金については、前項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後

の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は第二十条第三項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。))とする。

9 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間である者については、前項中「附則第二十一条第一項」とあるのは「附則第二十一条第二項において読み替えられた同条第一項」と、「全部」とあるのは「全部(調整後の支給停止基準額が、老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。))に、附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第三項若しくは第五項又は第二十条の二第二項若しくは第五項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第二項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額を加えた額に満たないときは、加給年金額を除く。))とする。

の受給権者が附則第二十二條に該当する者であるものに限る。)については、同法附則第十一條の六の規定は適用せず、前各項の規定を準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 次條第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齡厚生年金については、厚生年金保險法附則第十一條の六の規定は適用せず、第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

11 改正後の厚生年金保險法附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権者(昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。)が厚生年金保險の被保險者である日が属する月について、その者が高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができ、かつ、当該老齡厚生年金が附則第二十三條第一項(同條第二項において読み替えられる場合を含む。)に該当するとき(第五項(第八項において準用する場合を含む。))に該当する場合を除く。)は、その月の分の当該老齡厚生年金については、同條の規定は適用しない。

12 前項に規定する場合における第一項、第二項及び第六項から第八項までの規定の適用については、第一項中「当該老齡厚生年金につき同條の規定を適用した場合における同條第一項の規定による支給停止基準額」とあるのは「当該老齡厚生年金に係る附則第二十三條第一項第二号に掲げる額」と、第二項中「前項中「同條第一項」とあるのは「同條第二項において読み替えられた同條第一項」と」とあるのは「前項中」と、「額を加えた額」とあるのは「額(以下「代行部分の総額」という。)から代行部分の総額につき改正前の厚生年金保險法附則第十一條の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額を控除して得た額を加えた額」とする。

13 厚生年金保險法附則第十一條の六第二項、第三項、第六項及び第七項並びに第十五條の三の規定は、同法附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権者が厚生年金保險の被保險者である日が属する月について、その者が雇用保險法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二條第四項又は第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四條の規定による改正前の船員保險法の規定に

よる高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

14 厚生年金保險法附則第十一條の六及び前各項の規定は、改正後の厚生年金保險法附則第八條の規定による老齡厚生年金(その受給権者が平成十年四月一日前にその権利を取得したものに限る。)については、適用しない。(老齡厚生年金等の受給権者に係る老齡基礎年金の支給の繰上げの特例等)

第二十七條 厚生年金保險法附則第八條の規定による老齡厚生年金(同法第四十三條第一項及び附則第九條の規定によりその額が計算されているものに限る。)の受給権者(附則第十九條第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの、附則第二十二條第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるもの)又は附則第二十二條の二第一項に規定する者であつて同項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものであるものに限る。(国民年金法附則第五條第一項の規定による国民年金の被保險者でないものに限る。)は、厚生労働大臣に同法による老齡基礎年金(以下この条において単に「老齡基礎年金」という。)の一部の支給繰上げの請求をすることができ、ただし、その者が同法附則第九條の二第一項の請求をしているときは、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、国民年金法第二十六條の規定にかかわらず、その請求があつた日から、その者に老齡基礎年金を支給する。

3 前項の規定により支給する老齡基礎年金の額は、国民年金法第二十七條の規定にかかわらず、同法に定める額に政令で定める率を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額とする。

4 第二項の規定による老齡基礎年金の受給権者が六十五歳に達したときは、前項の規定にかかわらず、当該老齡基礎年金の額に、国民年金法第二十七條に定める額にから前項に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額を加算するものとし、六十五歳に達した月の翌月から、年金の額を改定する。

5 国民年金法附則第九條の二第五項及び第六項並びに第九條の二の三並びに厚生年金保險法附則第十六條の三の二第一項の規定は、第二項の規定による老齡基礎年金について準用する。この場

合において、国民年金法附則第九條の二第六項中「第四項の規定」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十七條第三項及び第四項の規定」と、「第四項中」とあるのは「同法附則第二十七條第三項及び第四項中」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する老齡厚生年金の受給権者が第二項の規定による老齡基礎年金の受給権者取得したときは、当該老齡厚生年金の額に、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間(当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする)を基礎として計算した厚生年金保險法附則第九條の二第二項第一号に規定する額から政令で定める額を減じた額(以下この条において「繰上げ調整額」という。)を加算するものとし、当該老齡基礎年金の受給権者取得した月の翌月から、年金の額を改定する。

7 繰上げ調整額については、厚生年金保險法第四十三條第三項の規定は、適用しない。

8 第二項の規定による老齡基礎年金の受給権者取得したときは、厚生年金保險法附則第九條の二第一項から第三項まで、第九條の三第三項及び第四項並びに第九條の四第四項及び第五項並びに附則第十九條第四項及び第五項、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十二條の二第四項及び第五項の規定は、その者については、適用しない。

9 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が四百八十(昭和十九年四月一日以前に生まれた者にあつては四百四十四とし、昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百五十六とし、昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者にあつては四百六十八とする。以下この項及び第十二項において同じ。)に満たないものに限る。)が加算された老齡厚生年金の受給権者(附則第九條第一項に規定する者に限る。)が同條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齡厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数(当該月数が四百八十を超える

ときは四百八十とし、当該月数が二百四十未満であつて、かつ、当該受給権者が昭和六十年改正法附則第十二條第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときは二百四十とする。次項及び第十一項において同じ。)が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数を超えるときは、第六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該超える月数の厚生年金保險の被保險者期間を基礎として計算した厚生年金保險法附則第九條の二第二項第一号に規定する額(その額の計算について昭和六十年改正法附則第六十一條第二項の規定の適用があつた場合にはその適用がないものとして計算した額とする。第十二項において同じ。)を加算した額を繰上げ調整額とするものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その額を改定する。

10 前項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齡厚生年金の受給権者(附則第二十二條第一項に規定する者に限る。)が同條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齡厚生年金の額(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数を超える場合について準用する。

11 第九項の規定は、繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齡厚生年金の受給権者(附則第二十二條の二第一項に規定する者に限る。)が同條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該老齡厚生年金(繰上げ調整額を除く。)の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が繰上げ調整額の計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数を超える場合について準用する。

12 繰上げ調整額(その計算の基礎となる厚生年金保險の被保險者期間の月数が四百八十に満たないものに限る。)が加算された老齡厚生年金の受給権者(附則第十九條第一項に規定する者に限る。)が同條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、その額(繰上げ調整額を除く。)を厚生年金保險法第四十三條第三項の規定により改定するときは、第六

(老齢厚生年金の支給要件に関する経過措置)
第二十九條 厚生年金保険法附則第十四條一項の規定の適用については、当分の間、同項中「並びに附則第七條の第三項」とあるのは、「附則第七條の第三項」と、「第二十九條第一項」とあるのは、「第二十九條第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十五條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

第三十條 厚生年金保険法附則第十六條の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「又は第九條の四第一項及び第三項」とあるのは、「若しくは第九條の四第一項及び第三項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十八條第二項及び第三項、第十九條第二項及び第三項、第二十條第二項及び第三項若しくは第二十條の第二項及び第三項」とする。

2 附則第十九條第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第十九條第一項に規定する者であるものに限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものを受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十九條第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

3 附則第二十条第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条第一項に規定する者であるものに限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものを受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。

4 附則第二十条の二第四項及び第五項の規定によりその額が計算されている厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金又は附則第二十七條第六項に規定する繰上げ調整額が加算された老齢厚生年金(その受給権者が附則第二十条の二第一項に規定する者であるものに限る。)であつてその年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものを受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齢厚生年金については、同法第四十四條第一項中「その権利を取得した当時(その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第二項又は第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲

げる年齢に達したときから引き続き(その年齢に達した当時、附則第八條の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、第四十三條第三項又は同法附則第二十七條第六項、第十四條若しくは第十四條の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つたときから引き続き」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条の二第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したときから引き続き」とする。
(改正前の厚生年金保険法による老齢厚生年金等)
第三十一條 平成七年四月一日前において改正前の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(以下この条において「改正前の老齢厚生年金」という。)の受給権を有していた者については、改正後の厚生年金保険法附則第八條及び附則第十五條第一項の規定は適用しない。
2 改正前の老齢厚生年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。
3 改正前の老齢厚生年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。
4 改正前の老齢厚生年金については、改正前の厚生年金保険法附則第八條の二の規定を適用せず、改正後の厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(附則第十八條の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、厚生年金保険法附則第十三條第二項から第四項まで及び第十三條の二並びに附則第二十一條、第二十三條、第二十四條第二項及び第二十八條の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十二條 平成七年四月一日前において改正前の厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項の規定による特例老齢年金(以下この条において「改正前の特例老齢年金」という。)の受給権を有していた者については、厚生年金保険法附則第二十八條の三第一項の規定は適用しない。
2 改正前の特例老齢年金については、次項及び第四項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。
3 改正前の特例老齢年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。
4 改正前の特例老齢年金については、改正前の厚生年金保険法附則第十一條、第十三條第三項及び第十三條の二の規定を適用せず、厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金(附則第十八條の規定によりその額が計算されているものに限る。)とみなして、同法附則第十三條第二項から第四項まで及び第十三條の二並びに附則第二十一條、第二十三條並びに第二十八條第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。
第三十三條 改正前の厚生年金保険法附則第二十八條の四第一項の規定による特例遺族年金については、その額の計算に関する規定は、なおその効力を有する。
第三十四條 厚生年金保険法附則第二十九條の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者(同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)については、適用しない。
2 この法律の公布の日から平成七年三月三十一日までの間に、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)がある者(同年四月一日以後国民年金の被保険者となつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。)について厚生年金保険法附則第二十九條第一項の規定を適用する場合には、同条第一項第三号中「最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)」とあるのは、「平成七年四月一日」とする。
(厚生年金保険の保険料に関する経過措置)
第三十五條 施行日の属する月から平成八年九月までの月の厚生年金保険法による保険料率については、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百六十五」とする。

2 昭和六十年改正法附則第五條第十二号に規定する第三種被保険者及び船員任意継続被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項中「千分の百七十三・五」とあるのは、「千分の百九十一・五（国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の施行日の属する月から平成八年九月までの月分にあつては千分の百八十三）」とする。

3 第四種被保険者の施行日の属する月分の厚生年金保険法による保険料率は、第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項の規定にかかわらず、千分の百四十五とする。

4 船員任意継続被保険者の施行日の属する月分の厚生年金保険法による保険料率は、第二項の規定にかかわらず、千分の百六十三とする。

5 施行日の属する月から平成八年三月までの間の第二條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第五項の規定の適用については、同項中「一次條第一項に規定する免除保険料率」とあるのは、「千分の二十五」とする。

6 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一條の第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「を基準として」とあるのは、「に基づき、全ての公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）に係る代行保険料率の分布状況を勘案して政令で定める範囲内において」とする。

7 平成七年三月三十一日までに厚生年金基金の設立の認可の申請を行った適用事業所の事業主については、厚生年金保険法第八十一條の第三項の規定は適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 附則第一條第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一條 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中労働者災害補償保険法第二十三條第一項、第五十一條、第五十三條及び別表第三の改正規定、第三條中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四條の規定並びに次條、附則第五條第二項及び第六條の規定 平成七年八月一日

（第四條の規定の施行に伴う経過措置）

第六條 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五條の規定による改正前の船員保険法第五十條第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十條ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

附則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年六月九日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二條並びに附則第三條、第五條、第七條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の廃止）

第二條 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成元年法律第八十七号）は、廃止する。

2 平成八年度以前の年度の前項の規定による廃止前の被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（次項及び附則第八十二條において「旧制度間調整法」という。）の規定による調整交付金及び調整拠出金については、なお従前の例による。

3 旧制度間調整法の規定は、厚生年金保険の管掌者たる政府並びに法律によつて組織された経済組合及び附則第三十二條第二項に規定する存続組合が支給する平成九年二月分及び同年三月分の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付に要する額については、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（用語の定義）

第三條 この条から附則第十條まで、附則第十二條、第十三條、第十五條から第十九條まで、第二十一條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十條から第四十三條まで、第四十五條、第四十六條、第四十九條、第五十條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條及び第五十九條において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正後国共済法 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法をいう。

二 改正後国共済施行法 附則第七十六條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。

三 改正前国共済法 第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

四 改正前国共済施行法 附則第七十六條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をいう。

五 旧国共済法 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

六 昭和六十年国民年金等改正法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）をいう。

七 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合 それぞれ改正前国共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合又は日本鉄道共済組合をいう。

八 旧適用法人共済組合員期間 日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。）をいう。

（厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置）

第四條 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧適用法人共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において旧適用法人（改正前国共済法第二條第一項第七号に規定する適用法人をいう。以下同じ。）又は改正前国共済法第六十一條の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用されるもの（施行日に同法第十三條の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。）は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）

第五條 旧適用法人共済組合員期間は、厚生年金保険法第二條の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十三條の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 旧国共済法第八十條第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）第六十一條の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一條の規定による脱退一時金の支給を受けた場合に

おけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

2 前項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に三分の四を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第一号厚生年金被保険者期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間のうち、昭和六十年国共済改正法の施行の日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、その期間に五分の六を乗じて得た期間をもって厚生年金保険の被保険者期間とする。

第六条 施行日前の旧適用法人共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬月額（昭和六十年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により算定した額とする。）は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

第七條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為（旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る処分、手続その他の行為に限る。）は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

一 附則第十五条第一項又は第十六条第一項の規定により適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前国共済法改正前国共済法」という。）又はこ

れに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

2 改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
三 旧国共済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分については社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一項第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同項第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第七條第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」とし、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所をいう。以下この項及び第五條第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所」とする。）の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局」と、同項第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「平成八年改正法附則第七條第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」とし、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）若しくは」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局又は」とする。

第八條 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額について（老齢厚生年金の額の計算の特例）

第八條 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額について

は、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧適用法人共済組合員期間（第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者にあつては、当該旧適用法人共済組合員期間に引き続く厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定める要件に該当するものを含む。）は、計算の基礎としない。

一 旧適用法人共済組合員が支給する改正前国共済法の規定による退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。）
二 旧適用法人共済組合員が支給する旧国共済法の規定による退職年金又は減額退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

2 施行日の前日において次の各号のいずれかに該当した者（同日において前項各号のいずれかに該当した者を除く。）に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、旧適用法人共済組合員期間に計算の基礎としない。ただし、第一号又は第二号に該当した者にあつては、施行日から六十日以内に旧適用法人共済組合員期間を厚生年金保険法による老齢厚生年金の額の計算の基礎とすることを希望する旨を社会保険庁長官に申し出たときは、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十二條の八第二項に規定する者（平成七年六月三十日以前に退職した日本電信電話共済組合の組合員又は平成二年四月一日前に退職した日本たばこ産業共済組合若しくは日本鉄道共済組合の組合員に限る。）
二 改正前国共済法附則第十二條の八第九項に規定する者（日本電信電話共済組合の組合員（施行日の前日以前に退職した者を含む。）又は平成二年四月一日前に退職した日本たばこ産業共済組合若しくは日本鉄道共済組合の組合員に限る。）（前号に掲げる者を除く。）
三 厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者（前二号に掲げる者を除く。）

第九條 厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について改正前国共済法又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。以下同じ。）

第九條 厚生年金保険法第四十七條の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について改正前国共済法又は旧国共済法による年金たる給付（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。以下同じ。）

のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者その他政令で定める者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法又は旧国共済法による年金たる給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧適用法人共済組合員期間を有するもの（施行日において当該給付の受給権を有する者及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）附則第八條第一項又は第二項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。）が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七條第二項に規定する障害等級（以下この項において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間にいて、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態になつていない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至つたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七條第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害厚生年金を支給する。

第十條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧適用法人共済組合員期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七條から第四十七條の三まで及び第五十五條の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

第十一條 附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（死亡を支給事由とするものを除く。）の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に關する必要な経過措置は、政令で定める。

2 平成十九年四月一日前に死亡した者（前項の政令で定める者に限る。）の死亡について厚生

年金保険法第五十九条第一項の規定を適用する
場合においては、同項第一号中「である」と
とあるのは、「であるか、又は障害等級の二級
若しくは二級に該当する程度の障害の状態にあ
ること」とする。

3 前項の規定により読み替えられた厚生年金保
険法第五十九条第一項に規定する遺族である
夫、父母又は祖父母の有する同法による遺族厚
生年金の受給権は、同法第四十七条第二項に規
定する障害等級の一級又は二級に該当する程度
の障害の状態にある夫、父母又は祖父母につい
て、その事情がやんだときは、消滅する。ただ
し、夫、父母又は祖父母が受給権を取得した当
時五十五歳以上であったときを除く。

4 第二項の規定により読み替えられた厚生年金
保険法第五十九条第一項に規定する遺族である
夫、父母又は祖父母が同法による遺族厚生年金
の受給権を取得した当時から引き続き同法第四
十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二
級に該当する程度の障害の状態にある間は、そ
の者については、同法第六十五条の二の規定は
適用しない。
(国民年金の被保険者期間の特例に関する経過
措置)

第十二条 施行日の前日において他の法令の規定
により旧適用法人共済組合の組合員であった期
間に入算するものとされた期間は、昭和六十
国民年金等改正法附則第八條第二項の規定の適
用については、平成二十四年一元化法改正前
国共済法第三條第一項に規定する国家公務員共済
組合の組合員であった期間とみなす。
(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

第十三条 旧適用法人共済組合員期間を有し、か
つ、施行日の前日において昭和六十年国民年金
等改正法附則第十二條第一項第八号から第十
号までのいずれかに該当した者であつて、施行
日において国民年金法(昭和三十四年法律第百
四十一号)第二十六條ただし書に該当する者
(同法附則第九條第一項の規定により同法第二
十六條ただし書に該当しないものとみなされる
者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第十二
條第一項各号のいずれかに該当する者を除く。)
は、昭和六十年国民年金等改正法附則第七條第
二項、第十二條第一項、第十八條第一項及び第
五十七條の規定の適用については、昭和六十
国民年金等改正法附則第十二條第一項第八号か
ら第十一号までのいずれかに該当するものとみ
なす。

(厚生年金保険事業に要する費用の負担の特例)
第十四条 附則第十六條第三項の規定により厚生
年金保険の実施者たる政府が支給するものとさ
れた年金たる給付に要する費用のうち、厚生年
金相当給付費用(厚生年金保険法による年金た
る保険給付に相当する給付に要する費用として
政令で定めるところにより算定した費用をい
う。附則第十九條及び第二十條において同じ。)
は、厚生年金保険法第二條の四第一項の規定の
適用については、同法による保険給付に要する
費用とみなし、同法第八十四條の三の規定の適
用については同条に規定する政令で定める保険
給付に要する費用とみなす。
(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。
附則(平成八年六月二六日法律第一〇
七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。
一 略
二 第十條、附則第八條から第十一條まで及び
附則第十三條の規定 平成十一年四月一日
(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。
附則(平成九年五月九日法律第四八
号)抄
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行
する。
第七十五条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則(平成二一年七月一六日法律第八
七号)抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五
條、節名並びに二款及び款名を加える改正規

定(同法第二百五十條の九第一項に係る部分
(両議院の同意を得ることに係る部分に限
る。))、第四十條中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定(同法附則第十
項に係る部分に限る。))、第二百四十四條の規定
(農業改良助長法第十四條の三の改正規定に
係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の
規定(市町村の合併の特例に関する法律第六
條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部
分を除く。))並びに附則第七條、第十條、第
十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四
項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第
百五十七條第四項から第六項まで、第六十六
條、第六十三條、第六十四條並びに第二
百二條の規定 公布の日

(従前の例による事務等に関する経過措置)
第六十九條 国民年金法等の一部を改正する法律
(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二條
第一項、第七十八條第一項並びに第八十七條第
一項及び第十三項の規定によりなお従前の例に
よることとされた事項に係る都道府県知事の事
務、権限又は職権(以下この条において「事務
等」という。))については、この法律による改
正後の国民年金法、厚生年金保険法及び船員保
険法又はこれらの法律に基づく命令の規定によ
り当該事務等に相当する事務又は権限を行うこ
ととされた厚生大臣若しくは社会保険庁長官又
はこれらの者から委任を受けた地方社会保険事
務局長若しくはその地方社会保険事務局長から
委任を受けた社会保険事務所長の事務又は権限
とする。
(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共
団体の機関がした事業の停止命令その他の処分
に関する経過措置)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法
第四十六條第四項若しくは第五十九條第一項若
しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり
師、きゆう師等に関する法律第八條第一項(同
法第十二條の二第二項において準用する場合を
含む。)、食品衛生法第二十二條、医療法第五
條第二項若しくは第二十五條第一項、毒物及び劇
物取締法第十七條第一項(同法第二十二條第四
項及び第五項で準用する場合を含む。)、厚生年
金保険法百條第一項、水道法第三十九條第一
項、国民年金法第六條第一項、薬事法第六十
九條第一項若しくは第七十二條又は柔道整復師
法第十八條第一項の規定により厚生大臣又は都

道府県知事その他の地方公共団体の機関がした
事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、こ
の法律による改正後の児童福祉法第四十六條第
四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三
項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう
師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條
の二第二項において準用する場合を含む。)、食
品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療
法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒
物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二
項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用す
る場合を含む。)、厚生年金保険法百條第一
項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六
條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第
七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の
規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事
業の停止命令その他の処分とみなす。
(国等の事務)

道府県知事その他の地方公共団体の機関がした
事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、こ
の法律による改正後の児童福祉法第四十六條第
四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三
項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう
師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條
の二第二項において準用する場合を含む。)、食
品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療
法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒
物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二
項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用す
る場合を含む。)、厚生年金保険法百條第一
項、水道法第三十九條第一項若しくは第二項、
国民年金法第六條第一項、薬事法第六十九條
第一項若しくは第二項若しくは第七十二條第二
項又は柔道整復師法第十八條第一項の規定によ
り厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止
命令その他の処分とみなす。
(国等の事務)

第五百五十九條 この法律による改正前のそれぞ
れの法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する国
他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則
第六十一條において「国等の事務」という。)
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団
体の事務として処理するものとする。
(処分、申請等に関する経過措置)

第六十條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下この条及び
附則第六十三條において同じ。)の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の処分その他の行為(以下この条において
「処分等の行為」という。))又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為(以下こ
の条において「申請等の行為」という。))で、
この法律の施行の日においてこれらの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二條から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)
の経過措置に関する規定に定めるものを除
き、この法律の施行の日以後における改正後
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた処分等
の行為又は申請等の行為とみなす。

道府県知事その他の地方公共団体の機関がした
事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、こ
の法律による改正後の児童福祉法第四十六條第
四項若しくは第五十九條第一項若しくは第三
項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう
師等に関する法律第八條第一項(同法第十二條
の二第二項において準用する場合を含む。)、食
品衛生法第二十二條若しくは第二十三條、医療
法第五條第二項若しくは第二十五條第一項、毒
物及び劇物取締法第十七條第一項若しくは第二
項(同法第二十二條第四項及び第五項で準用す
る場合を含む。)、厚生年金保険法百條第一
項、水道法第三十九條第一項、国民年金法第六
條第一項、薬事法第六十九條第一項若しくは第
七十二條又は柔道整復師法第十八條第一項の
規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事
業の停止命令その他の処分とみなす。
(国等の事務)

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもののみならず、この法律によらないものもみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月八日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
- 二 第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条、第一千三百四十四條の規定

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民法法第二百二十八条第四項及び第二百三十七條の十五項の改正規定、第二十四条（厚生年金保険法第八十一条の二第二項の改正規定（「第三百三十九條第五項又は第六項」を「第三百三十九條第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。）、同法第二百二十九條第四項、第三百三十九條第四項及び第三百三十九條の三の改正規定及び同法第二百三十六條の四とする改正規定

同法第二百三十六條の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十九條第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第二百四十條第八項の改正規定（「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第二百四十一條、第二百五十九條第五項、第六百五十九條の二、第六百四十四條第三項及び第六百七十六條の改正規定に限る。）並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及び第六十條の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條、第三十二條から第三十四條まで及び第三十八條の規定

公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

第二条 中厚生年金保険法第二十条の改正規定及び附則第五條の規定

平成二十二年十月一日

第三条 第五條、第八條、第十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十五條第一項の改正規定（「第四十三條」を「第四十三條第一項」に改める部分に限る。）、第十四條、第十六條、第十九條及び第二十三條並びに附則第十四條から第十八條まで及び第二十九條から第三十一條までの規定

平成二十四年四月一日

第四条 第六條（厚生年金保険法第四十六條第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一条から第十三條の三までの改正規定並びに同法附則第十三條の六の改正規定を除く。）、第九

條、第十二條、第十五條、第十七條、第二十条中国民法法等の一部を改正する法律附則第三十五條第六項の改正規定、第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十八條第一項及び第二項の改正規定並びに第二十五條並びに附則第十九條から第二十八條まで、第三十五條及び第三十六條の規定

平成二十五年四月一日

第五条 第六條中厚生年金保険法第四十六條第一項及び第二項並びに附則第十一条から第十一条の三まで及び第十三條の六の改正規定並びに第二十条中国民法法等の一部を改正する法律附則第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條の改正規定

平成二十六年四月一日

第六条 第七條、第二十条中国民法法等の一部を改正する法律附則第十一条第九項の改正規定及び附則第三十七條の規定

平成二十七年四月一日

第七条 第三條の規定による改正後の国民年金法第七十七條第一項に規定する基本方針及び第七十九條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の四第一項に規定する基本方針の策定のため必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（厚生年金保険の年金たる保険給付等の額に関する経過措置）

第四条 平成二十二年三月以前の月の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二號。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（標準報酬月額に関する経過措置）

第五条 平成二十二年十月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（昭和六十年改正法附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三條の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第十五條第一項又は昭和六十年改正法附則第四十三條第二項若しくは第五項の規定により当該被保険者の資格を有する者（以下「第四種被保

「險者」という。を除外。のうちに、平成十二年七月一日から同年九月三十日までの間に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同年同月の標準報酬月額が九万二千円であるもの又は五十九万円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が六十万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、社会保険庁長官が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十二年十月から平成十三年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が九万八千円未満である第四種被保険者の平成十二年十月以後の標準報酬月額は、昭和六十年改正法附則第五十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、九万八千円とする。

（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する経過措置）

第六条 平成十二年度から平成十四年度までの各年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないときは、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条（厚生年金保険法第五十条第一項及び第六十条第二項においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項、第四十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項並びに厚生年金保険法附則第十七条の二第六項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十四条の二第一項において適用する場合を含む。）及び第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第二号（同法附則第九條の三第一項及び第三項（同法第五項においてその例による場合を含む。）並びに厚生年金保険法附則第九條の四第一項（同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。）及び第四項（同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成

六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）に定める額は、これらの規定にかかわらず、第二号に掲げる額とする。

一 第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条並びに第十三條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例により計算される額

二 第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条並びに第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項及び附則別表第七の規定の例により計算される額に、一・〇三二を乗じて得た額

2 前項第二号に掲げる額を計算する場合における平均標準報酬月額の計算となる標準報酬月額については、同号の規定によりその例によるものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条及び厚生年金保険法附則第十七條の二第二項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号に掲げる額を計算する場合における昭和六十年改正法附則第四十七條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による船員保険の被保険者であつた期間（以下「船員保険の被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、同号の規定によりその例によるものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条並びに第四条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の二第二項及び第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間を

いう。以下同じ。）を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する平成八年改正法附則第三條第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）附則第三十二條第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」と読み替へるものとする。

5 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十二年法律第一号）附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に対する第二項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第二條第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

6 前各項の規定は、厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事に関する経過措置）

第八條 附則第一号に掲げる規定の施行の際に厚生年金基金の学識経験を有する者のうちから選任された監事である者については、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第九條第四項の規定にかかわらず、その者の当該監事としての残任期間に限り、なお従前の例による。

第九條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法

律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）が支給する平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第九條第一項に規定する老齢年金給付（次条及び附則第二十六條を除き、以下「老齢年金給付」という。）であつて、昭和十五年四月一日以前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者（昭和六十年改正法附則第六十三條第一項に規定する者を除く。）に支給するものについては、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第九條第一項に規定する老齢年金給付（次条及び附則第二十六條を除き、以下「老齢年金給付」という。）であつて、昭和十五年四月一日前に生まれた者及び平成十二年四月一日前に支給事由の生じた老齢厚生年金の受給権者（昭和六十年改正法附則第六十三條第一項に規定する者を除く。）に支給するものについては、平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第九條第一項及び第三項並びに第十三條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定を適用せず、第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十二條第二項及び第三項並びに第十三條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二條第一項及び第二項並びに附則別表第七の規定は、なおその効力を有する。

2 昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定にかかわらず、前項に規定する者について厚生年金保険法附則第十三條第四項及び第五項の規定を適用する場合においては、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は、これらの規定中「第三十二條第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四條の規定による改正前の第三十二條第二項又は同法第十三條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二條第一項」とする。

3 第十四條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二條第三項の規定にかかわらず、第一項に規定する者について第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第九條第三項及び第四項の規定を適用する場合においては、平成十四年四月一日から平成十五年三月三

日までの間は、これらの規定中「第三十二條第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四條の規定による改正前の第三十二條第二項又は同法第十三條の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二條第一項」とする。

十一日までの間は、これらの規定中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項」とする。

4 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。）をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に政令で定める額を加算した額」と、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項中「合算した額」とあるのは「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

（存続連合会への準用）
第十条 前条第一項の規定は、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第一項の規定による改正前の厚生年金給付をいう。附則第二十六条第一項において同じ。）について準用する。

2 前条第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第一条ただし書に規定する一部施行日（附則第二十六条第二項において「一部施行日」という。）以後に解散した平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金（以下「旧厚生年金基金」という。）に係る平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は旧厚生年金基金が解散した日において当該旧厚生年金基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、同条第三項中「第三百三十二条第二項に規定する額」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項又は同法第十三条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十二条第一項の規定の例により計算した額」とする。

（育児休業期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置）
第十一条 平成二十二年四月一日前に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十二条の規定に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業が終了したのものについては、同月一日に、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二（同法第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る保険料について、同法第八十一条の二（同項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

2 前項の規定は、基金の加入員に係る掛金及び厚生年金保険法第四十条第一項の規定による徴収金について準用する。この場合において、前項中「第八十二条の二」とあるのは「第三百三十九条第七項又は第八項」と、「第八十一条の二（同法第八十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づく」とあるのは「第三百三十九条第七項又は第八項に規定する」と、「同法第八十一条の二（同項において準用する場合を含む。）」とあるのは「同条第七項若

しくは第八項又は同法第四十条第八項」と読み替へるものとする。

（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の業務の委託の認可に関する経過措置）

第十二条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十条第四項の規定により認可を受けている基金若しくはその申請を行つている基金又は第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十九条第五項の規定により認可を受けている連合会若しくはその申請を行つている連合会は、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十六条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

（厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の年金給付等積立金の管理及び運用の認定に関する経過措置）

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十条の二第三項の規定により認定を受けている基金（第二十一条の規定による改正前の平成八年改正法附則第六十条の規定により認定を受けたものとみなされた基金を含む。）若しくはその申請を行つていた基金又は第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十九条の二第三項の規定により認定を受けている連合会若しくはその申請を行つている連合会は、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十六条の三第一項第五号イ及び（同号イの方法により運用するものに限る。）に掲げる運用の方法に係る同法第七十六条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

（厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失に関する経過措置）

第十四条 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十四年三月三十一日において第五条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（以下この項において「高齢任意加入被保険者」という。）であつた者であつて、同年四月一日において厚生年金保険法第六十一条又は第三項に規定する適用事業所（次項及び次条において「適用事業所」という。）に使用されるもの（同日前日から引き続き当該事業所に使用されるものに限る。）は、同日に、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第九条の規定による被保険者の資格を取得し、当該高齢任意加入被保険

者の資格を喪失する。この場合において、厚生年金保険法第十八条の規定による社会保険庁長官の確認を要しない。

2 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十四年三月三十一日において第五条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第四条の五第一項の規定による被保険者（以下この項において「高齢任意単独加入被保険者」という。）であつた者であつて、同年四月一日において適用事業所以外の事業所に使用されるもの（同日前日から引き続き当該事業所に使用されるものに限る。）は、同日に、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第十条第一項の規定による被保険者の資格を取得し、当該高齢任意単独加入被保険者の資格を喪失する。この場合において、同条第二項の規定による事業主の同意及び厚生年金保険法第十八条の規定による社会保険庁長官の確認を要しないものとする。

第十五条 昭和七年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、平成十四年三月三十一日において第四種被保険者であつた者であつて、同年四月一日において適用事業所に使用されるものは、同日に、第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第九条の規定による被保険者の資格を取得し、当該第四種被保険者の資格を喪失する。（厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例）

第十六条 前二条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて平成十四年四月に当該被保険者の資格を喪失したものであるが、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

（老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十七条 平成十四年四月一日前において厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(定時決定等)に関する経過措置)
第十九条 平成十五年四月一日以前の各月の標準報酬については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日前に第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第二十一条第一項、第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

20 厚生年金等の額の計算に関する経過措置
第二十条 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、昭和六十年改正法附則第五十九條第二項、附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第四項並びに厚生年金保険法附則第十七條の五の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項並びに厚生年金保険法附則第七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。)、及び同法附則第九條の二第二項第二号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに同法附則第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。)、及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬月額(第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する平均標準報酬月額をいう。以下同じ)の千分の七・一二五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 前項第一号に掲げる額を計算する場合においては、第十五條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九條第一項及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、同項の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定によりその額が計算される障害厚生年金(その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が三百未満であるものに限る。)(又は遺族厚生年金(厚生年金保険法第五十八條第一項第四号に該当することにより支給されるものを除くものとし、その額の計算の基礎となる被保険者期間が三百未満であるものに限る。))の額を計算する場合においては、第一項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額に、三百を被保険者であった期間の月数で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、前条の規定により計算した額が次の各号に掲げる額を合算して得た額に、従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額を合算して得た額に、従前額改定率を乗じて得た額を、同条に定める額とする。

一 平成十五年四月一日前の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の七・五に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額
二 平成十五年四月一日以後の被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額

2 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第五十条第一項及び第六十条第一項第一号においてその例による場合並びに同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、昭和六十年改正法附則第五十九條第二項、附則第十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第五條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の三第

四項並びに厚生年金保険法附則第十七條の五の規定により読み替えられた平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項並びに厚生年金保険法附則第七條の三第四項及び第十三條の四第四項において適用する場合を含む。))及び同法附則第九條の二第二項第二号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに同法附則第九條の四第一項(同法附則第二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))の規定により計算した額が、被保険者であった期間の平均標準報酬額の千分の五・七六九に相当する額に当該被保険者期間の月数を乗じて得た額に、従前額改定率を乗じて得た額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をこれらの規定に定める額とする。

3 平成十六年度における前二項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。

4 第一項及び第二項の従前額改定率は、毎年度、厚生年金保険法第四十三条の三第一項(同法第三十四條第一項に規定する調整期間にあつては、同法第四十三條の五第一項、第四項又は第五項)の規定の例により改定する。

5 第一項各号に掲げる額又は第二項に定める額を計算する場合における平均標準報酬月額及び平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号。以下「平成十六年改正法」という。))第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項及び厚生年金保険法附則第十七條の二第一項から第四項までの規定にかかわらず、被保険者であった期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

6 第一項第一号に掲げる額を計算する場合における船員保険の被保険者であった期間の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項、第六條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項並びに厚生年金保険法附則第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

7 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十二条第一項の規定により旧適用法人共済組合員期間に合算された期間を除く。))の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

8 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額)」とする。

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。))附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。))を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第九項に規定する旧国家公務員共済組合員期間(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。))の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額」とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間(平成二十四年一元化法附

則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十項に規定する旧地方公務員共済組合員期間(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。)の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に二・二を乗じて得た額)とする。」とする。

11 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。)を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額(その月が昭和六十年九月以前の期間に属する第十一項に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額)とする。」とする。

12 前条第三項の規定は、第一項の規定により厚生年金保険法による年金たる保険給付の額を計算する場合について準用する。

13 前各項の規定は、厚生年金保険法による障害手当金、旧厚生年金保険法による年金たる保険給付及び障害手当金並びに旧船員保険法による年金たる保険給付及び障害手当金について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

14 第一項各号に掲げる額を計算する場合においては、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項(以下この項及び次項において「改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項」という。)及び附則別表第七の規定はなおその効力を有する。この場合において、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「附則第五十二条並びに厚生年金保険法第四十三条(同法第四十四条第一項及び第四十四条の三第四項において適用する場合並びに同法第六十条第一項においてその例による場合(同法第五十八条第一項第四号に該当する場合に限る。)を含む。)及び同法附則第九條の二第二項(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の四第一項(同法附則第

二十八條の三第二項及び第二十八條の四第二項においてその例による場合を含む。))及び第四項(同法附則第九條の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八條第二項、第十九條第二項及び第四項、第二十條第二項及び第四項並びに第二十條の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十一条第一項各号」と読み替へるものとする。ほか、第一項第二号に掲げる額を計算する場合における改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項の規定の適用については、改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項中「千分の七・五」とあるのは「千分の五・七六九」と、「同表の下欄のように」とあるのは「政令で定める率に」と読み替へるものとする。

15 前項の規定により読み替へられた改正前の昭和六十年改正法附則第五十九条第一項に規定する政令で定める率は、第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則別表第七の下欄に掲げる率を一・三で除して得た率を基準として定められるものとする。

16 第四項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。

17 前各項に規定するほか、従前の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について必要な経過措置は、政令で定める。

(厚生年金保険法による脱退一時金等に関する経過措置)

第二十二條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する脱退一時金につき、その額を計算する場合においては、厚生年金保険法附則第二十九条第三項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額に一・三を乗じて得た額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、支給率(同条第四項に規定する支給率をいう。)を乗じて得た額とする。

2 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前である者に支給する昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による脱退手当金につき、その額

を計算する場合においては、昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第七十条第一項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同日前の被保険者期間の各月の標準報酬月額並びに同日以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額を一・三で除して得た額を合算して得た額を、被保険者期間の月数で除して得た額に、被保険者であつた期間に応じて、昭和六十年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法別表第三に定める率を乗じて得た額とする。

(厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置)

第二十三條 老齢厚生年金の受給権者(附則第九条第一項に規定する者及び第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項に規定する者を除く。)に基金が支給する老齢年金給付であつて、加入員たる被保険者であつた期間(当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち、同時に当該基金の加入員であつた期間をいう。以下同じ。)の全部又は一部が平成十五年四月一日前の期間であつた者に支給するものは、平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百二十二條第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額を超えるものでなければならぬ。

一 平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・二五に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額(厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつては、当該額から政令で定める額を減じた額)

二 平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第七條の三第三項又は第十三條の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつては、当該受給権者がその権利を取得した月以後における加入員たる被保険者であつた期間(以下この号において「改定対象期間」という。))

を除く。以下この号において同じ。)の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に当該加入員たる被保険者であつた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額から政令で定める額を減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。))

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三條、第三百三十三條の二第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第七條の六第四項及び第五項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の七第四項及び第五項の適用については、当分の間、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三條中「前条第二項」とあるのは「前条第二項に規定する額、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。))附則第八十二条第一項に規定する額又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。))附則第二十三條第一項」と、平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三條の二第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第七條の六第四項及び第五項、第十三條第三項及び第四項並びに第十三條の七第四項及び第五項中「第二百三十一條第二項」とあるのは「第二百三十一條第二項に規定する額、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項(昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

3 第一項に規定する者であつて、厚生年金保険法第四十四條の三第三項の規定による申出をしたものに基金が支給する老齢年金給付については、第一項(昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。))中「合算した額」とあるのは、「合算した額に政令で定める額を加算した額」とする。

4 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十三條並びに第三百三十三條

十二年改正法附則第二十四条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」とする。

第二十六条 附則第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

2 附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項に規定する者であつて、一部施行日以後に解散した旧厚生年金基金に係る解散基金加入員である者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は旧厚生年金基金が解散した日において当該旧厚生年金基金に係る解散基金加入員が当該老齢厚生年金の受給権を有していたときに連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により当該解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額については、附則第十条第二項の規定にかかわらず、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第三項中「第三百二十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第二十三条第一項又は第二十四条第一項」とする。

第二十七条 昭和六十年改正法附則第五号第十二号に規定する第三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第六条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項中「千分の百三十五・八」とあるのは、「千分の百四十九・六」とする。

第二十八条 平成十五年四月前の賞与等（第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十九条の二第一項に規定する賞与等をいう。）に係る特別保険料については、なお従前の例による。

第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民

年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。

2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付の継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則別表第一

昭和三十三年三月以前	一三・九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三〇

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一四
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六四
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八六
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・一九
昭和六十二年四月から平成元年十一月まで	一・一六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一
平成五年四月から平成十二年三月まで	〇・九九
平成十二年四月から平成十七年三月まで	〇・九一
平成十七年度以後の各年度に属する月	政令で定める率

備考 平成十七年度以後の各年度に属する月の項の政令で定める率は、当該年度の前年度に属する月に係る率を、厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を基準として定めるものとする。

附則別表第二

昭和三十三年三月以前	一三・七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・七
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三二
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六四
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四九

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一三
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二七
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二一号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国公務員共済組合法第十六条第二項及び第三項並びに第三十六條の改正規定、同法第五十一条第十号の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八條の二の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十九條、第九十九條第三項第一号、第二百二十五條第二項、第二百六條第二項及び附則第十五條第七項の改正規定、第五條の規定並びに次條、附則第四條、第十七條、第十八條及び第二十一條の規定 公布の日
- （その他の経過措置の政令への委任）

附則（平成二十二年五月二日法律第五九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 旧受給資格者であつて附則第五条の規定により同条に規定する個別延長給付の支給についてなお従前の例によることとされたものに係る前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の五第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十二年五月三十一日法律第九六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）
第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当するものがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十二年五月三十一日法律第九七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）
第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそ

れぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によつてしたものとみなす。
（罰則の適用に関する経過措置）
第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十二年五月三十一日法律第九八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第七条、第二十七條及び第二十八條（国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十八号）附則第一条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。
附則（平成二十二年六月七日法律第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十三年六月二十五日法律第五〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九條の規定 公布の日
- 二 附則第七條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一百十一条から第一百四條まで及び第一百五條第二項の規定並びに附則第四條、第十條、第十六條及び第三十五條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- （適格退職年金契約に係る権利義務の厚生年金基金への移転）
- 第二十六条** 厚生年金基金は、その設立事業所の事業主が、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結している場合は、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継することができる。
- 第二百七條第三項の規定は、厚生年金基金が前項の認可の申請を行う場合について準用する。**
- 3 第一項の規定により当該厚生年金基金が権利義務を承継する場合においては、当該適格退職年金契約に係る新法人税法附則第二十条第二項各号に掲げる法人から当該厚生年金基金に当該適格退職年金契約に係る積立金を移換するものとする。**
- 4 第一項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継する移行適格退職年金受益者等であつて当該厚生年金基金の加入員とならない者については、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三條の二まで、第百三十五條及び第百三十六條において準用する同法第三十六條第一項及び第二項の規定は、適用しない。**
- 5 第一項の規定により移行適格退職年金受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継した厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付（第一項の認可を受けた日において、当該適格退職年金契約に基づき移行適格退職年金受益者等の死亡により支給される退職年金の給付を受ける権利を有する者に支給するものに限る。）については、厚生年金保険法第百三十六條において準用する同法第四十一条の規定は、適用しない。**
- 第二十七條 前二條に定めるもののほか、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に係る権利義務の承継に關し必要な事項は、政令で定める。**
- （罰則に関する経過措置）**
第三十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二十九日法律第八八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十八条第一項及び第二項、第三十八条の二第一項から第三項まで並びに第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の月分として支給される厚生年金保険法による年金たる保険給付について適用し、施行日前の月分として支給される同法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第六十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七十三条 前条の規定による改正後の昭和六十年国民年金等改正法(以下この条において「新法」という。)附則第八条第十一項及び第四十八条第七項の規定は、旧農林共済組合員期間につき旧農林共済組合の掛金を徴収する権利が時効によって消滅した場合(旧農林共済法第十八条第五項ただし書に該当する場合を除く。)について準用する。

5 新法附則第五十六条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、施行日以後の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付(同条第一項に規定する旧厚生年金保険法による年金たる保険給付をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前の月分として支給される旧厚生年金保険法による年金たる保険給付については、なお従前の例による。

金たる保険給付については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月三〇日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 附則第十一条の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二十一条の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十六条第十三項において準用する前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十一条の六の規定の適用については、同条第八項中「雇用保険法第六十一条の二第一項の賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十六条 附則第十一条の規定により高年齢雇用継続基本給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者及び同条第二項の規定により高年齢再就職給付金の支給についてなお従前の例によることとされた者に係る前条

の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十六条の規定の適用については、なお従前の例による。
2 施行日以後に安定した職業に就くことにより雇用保険の被保険者となった旧受給資格者に対する前条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十六条の規定の適用については、同条第八項中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額」とあるのは「雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金日額」と、「第六十一条の二第一項の賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三項、第四項、第五項、第九項、第十項、第十四項及び第二十一項並びに第六條第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年六月二日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第八條、第十五條、第二十二條、第二十八條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十二條、第四十四條の二、第四十九條、第五十一條及び第五十二條並びに附則第四条、第十七條から第二十四條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十七條、第五十八條及び第六十條から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日

二 第九條、第十六條、第二十條、第二十三條、第二十九條、第三十七條、第四十條及び第四十六條並びに附則第三十九條、第四十條、第五十九條及び第六十七條から第七十二條までの規定 平成十七年十月一日

三 第三條、第十條及び第十七條の規定 平成十八年四月一日
四 第四條、第十一條、第十八條、第四十一條、第四十三條、第四十八條及び第五十條並びに附則第九條第二項、第十條、第十三條第六項、第十四條、第五十六條の表平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。)から特定年度の前年度までの各年度の項及び第六十五條の規定 平成十八年七月一日

五 附則第四十七條の規定 平成十八年十月一日
六 第五條、第十二條、第十九條、第二十條の二、第二十三條の二、第二十五條、第三十條、第三十三條、第四十四條、第四十四條の三から第四十四條の五まで、第四十七條及び第五十三條並びに附則第四十一條から第四十六條まで、第四十八條及び第五十五條の規定 平成十九年四月一日

七 第六條、第十三條、第二十六條及び第三十四條並びに附則第四十九條及び第五十條の規定 平成二十年四月一日
(給付水準の下限)
第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比

率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三條の二第一項第二号イに規定する標準報酬平均額をいう。）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（同法第四十三條第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に六十五歳に達する受給権者に適用されるものとする。）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。）を十二で除して得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

四 政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四條の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第二條の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一條の規定による改正後の国民年金法第十六條の二第一項又は第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行い、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。（厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に経過措置）

第二十五条 第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四條第一項及び第七十九條の四第四項の規定の適用については、平成十六年における第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一條第四項の規定による再計算を第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第二條の四第一項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。（厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額に関する経過措置）

第二十六条 平成十六年九月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金である給付及び平成十三年統合法附則第二十五條第四項に規定する特別年金給付の額については、なお従前の例による。（厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置）

第二十七条 平成二十六年までの各年度における厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法、第十四條の規定による改正後の昭和六十年改正法又は第二十七條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）の規定（他の法令において引用し、

準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正後の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第七條の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四條の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前の厚生年金保険法等の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替は、政令で定める。

第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	二十万三千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回ると至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	二十万三千四百円に〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回ると至つた場合において、その翌年の四月以降、〇・九八八（この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	六十万三千二百円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	三十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	三十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）
第七條の規定による改正前の厚生年金保険法第二十四條第二項	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）	二十万八千円に〇・九八八を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号	乗じて得たる額	改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得たる率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得たる額
第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号	三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	三万四千四百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	六万八千三百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号	十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)	十万二千五百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第五十九条第二項第一号	十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十	十三万六千六百円に〇・九八八を乗じて得たる額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十

第二十七條の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。))の改定の基準と	乗じて得たる額	円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)
第二十七條の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この項の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九八八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。))の改定の基準と	乗じて得たる額	円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)

なる率に〇・九九〇を乗じて得たる率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」と、〇・九八八を」とあるのは「〇・九七八」と、〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この条の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この条の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八(当該年度の改定率(国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。))の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得たる率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九七八(この項の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に当該政令で定める率」とする。

(昭和六十一年改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置)

第二十八條 平成二十六年までの各年度における昭和六十一年改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条

昭和六十一年改正法附則第七十八條第二項(以下この項において「改正後の附則第七十八條第二項」という。))の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第七十八條第二項(次項において「改正前の附則第七十八條第二項」という。))の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第七十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。	乗じて得たる額	乗じて得たる額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得たる率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得たる額
昭和六十一年改正法附則第七十八條第二項(以下この項において「改正後の附則第七十八條第二項」という。))の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第七十八條第二項(次項において「改正前の附則第七十八條第二項」という。))の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。	乗じて得たる額	乗じて得たる額に〇・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。))が平成十五年(この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年)の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)にその低下した比率を乗じて得たる率を基準として政令で定める率とする。以下同じ。)を乗じて得たる額

第三十四 条第一項 第二号	昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第四項	額 算 合	合算額に〇・九八八を乗じ て得た額
昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第四項	昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	円 百 四 千 万 三 十 二	二十三万四千四百円に〇・九 八八を乗じて得た額（その 額に五十円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の 端数が生じたときは、これ を百円に切り上げるものと する。）
昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	円 百 千 七 万 七	七万七千七百円に〇・九八八 を乗じて得た額（その額に 五十円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数 が生じたときは、これを百 円に切り上げるものとする 。）
昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	円 百 二 千 四 万 十 八	八十万四千二百円に〇・九 八八を乗じて得た額（その 額に五十円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の 端数が生じたときは、これ を百円に切り上げるものと する。）
昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	昭和六十 年改正法 第三条の 規定によ る改正前 の厚生年 金保険法 第三十四 条第五項	千 四 万 五 十	十五万四千二百円に〇・九 八八を乗じて得た額（その 額に五十円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の 端数が生じたときは、これ を百円に切り上げるものと する。）

の厚生年 金保険法 第六十二 条の二第 一項	昭和六十 年改正法 附則第二 条第一項 の規定に よる廃止 前の厚生 年金保険 及び船員 保険交渉 法（昭和 二十九年 法律第百 十七号） 以下「旧 交渉法」 という。） 第二十五 条の二	円 百 二 千 四 万 十 八	二十六万九千九百円に〇・ 九八八を乗じて得た額（そ の額に五十円未満の端数が 生じたときは、これを切り 捨て、五十円以上百円未満 の端数が生じたときは、こ れを百円に切り上げるもの とする。）
改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第二項	改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第二項	円 百 二 千 四 万 十 八	八十万四千二百円に〇・九 八八（総務省において作成 する年平均の全国消費者物 価指数（以下「物価指数」 という。）が平成十五年（こ の項の規定による率の改定 が行われたときは、直近の 当該改定が行われた年の前 年）の物価指数を下回るに 至つた場合においては、そ の翌年の四月以降、〇・九 八八（この条の規定による 率の改定が行われたときは、 当該改定後の率）にその低 下した比率を乗じて得た率 を基準として政令で定める 率とする。）を乗じて得た額 （その額に五十円未満の端数 が生じたときは、これを切 り捨て、五十円以上百円未 満の端数が生じたときは、 これを百円に切り上げるもの とする。）

改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第三項	改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第三項	円 百 四 千 万 三 十 二	二十三万四千四百円に〇・九 八八を乗じて得た額（その 額に五十円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨 て、五十円以上百円未満の 端数が生じたときは、これ を百円に切り上げるものと する。）
改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第三項	改正前の 法律第九 十二号附 則第三條 第三項	円 百 千 七 万 七	七万七千七百円に〇・九八八 を乗じて得た額（その額に 五十円未満の端数が生じた ときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満の端数 が生じたときは、これを百 円に切り上げるものとする 。）

（平成二十五年年度及び平成二十六年年度における昭和六十年改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の特例）

第二十八條の二 平成二十五年年度及び平成二十六年年度の各年度における前条の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「次条の規定により読み替えられた次項の規定」と、同条第二項の表下欄中「〇・九八八（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十五年（この号の規定による率の改定が行われたときは、直近の当該改定が行われた年の前年）の物価指数を下回るに至つた場合においては、その翌年の四月以降、〇・九八八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）にその低下した比率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該改定後の率」とあるのは「〇・九七八（当該年度の改定率（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七條に規定する改定率をいう。）の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合においては、当該年度の四月以降、〇・九七八（この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率）に当該改定後の率」とする。

(昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置)

第二十九条 平成二十六年までの各年度における昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項(以下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項(次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、当該額をこれらの給付の額とする。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる改正前の附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な読替えは、政令で定める。

Table with 2 columns: 昭和六十年改正法第五十号 (昭和六十年改正法第五十号) and 改正前の附則第八十七条第三項 (改正前の附則第八十七条第三項). The table lists various insurance-related terms and their corresponding provisions in the amended law.

Table with 4 columns: 旧船員 (Old Ship Crew), 旧船員 (Old Ship Crew), 乗得 (Earnings), and 下之(二同ジ)ヲ乗ジテ得タル額 (Amount obtained by multiplying by the lower of the two). It details the calculation of earnings for ship crew members under different provisions.

Table with 4 columns: 旧船員 (Old Ship Crew), 旧船員 (Old Ship Crew), 乗得 (Earnings), and 下之(二同ジ)ヲ乗ジテ得タル額 (Amount obtained by multiplying by the lower of the two). This table continues the details of earnings calculations for ship crew members.

Table with 4 columns: 旧交渉法第二十六條 (Old Negotiation Law Article 26), 乗得 (Earnings), 相当スル金額 (Appropriate Amount), and 乗じて得たる額 (Amount obtained by multiplying). It provides further details on the calculation of earnings and the application of the old negotiation law.

を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する同法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。
 (平成二十七年に於ける再評価率等の改定等の特例)

第三十一条の二 平成二十七年に於いて、受給権者のうち、第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定については、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定は、適用しない。

一 平成二十七年に於ける第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第一項又は第二十七條の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一條第二項の規定により計算した額(第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

二 平成二十六年に於ける附則第二十七條の二の規定により読み替えられた附則第二十七條の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一條第一項の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数

2 受給権者のうち、平成二十七年に於いて、前項第一号に掲げる指数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條の四及び第四十三條の五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。
 (厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に關する経過措置)

第三十二条 平成十六年度に於ける第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

2 国庫は、平成十六年度に於ける厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四條の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項に規定する額のほか、二百六億二千八百五十七万六千円を負担する。

3 平成十七年度に於ける第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二、三分の一に相当する額」を加えた率を乗じて得た額」とする。

4 国庫は、平成十七年度に於ける厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四條の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、前項の規定により読み替えられた第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項に規定する額のほか、八百二十一億六千三百五十五万五千円を負担する。

5 平成十八年度に於ける第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二、三分の一に相当する額」を加えた率を乗じて得た額」とする。

6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度に於ける第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二、三分の一に相当する額」を加えた率を乗じて得た額」とする。
 (平成二十一年度から平成二十五年年度までの厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に關する経過措置の特例)

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度から平成二十五年年度までの各年度に於ける厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四條の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項に規定する額のほか、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運

営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に關する法律第三條第一項の規定により、平成二十二年に於ては平成二十二年に於ける財政運営のための公債の発行の特例に關する法律第三條第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年に於ては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に關する特別措置法第六十九條第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年に於ては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に關する法律第四條第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。
 (厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に關する費用の財源)

第三十二条の三 特定年度以後の各年度において、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十條第一項の規定により国庫が負担した額のうち前条前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

第三十三条 この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)の属する月から平成二十九年八月までの月分の昭和六十年改正法の附則第五條第十二号に規定する三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第七條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一條第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。))附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該年から平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の

厚生年金保険法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)とする。
 施行日の属する月から平成十七年八月までの月分
 平成十七年九月から平成十八年八月までの月分
 平成十八年九月から平成十九年八月までの月分
 平成十九年九月から平成二十年八月までの月分
 平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分
 平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分
 平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分
 平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分
 平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分
 平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分
 平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分
 平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分
 平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分

平成十七年八月までの月分	二・〇八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	四・五六
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	七・〇四
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	九・五二
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	二・〇〇
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	四・四八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	六・九六
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	九・四四
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	一・九二
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	四・四〇
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	六・八八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	九・三六
平成二十九年八月までの月分	一・八四

第三十四条 第八條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三條の二の規定は、平成十七年四月一日以後に終了した同条第一項に規定する育児休業等(附則第三十七條第二項において「育児休業等」という。)について適用する。
 (三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に關する経過措置)

第三十五条 第八條の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六條第一項の規定は、平成十七年四月以後の標準報酬月額について適用する。
 (老齢厚生年金の額の計算に關する経過措置)

第三十六条 第八條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九條の二第二項第一号(同法附則第九條の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九條の四第一項及び第四項(同条第六項において

厚生年金保険法第八十一條の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率)とする。
 施行日の属する月から平成十七年八月までの月分
 平成十七年九月から平成十八年八月までの月分
 平成十八年九月から平成十九年八月までの月分
 平成十九年九月から平成二十年八月までの月分
 平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分
 平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分
 平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分
 平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分
 平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分
 平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分
 平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分
 平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分
 平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分

その例による場合を含む。においてその例による場合を含む。の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）」とする。

2 第十五条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第五十九条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百八十」とあるのは、「四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和四年四月一日以前に生まれた者であるときは四百二十とし、その者が昭和四年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百三十二とし、その者が昭和九年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。）」とする。

3 第三十七条 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(平成十七年四月一日前に第八八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第九十九条第七項若しくは第八八条の規定に基づく申出をした者については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日前に育児休業等を開始した者(平成十七年四月一日前に第八八条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の二又は第九十九条第七項若しくは第八八条の規定に基づく申出をした者を除く。))については、その育児休業等を開始した日を平成十七年四月一日とみなして、第八八条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二、第九十九条第七項若しくは第八八条又は第九十九条第八項の規定を適用する。

第三十八條 平成十七年四月前の被保険者期間のみに係る厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

(企業年金連合会への移行)
第三十九條 厚生年金基金連合会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に、企業年金連合会となるものとする。

第四十條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に企業年金連合会という名称を使用している者については、第九九条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十一条第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

第四十二條 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、平成十九年四月一日前において同法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権を有する者については、適用しない。

第四十四條 平成十九年四月一日前において支給事由の生じた遺族厚生年金(その受給権者が昭和十七年四月一日以前に生まれたものに限る。)の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第七十八條第一項の規定により支給される年金たる保険給付(老齢を支給事由とするものに限る。その他これに相当するものとして政令で定めるもの)の受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した場合にあつては、当該遺族厚生年金の額の計算及び支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成十九年四月一日前に遺族厚生年金の受給権を取得した者に対する第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十二条第一項の規定の適用については、同項中「四十歳」とあるのは「三十五歳」と、「六十五歳未満であるとき」とあるのは「四十歳以上六十五歳未満であるとき」とする。

4 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十三条第一項第五号の規定は、平成十九年四月一日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用する。

支給の停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者に平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十条第一項に規定する老齢年金給付又は平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が支給する老齢年金給付(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金給付)の支給の停止については、なお従前の例による。

(対象となる離婚等)
第四十六條 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の二第一項の規定は、平成十九年四月一日前に離婚等(同項に規定する離婚等をいう。)をした場合(厚生労働省令で定める場合を除く。))については、適用しない。

(当事者への情報提供の特例)
第四十七條 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する当事者又はその一方は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前においても、同法第七十八條の四第一項の規定による請求をすることができ、(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)
第四十八條 第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者について次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法附則第八号	含む。	含み、厚生年金保険法第七十八條の六第三項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚時みなし被保険者期間」という。)を除く。
昭和六十年改正法附則第十二号及び第四号	含む。	含み、離婚時みなし被保険者期間を除く。
昭和六十年改正法附則第十四条第一項第一号	含む。	含み、離婚時みなし被保険者期間を除く。
国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第二十一条第一項	標準報酬額	標準賞与額(厚生年金保険法第七十八條の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。)

(対象となる特定期間)
第四十九條 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第一項の規定の適用については、平成二十一年四月一日前の期間については、同項に規定する特定期間に算入しない。

(標準報酬が改定され、及び決定された者に対する保険給付の特例)
第五十條 第十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬が改定され、及び決定された者について次の表の上欄に掲げる規定(他の法令において、これらの規定を引用する場合を含む。)を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に關し必要な読替えは、政令で定める。

昭和六十年改正法附則第十四条第一号	の	含	含み、被扶養配偶者みなし被保険者期間（厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。）を（除く。）の月数
国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十一条第一号	の	標準	標準賞与額（厚生年金保険法第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）

（平成十二年改正法附則別表第一に規定する率の設定に関する経過措置）

第五十一条 平成十七年度における第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則別表第一の備考の規定の適用については、同備考中「当該年度の前年度に属する月に係る率」とあるのは、「〇・九二六」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一日法律第一〇五号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七條及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

（積立金の運用に関する経過措置）

第十九条 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の五第一項又は前条の規定による改正前の国民年金法第七十八条第一項の規定による報告書については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議

会に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

（政令への委任）

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一日法律第一二六号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日

附則（平成一六年二月三日法律第一五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によるこ

とされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年四月一日法律第二五九号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年六月二七日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月二七日法律第六五号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年六月二二日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から第四条の二までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置

その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三三号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年の予算から適用する。

- 一 附則第二百六十六条、第二百六十八条、第二百七十三条、第二百七十六条、第二百七十九条、第二百八十四条、第二百八十六条、第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十一条、第二百九十二条、第二百九十五条、第二百九十八条、第二百九十九条、第三百零二条、第三百零七条、第三百二十二条、第三百二十四条、第三百二十八条、第三百四十七條、第三百四十九條、第三百五十二条、第三百五十三条、第三百五十九條、第三百六十條、第三百六十二条、第三百六十五條、第三百六十八條、第三百六十九條、第三百八十條、第三百

八十三条及び第三百八十六条の規定 平成二十年四月一日

第三百八十四条 附則第二百八十二条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第三十六条第二項の規定は、平成二十一年以後の各年の同条第二項の利率について適用し、平成十九年及び平成二十年の同項の利率については、なお従前の例による。

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年三月三十一日法律第七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年四月二三日法律第三〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 略
三 略

一の二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第六条、第十三条、第十四条、第十七条第一項及び第二項、第三十五条、第三十七條第一項、第三十七條の二第二項、第三十七條の三第一項、第三十七條の五、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條第一項、第五十六條第二項、第六十一條の四、第六十一條の七第二項、第七十二條第一項、附則第三条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定（同法附則第十条を加える部分を除く。）並びに第三条中船員保険法第三十三條ノ三、第三十三條ノ十三項、第三十三條ノ十二第三項、第三十三條ノ十六ノ二第一項、第三十三條ノ十六ノ四第一

項第一号及び第三十四條の改正規定、同法第三十六條第一項を加える改正規定（第三十三條ノ三第二項各号を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第六十條第一項第一号の改正規定（第三十三條ノ三第二項各号を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定（第三十三條ノ三第三項各号を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。）、同項第四号の改正規定、同法附則第二十三項の改正規定並びに同法附則第二十四項の次に六項を加える改正規定（同法附則第二十五項から第二十八項までを加える部分を除く。）並びに附則第三条から第五條まで、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第六十一條、第六十三條、第六十六條及び第六十九條の規定、附則第七十條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第十一條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十二條の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四條中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）附則第七條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十六條の二第二項及び第四項の改正規定、附則第九十五條の規定並びに附則第二百二十七條中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第八十七條第一項の改正規定 平成十九年十月一日

三十九條及び第三百二十九條の二の規定 日本年金機構法の施行の日

第六十八条 厚生年金保険法附則第十一條の五、第十三條の三、第十三條の六第三項及び第十三條の八第五項において準用する同法附則第七條の四第一項から第三項までの規定は、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者（附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者が平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定により準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一條の五、第十三條の三、第十三條の六第三項及び第十三條の八第五項において準用する前条の規定による改正後の同法附則第七條の四第四項及び第五項の規定は、附則第四十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する厚生年金保険法附則第七條の四第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第四百四十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行期日において、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六條まで、第八條、第九條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十五條の規定 公布の日

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣

三十九條及び第三百二十九條の二の規定 日本年金機構法の施行の日

第六十八条 厚生年金保険法附則第十一條の五、第十三條の三、第十三條の六第三項及び第十三條の八第五項において準用する同法附則第七條の四第一項から第三項までの規定は、同法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権者（附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者が平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定により準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一條の五、第十三條の三、第十三條の六第三項及び第十三條の八第五項において準用する前条の規定による改正後の同法附則第七條の四第四項及び第五項の規定は、附則第四十二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ三の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて平成二十二年改正前船員保険法第三十三條ノ四第一項の規定による求職の申込みをしたもの（前項において準用する厚生年金保険法附則第七條の四第一項各号のいずれにも該当するに至っていない者に限る。）が厚生年金保険法附則第八條の規定による老齢厚生年金の受給権を取得した場合について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的説替は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第四百四十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行期日において、この法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四百四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六條まで、第八條、第九條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八條第一項の改正規定、附則第六十四條中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九十一條の改正規定並びに附則第六十六條及び第七十五條の規定 公布の日

第七十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣

等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとす。又は厚生労働大臣等に対してすべきものとす。

(罰則に関する経過措置)
第七十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定
- 二 及び三 略
- 四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十四条及び第二十四条の規定

平成二十一年四月一日

五 第四条及び第九条の規定 日本年金機構法(平成十九年法律第九号)の施行の日
六 第五条及び第十条並びに附則第十八条及び第十九条の規定 平成二十三年四月一日
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 第七十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の施設のうち、施行日において現に政府が運営又は管理を行うものについては、第七十七条の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九条の規定にかかわらず、政府は、施行日から日本年金機構法の施行の日の前日までの間、当該施設の運営又は管理を引き続き行うことができる。

(罰則に関する経過措置)
第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前には、当該行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項及び第四項の規定は、施行日後において同法による保険給付を受ける権利を取得した者について適用する。

(政令への委任)
第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年五月一日法律第三六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条の規定において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。)第二条第八項、平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条第八項又は児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)、国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。))及び附則第九条の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四百四十四条の十三第三項及び附則第三十四条の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第二十二條第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体の職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第五十七條第四項において準用する厚生年金保険法第八十七條第一項及び附則第十七條の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九條、船員保険法第百三十三條第一項及び附則第十條、労働保険の徴収等の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)の第二十八條第一項及び附則第十二條、失業保

法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第十九條第三項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。)第三十八條第一項において準用する徴収法第二十八條第一項及び附則第十二條の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三條第十二號に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百四十四條第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第四十一条に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八十八条第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第四百四十四條の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七條第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九條第二項に規定する労働保険料、整備法第十九條第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七條第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。))に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

(調整規定)
第八条 この法律及び日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律

第一号)の施行は、平成二十二年一月一日から施行する。

第三十号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、日本年金機構法又は雇用保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則(平成二十二年六月二六日法律第六二号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を踏まえつつ、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策について機能強化及び効率化を図ることの重要性にかんがみ、その一環として、公的年金制度について、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項に関する検討を進め、当該事項がそれぞれ制度として確立した場合に必要な費用を賄うための安定した財源を確保した上で、段階的にその具体化を図るものとする。

附則(平成二十二年七月一日法律第六五号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第七号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第一五号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十條の四第三項及び第十四條第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二條の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一條の改正規定を除く。)並びに附則第四條の規定、附則第五條の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。)附則第六條及び第九條から第十二條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

い範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第一九号)抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二十二年四月二八日法律第二七号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二条

2 施行日において、現に厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の受給権者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。)がある場合における同法第五十條の二第三項(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下この条において「昭和六十年改正法」という。)附則第六十條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、厚生年金保険法第五十條の二第三項中「当該配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)の施行の日の属する月」とする。

6 施行日において、現に昭和六十年改正法第三三條の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。)の規定又は昭和六十年改正法第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この項において「旧船員保険法」という。)の規定による障害年金の受給権者によつて生計を維持しているその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該配偶者に限る。)又はその者の第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條

第五項の規定により読み替えられた旧厚生年金保険法第五十一條第二項において準用する旧厚生年金保険法第四十四條第一項若しくは第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七條第六項の規定により読み替えられた旧船員保険法第四十一條ノ二第一項に規定する子(当該受給権者がその権利を取得した日の翌日以後に有するに至つた当該子に限る。)がある場合における第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八條第五項中「当該配偶者又は当該子を有するに至つた日の属する月の翌月」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十七号)ノ施行ノ日ノ属スル月」とする。(政令への委任)

係る部分に限る。)第四条及び第十四條の規定は、公布の日から施行する。

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年六月二四日法律第七四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成二十三年八月一〇日法律第九三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則(平成二十三年二月二日法律第一一七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第十一條の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十一号)の施行の日

附則(平成二十三年二月一四日法律第一二二号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十四年三月三十一日法律第二四号)抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十四年八月二二日法律第六二号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三條第一項(厚生労働大臣が定めることに

係る部分に限る。)第四条及び第十四條の規定は、公布の日から施行する。

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年六月二四日法律第七四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成二十三年八月一〇日法律第九三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号)抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則(平成二十三年二月二日法律第一一七号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第十一條の規定 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十一号)の施行の日

附則(平成二十三年二月一四日法律第一二二号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十四年三月三十一日法律第二四号)抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則(平成二十四年八月二二日法律第六二号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三條第一項(厚生労働大臣が定めることに

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七号及び第七十一条の規定 公布の日
 二 略

三 第一条中国国民年金法第三十七条、第三十七号の二、第三十九号、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただし書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四号中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附則第十号第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条中国公務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法第九号を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二十三号の改正規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条 第二十六号、第三十七号、第四十四条の三、第五十二号第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八号第三項、第九十九号の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第一百三十九号及び第四百十号の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九号の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十六条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八号の二及び第九号の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九号第二項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第九十四号の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十六号第一項及び第九十四号の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十号の二の改正規定並びに同法附則第二十九条の十三第一項第四号を削る改正規定、第三十九条第三号の改正規定を除く。）、第二十四号中協定実施特例法第八号第三項の改正規定（「附則第七号第一項」を「附則第九号第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八号第一項の改正規定、第二十五号の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六号の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次号第一項並びに附則第四条から第七号まで、第九号から第十二号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十二号から第三十四号まで、第三十七号から第三十九号まで、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十七号から第五十号ま

で、第六十一条、第六十四条から第六十六号まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第三条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五号中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九号の二の規定、第二十五号中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五号の三の改正規定、第二十六号中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七号から第二十九号までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六号、第十七号、第四十五号、第四十六号、第五十一条から第五十六号まで、第五十九号、第六十号及び第六十七号の規定 平成二十八年十月一日

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三号の二の規定 平成二十九年四月一日

で、第六十一条、第六十四条から第六十六号まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第三条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五号中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九号の二の規定、第二十五号中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五号の三の改正規定、第二十六号中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七号から第二十九号までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六号、第十七号、第四十五号、第四十六号、第五十一条から第五十六号まで、第五十九号、第六十号及び第六十七号の規定 平成二十八年十月一日

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三号の二の規定 平成二十九年四月一日

で、第六十一条、第六十四条から第六十六号まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第三条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五号中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九号の二の規定、第二十五号中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五号の三の改正規定、第二十六号中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七号から第二十九号までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六号、第十七号、第四十五号、第四十六号、第五十一条から第五十六号まで、第五十九号、第六十号及び第六十七号の規定 平成二十八年十月一日

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三号の二の規定 平成二十九年四月一日

生年金保険の被保険者の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、厚生年金保険法第十二条（同条第五号に係る部分に限る。）の規定は、第五号施行日以降引き続き第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第十七条 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（厚生年金保険法第六条の適用事業所をいう。以下この条及び附則第十七条の三において同じ。）（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。）に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの（前条の規定により同法第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしな。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）に使用される通常の労働者（厚生年金保険法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者（厚生年金保険法第二十七号に規定する七十歳以上の使用される者

をいう。第五項第一号において同じ。）(以下「四分の三以上同意対象者」という。)の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができない事業主にあつては、当該申出と同時にしなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けない旨の申出をすることができる。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。)の過半数で組織する労働組合があるとき

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができる事業主に

あつては、当該申出と同時にしなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができる。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき イ又はロに掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができる事業主にあつては、当該申出と同時にしなければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

11 第二項ただし書、第五項及び第八項の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。)の申出

の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法(平成十九年法律第九号)第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないもの)であつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。の総数が常時五十人を超えるものの各適用事業所をいう。

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法第六条第四項及び第八条第二項の規定の適用については、同法第六条第四項中「を除く」とあるのは「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十四条の規定により第十二条(第五号)に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。第八条第二項において同じ。及び特定四分の三未満短時間労働者(同法附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八条第二項において同じ。)を除く」と、同法第八条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

令和六年度から令和九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用に

ついては、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が五百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

3 令和十年度及び令和十一年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「年齢別構成及び所定労働時間別構成(被保険者における特定適用事業所(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第二項に規定する特定適用事業所をいい、当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(同項に規定する特定労働者をいう。)の総数が百人以下であるものに限る。)に使用される特定四分の三未満短時間労働者(同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。)に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

第十七条の三 当分の間、適用事業所以外の事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十条第一項及び第三条の規定による改正後の同法附則第四条の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

(標準報酬月額に関する経過措置)

第十七条の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(平成二十八年十月から標準報酬月額(同法第二十条第一項に

規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八条第二項において同じ。)を除く」と、同法第八条第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）を改定されるべき者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が九万三千円以上である者を除く。）の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第三条の規定による改正後の同法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額では、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。）の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。）の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十一号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険

法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。
（厚生年金保険の産前産後休業を終了した際の改定に関する経過措置）

第十八条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十三条の三の規定は、第四号施行日以後に終了した同条第一項に規定する産前産後休業（次条及び附則第二十条において「産前産後休業」という。）について適用する。
（厚生年金保険の三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に関する経過措置）

第十九条 第四号施行日において、厚生年金保険法第二十六条の規定の適用を受けている者であつて、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業をしているものについては、第四号施行日に産前産後休業を開始したものとみなして、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第二十六条第一項第六号の規定を適用する。
（厚生年金保険の産前産後休業期間中の被保険者及び加入員の特例に関する経過措置）

第二十条 第四号施行日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、第四号施行日とその産前産後休業を開始した日とみなして、厚生年金保険法第八十一条の二の二又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十九条第九項若しくは第四百四十条第十項の規定を適用する。
（老齢厚生年金等の支給に関する経過措置）

第二十一条 施行日の前日において現に厚生年金保険法による老齢厚生年金その他老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付又は年金たる保除給付であつて政令で定めるものの受給権を有しない者であつて、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十二条その他政令で定める規定による老齢厚生年金その他老齢を支給事由とする年金たる保険給付（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）の支給要件に該当するものについては、施行日においてこれら規定による老齢厚生年金等の支給要件に該

当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に對し、これらの規定による老齢厚生年金等を支給する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（未支給の保険給付に関する経過措置）

第二十二條 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定は、第四号施行日以後に同条第一項に規定する保険給付の受給権者が死亡した場合について適用する。

第二十三條 第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十七条の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

第二十四條 第四号施行日以後に昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金たる保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その未支給の年金たる保険給付の支給の請求については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第二十七条ノ二の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十七条の規定を準用する。

第二十五條 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三の規定は、第四号施行日の前日において、同条第二項各号のいずれにも該当しない者について適用する。ただし、第四号施行日前に第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第二項各号のいずれかに該当する者に対する同条の規定の適用については、同項中「ときは」とあるのは「とき」と、同項中「ときは」とあるのは「前項」と、同条第三項中

「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日に属する」とする。
（障害年金の額の改定請求に関する経過措置）

第二十六條 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定を準用する。

第二十七條 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金については、同項の規定にかかわらず、同項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十五条ノ三第三項の規定は適用せず、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第五十二条第三項の規定を準用する。
（特例による老齢厚生年金の額の計算等の特例の経過措置）

第二十八條 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第五項の規定は、同条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者（以下この条において「老齢厚生年金の受給権者」という。）又は老齢厚生年金の受給権者であつた者が、第四号施行日以後に第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第九条の二第五項各号のいずれかに該当する場合について適用する。ただし、第四号施行日において老齢厚生年金の受給権者であつた者であつて、被保険者でなく、かつ、同項第一号に規定する障害厚生年金等を受けることができるものについては、第四号施行日に同項各号のいずれかに該当したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各号に規定する日」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

「当該申出のあつた」とあるのは「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五十九条及び第六十条の規定 公布の日

二 略

- 三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十三条第六項の改正規定(「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。)、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号)附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則百条の規定、附則百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十号)附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則百五条及び百五十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(用語の定義)

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長

期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)をいう。

- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十五号)以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済法 附則百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十号)以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十号)附則第八十一条において「昭和六十年私学共済改正法」という。第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
- 十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前における当該組合員であった期間(改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む)をいう。
- 十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間(改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む)をいう。
- 十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間(改正前私学

共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む)をいう。

第五条 昭和二十年十月二日以後に生まれた者であり、かつ、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一号に掲げる者に該当するものうち厚生年金保険法第六十六条第一項又は第三項の規定による適用事業所であるものを使用されるもの(施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く)は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を得ず。

第六条 前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、平成二十七年十月に当該被保険者の資格を喪失したものに於いて、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

第七条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という)第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間(以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。)、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間(以下「第二号厚生年金被保険者期間」という)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間(以下「第三号厚生年金被保険者期間」という)とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間
- 二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

十 前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

十一 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十二 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十三 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十四 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十五 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十六 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十七 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

十八 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条の規定による旧船員組合員期間であつた期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員期間であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間を

もつて第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三十三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であった期間又は第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三十三年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

第八号 (厚生年金保険の標準報酬に関する経過措置)

第八号 旧国家公務員共済組合員期間(昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定により旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。)の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額(昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九号の規定の例により計算した額とする。)、旧地方公務員共済組合員期間(昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。)の各月の改正前地共済法による掛金の標準となつた給料の額(同日前の期間にあつては、昭和六十年地共済改正法附則第八号の規定の例により計算した額とする。))に政令で定める数値を乗じて得た額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給与の月額(同日前の期間にあつては、昭和六十年私学共済改正法附則第四条の規定の例により計算した額とする。))は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等

(改正前国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。))を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等(改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。))を受けた月における改正前地共済法による標準期末手当等の額とみなす。

当等をいう。))を受けた月における改正前地共済法による掛金の標準となつた期末手当等の額又は旧私立学校教職員共済加入者期間の賞与(改正前私学共済法第二十一条第二項に規定する賞与をいう。))を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間の賞与(厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。))を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与とみなす。

第九号 (端数処理に関する経過措置)

第九号 改正後厚生年金保険法第三十五条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行つた保険給付を受ける権利の改定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行つた保険給付を受ける権利の改定又は長期給付の額については、なお従前の例による。

2 附則第八十七条の規定による改正後の国民年金法第十七条第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行つた給付を受ける権利の改定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行つた給付を受ける権利の改定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。

第十号 この附則に別段の規定があるものを除くほか、次に掲げる処分、手続その他の行為は、厚生年金保険法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

- 一 改正前国共済法、旧国共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
二 改正前地共済法、旧地共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為
三 改正前私学共済法、旧私学共済法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為

第十一号 (老齢厚生年金等の額の特例)

第十一号 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

た旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間、計算の基礎としない。

- 一 改正前国共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。))又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))
二 改正前地共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。))又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。))
三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間、計算の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金たる給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間、第一項の規定にかかわらず、計算の基礎とする。

- 一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金
二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金
三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

第十二号 (改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置)

第十二号 改正前厚生年金保険法による年金たる給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる給付については、この法律

及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付について

は、次条から附則第十六条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であつてこの法律(附則第一条各号に掲げる規定を除く。))によつて改正されたその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。))は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(老齢厚生年金等の支給の停止に関する特例)

第十三号 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(次条第一項及び附則第十六条に規定する者を除く。))が厚生年金保険法の被保険者(施行日前から引き続き当該被保険者たる国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済組合の加入者である者)に在り(である日(改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める日を除く。次項において「被保険者である日」という。))、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員(施行日前から引き続き国会議員又は地方公共団体の議会の議員である者に限る。))である日(次項において「国会議員等である日」という。))又は改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する七十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済組合の加入者である者に限る。))である日(施行日の属する月以後の月に限る。))において、同項に規定する総報酬月額相当額(次項、次条第二項及び附則第十五条第二項において「総報酬月額相当額」という。))と改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する基本月額(次条第二項において「基本月額」という。))との合計額から支給停止調整額

(改正後厚生年金保険法第四十六条第三項に規定する支給停止調整額をいう。以下同じ。)を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

2 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者(附則第十五条第一項及び第十六条に規定する者を除く。)が被保険者である日又は国会議員等である日が属する月(施行日の属する月以後の月に限る。)において、総報酬月額相当額と厚生年金保険法附則第十一条第一項に規定する基本月額(以下この項及び附則第十五条第二項において「基本月額」という。)との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額(その額が、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額を超えるときは、総報酬月額相当額と基本月額の合計額から三十五万円を控除した額とする。)に十二を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十四条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者(附則第十六条に規定する者を除く。)であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月一日以前に生まれた者に限る。)であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、「老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ)」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(当該

老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十四条第一項の政令で定める年金たる給付の額の合計額をいい、第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加算額を合算して得た額を控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。)を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額から改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前支給停止額」という。)を控除した額の十分の一に相当する額に調整前支給停止額を合算して得た額(以下この項において「支給停止相当額」という。)を超えるときは、「支給停止相当額」という。)を超えるときは、支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五

年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十五条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて、厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「と老齢厚生年金の額」とあるのは「と老齢厚生年金等の額の合計額(附則第八条の規定による老齢厚生年金の額と被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第十五条第一項の政令で定める年金たる給付の額との合計額をいう。以下「相当する額」とあるのは「相当する額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から同項の規定その他の法令で定める規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額(以下この項において「調整前特例支給停止額」という。)を控除した額(以下この項において「調整前老齢厚生年金等合計額」という。)の十分の一に相当する額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特例支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。この場合において、前項の規定により

読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が調整前老齢厚生年金等合計額から三十五万円を控除した額に調整前特例支給停止額を合算して得た額(以下この項において「特定支給停止相当額」という。)を超えるときは、特例支給停止相当額又は特定支給停止相当額のいずれか低い額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 第一項に規定する受給権者であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員若しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済法の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるものについて、厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用する場合においては、前二項の規定の例による。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第十六条 附則第九十四条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四号。次項において「改正前平成十六年改正法」という。)附則第四十三条第一項に規定する老齢厚生年金の受給権者について、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定を適用する場合においては、附則第十三条第一項及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

の額を計算する場合においては、同法附則第二十九條第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十五年から令和十年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、平成二十五年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七條第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法）第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十五條第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七條第三項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）と、平成二十六年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十七年十月から令和八年十月までの月分にあつては附則第八十五條第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率）とする。

（追加費用対象期間を有する者に係る退職共済年金等の額の特別例）
第二十四條 附則第九十六條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この条において「改正後施行法」という。）第十三條の二から第十三條の四までの規定並びに附則第九十八條の規定による改正後の昭和六十年国共済改正法附則第十六條第八項、第十七條第三項、第二十一條第二項から第六項まで、第二十八條第二項、第二十九條第三項及び第五十七條の二から第五十七條の四までの規定は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金たる給付並びに同法附則第三十二條第二項第一号に規定する特例年金給付の受給権者（改正後施行法第十三條の二第一項に規定する追加費用対象期間を有する者に限る。）については、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間、適用しない。

（給付水準の下限に関する経過措置）
第二十五條 平成二十七年（施行日）の属する月以後の期間に限る。）及び平成二十八年度にお

ける附則第九十四條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第二條の規定の適用については、同条第一項第一号中「標準報酬平均額」とあるのは「標準報酬額等平均額」と、「厚生年金保険法」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「同法による」とあるのは「改正前厚生年金保険法による」とする。

（厚生年金保険事業に要する費用の特例）
第二十六條 附則第二十條各号に掲げる年金たる給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用（厚生年金保険法による年金たる保険給付に要する費用として政令で定めるところにより計算した費用をいう。）は、同法第二條の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十一條第一項の規定の適用については、同項に規定する厚生年金保険事業に要する費用とみなし、改正後厚生年金保険法第八十四條の三の規定の適用については、同条に規定するこれに相当する給付として政令で定めるものに要する費用とみなす。

（実施機関積立金の当初額）
第二十七條 各実施機関（改正後厚生年金保険法第七十九條の二に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）の積立金のうち、平成二十七年の実施機関厚生年金保険事業費等（各実施機関に係る厚生年金保険法による保険給付に要する費用（改正後厚生年金保険法第八十四條の五第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。次項において同じ。）の額に、平成二十七年において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき厚生年金保険法による保険給付に要する費用（同条第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用に對する平成二十六年度の末日における改正後厚生年金保険法第八十四條の六第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額の比率（次項において「政府積立比率」という。）を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところに

より、施行日において、それぞれ実施機関積立金（改正後厚生年金保険法第七十九條の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第二十七條第二項に規定する構成組合を除く。以下この項において同じ。）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合に定められた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

（積立金基本指針等に関する経過措置）
第二十八條 主務大臣（改正後厚生年金保険法第百條の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。）は、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九條の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2 管理運用主体（改正後厚生年金保険法第七十九條の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。）は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九條の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3 管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、改正後厚生年金保険法第七十九條の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4 第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ改正後厚生年金保険法第七十九條の四、第七十九條の五

及び第七十九條の六の規定により定められたものとみなす。

（懲戒処分に関する経過措置）
第二十九條 改正後厚生年金保険法第七十九條の十二の規定は、改正後厚生年金保険法第七十九條の十に規定する運用職員による施行日以後の改正後厚生年金保険法第七十九條の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反に対する懲戒処分については、なお従前の例による。

（再評価率の適用の特例）
第八十二條 附則第二十條各号に掲げる年金たる給付の額の改定については、これらの年金たる給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三條から第四十三條の五までの規定中同法第四十三條に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（保険料率の特例）
第八十三條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分 千分の百七十二・七八

平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分 千分の百七十二・三二

平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分 千分の百七十二・八六

第八十四條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の厚生年金保険法による保険料率については、同法第八十一條第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十七年十月から平成二十八年八月までの月分 千分の百七十二・七八

平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分 千分の百七十二・三二

平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分 千分の百七十二・八六

第八十五條 改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者

(国民年金法等による年金たる給付等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律附則第七條の二、第八條の二、第二十七條の二、第二十八條の二、第二十九條の二、第五十二條の二、第五十三條の二及び第五十四條の二の規定は、平成二十五年十月以後の月分として支給される国民年金法(昭和二十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く)、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び附則第六條において「昭和六十年改正法」という。)附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第七十八條第一項及び第八十七條第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下この条及び次条において「平成十三年統合法」という。)附則第十六條第一項及び第二項に規定する年金である給付、平成十三年統合法附則第四十五條第一項に規定する特別障害農林年金並びに平成十三年統合法附則第四十六條第一項に規定する特別遺族農林年金(以下この条において「国民年金法等による年金たる給付等」という。)について適用し、同月前の月分として支給される国民年金法等による年金たる給付等については、なお従前の例による。

(法制上の措置等)

第二条 政府は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して十年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第三条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 改正後厚生年金保険法 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。
- 改正前確定給付企業年金法 第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法をいう。
- 改正後確定給付企業年金法 第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。
- 改正前国民年金法 第三条の規定による改正後の国民年金法をいう。
- 改正前確定拠出年金法 附則第十二條の規定による改正前の確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)をいう。
- 改正後確定拠出年金法 附則第十二條の規定による改正後の確定拠出年金法をいう。
- 改正前保険業法 附則第三十一條の規定による改正前の保険業法(平成七年法律第五号)をいう。
- 改正後特別会計法 附則第三十五條の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)をいう。
- 旧厚生年金基金 改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金をいう。
- 存続厚生年金基金 次条の規定によりなお存続する厚生年金基金及び附則第六條の規定により従前の例により施行日以後に設立された厚生年金基金をいう。
- 厚生年金基金 旧厚生年金基金又は存続厚生年金基金をいう。
- 存続連合会 附則第三十七條の規定によりなお存続する企業年金連合会をいう。
- 確定給付企業年金 改正後確定給付企業年金法第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。
- 連合会 改正後確定給付企業年金法第九十一條の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。

(旧厚生年金基金の存続)

第四条 旧厚生年金基金であつてこの法律の施行の際に存するものは、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された厚生年金基金としてなお存続するものとする。

第五条 存続厚生年金基金については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

- 改正前厚生年金保険法第八十一條の三、第八十五條の三、第一百零六條から第一百零九條まで、第十四條から第二十條の四まで、第二百一十一條(改正前厚生年金保険法第百四十七條の五第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十二條から第三百三十條まで、第三百三十條の二第一項、第二項(改正前厚生年金保険法第百三十六條の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第三項、第百三十八條の三から第百三十六條の五まで、第百三十八條から第百四十六條の二まで、第四百七十七條の二から第四百八十八條まで、第四百七十七條から第四百八十八條まで、第四百七十七條から第四百七十七條まで、第四百七十七條の二第一項、第四百七十八條、第四百七十九條第一項から第四項まで及び第五項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、並びに第八十條から第八十一條まで並びに附則第三十條第一項及び第二項、第三十一條並びに第三十二條の規定、改正前厚生年金保険法第百三十六條において準用する改正前厚生年金保険法第三十六條第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段並びに第四十條から第四十一條までの規定、改正前厚生年金保険法第百四十一條第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十三條、第八十四條、第八十五條及び第八十六條から第八十九條までの規定、改正前厚生年金保険法第百四十八條第二項及び第百七十八條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百零三條第三項の規定並びに改正前厚生年金保険法第百七十四條において準用する改正前厚生年金保険法第九十八條第一項から第三項まで及び第九十九條の規定

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

改正前厚生年金保険法第八十一條の三第一項	厚生年金基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「厚生年金基金」という。)
改正前厚生年金保険法第八十一條の三第一項	厚生年金基金	第百三十九條第七項から第九項まで
改正前厚生年金保険法第八十一條の三第一項	第九條第七項又は第九條第八項(これらの規定を同条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)	第百三十九條第七項から第九項まで
改正前厚生年金保険法第八十一條の三第一項	第九條第七項又は第九條第八項(これらの規定を同条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)	第百三十九條第七項から第九項まで

係るもの(同条第七項又は第八項に規定する申出に係る加入員であつてその育児休業等(加入員が連続する二以上の育児休業等をしていいる場合(これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合を含む。))は、その全部をなす。以下同じ。))の

<p>改正前確 定給付企 業年金法 第七十七 条第一項</p>	<p>改正前確 定給付企 業年金法 第七十七 条第一項 及び第七 十條第二 項</p>	<p>改正前確 定給付企 業年金法 第七十七 条第一項 及び第七 十條第二 項</p>	<p>改正前確 定給付企 業年金法 第七十七 条第一項 及び第七 十條第二 項</p>	<p>改正前確 定給付企 業年金法 第七十七 条第一項</p>	<p>第三十二 条第二項 第三号</p>
<p>が厚生年 金基金</p>	<p>が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三号第十号に規定する存続厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）</p>	<p>の積立金の健全性及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八号に規定する責任準備金</p>	<p>の積立金の健全性及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八号に規定する責任準備金</p>	<p>の積立金の健全性及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八号に規定する責任準備金</p>	<p>八項（この規定は同条第九項において準用する場合を含む。）</p>
<p>改正後厚 生年金保 険法第八 十一條第 四項</p>	<p>改正後厚 生年金保 険法第八 十一條第 四項</p>	<p>改正後厚 生年金保 険法第八 十一條第 四項</p>	<p>改正後厚 生年金保 険法第八 十一條第 四項</p>	<p>改正後厚 生年金保 険法第八 十一條第 四項</p>	<p>第三 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>第五号 第一項第二号</p>
<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>改正後確 定給付企 業年金法 第十條</p>	<p>第五号 第一項第二号</p>

4	改正後確定拠出年金 国民年金 厚生年金基金 八条第一項及び第二項	施事業所 国民年金基金及び存続 厚生年金基金
---	---	------------------------------

4 前二項に定めるもののほか、存続厚生年金基金についての第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項各号に掲げる規定並びに改正後厚生年金保険法、改正後確定拠出年金法及び改正後確定拠出年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第六條 施行日前にされた改正前厚生年金保険法

第六條 施行日前にされた改正前厚生年金保険法第百十一條第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際認可をすかどつかの処分がなされてないものについて、この認可の処分については、なお従前の例による。

第七條 施行日前に旧厚生年金基金が解散した場合における存続厚生年金基金の清算について

第七條 施行日前に旧厚生年金基金が解散した場合は、この附則及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

第八條 政府は、存続厚生年金基金が解散したとき

第八條 政府は、存続厚生年金基金が解散したときは、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金相当額（政令で定めるところにより算出した責任準備金に相当する額をいう。以下同じ。）を当該存続厚生年金基金から徴収する。

第十條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第十條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の認可を受けた存続厚生年金基金は、次の各号に掲げる認可又は承認前において、当該各号に定める規定により政府が徴収することとなる責任準備金相当額の全部又は一部を前納することができる。

一 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第二項の認可 附則第八條

2 前項の場合において納付すべき額は、政令で定める基準に従い当該存続厚生年金基金の規約で定めるところにより算定した額とする。

3 前二項に定めるもののほか、責任準備金相当額の前納の手續、前納された責任準備金相当額の還付その他責任準備金相当額の全部又は一部の前納について必要な事項は、政令で定める。

第十一條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第十一條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする存続厚生年金基金であつて、当該解散をしようとする日において年金給付等積立金（附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第一項から第三項までに規定する給付（以下「老齡年金給付等」という。）に充てるべき積立金をいう。附則第四十條第二項第三号及び第三項第三号、第五十三條、第五十五條第一項、第六十條、第七十條第二項並びに第七十一條第二項を除き、以下同じ。）の額（前条第一項（第九項若しくは次条第十項又は附則第十九條第十項、第二十條第五項若しくは第二十一條第九項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定により前納された場合にあつては、当該前納された額を加えて得た額。以下同じ。）が責任準備金相当額を下回つていゝと見込まれるもの（以下「自主解散型基金」という。）は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

第十二條 自主解散型基金及びその設立事業所

第十二條 自主解散型基金及びその設立事業所（附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第一項から第三項までに規定する給付（以下「老齡年金給付等」という。）に充てるべき積立金をいう。附則第四十條第二項第三号及び第三項第三号、第五十三條、第五十五條第一項、第六十條、第七十條第二項並びに第七十一條第二項を除き、以下同じ。）の額（前条第一項（第九項若しくは次条第十項又は附則第十九條第十項、第二十條第五項若しくは第二十一條第九項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）の規定により前納された場合にあつては、当該前納された額を加えて得た額。以下同じ。）が責任準備金相当額を下回つていゝと見込まれるもの（以下「自主解散型基金」という。）は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができる。

第十三條 政府は、前項の認定をしようとするときは

第十三條 政府は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第十四條 政府は、第五項の認定を受けた自主解散型基金

第十四條 政府は、第五項の認定を受けた自主解散型基金が附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したとき（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。）は、附則第八條の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額（存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときと次に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額をいう。附則第二十七條第二項及び第三十條第一項

第十五條 政府は、前項の認定をしようとするときは

第十五條 政府は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第十六條 政府は、第五項の認定を受けた自主解散型基金

第十六條 政府は、第五項の認定を受けた自主解散型基金が附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五條第一項第一号又は第二号の規定により解散したとき（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。）は、附則第八條の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額（存続厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときと次に年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額をいう。附則第二十七條第二項及び第三十條第一項

の効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第一項に規定する老齡年金給付をいう。附則第十九條第四項、第三十六條第一項及び第四十條第一項第一号において同じ。）については、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二條第四項に規定する額）に相当する部分を除く。）

第十七條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第十七條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第二項の規定により支給する一時金たる給付

第十八條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第十八條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第三項の規定により支給する年金たる給付又は一時金たる給付

第十九條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第十九條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第四項の規定により支給する年金たる給付又は一時金たる給付

第二十條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第二十條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第五項の規定により支給する年金たる給付又は一時金たる給付

第二十一條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第二十一條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第六項の規定により支給する年金たる給付又は一時金たる給付

第二十二條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

第二十二條 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十條第七項の規定により支給する年金たる給付又は一時金たる給付

を除き、以下同じ。）を、当該自主解散型基金から徴収する。この場合において、附則第三十條第四項の規定は適用せず、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

第二十三條 厚生労働大臣は、前項の規定により政府が

第二十三條 厚生労働大臣は、前項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収するときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

第二十四條 自主解散型基金の名稱

第二十四條 自主解散型基金の責任準備金相当額及び減額責任準備金相当額

第二十五條 その他厚生労働省令で定める事項

第二十五條 その他厚生労働省令で定める事項

第二十六條 第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金について前条の規定を適用する場合に

第二十六條 第一項の規定による認定の申請をした自主解散型基金については、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるのは、「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、同項の規定による認定の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは、「第一号に掲げる認可前においても、同条第七項」と、「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額（同項に規定する減額責任準備金相当額をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは、「減額責任準備金相当額」とする。

第二十七條 自主解散型基金及びその設立事業所

第二十七條 自主解散型基金及びその設立事業所（附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七條第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）の事業主（当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主。次項及び第七項において同じ。）は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画（以下「自主解散型納付計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該自主解散型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

第二十八條 政府は、前項の認定をしようとするときは

第二十八條 政府は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の承認の申請は、施行日から起算して五年を経過する日までの間において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。

3 自主解散型基金の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする日
- 二 当該自主解散型基金が納付すべき年金給付等積立金の額
- 三 第一項の承認の日までの業務の状況に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

4 自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事業主が納付すべき額
- 二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、当該自主解散型基金の自主解散型納付計画に記載された第三項第二号に掲げる額と当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額（当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が当該自主解散型基金を共同して設立している場合にあつては、当該自主解散型基金を設立している各事業主の自主解散型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額）とを合算して得た額は、当該自主解散型基金の責任準備金相当額でなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認の申請をした自主解散型基金について準用する。この場合において、同条第四項中「次項の認定」とあるのは、「次条第一項の承認」と読み替えるものとする。

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該自主解散型基金及びその設立事業所の事業主の自主解散型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該自主解散型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものと

して政令で定める要件に適合するものであること。

二 当該自主解散型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した自主解散型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内（五年以内に納付することができないやむを得ない理由がある）と認められるときは、十年以内）であることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該自主解散型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

9 厚生労働大臣は、第七項の規定により承認をしようとするとき、及び前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

10 第一項の承認の申請をした自主解散型基金に於いて附則第十条の規定を適用する場合においては、同条第一項中「存続厚生年金基金」とあるのは、「次条第一項に規定する自主解散型基金であつて、附則第十二条第一項の承認の申請をしたもの」と、「次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは、「第一号に掲げる認可前においても、附則第十三条第一項」と、「責任準備金相当額」とあるのは、「年金給付等積立金の額（次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは、「年金給付等積立金の額」とする。

（自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等）

第十三条 自主解散型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該自主解散型基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第一項第一号又は第二号の規定により解散したとき（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責

任準備金相当額を下回る場合に限る。）は、政令で定める要件に適合するものとする。責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該自主解散型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の自主解散型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十五条第六項の規定及び附則第三十四条第四項の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十一条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の次条第一項に規定する自主解散型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 政府は、第二項の規定による納付の猶予をしたときは、その旨、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に係る猶予期間及び猶予に係る額その他必要な事項を当該事業主に通知しなければならない。

（自主解散型納付計画の変更）

第十四条 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その猶予がされた期間内にその猶予がされたい額を納付することができないやむを得ない理由がある」と認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の申請に基づき、その納付の猶予を受けようとする期間の延長その他の当該事業主の自主解散型納付計画の変更を承認することができる。ただし、その期間は、既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二条第八項の規定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年）を超えないこと

2 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、政府が前条第二項の規定により納付の猶予をした場合において、その財産の状況その他の事情の変化により必要があると認めるときは、当該自主解散型基金の設立事業所の事業主に対し、期限を定めて、その納付の猶予を受けようとする期間の短縮その他の自主解散型納付計画の変更をしようとし、厚生労働大臣に提出することを求めることができる。

4 第一項の規定は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の変更をし、提出することを求めた場合について準用する。この場合において、第一項中「その猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由がある」とあるのは、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産の状況その他の事情の変化により必要がある」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは、「当該事業主」と、「延長」とあるのは、「短縮」と読み替えるものとする。

5 政府は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により自主解散型納付計画の変更の承認がされた場合には、その変更後の自主解散型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

6 前条第四項の規定は、前項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自主解散型納付計画の承認の取消し）

第十五条 自主解散型納付計画の承認を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主が次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生労働大臣は、当該事業主の自主解散型納付計画の承認を取り消すことができる。

一 附則第十三条第二項又は前条第五項の規定により納付の猶予がされた期間内にその猶予がされた額を納付しないとき。

二 前条第三項の規定による求めに応じないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、当該事業主の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

政府は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消したときは、

2 政府は、厚生労働大臣が前項の規定により自主解散型納付計画の承認を取り消したときは、

(清算型基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第二十条 清算型基金は、前条第七項の承認の申請をする際に、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、責任準備金相当額の減額を可とする旨の認定を申請することができるとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請をした清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

3 政府は、前項の認定を受けた清算型基金が前条第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、附則第八條の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、減額責任準備金相当額を当該清算型基金から徴収する。この場合において、附則第三十四條第四項の規定は適用せず、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第十一條第七項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

4 附則第十一條第八項の規定は、前項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の規定による認定の申請をした清算型基金については、同条第一項中「附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十二條第一項の規定による認定の申請をしたもの」と、次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九條第三項の承認前においても、附則第二十二條第三項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額(次条第七項に規定する減額責任準備金相当額をいう。第三項において同

額責任準備金相当額をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。(清算型納付計画の承認)

第二十一条 清算型基金及びその設立事業所の事業主(当該清算型基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算型基金を設立している各事業主。次項及び第六項において同じ。)は、それぞれ、責任準備金相当額のうち自ら納付すべき額について、その納付に関する計画(以下「清算型納付計画」という。)を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

2 前項の承認の申請は、附則第十九條第七項の承認の申請をする際に、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主が同時に行わなければならない。

3 清算型基金の清算型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該清算型基金が納付すべき年金給付等積立金の額
二 第一項の承認の申請の日までの業務の状況に関する事項
三 その他厚生労働省令で定める事項

4 清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 当該事業主が納付すべき額
二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額
三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、当該清算型基金の清算型納付計画に記載された第三項第一号に掲げる額と当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額(当該清算型基金の設立事業所の事業主が当該清算型基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算型基金を設立している各事業主の清算型納付計画に記載された同号に掲げる額の合計額)とを合算して得た額は、当該清算型基金の責任準備金相当額でなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主の清算型納付計画の承認は、同時に行うものとする。
一 当該清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。
二 当該清算型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由がある)と認められるときは、十年以内)であること
その他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該清算型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしたとき、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
9 第一項の承認の申請をした清算型基金については、附則第十條の規定を適用する場合において、同条第一項中「附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十一條第一項の承認の申請をしたもの」と、次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九條第七項の承認前においても、附則第二十二條第一項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。

第二十二條 清算型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該清算型基金が附則第十九條第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府は、附則第八條の規定にかかわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第六項の規定及び附則第三十四條第四項の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算型基金の設立事業所の事業主の清算型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十一條第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「並びにその設立事業所の事業主の附則第二十一條第一項に規定する清算型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替へるものとする。

4 附則第十三條第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(準用規定)

第二十三條 附則第十四條から第十六條までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四條第一項、第十五條第一項及び第三項並びに第十六條第一項、第二項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算型基金」と、附則第十四條第一項中「自主解散型納付計画の」とあるのは「清算型納付計画(附則第二十一條第一項に規定する清算型納付計画をいう。以下同じ。）」と、「自主解散型納付計画」とあるのは

るものとする。この場合において、当該清算型基金及びその設立事業所の事業主の清算型納付計画の承認は、同時に行うものとする。
一 当該清算型基金が当該申請の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合するものであること。
二 当該清算型基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間が五年以内(五年以内に納付することができないやむを得ない理由がある)と認められるときは、十年以内)であること
その他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

7 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をするに当たり、当該清算型基金が、当該承認の申請の日までに業務の運営について著しく努力をし、かつ、当該承認の申請の日においてその事業の継続が極めて困難な状況にあるものとして政令で定める要件に適合すると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により認定をしたとき、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。
9 第一項の承認の申請をした清算型基金については、附則第十條の規定を適用する場合において、同条第一項中「附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二條第一項の認可を受けた存続厚生年金基金」とあるのは「清算型基金であつて、附則第二十一條第一項の承認の申請をしたもの」と、次の各号に掲げる認可又は承認前においても、当該各号に定める」とあるのは「附則第十九條第七項の承認前においても、附則第二十二條第一項の」と、「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額(次条第一項に規定する年金給付等積立金の額をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「年金給付等積立金の額」とする。

(清算型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等)

第二十二條 清算型基金及びその設立事業所の事業主が前条第一項の承認を受けた場合において、当該清算型基金が附則第十九條第九項の規定により解散したとき(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回る場合に限る。)は、政府は、附則第八條の規定にかかわらず、責任準備金相当額を徴収するに当たり、当該清算型基金から当該解散した日における年金給付等積立金の額を徴収し、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を当該事業主の清算型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八條第六項の規定及び附則第三十四條第四項の規定は、適用しない。

「清算型納付計画」と、「附則第十二条第八項」とあるのは「附則第二十一条第七項」と、同条第三項から第五項まで並びに附則第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算型納付計画」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算型加算金利率」と、同項中「附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十九条第九項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条 清算型基金が附則第二十条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十一条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十一条第一項及び第五項、第二十二條第一項及び第三項並びに第六十九條第一項の規定の適用については、附則第二十一条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金であつて、前条第二項の認定を受けたもの及び」と、同項及び同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、附則第二十二條第一項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同項及び同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同項及び同条第九條第一項中「責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

（責任準備金相当額の特例の適用を受ける清算型基金に対する納付の猶予に関する特例）
第二十四条 清算型基金が附則第二十条第一項の規定による認定の申請及び附則第二十一条第一項の承認の申請をし、かつ、附則第二十条第二項の認定を受けた場合においては、同条第三項から第五項までの規定は適用せず、附則第二十一条第一項及び第五項、第二十二條第一項及び第三項並びに第六十九條第一項の規定の適用については、附則第二十一条第一項中「清算型基金及び」とあるのは「清算型基金であつて、前条第二項の認定を受けたもの及び」と、同項及び同条第五項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、附則第二十二條第一項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同項及び同条第三項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同項及び同条第九條第一項中「責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び」とあるのは「減額責任準備金相当額」とする。

第二十六条 附則第十一条から前条までに定めるもののほか、自主解散型基金及び清算型基金に

関し必要な事項は、政令で定める。
 （特定基金に関する経過措置）

第二十七条

この法律の施行の際現に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第一項の規定によりされている申出は、附則第十一条第一項の規定

によりされた認定の申請とみなす。この場合において、同条第三項中「当該申請をした日」とあるのは、「施行日」とする。

2 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた特定基金（同条第一項に規定する特定基金をいう。以下同じ。）であつて清算中のものについては、同条第三項から第七項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法附則第三十三条第三項及び第五項（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が附則第十一条第七項の規定により減額責任準備金相当額を徴収される場合においては、同項後段並びに附則第八十二条第一項第二号及び第八十三条第一項の規定は適用せず、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、同条第一項、第五項及び第八項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中「減額責任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当額」と、それぞれ」とあるのは、「次条第五項」とする。

第二十八条

施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認の申請をした特定基金（施行日前に解散したものを除く。）については、同条（第二項を除く。）並びに改正前厚生年金保険法附則第三十五条、第三十六条、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第八項及び第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連

前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連

合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項の承認を受けた特定基金が附則第十一条第七項の規定により減額責任準備金相当額を徴収される場合においては、同項後段並びに附則第八十二条第一項第二号及び第八十三条第一項の規定は適用せず、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項、第五項、第六項及び第八項の規定の適用については、同条第一項、第五項及び第八項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中「責任準備金相当額」とあるのは「減額責任準備金相当額」と、同条第六項中「減額責任準備金相当額」とあるのは「責任準備金相当額」と、それぞれ」とあるのは、「次条第五項」とする。

3 施行日前に改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により納付の猶予がされた特定基金であつて清算中のもの（以下「清算未了特定基金」という。）については、同条第一項、第三項及び第五項から第八項まで並びに改正前厚生年金保険法附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第四十条の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第六項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第四項及び第五項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十三条第八項及び第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十三条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十六条第八項において準用する改正前厚生年金保険法附則第三十四条第七項の規定、改正前厚生年金保険法附則第三十八条第一項において準用する改正前確定給付企業年金法附則第三十八条第三項において準用する改正前保険業法附則第一条の十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三

前厚生年金保険法附則第三十九条第一項中「連

号）附則第三十三条第三号に規定する存続連合会又は同条第十五号に規定する連合会」とする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法附則第三十九条第一項」とする。

2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法附則第三十九条第一項」とする。
 2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法附則第三十九条第一項」とする。
 2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法附則第三十九条第一項」とする。
 2 附則第二十七条第二項又は前条第一項若しくは第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十九条第一項の規定により連合会が同項の業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法附則第三十九条第一項」とする。

第三十条

清算未了特定基金型納付計画の承認）
 第三十条 清算未了特定基金（附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十六条第一項第二号の規定の適用を受けたことがないものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の設立事業所の事業主（当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあつては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主、第七項第一号において同じ。）は、それぞれ、責任準備金相当額（当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定

により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合にあっては、当該減額責任準備金相当額。次条第一項において同じ。）のうち自らが納付すべき額について、その納付に関する計画（以下「清算未了特定基金型納付計画」という。）を作成し、当該清算未了特定基金の同意を得た上で、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該清算未了特定基金型納付計画について適当である旨の承認を受けることができる。

2 前項の承認の申請は、施行日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。

3 第一項の承認の申請は、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立している場合にあっては、当該清算未了特定基金を設立している各事業主が同時に行わなければならない。

4 清算未了特定基金型納付計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業主が納付すべき額

二 当該事業主が納付の猶予を受けようとする期間及び額

三 その他厚生労働省令で定める事項

5 第一項の承認の申請を行う場合において、当該清算未了特定基金型納付計画に記載された前項第一号に掲げる額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額から第三号に掲げる額と第四号に掲げる額とを合算した額を控除した額でなければならない。

一 当該清算未了特定基金が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項に規定する納付計画（当該納付計画が附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十五条第一項又は第二項の規定により変更されている場合にあっては、当該変更前の当該納付計画。第三号において単に「納付計画」という。）に基づき、改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収することとした額に相当する額

二 前号に掲げる額につき調整利率で、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限（第七項第一号において単に「納期限」という。）の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額

三 清算未了特定基金が既に納付した徴収金額のうち、当該清算未了特定基金が、その納付計画に基づき、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収した額

四 前号に掲げる額につき調整利率で、清算未了特定基金が当該額を納付した日の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額

有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限（第七項第一号において単に「納期限」という。）の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額

三 清算未了特定基金が既に納付した徴収金額のうち、当該清算未了特定基金が、その納付計画に基づき、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により読み替えて適用する附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定により当該事業主から徴収した額

四 前号に掲げる額につき調整利率で、清算未了特定基金が当該額を納付した日の翌日から、第一項の承認の申請の日の前日までの日数によって計算した額

6 前項第二号及び第四号の調整利率は、平成十七年度以後の各年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。

7 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる全ての要件に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が当該清算未了特定基金を共同して設立しているときは、当該清算未了特定基金を設立している各事業主の清算未了特定基金型納付計画の承認は、同時に行うものとする。

一 当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主が第一項の規定により提出した清算未了特定基金型納付計画が、第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間の全部が当該清算未了特定基金の納期限の翌日から起算して三十年以内にあることその他当該事業主が同項第一号に掲げる額を確実に納付するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二 当該清算未了特定基金について、その猶予がされた額を納付することができないやむを得ない理由があること。

8 厚生労働大臣は、前項の規定により承認をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

（清算未了特定基金型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等）

第三十一条 厚生労働大臣が前条第七項の規定により承認をしたときは、政府は、附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定により当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額（当該清算未了特定基金が既に納付した額を除く。第三項において同じ。）を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を当該事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づき徴収する。この場合において、附則第二十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項から第七項まで並びに附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第一項、第三項及び第五項から第八項まで、第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項並びに第四十条の規定は、適用しない。

2 政府は、前項の規定による徴収を行うに当たり、当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主の清算未了特定基金型納付計画に基づいて、納付の猶予をするものとする。

3 附則第十一条第八項の規定は、第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金から徴収する責任準備金相当額を免除し、その設立事業所の事業主から前条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合について準用する。この場合において、附則第十一条第八項第二号中「及び減額責任準備金相当額」とあるのは、「（当該清算未了特定基金が改正前厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により同項に規定する減額責任準備金相当額を徴収することとされた場合）並びにその設立事業所の事業主の附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画に記載された同条第四項第二号に掲げる納付の猶予を受けようとする期間及び額」と読み替えるものとする。

4 附則第十三条第四項の規定は、第二項の規定により政府が納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条 附則第十四条から第十六条までの規定は、政府が前条第二項の規定による納付の猶予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは、「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」と、「の自主解散型納付計画」とあるのは、「の清算未了特定基金型納付計画（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画をいう。以下同じ。）」と、「既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二条第八項の規定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年）」とあるのは、「附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限の翌日から起算して三十年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算未了特定基金」と、附則第十四条第三項から第五項まで並びに第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算未了特定基金型納付計画」と、附則第十四条第四項中「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主の財産」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（施行日から五年を経過した日以後における解散命令の特例）

第三十三条 施行日から起算して五年を経過した日以後において、存続厚生年金基金（附則第十一条第一項の規定による認定の申請又は附則第十二条第一項の承認の申請をしている自主解散

予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは、「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」と、「の自主解散型納付計画」とあるのは、「の清算未了特定基金型納付計画（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画をいう。以下同じ。）」と、「既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二条第八項の規定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年）」とあるのは、「附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限の翌日から起算して三十年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算未了特定基金」と、附則第十四条第三項から第五項まで並びに第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算未了特定基金型納付計画」と、附則第十四条第四項中「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主の財産」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

予をした場合について準用する。この場合において、附則第十四条第一項中「当該自主解散型基金」とあるのは、「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」と、「の自主解散型納付計画」とあるのは、「の清算未了特定基金型納付計画（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金型納付計画をいう。以下同じ。）」と、「既に当該事業主につき自主解散型納付計画に基づいて猶予をした期間と併せて十五年（附則第十二条第八項の規定を受けた自主解散型基金の設立事業所の事業主にあつては、三十年）」とあるのは、「附則第二十八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十四条第五項の規定による徴収金の納期限の翌日から起算して三十年」と、同条第三項並びに附則第十五条第一項及び第七項中「自主解散型基金」とあるのは「清算未了特定基金」と、附則第十四条第三項から第五項まで並びに第十五条第一項及び第二項中「自主解散型納付計画」とあるのは「清算未了特定基金型納付計画」と、附則第十四条第四項中「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主の財産」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主の財産」と、「当該自主解散型基金の設立事業所の事業主」とあるのは「その猶予を受けた清算未了特定基金（附則第三十条第一項に規定する清算未了特定基金をいう。以下同じ。）」の設立事業所の事業主」と、附則第十六条第一項及び第二項中「自主解散型加算金利率」とあるのは「清算未了特定基金型加算金利率」と、同項中「附則第五十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号の規定による解散をした」とあるのは「附則第三十条第一項の承認を受けた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

型基金及び清算型基金を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣は、当該存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十九条第五項第四号に該当するものとみなすことができる。

一 存続厚生年金基金の事業年度の末日（以下この項において「基準日」という。）における年金給付等積立金の額が、当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額に一・五を乗じて得た額を下回るとき。

二 基準日における年金給付等積立金の額が、次に掲げる額の合計額を下回るとき。
イ 当該基準日における当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る責任準備金相当額
ロ 当該存続厚生年金基金の加入員及び加入員であった者について当該基準日までの加入員であった期間（当該存続厚生年金基金の加入員となる前の期間その他の政令で定める期間を含む。）に係る年金たる給付（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分を除く。）又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額を計算し、これらの予想額の合計額の現価として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額

二 前項第二号ロに掲げる額の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、厚生労働大臣が定める。

三 厚生労働大臣は、第一項の規定により存続厚生年金基金が附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十九条第五項第四号に該当するものとみなして、同項の規定により当該存続厚生年金基金の解散を命じようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第三十四条 存続厚生年金基金が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

二 次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一 前項の規定により清算人となる者がいないとき。

二 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

三 前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、存続厚生年金基金が負担する。

四 解散した存続厚生年金基金の残余財産は、規約で定めるところにより、その解散した日において当該存続厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しななければならない。

五 前項の規定により残余財産を分配する場合においては、同項に規定する者に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第三十五条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。）は、規約で定めるところにより、その設立事業所（政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。）が確定給付企業年金の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となつていいる場合又は実施事業所となる場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金から前条第四項の規定により当該設立事業所に使用される解散基金加入員等（解散した厚生年金基金がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者。以下同じ。）に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の交付を受けることができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）に残余財産の当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。

二 当該確定給付企業年金の事業主等は、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が前項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、規約で定め

るところにより、当該解散基金加入員等に対して、改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる給付（以下「老齢給付金等」という。）の支給を行うものとする。

三 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が第一項の規定による申出に従い残余財産の交付を受けたときは、前条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員等に分配されたものとみなす。

四 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該解散基金加入員等に通知しななければならない。

五 当該確定給付企業年金の事業主等は、解散基金加入員等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しななければならない。

第三十六条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。）は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主（当該事業主が中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第一項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。）がその雇用する解散基金加入員（解散した厚生年金基金がその解散した日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者。以下同じ。）を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合には、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となつた解散基金加入員に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）のうち被共済者持分額（当該残余財産のうち、当該被共済者となつた解散基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の額の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）に申し出ることができる。この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（附則第三十

六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。）とする。

二 機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額（以下この条において「交付額」という。）のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める掛金納付月数（掛金の納付があつた月数。以下この項において「掛金の納付月数」という。）に計算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であつた期間の月数を超えることができない。

三 交付額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該交付のあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に對し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定め得た元利合計額（当該交付のあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

四 前項の残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者に係る当該退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

五 第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者については、当該事業主は、中小企業退職金共済法第二十七条第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

六 第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付されたときは、当該事業主は、その旨を

当該交付額に係る被共済者となった当該解散基金加入員に通知しなければならない。

7 第一項の規定は、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

8 前項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかったものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該交付額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあった日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該交付額）を加算した額とする。

9 第七項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

10 第六項の規定は、第七項の場合について準用する。この場合において、第六項中「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連立会の存続)

第三十七條 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連立会であつてこの法律の施行の際現に存するものは、附則第四十條第一項各号に掲げる業務を行うため、施行日以後も、改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連立会としてなお存続するものとする。

(存続連立会に係る改正前厚生年金保険法の効力等)

第三十八條 存続連立会については、改正前厚生年金保険法第八十五條の三、第四百九十九條、第

百五十條、第五百一十一條第一項、第五百一十二條第四項、第五百一十三條から第五百一十八條の五まで、第五百二十九條の二、第五百二十九條の三、第五百六十四條第三項、第六百六十八條第三項、第七百七十三條から第七百七十四條まで、第七百七十六條から第七百七十七條まで、第七百七十八條、第七百七十九條（第五項及び第六項を除く。）及び第八百八十一條並びに附則第三十條第三項の規定、改正前厚生年金保険法第五十三條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第五十五條第二項及び第三項の規定、改正前厚生年金保険法第五十四條において準用する改正前厚生年金保険法第五十六條の規定、改正前厚生年金保険法第五十八條第六項において準用する改正前厚生年金保険法第六十一條の規定、改正前厚生年金保険法第六十二條の二から第六十三條の五までの規定、改正前厚生年金保険法第六十八條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第六十六條の二及び第六十七條の二から第六十八條までの規定、改正前厚生年金保険法第七十四條において準用する改正前厚生年金保険法第九十八條第三項及び第四項本文の規定、改正前厚生年金保険法第七十八條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十二條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十六條第二項の規定、改正前厚生年金保険法第九十八條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第九十九條第二項の規定、改正前厚生年金保険法第九十九條第三項の規定並びに改正前厚生年金保険法附則第三十條第三項において準用する同條第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十條 第五條の 三	厚生年金基金 又は企業年金 連立会	公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保 のための厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（平成二十 五年法律第六十三号
-------------------	-------------------------	--

第八十條 第五條の 三	厚生年金基金 又は企業年金 連立会	公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保 のための厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（平成二十 五年法律第六十三号	以下「平成二十五 年改正法」という。） 附則第三十條第十三号 に規定する存続連立 会
第八十條 第五條の 三	厚生年金基金 又は企業年金 連立会	公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保 のための厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（平成二十 五年法律第六十三号	以下「平成二十五 年改正法」という。） 附則第三十條第十三号 に規定する存続連立 会
第八十條 第五條の 三	厚生年金基金 又は企業年金 連立会	公的年金制度の健全 性及び信頼性の確保 のための厚生年金保 険法等の一部を改正 する法律（平成二十 五年法律第六十三号	以下「平成二十五 年改正法」という。） 附則第三十條第十三号 に規定する存続連立 会

第七十七條 第十六條 第二項	基金及び連立 会	平成二十五年改正法 附則第三十條第九項	加入者等及び同法第 九十一條の二十三第 一項に規定する企業 型年金加入者であつ た者に係る年金たる 給付及び一時金たる 給付に充てるべき積 立金をいう。以下同 じ。
第七十七條 第十六條 第二項	基金及び連立 会	平成二十五年改正法 附則第三十條第九項	加入者等及び同法第 九十一條の二十三第 一項に規定する企業 型年金加入者であつ た者に係る年金たる 給付及び一時金たる 給付に充てるべき積 立金をいう。以下同 じ。
第七十七條 第十六條 第二項	基金及び連立 会	平成二十五年改正法 附則第三十條第九項	加入者等及び同法第 九十一條の二十三第 一項に規定する企業 型年金加入者であつ た者に係る年金たる 給付及び一時金たる 給付に充てるべき積 立金をいう。以下同 じ。

の規定に基づき基金を設立しようとする事業主又は第四百二十二条第二項の規定に基づき合併により基金を設立しようとする設立委員を含む。）又は連合会	署名押印した連合会	記名した連合会
第十七条	基金及び連合会	連合会
第十七条	基金又は連合会	連合会
第十八条	基金又は連合会	連合会
第一項	基金若しくは連合会	連合会
第十七条	基金若しくは連合会	連合会
第十九条	基金若しくは連合会	連合会
第一項	基金又は連合会	連合会
第十七条	基金又は連合会	連合会
第十九条	基金又は連合会	連合会
第二項	基金若しくは連合会	連合会
第十七条	基金若しくは連合会	連合会
第十九条	基金又は連合会	連合会
第三項	基金又は連合会	連合会
第十七条	基金又は連合会	連合会
第十九条	基金又は連合会	連合会
第四項	基金又は連合会	連合会

厚生年金保険法第百条の第十項第十号	第九項	第九項並びに平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の第二項、第九条の第三項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項において準用する場合を含む。）
改正後確定給付企業年金法第九十三条	、連合会	、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会
確定拠出年金法第四十八条の二（同法第七十三條において準用する場合を含む。）	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十三条第十号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）
改正後確定拠出年金法第五十四條の五及び第五十四條の七	企業年金連合会	存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等（平成二十五年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等をいう。）若しくは積立金

業年金立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項）	存続連合会	（名称の使用制限に関する経過措置） 第三十九条 改正後確定給付企業年金法第九十一条の四第二項の規定は、存続連合会については、適用しない。 （存続連合会の業務） 第四十条 存続連合会は、次に掲げる業務を行うものとする。
業年金立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項）	存続連合会	一 附則第四十二条第二項の規定により脱退一時金（附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四条の三第五項に規定する脱退一時金をいう。附則第四十二条第四項において同じ。）の額に相当する額（附則第四十二条において「基金脱退一時金相当額」という。）の移換を受け、附則第四十二条第三項の規定により基金中途脱退者（厚生年金基金の加入員の資格を喪失した者（当該加入員の資格を喪失した日において当該厚生年金基金が支給する老齢年金給付の受給権を有する者を除く。）であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該厚生年金基金の加入員であつた期間が政令で定める期間に満たないものを含む。以下同じ。）又はその遺族について存続連合会老齢給付金又はその遺族に遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項第二号及び第五号並びに附則第四十五條第三項から第六項まで、第四十九條第三項から第六項まで、第五十条、第五十一条及び第五十二条第二項を除き、以下同じ。）の支給を行うこと。

第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。	三 附則第四十六條第二項の規定により脱退一時金（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。附則第四十六條第四項において同じ。）の額に相当する額（附則第四十六条において「確定給付企業年金脱退一時金相当額」という。）の移換を受け、附則第四十六條第三項の規定により改正後確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者（以下「確定給付企業年金中途脱退者」という。）又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。	四 附則第四十七條第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。
第三項の規定により解散基金加入員又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。	五 附則第四十九條第二項の規定により同条第一項に規定する残余財産の移換を受け、同条

第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

六 附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四條の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受け、附則第四十九條の二第一項の規定により同項に規定する企業型年金加入者であった者又はその遺族について存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこと。

七 附則第五十七條第二項、第五十八條第二項又は第五十九條第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

三 存続連合会は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
一 附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務を承継している基金中途脱退者について老齢年金給付の支給を行い、及び附則第六十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條の二第三項の規定により基金中途脱退者に係る老齢年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付の支給を行うこと。

二 附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第二項又は第五項の規定により解散基金加入員に対する老齢年金給付の支給又は解散基金加入員に係る老齢年金給付の額の加算若しくは死亡一時金その他一時金たる給付の支給を行い、及び附則第六十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條第四項若しくは第六項、附則第六十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條の二第二項又は附則第六十

二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五條の三第二項の規定により年金給付等積立金の移換を行うこと。

四 附則第六十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の二第三項の規定により確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族について同項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

五 附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の三第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

六 附則第六十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第三項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の障害給付金又は遺族給付金の支給を行うこと。

七 附則第六十三條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の五第三項又は第五項の規定により同条第一項に規定する終了制度加入者等又はその遺族について同条第三項の遺族給付金又は同条第五項の遺族給付金の支給を行うこと。

八 附則第六十四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條の四第二項、附則第六十四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十五條の五第二項又は附則第六十四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十七條の三第二項の規定により積立金の移換を行うこと。

四 存続連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号又は第二号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
一 厚生年金基金の拠出金等を原資として行う次に掲げる事業
イ 解散基金加入員に支給する老齢年金給付(附則第六十一條第三項の規定によりなお

その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第二項の老齢年金給付をいう。以下このイにおいて同じ。)又は存続連合会老齢給付金につき一定額が確保されるよう、老齢年金給付又は存続連合会老齢給付金の額を付加する事業

ロ 存続厚生年金基金に対し、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一條第二項の承認若しくは附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十二條第一項の認可を受けるために要する費用又は附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の五第一項の規定による年金給付等積立金の一部の移換若しくは同条第四項の規定による残余財産の全部若しくは一部の移換に要する費用を助成する事業

ハ 存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業

二 事業主等が支給する老齢給付金等につき一定額が確保されるよう、事業主等の拠出金等を原資として、事業主等の積立金(改正後確定給付企業年金法第五十九條に規定する積立金をいう。)の額を付加する事業

三 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの
存続連合会は、厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者並びに確定給付企業年金その他附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第九十八條の五第二号に規定する年金制度の加入者及び加入者であつた者(以下この項において「厚生年金基金の加入員等」という。)の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、厚生年金基金の加入員等の福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

六 存続連合会は、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十條第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行うことができる。

七 存続連合会は、附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する改正後確定給付企業年金法第九十三條の規定による委託を受けて、事業主等の業務の一部を行うことができる。

八 存続連合会は、附則第三十八條第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第四十八條の二(同法第七十三條において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けて、情報収集等業務(同法第四十八條の二に規定する情報収集等業務をいう。次条第三号において同じ。)及び資料提供等業務(同法第四十八條の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。)を行うことができる。

九 存続連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、信託業務を営む金融機関、生命保険会社(附則第三百三十一條の規定による改正後の保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等)をいう。)、農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)その他の法人に委託することができる。

(区分経理)
第四十一條 存続連合会は、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
一 前条第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第一号及び第三号、第五項並びに第六項の規定により行う業務
二 前条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第七号まで、第三項第四号から第八号まで、第四項第二号並びに第七項の規定により行う業務

三 前条第八項の規定により行う情報収集等業務及び資料提供等業務
(基金中途脱退者に係る措置)
第四十二條 基金中途脱退者は、存続厚生年金基金に基金脱退一時金相当額の存続連合会への移換を申し出ることができる。

二 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、存続連合会に当該申出に係る基金脱退一時金相当額を移換するものとす

三 存続連合会は、前項の規定により基金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金

る。

三 存続連合会は、前項の規定により基金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金

を原資として、政令で定めるところにより、当該基金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続厚生年金基金は、第二項の規定により基金脱退一時金相当額を移換したときは、当該基金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該基金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 存続連合会は、基金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(解散基金加入員等に係る措置)

第四十三条 解散基金加入員は、解散した存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができ

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、附則第三十四条第四項の規定の適用については、当該残余財産は、当該解散基金加入員に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該解散基金加入員又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十四条 存続連合会が附則第四十条第二項第一号に掲げる業務を行っている場合にあって

は、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する障害を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができ

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員等又はその遺族に対し、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

5 附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第四十五条 存続連合会が附則第四十条第二項第二号に掲げる業務を行っている場合にあっては、解散基金加入員等(当該存続厚生年金基金が解散した日において附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十条第三項の規定により支給する死亡を支給理由とする年金たる給付の受給権を有していた者に限る。以下この条において同じ。)は、当該存続厚生年金基金の清算人に附則第三十四条第四項の規定により解散基金加入員等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができ

2 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資とし

て、政令で定めるところにより、当該解散基金加入員等に対し、存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該解散基金加入員等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該解散基金加入員等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金(一時金として支給するものに限る。次項において同じ。)を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該解散基金加入員等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができるる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第四十五条第一項に規定する解散基金加入員等(以下この条において「解散基金加入員等」という。）」と、同条第二号及び第三号中「給付対象者」とあるのは「解散基金加入員等」とする。

7 附則第四十三条第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「附則第四十五条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「附則第四十五条第三項」と、「存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金」とあるのは「存続連合会遺族給付金」と読み替えるものとする。

8 附則第四十二条第六項の規定は、前項において読み替えて準用する附則第四十三条第五項の規定による通知について準用する。

第四十六条 確定給付企業年金中途脱退者(確定給付企業年金中途脱退者に係る措置)

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 存続連合会は、確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(終了制度加入者等に係る措置)

第四十七条 終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十第一項において終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、終了した確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができ

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 当該確定給付企業年金の事業主等は、第二項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換したときは、当該確定給付企業年金中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族に通知しなければならない。

6 存続連合会は、確定給付企業年金中途脱退者又はその遺族の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(終了制度加入者等に係る措置)

第四十七条 終了制度加入者等(改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十第一項において終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。)は、終了した確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)の存続連合会への移換を申し出ることができ

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

4 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

4 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

4 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

4 存続連合会は、前項の規定により確定給付企業年金脱退一時金相当額を移換するものとする。

当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。

6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

第四十八条 存続連合会が附則第四十条第二項第四号に掲げる業務を行っている場合において、終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十一第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは、「次条第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「次条第三項」と、「存続連合会老齢給付金」とあるのは、「存続連合会障害給付金」と読み替えるものとする。

5 附則第四十六條第六項の規定は、前項において読み替えて準用する前条第五項の規定による通知について準用する。

第四十九条 存続連合会が附則第四十条第二項第五号に掲げる業務を行っている場合において、終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）は、当該確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規

定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の存続連合会への移換を申し出ることができる。

2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項の規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等に対し、存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

4 改正後確定給付企業年金法第四十九条、第五十一条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十四条の規定は、前項の存続連合会遺族給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前項において準用する改正後確定給付企業年金法第五十一条第一項の規定にかかわらず、当該終了制度加入者等が死亡したときは、存続連合会の規約で定めるところにより、当該終了制度加入者等の次の順位の遺族に存続連合会遺族給付金（一時金として支給するものに限る。次項において同じ。）を支給することができる。

6 前項の遺族は、当該終了制度加入者等に係る改正後確定給付企業年金法第四十八条各号に掲げる者とし、存続連合会遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、存続連合会の規約で定めるところによる。この場合において、同条第一号中「給付対象者」とあるのは、「第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等（以下この条において「終了制度加入者等」という。）」と、同条第二号及び第三号中「給付対象者」とあるのは、「終了制度加入者等」とする。

7 附則第四十七條第四項及び第五項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは、「附則第四十九條第二項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは、「附則第四十九條第三項」と、「存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金」とあるのは、「存続連合会遺族給付金」と読み替えるものとする。

8 附則第四十六條第六項の規定は、前項において読み替えて準用する附則第四十七條第五項の規定による通知について準用する。

（企業型年金加入者であった者に係る措置）
第四十九條の二 存続連合会が附則第四十条第二項第六号に掲げる業務を行っている場合において、存続連合会は、附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法第五十四条の五第二項の規定により同項に規定する個人別管理資産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、同条第一項に規定する企業型年金加入者であった者（以下「企業型年金加入者であった者」という。）又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。

2 存続連合会は、前項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該企業型年金加入者であった者又はその遺族に通知しなければならない。

3 附則第四十六條第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（裁定）
第五十条 存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続連合会が裁定する。

2 存続連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行う。（準用規定）

第五十一条 改正後確定給付企業年金法第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は存続連合会老齢給付金、存続連合会障害給付金及び存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条第三十八條並びに第四十条の規定は存続連合会老齢給付金について、改正後確定給付企業年金法第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は附則第四十二条第三項、第四十三條第三項、第四十四條第三項、第四十六條第三項、第四十七條第三項、第四十八條第三項及び第四十九條の二第一項の存続連合会遺族給付金について、改正後確定給付企業年金法第三十四條第二項、第四十四條、第四十六條、第五十二條及び第五十四条の規定は存続連合会障害給付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）
第五十二条 附則第四十二条から前条までに定めるもののほか、存続連合会による基金中途脱退者、解散基金加入員等、確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び企業型年金加入者であった者に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（存続連合会から存続厚生年金基金への年金給付等積立金又は積立金の移換）
第五十三条 存続連合会が附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第二項若しくは第五項の規定により給付の支給に関する義務を負っている者（以下この条及び附則第五十五条第一項において「施行前基金中途脱退者等」という。）は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に老齢年金給付（附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項又は附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金給付をいう。以下この項ただし書及び第八項並びに附則第五十五条第一項ただし書、第五十六条第一項ただし書及び第六十五条第一項ただし書において同じ。）のうち、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金給付をいう。以下この項ただし書及び第八項並びに附則第五十五条第一項ただし書、第五十六条第一項ただし書及び第六十五条第一項ただし書において同じ。）のものとされた改正前厚生年金給付法第六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分以外のもの（次項から第五項まで及び第九項において「老齢年金給付」という。）の支給に関する権利義務の移転ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該権利義務の移転を申し出ることができる。ただし、施行前基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金

給付の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該老齢年金給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るものとする。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定による申出があつたときは、当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

4 前項の規定により当該存続厚生年金基金が当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継する場合においては、存続連合会から当該存続厚生年金基金に年金給付等積立金（当該老齢年金給付に充てらるべき積立金をいう。）を移換するものとする。

5 第一項の規定による申出を行う施行前基金中途脱退者等は、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金（附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条第五項、附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金給付に充てらるべき積立金をいい、第一項の老齢年金給付に充てらるべき積立金を除く。以下この条及び附則第五十五条第一項において同じ。）の移換ができる旨が定められており、存続連合会に当該年金給付等積立金の移換を申し出ることができる。

6 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る年金給付等積立金を移換するものとする。

7 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により年金給付等積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該施行前基金中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

8 存続連合会は、第六項の規定により年金給付等積立金を移換したときは、当該施行前基金中途脱退者等に係る老齢年金給付（附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の

二第三項又は附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第五項の規定（以下この項において「なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項等の規定」という。）により加算された額に相当する部分に限る。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。）又は死亡一時金その他の一時金たる給付（なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条の二第三項等の規定により支給する死亡一時金その他の一時金たる給付をいう。附則第五十五条第四項及び第五十六条第三項において同じ。）の支給に関する義務を免れる。

9 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により当該老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継したとき、又は第七項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行前基金中途脱退者等に通知しなければならない。

第五十四条 存続連合会が附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の規定により存続連合会老齢給付金の支給に関する義務を負っている者（以下この条及び次条第一項において「施行後基金中途脱退者等」という。）は、存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該存続厚生年金基金に存続連合会の規約で定める積立金（附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金に充てらるべき積立金をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、施行後基金中途脱退者等が附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る積立金を移換するものとする。

3 当該存続厚生年金基金は、前項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該施行後基金中途脱退者等に対し、老齢年金給付等の支給を行うものとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により積立金を移換したときは、当該施行後基金中途脱退者等

に係る附則第四十二条第三項又は第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該存続厚生年金基金は、第三項の規定により老齢年金給付等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該施行後基金中途脱退者等に通知しなければならない。

（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）

第五十五条 施行前基金中途脱退者等又は施行後基金中途脱退者等（以下この条及び次条において「老齢基金中途脱退者等」という。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、存続連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、存続連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等（施行前基金中途脱退者等にあつては年金給付等積立金、施行後基金中途脱退者等にあつては積立金をいう。以下この条及び次条において同じ。）の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該年金給付等積立金等の移換を申し出ることができる。ただし、老齢基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る年金給付等積立金等を移換するものとする。

3 当該確定給付企業年金の事業主等は、前項の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等が年金給付等積立金等の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、規約で定めるところにより、当該老齢基金中途脱退者等に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

4 存続連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金中途脱退者等に係る老齢年金給付、死亡一時金その他の一時金たる給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

5 当該確定給付企業年金の事業主等は、第三項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該老齢基金中途脱退者等に通知しなければならない。

（存続連合会から確定拠出年金への年金給付等積立金等の移換）

第五十六条 老齢基金中途脱退者等は、企業型年金加入者（改正後確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。附則第五十九条第一項において同じ。）又は個人型年金加入者（改正後確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。附則第五十九条第一項において同じ。）の資格を取得した場合であつて、存続連合会の規約において、あらかじめ、当該企業型年金加入者の加入する企業型年金（改正後確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下この条及び附則第五十九条において同じ。）の資産管理機関（改正後確定拠出年金法第二条第七項第一号及び附則第五十九条において同じ。）又は改正後確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会（以下「国民年金基金連合会」という。）に存続連合会の規約で定める年金給付等積立金等の移換ができる旨が定められているときは、存続連合会に当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会への当該年金給付等積立金等の移換を申し出ることができる。ただし、老齢基金中途脱退者等が存続連合会が支給する老齢年金給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

2 存続連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る年金給付等積立金等を移換するものとする。

3 存続連合会は、前項の規定により年金給付等積立金等を移換したときは、当該老齢基金中途脱退者等に係る老齢年金給付、死亡一時金その他の一時金たる給付又は附則第四十二条第三項若しくは第四十三条第三項の存続連合会老齢給付金若しくは存続連合会遺族給付金の支給に関する義務を免れる。

4 当該企業型年金の企業型記録関連連通管理機関等（改正後確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連通管理機関をいう。附則第五十九条第四項において同じ。）又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により年金給付等積立金等が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、そ

の

二の規定、改正前厚生年金保険法第六十一条第八項において準用する改正前厚生年金保険法第六十条第二項及び第七項の規定、改正前厚生年金保険法第六十三條の四第二項において準用する改正前厚生年金保険法第六十三條の三第二項及び第三項の規定、改正前厚生年金保険法第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法第三十五條、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段、第四十條から第四十一條まで、第四十五條並びに第三十五條の規定並びに改正前厚生年金保険法第六十四條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六條から第八十九條までの規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に改正前厚生年金保険法第六十二条第一項の規定による申出があつた場合においては、同条並びに改正前厚生年金保険法第六十三條、第六十四條第一項及び第二項並びに第七十條から第七十二條までの規定、改正前厚生年金保険法第六十二條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第六十一條第六項及び第七項の規定、改正前厚生年金保険法第六十六條第四項において準用する改正前厚生年金保険法第六十條第二項及び第七項の規定、改正前厚生年金保険法第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法第三十九條第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第二項前段並びに第四十條から第四十一條まで、第四十五條並びに第三十五條の規定並びに改正前厚生年金保険法第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六條から第八十九條までの規定は、なおその効力を有する。

5 前各項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(移換に關する経過措置)

第六十二条 施行日前に改正前厚生年金保険法第六十五條第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前厚生年金保険法第六十五條の四の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に改正前厚生年金保険法第六十五條の二第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前厚生年金保険法第六十五條の四の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に改正前厚生年金保険法第六十五條の三第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前厚生年金保険法第六十五條の四の規定は、なおその効力を有する。

4 前三項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に關する経過措置)

第六十三条 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十一条の六から第九十一条の八までの規定並びに改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第三十六條第一項及び第二項(第二号を除く)、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十七條、第四十八條、第五十三條並びに第五十四條の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十一条の六から第九十一条の八までの規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第六項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十七條、第四十八條、第五十三條並びに第五十四條の規定は、なおその効力を有する。

(移換に關する経過措置)

3 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十一条の六から第九十一条の八までの規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第四項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第四項及び第五項の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の四第五項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項の規定並びに改正前確定

給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三條から第三十五條まで、第四十四條、第四十六條から第四十八條まで及び第五十二條から第五十四條までの規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十一条の六から第九十一条の八までの規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第四項において準用する改正前確定給付企業年金法第四十九條、第五十一条第一項及び第三項、第五十三條並びに第五十四條の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第七項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第四項及び第五項の規定、改正前確定給付企業年金法第九十一条の五第八項において準用する改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第六項の規定並びに改正前確定給付企業年金法第九十一条の七において準用する改正前確定給付企業年金法第三十一条、第三十三條、第三十四條第一項及び第三十五條の規定は、なおその効力を有する。

5 前各項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(移換に關する経過措置)

第六十四条 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十五条の四第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十六条の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十五条の五第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十六条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に改正前確定給付企業年金法第九十七条の三第一項の規定による申出があつた場合においては、同条及び改正前確定給付企業年金法第九十七条の四の規定は、なおその効力を有する。

4 前三項の場合において、これらの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(存続連合会に係る老齢年金給付の支給義務等の特例)

第六十五条 存続連合会は、政令で定めるところにより、評議員会の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けて、存続連合会が附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十條第五項及び附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により老齢年金給付の支給に關する義務を負つてゐる者(以下この条及び次条に關する義務を負つてゐる者を「老齢年金給付支給対象者」という。)の全部又は一部に係る改正前厚生年金保険法第六十三條第二項に規定する額に相当する老齢年金給付の支給に關する義務(以下この条及び次条において「代行給付支給義務」という。)を免れることができる。ただし、当該認可を受けた日までに支給すべきであつた老齢年金給付でまだ支給していないものの支給に關する義務については、この限りでない。

2 前項の認可は、存続連合会が代行給付支給義務を免れようとする老齢年金給付支給対象者(以下「老齢年金給付支給対象者」といふ)に、受けなければならない。

3 存続連合会が、老齢年金給付支給対象者が厚生年金保険法による老齢厚生年金(以下単に「老齢厚生年金」といふ)の受給権を取得する前に第一項の認可を受けて当該老齢年金給付支給対象者に係る代行給付支給義務を免れた場合においては、附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定は、当該存続連合会がその代行給付支給義務を負つてゐた年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であつた期間(他の存続厚生年金基金がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く)については、適用しない。

4 存続連合会が第一項の規定により代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該代行給付支給義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の

加入員であつた期間（他の存続厚生年金基金がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。）が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該存続連合会が第一項の認可を受けた日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

（老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の徴収）

第六十六条 政府は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可により存続連合会が代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額を当該存続連合会から徴収する。

（老齢年金給付支給対象者に係る責任準備金相当額の一部の物納）

第六十七条 前条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等（改正前確定給付企業年金法第六十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。）とみなして、改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例による。この場合において、同条第二項中「第六十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第六十二条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第六十五条第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（審査請求及び再審査請求に関する経過措置）

第六十八条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会が行つた処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日まで裁判が行われていないものについては、なお従前の例による。

（存続連合会への事務委託）

第六十九条 厚生年金保険の実施者たる政府は、附則第八条の規定により政府が当該存続厚生年金基金から責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十一条第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額を、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算型基金から減額責任準備金相当額を徴収する場合、附則第二十二條第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合、附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算基金の設立事業所の事業主から附則第三十条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合において、これらの徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

2 厚生年金保険の実施者たる政府は、附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第六十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から責任準備金相当額を徴収する場合（附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた存続厚生年金基金が解散（附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第六十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金（改正後確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。）となるために必要な行為をする場合を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

第七十条 存続連合会は、連合会の成立の時ににおいて、解散する。

第七十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、存続連合会が次の各号のいずれかに該当するときは、存続連合会の解散を命ずることができる。

一 存続連合会が附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改

条及び第七十八条第一項第二号において「基金中途脱退者等」という。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないもの支給又は附則第五十三條第四項若しくは第六項、第五十四條第二項、第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十八條第二項若しくは第五十九條第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

3 存続連合会は、第一項の規定により解散したときは、規約で定めるところにより、当該存続連合会の残余財産（附則第四十条第一項第一号及び第二号、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号の規定により行つた業務に係るものに限る。第五項及び附則第七十五条において同じ。）を基金中途脱退者等に分配しなければならぬ。

4 存続連合会が第一項の規定により解散したときは、第二項ただし書に規定する義務及び前項の規定により基金中途脱退者等に分配する義務を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて連合会が承継する。

5 附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十八條第三項において準用する改正前厚生年金保険法第六十四條の二の規定によりなお存続するものとみなされた存続連合会は、第三項の規定による残余財産の分配に関する事務を連合会に委託することができる。

6 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、当該承継の日から一年以内に登記又は登録を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

7 第四項の規定により連合会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができる。

正前厚生年金保険法第七十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

2 存続連合会は、前項の規定により解散したときは、基金中途脱退者等、確定給付企業年金中途脱退者、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等及び企業年金加入者であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を免れる。ただし、当該解散した日までに支給すべきであつた年金たる給付若しくは一時金たる給付でまだ支給していないもの支給又は附則第五十三條第四項若しくは第六項、第五十四條第二項、第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項、第五十八條第二項若しくは第五十九條第二項の規定により当該解散した日までに移換すべきであつた年金給付等積立金若しくは積立金でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

（存続連合会の解散に伴う責任準備金相当額の徴収）

第七十二条 附則第八条の規定は、存続連合会が解散した場合において準用する。

（責任準備金相当額の一部の物納）

第七十三条 前条において準用する附則第八条の規定により政府が存続連合会から責任準備金相当額を徴収する場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例による。この場合において、同条第二項中「第六十一条第二項の厚生労働大臣の承認又は第六十二条第一項」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第七十条第一項又は第七十一条の規定による解散後速やかに」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 前項の規定により存続連合会が改正前確定給付企業年金法第六十四条の規定の例により物納をする場合においては、存続連合会を解散厚生年金基金等とみなして、改正前保険業法附則第一条の十三の規定の例による。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(清算)
第七十四條 存続連合会が解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

2 附則第三十四條第二項及び第三項の規定は、存続連合会の清算について準用する。

3 附則第三十四條第四項の規定は、存続連合会の清算(附則第七十一條第一項の規定により解散した場合に限る。)について準用する。

(解散存続連合会の残余財産の連合会への交付)
第七十五條 附則第七十條第一項の規定により解散した存続連合会は、規約で定めるところにより、同条第三項の規定により基金中途脱退者等に分配すべき残余財産の交付を連合会に申し出ることができる。

2 連合会は、前項に規定する残余財産の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、政令で定めるところにより、当該基金中途脱退者等に対し、年齢を支給理由とする年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うものとする。

3 連合会が第一項に規定する残余財産の交付を受けたときは、附則第七十條第三項の規定の適用については、当該残余財産は、当該基金中途脱退者等に分配されたものとみなす。

4 連合会は、第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこととなったときは、その旨を基金中途脱退者等に通知しなければならない。

5 連合会は、基金中途脱退者等の所在が明らかでないため前項の規定による通知をすることができないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

(裁定)
第七十六條 連合会が支給する前条第二項の年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、連合会が裁定する。

2 連合会は、前項の規定による裁定に基づき、その請求をした者に前条第二項の年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行う。

(準用規定)
第七十七條 改正後確定給付企業年金法第三十一條、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第三十六條第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十七條、第三十八條並びに第四十條の規定は、連合会が支給する附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(連合会の業務の特例)
第七十八條 連合会は、改正後確定給付企業年金法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 附則第七十條第五項の規定による委託を受けて、同条第三項に規定する残余財産の分配を行うこと。

二 附則第七十五條第一項に規定する残余財産の交付を受け、当該残余財産に係る基金中途脱退者等について同条第二項の規定により年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うこと。

2 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金基金の拠出金等を原資として、次に掲げる事業を行うことができる。

一 解散基金加入員に支給する附則第七十五條第二項の年金たる給付又は一時金たる給付につき一定額が確保されるよう、当該年金たる給付又は一時金たる給付の額を付加する事業

二 存続厚生年金基金に対し、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百一十條第二項の承認若しくは附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百十二條第一項の認可を受けるために要する費用又は附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第一百四十四條の五第一項の規定による年金給付等積立金の一部の移換若しくは同条第四項の規定による残余財産の全部若しくは一部の移換に要する費用を助成する事業

三 存続厚生年金基金が支給する高齢年金給付等につき一定額が確保されるよう、存続厚生年金基金の年金給付等積立金の額を付加する事業

3 連合会は、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十條第五項の規定による委託を受けて、存続厚生年金基金の業務の一部を行うことができる。

(区分経理)
第七十九條 連合会は、前条の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(連合会への事務委託)
第八十條 厚生年金保険の実施者たる政府は、附則第六十九條に規定する政令で定める事務を連合会に行わせることができる。

(確定給付企業年金法の適用)
第八十一條 連合会が附則第七十八條又は前条の規定による業務を行う場合においては、改正後確定給付企業年金法第二百一十一條中「この法律」とあるのは、「この法律又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)」とするほか、改正後確定給付企業年金法の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(徴収金の督促及び滞納処分等)
第八十二條 次に掲げる徴収金については、厚生年金保険法の規定による保険料とみなして、同法第八十六條(第三項を除く。)、第八十七條(第六項を除く。)、第八十八條、第八十九條、第九十一條第一項、第九十一條の二、第九十一條の三、第九十二條第一項、第二項及び第四項、第九十三條の二並びに第九十四條の規定を適用する。この場合において、改正後厚生年金保険法第八十七條第一項中「年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)」とあるのは、「年十四・六パーセント」とする。

一 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五條の三又は附則第八條の規定により政府が当該存続厚生年金基金から徴収する徴収金

二 附則第十一條第七項又は第十三條第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から徴収する徴収金

三 附則第二十條第三項又は第二十二條第一項の規定により政府が当該清算型基金から徴収する徴収金

四 附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十五條の三、附則第六十六條又は附則第七十二條において準用する附則第八條の規定により政府が当該存続連合会から徴収する徴収金

2 次に掲げる徴収金又は加算金については、厚生年金保険法の規定による保険料とみなして、同法第八十三條の二、第八十六條(第三項を除く。)、第八十八條、第八十九條、第九十一條第一項、第九十一條の二、第九十一條の三、第九十二條第一項、第二項及び第四項、第九十三條の四(第一項(第二十八号から第三十一号までに係る部分に限る。))及び第二項から第七項まで、第九十條の五から第九十條の七まで、第九十條の九、第九十條の十第一項(第三十一号及び第三十三号に係る部分に限る。)、第二項及び第三項、第九十條の十一、第九十三條の二並びに第九十四條の規定を適用する。

一 附則第十三條第一項の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

二 附則第二十二條第一項の規定により政府が当該清算型基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

三 附則第三十一條第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する徴収金

四 附則第十六條第一項(附則第二十三條及び第三十二條において準用する場合を含む。)の規定により政府が当該自主解散型基金の設立事業所の事業主、当該清算型基金の設立事業所の事業主又は当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から徴収する加算金

(延滞金の割合の特例)
第八十二條の二 前条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

2 附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第一百三十三條第二項の規定により読み替えて適用する改正前厚生年金保険法第八十七條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合においては、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

十二年法律第二十六号)第九十四条第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

3 附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第二項において読み替えて準用する改正前厚生年金保険法第八十七條第六項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の延滞税特別基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、同項中「年十四・六パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十四條第一項に規定する延滞税特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合」とする。

第八十三條 改正後特別会計法附則第二十八條の第三項及び第二項の規定によるほか、附則第八十二條第一項各号に掲げる徴収金並びに同条第二項各号に掲げる徴収金及び加算金は、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。

2 附則第九條第一項、第十八條第一項又は第二十五條第一項の規定により附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第十四條の規定を準用する場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

3 附則第六十七條第一項又は第七十三條第一項の規定により改正前確定給付企業年金法第十四條の規定の例による場合において、同条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

第八十四條 次に掲げる処分不服がある者については、改正後厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

一 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十九條第一項に規定する標準給与又

は老齢年金給付等若しくは附則第四十條第三項第一号若しくは第二号に規定する給付に關する処分

二 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第三十八條第一項に規定する掛金その他附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十條第一項の規定、附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第一項において準用する改正前厚生年金保険法第四十條の二の規定又は附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一條第一項の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分

三 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十一條第一項及び附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十四條第二項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六條の規定による処分

(厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者に係る被保険者期間の経過措置)

第八十五條 厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者に係る厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合においては、改正前厚生年金保険法第十九條の二の規定は、なおその効力を有する。

(改正前厚生年金保険法による給付)

第八十六條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算及びその支給の停止については、改正前厚生年金保険法第四十四條の二、第四十六條第五項及び第六十條第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

第四十條の二	が厚生年金基金	が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)
第四十條の二	企業年金連合会	平成二十五年改正法附則第三條第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)
第四十條の二	企業年金連合会	存続連合会
第四十條の二	解散した	平成二十五年改正法附則第七十條第一項又は第七十一條第一項の規定により解散した
第四十條の二	企業年金連合会	存続連合会
第四十條の二	解散した	平成二十五年改正法附則第七十條第一項又は第七十一條第一項の規定により解散した

3 前項に規定する場合において、当該存続厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間(存続連合会又は他の存続厚生年金基金がその支給に關する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く)が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該存続厚生年金基金が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

第八十七條 厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金に係る改正後厚生年金保険法第四十條の三第四項の規定の適用については、同項中「及び第四十六條第一項」とあるのは、「並びに第四十六條第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の第四十六條第五項」とする。

(罰則)

第八十八條 存続厚生年金基金の設立事業所の事業主が、正当な理由がなく次各号のいずれかに該当する場合には、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第八十一條の三第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

二 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十九條第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第二百二十九條第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

四 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険

<p>附則第二十九條第一項第四号を削る及び附則第一項第四号を削る。</p>	<p>している加入員を除く。)を加え、同条に次の一項を加える。 9 加入員が産前産後休業をしている場合においては、前二項の規定を準用する。 この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第四百四十九條第九項中「している当該加入員」の下に「(次項において準用するこの項の規定の適用を受けている産前産後休業をしていない当該加入員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。 10 当該加入員が産前産後休業をしていない場合においては、前二項の規定を準用する。この場合において、第八項中「前条第八項に」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項に」と、「前条第八項の」とあるのは「同条第九項において準用する同条第八項の」と、「前項中「前条第八項」とあるのは「前条第九項において準用する同条第八項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
---------------------------------------	--

<p>附則第二十九條第一項第四号を削る。</p>	<p>第三十二條 附則第三十二條第二項第三号中「及び第八項」の下に「(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)」を、「第九項」の下に「(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)」を加える。 3 第一項の場合において、年金機能強化法附則第一条第四号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第九十八條第三項、同法第九十八條第九号、第九十九條及及び第一百零一條の十第一項第二十九号、第一百零一條及及び第一百零一條の十第一項第二十九号、同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二條第二項第三号の改正規定 並びに同法附則第二十九條第一項第四号を削る改正規定 4 第一項の場合において、年金機能強化法附則第二十条中「被保険者及び加入員」とあるのは「被保険者」と、「第八十一條の二の二、第九十九條第九項又は第九十九條第十項」とあるのは「第八十一條の二の二」とする。 (罰則に関する経過措置) 第五十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 第五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附則 (平成二六年六月二日法律第六四号) 抄 第一条 この法律は、平成二六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--------------------------	--

<p>附則第二十九條第一項第四号を削る。</p>	<p>一 第十三條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六條及び第十九條の規定 公布の日 二 第一条中国民年金法附則第九條の二の五の改正規定、第三条中国民年金法附則第十條の十四の改正規定、第六條から第十二條までの規定、第十三條中国民年金法附則第九條の次に加える改正規定及び第十四條の規定並びに附則第三條及び第十七條の規定 平成二十七年一月一日 三 第一条のうち国民年金法の目次の改正規定、同法第二章中国法第十四條の二を同法第十四條の五とする改正規定、同法第十四條の次に三條を加える改正規定、同法第一百零一條にただし書を加える改正規定、同法第一百零八條第一項の改正規定、同法第一百零九條の四第一項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第九十九條の九の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第九十九條の十第一項第二号の改正規定及び同法附則第七條の五第一項の改正規定並びに第三条中国民年金法附則第二十八條の次に三條を加える改正規定、同法第七十五條の改正規定、同法第七十八條の七及び第七十八條の十五の改正規定、同法第九十條第一項にただし書を加える改正規定、同法第九十九條の二の改正規定、同法第一百零四條第一項第七号の次に一號を加える改正規定、同法第九十九條の九の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第四條から第七條までの規定及び附則第十八條中国民年金法附則第七條第一項第四号の改正規定(昭和五十九年法律第七十七号)の下に「、厚生年金保険法(昭和二十九法律第九十五号)、国民年金法(昭和二十四法律第九十五号)」を加える部分に限る。平成二十七年三月一日 (社会保障審議会への諮問) 第三条 厚生労働大臣は、第一条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民年金法(次条及び附則第五条において「第三号改正後国民年金法」という。)第十四條の第三項又は第三條の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の厚生年金保険法(以下「第三号改正後厚生年金保険法」という。)第二十八條の三第一項の方針を定めようとするときは、同号に掲げる規定の施行の日前においても、社会保障審議会に諮問することができる。 (厚生年金保険法の訂正の決定等に関する経過措置) 第六條 第三号改正後厚生年金保険法第二十八條の四の規定は、平成二十七年三月三十一日まで、適用しない。 (旧厚生年金保険法による給付の受給権者等に係る経過措置) 第七條 昭和六十年改正法附則第七十八條第十一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(次項において「旧厚生年金保険法」という。)(第三十七條の規定その他未支給の保険給付の支給に関する規定であつて政令で定めるものにより未支給の保険給付の支給を請求することができる者については、厚生年金保険法第三十七條の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者)とみなして、第三号改正後厚生年金保険法第二十八條の二第二項の規定を適用する。 2 昭和六十年改正法附則第七十八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧厚生年金保険法による遺族年金その他死亡を支給事由とする年金たる保険給付であつて政令で定めるものを受けることができる者については、厚生年金保険法による遺族厚生年金を受けることができる遺族とみなして、第三号改正後厚生年金保険法第二十八條の二第二項の規定を適用する。 3 前二項の場合において、第三号改正後厚生年金保険法第二十八條の二第二項の規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。 (延滞金の割合の特例等に関する経過措置) 第十七條 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定に規定する延滞金(第十五号にあつては、加算金。以下この条において同じ。)のうち平成二十七年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>
--------------------------	---

<p>附則第二十九條第一項第四号を削る。</p>	<p>一 略 二 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十七條の十四(厚生年金特例法第二条第八項、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改</p>
--------------------------	---

正する法律（以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五十五条第八項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第五十五条第八項及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第六十二条並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二條第一項の規定により厚生年金保険法の規定の例によることとされる場合を含む。）厚生年金保険法第八十七條第一項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合並びに厚生年金特例法第二條第八項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八條第八項、年金給付遅延加算金支給法第六條第二項並びに児童手当法第二十二條第一項の規定により厚生年金保険法の規定の例によることとされる場合を含む。）及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十六條において準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十條の二の規定による徴収金について適用する場合に限る。）を含む。

三から十四まで 略
十五 第十四條の規定による改正後の平成二十五年厚生年金等改正法（以下この条において「改正後平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第十六條の二、平成二十五年厚生年金等改正法附則第十六條第一項第二号

十六 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第二項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條第一項の規定により読み替えて適用する平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第八十七條第一項
十七 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第二項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第十三條第二項の規定により読み替えて適用する平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七條第一項

十八 改正後平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十二條の二第三項、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一條第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第六十四條第二項において読み替えて準用する平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七條第一項
第一項

（その他の経過措置の政令への委任）
第十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）
第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前

にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できなざることとされる事項であつて、当該不服申立て提起しなざりてこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しなざりてこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しを提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五條及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第十條 附則第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年三月三十一日法律第九号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第三十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二七年五月七日法律第一七号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。
附則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六項の改正規定、同法第九十五條第三項の改正規定、同法附則第五條の四の改正規定、同法附則第五條の五の改正規定並びに同条の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保険法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三号の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社会保険診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定、公布の日
附則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第六條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九條第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附

て同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附則 (平成二八年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十条及び第三十三条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年六月三日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十九条及び第八十二条の改正規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項及び第四十一条第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二八年七月一日

三 略

四 第三条の規定、第四条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五号第三項の表改正後確定給付企業年金法第八十八条の項の次に一項を加える改正規定、同表改正後確定給付企業年金法第四号第一項第二号の項を改める改正規定及び同表改正後確定給付企業年金法第五十四号の二第二項の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五号から第七号までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律

(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年二月二日法律第八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年二月二日法律第一一四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第七条の規定 平成二十九年四月一日

三 略

四 第一条中国国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三条の三第一項、第四十三条の四及び第四十三条の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十三条の規定 平成三十年四月一日

五 略

六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十一条第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。) 令和三年四月一日

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度

を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百二十二号)第六号第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再評価率の改定に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下この条において「改正後厚生年金保険法」という。)第四十三条の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後厚生年金保険法第四十三条の五(改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三条の五第一項第二号及び第三号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度における」と、同条第五項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二九年六月二日法律第四号) 抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七号の二、第百六十七号の三及び第百六十二号の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年五月二日法律第三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成三〇年七月六日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第四号第一項第五十二号の改正規定及び同法第九号第一項第四号の改正規定(平成十年法律第四十六号)の下に「、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日

二 第五条の規定(労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。)並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第二十条(前号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第二十八条(前号に掲げる規定を除く。)の規定 令和二年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「千円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第一百十一条、第四百四十四条並びに第四百四十九条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和二年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第

二条の規定(労働者災害補償保険法第八條の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七條並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二條及び第二十四條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四及び五 略

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改正規定並びに附則第三条、第十三条(厚生年金保険法第五十六条第三号の改正規定を除く。)及び第十四条の規定 令和七年四月一日

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七條の五、第十一條の六及び第十三條の六の規定は、改正後雇用保険法第六十一条第五項(雇用保険法第六十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者に係る老齢厚生年金の支給の停止について適用し、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者に係る老齢厚生年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百條の三の改正規定、同法附則第十條の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三條の二第一項の改正規定、第六條の規定、第十一條の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十條中確定給付企業年金法第三十六條第二項第一号の改正規定、第二十一條中確定拠出年金法第四十八條の三、第七十三條及び第八十九條第一項第三号の改正規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項及び第四十條第八項の改正規定、第二十九條中健康保険法附則第五條の四、第五條の六及び第五條の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二條の規定、附則第四十二條中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二條から第四十五條までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四條の改正規定、附則第五十五條中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三條第三項、第三十六條第六項、第六十條第六項及び第八十五條の改正規定、附則第五十六條の規定、附則第九十五條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七條の規定 公布の日

二 第四条中厚生年金保険法第二十七條、第百條、第百二條及び第百三條並びに附則第四條の五第一項の改正規定並びに附則第四十二條中昭和六十年国民年金等改正法附則第四十六條の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三及び四 略

五 第一条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第四条中厚生年金保険法附則第二十九條第四項の改正規定、第七條の規定、第十

一条中政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四條第一項第二号の改正規定、第十五條中国家公務員共済組合法第九十九條、第百二條第三項及び第百二十四條の三の改正規定並びに同法附則第二十條の二第四項の改正規定(同項の表百十一條第二項の項の改正規定を除く。)、第二十一條中確定拠出年金法附則第三條第一項第三号の改正規定、附則第三條から第五條まで、第十條、第二十八條、第四十六條及び第四十七條の規定、附則第四十九條中厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。第九号及び附則第四十九條において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第五十四條の改正規定並びに附則第五十五條中平成二十四年一元化法附則第四十九條第四号の改正規定 令和三年四月一日

六 略

七 第二十條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條の規定、第二十四條中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八條第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百條の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八條の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十條第二項及び第四十一條第二号の改正規定、同法附則第四十九條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五十一條、第五十二條、第五十七條から第五十九條まで、第七十一條第二項及び第九十三條の改正規定、第二十六條中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三條及び第四十五條第一項の改正規定、同法附則第二條第一項の改正規定(「当分の間」の下に、「第二十八條第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條第一項の改正規定(「当分の間」の下に、「第三十一條第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一條第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。)並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六條、第二十九條から第三

十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

八 第四条中厚生年金保険法第六條第一項第一号及び第十二条並びに附則第四条の二の改正規定、第九條の規定、第十五條中国家公務員共済組合法第二條第一項第一号、第四十條、第七十二條、第二百二條の二及び第二百二十五條から第二百二十六條の二まで並びに附則第二十條の二第一項及び第二十條の六第一項の改正規定、第十七條中地方公務員等共済組合法第二條第一項第一号、第四十三條、第七十四條、第一百三十三條第一項及び第四百四十一條から第四百四十二條まで並びに附則第四十條の三の二の改正規定、第十九條中私立学校教職員共済法第二十二條第二項の改正規定、第二十三條の規定、第二十九條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに次條第六項並びに附則第十四條、第十九條及び第二十四條の規定 令和四年十月一日

九 第三條、第五條、第十六條、第十八條及び第二十五條並びに附則第七條、第十一條、第十八條、第二十三條、第四十三條及び第四十五條の規定、附則第四十九條中平成八年厚生年金等改正法附則第三十三條の二の改正規定並びに附則第五十條、第五十二條及び第五十四條の規定 令和五年四月一日

十 略

十一 第十條の規定 令和六年十月一日

第二條 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百二十二号）第六條第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項及び第四項に定める事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四條の三第一項に規定する

財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の検討は、これまでの国民年金法第四條の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二條の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六條の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四條第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第二條第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。

第八條 第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三の規定は、施行日の前日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（改正後の厚生年金保険法における時効に関する経過措置）

第九條 第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二條第一項（保険給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（厚生年金保険法による脱退一時金の額に関する経過措置）

第十條 被保険者期間が令和三年四月前までの期間である場合における厚生年金保険法による脱退一時金の額については、なお従前の例による。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日以後の老齢厚生年金の請求に関する経過措置）

第十一條 第五條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四條の三の規定は、第九號施行日の前日において、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第四十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（受給権の保護の例外に関する経過措置）

第八十條 この法律の施行の際現に担保に供されている年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

2 附則第三十六條第一項、第七十條第一項及び第七十一條第一項に規定する申込みに係る年金である給付若しくは補償又は保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 附則第五十五條の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第二百二十二條の規定により附則第六十九條の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二條第一項に規定する恩給等とみなされる給付（平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項及び第六十五條第一項に規定する年金たる給付に限る。）を受ける権利については、第四條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一條第一項の規定は、なおその効力を有する。

（受給権の保護に関する特例）

第八十一條 第二十八條の規定の施行の際現に改正前機構法第十二條第一項第十二号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者（施行日以後に附則第三十六條第一項の規定により改正前機構法第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。）は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付を受ける権利が消滅し、又はこれらの給付の全額の支給が停止された場合において、他に厚生年金保険法若しくは国民年金法に基づく年金たる給付（その全額の支給を停止されている給付を除き、厚生年金保険法に基づく年金たる給付にあっては政府が支給するものに限る。）若しくは保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給を受ける権利を有し、又は新たにこれらの受給権を取

得したときは、第二條の規定による改正後の国民年金法第二十四條、第四條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十一條第一項及び附則第六十條の規定による改正後の年金給付遅延加算金支給法第四條の規定にかかわらず、これらの受給権を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

2 第二十八條の規定の施行の際現に改正前機構法第十二條第一項第十三号の規定による小口の資金の貸付けを受けている者（施行日以後に附則第三十六條第一項の規定により改正前機構法第十二條第一項第十三号に規定する小口の資金の貸付けを受ける者を含む。）は、当該者が独立行政法人福祉医療機構に担保に供している労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、新たに同法に基づく年金たる保険給付を受ける権利を有することとなつたときは、第二十七條の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二條の五第二項の規定にかかわらず、当該年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構に担保に供することができる。

（政令への委任）

第九十七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄

第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五條、第四十七條及び第五十五條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第七十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七十三条 政府は、行政機關等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手續において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を自途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十條の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六條の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第十一項第一号）を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九條、第三十一條及び第三十二條の規定 公布の日

- 二 略
- 三 第一条中健康保険法第百五十九條及び第二百四條第一項第十二号の改正規定、第二条中船員保険法第百八十八條及び第百五十三條第一項第七号の改正規定並びに第三条及び第四条の規定並びに附則第三条第三項、第四条第二

項、第五条及び第六条の規定、附則第十一条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条の改正規定（同条の表第七十五條の三第一項の項中「第百條の二の規定」を「第百條の二第一項の規定」に、「第二十八條第四項及び第五項」を「第二十八條第五項及び第六項」に改める部分及び同表附則第十二條第九項の項中「第四項」を「第五項」に改める部分に限る。）及び同法第二十八條の改正規定、附則第十二條の規定、附則第十三條中国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第七十五条の三第一項第五号、第百條の二及び第百二條の三第一項の改正規定、附則第十四條の規定、附則第十五條中地方公務員等共済組合法第七十九條第一項第五号、第百四十四條の二、第百十六條第一項及び第百四十四條の二第一項の改正規定並びに附則第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に對処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検証の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三十三条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第二

項において読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十一条の三、第百三十九條及び第百四十條の規定は、第三号施行日以後に開始する厚生年金保険法第二十三条の二第一項に規定する育児休業等について適用し、第三号施行日前に開始した同項に規定する育児休業等については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十條まで、第十二條、第十四條及び第十六條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九條の規定 公布の日
- 附則（令和五年三月三十一日法律第三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一及び二 略
- 三 次に掲げる規定 令和六年一月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第九条の規定並びに附則第二十四條、第六十六條から第六十九條まで及び第七十一条から第七十四條までの規定
- （罰則に關する経過措置）
- 第七十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（の謄本）の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 附則（令和六年六月二二日法律第四七号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一から三まで 略
- 四 次に掲げる規定 令和七年四月一日
- イからチまで 略
- リ 附則第二十四條、第二十五條、第二十八條、第三十條及び第四十四條の規定
- （罰則に關する経過措置）
- 第四十五條 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定。

第六号までに掲げる規定については、当該規定。

以下この条において同じ。の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和六年六月一日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十八条の規定 公布の日（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

Table with 2 columns: Birth date range (e.g., 昭和三十三年三月以前) and Rate (e.g., 一・三・九七).

Table with 3 columns: Date range (e.g., 昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで), Rate (e.g., 四・一五五), and another Rate (e.g., 三・六〇四).

Table with 3 columns: Date range (e.g., 平成十年四月から平成十一年三月まで), Rate (e.g., 〇・九五二), and another Rate (e.g., 〇・九五五).

Table with 3 columns: Date range (e.g., 昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで), Rate (e.g., 三・六四〇), and another Rate (e.g., 二・六六九).

平成十三年四月から平成十四年三月まで
 平成十四年四月から平成十五年三月まで
 平成十五年四月から平成十六年三月まで
 平成十六年四月から平成十七年三月まで
 五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・五六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・一五〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一三二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・六三八
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	四・三〇八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七三七
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三六

昭和五十一年八月から昭和五十二年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十六年三月まで	一・二三五
昭和六十六年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八

平成十四年四月から平成十五年三月まで
 平成十五年四月から平成十六年三月まで
 平成十六年四月から平成十七年三月まで
 六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・〇四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・六一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇三
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	八・一八三
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	七・一六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	五・六六一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三二六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七五三
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七五二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四六
昭和五十一年八月から昭和五十二年三月まで	一・九三九

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九七
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・三四五
昭和六十年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十六年三月まで	一・二四〇
昭和六十六年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七

平成十五年四月から平成十六年三月まで
 平成十六年四月から平成十七年三月まで
 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・三四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一四・一四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	一一・六九
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	七
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一〇・八一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	九・七六五
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	八・九六七
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	八・二四二
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	七・二一三
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	六・六二六
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	六・四四七
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	五・七〇一
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	四・三五七
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	三・七八〇
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	二・七七二
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	二・三六三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・九五三
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七九五

昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七〇一
昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・五三三
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・四九九
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇七
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三五四
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・二八一
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・二四九
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・二一八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一四四
昭和六十三年四月から昭和六十四年三月まで	一・〇九二
昭和六十四年四月から昭和六十五年三月まで	一・〇六一
昭和六十五年四月から昭和六十六年三月まで	一・〇四〇
昭和六十六年四月から昭和六十七年三月まで	一・〇一九
昭和六十七年四月から昭和六十八年三月まで	〇・九九八
昭和六十八年四月から昭和六十九年三月まで	〇・九八六
昭和六十九年四月から昭和七十年三月まで	〇・九七三
昭和七十年四月から昭和七十一年三月まで	〇・九六二
昭和七十一年四月から昭和七十二年三月まで	〇・九六一
昭和七十二年四月から昭和七十三年三月まで	〇・九六一
昭和七十三年四月から昭和七十四年三月まで	〇・九六八
昭和七十四年四月から昭和七十五年三月まで	〇・九七七
昭和七十五年四月から昭和七十六年三月まで	〇・九八〇

平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇
昭和十三年三月以前	一四・七七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一四・二五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一一・七九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	一〇・九〇
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	九・八四五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	九・〇四〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	八・三〇九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	七・二七二
昭和四十五年四月から昭和四十六年三月まで	六・六八〇
昭和四十六年四月から昭和四十七年三月まで	六・四九九
昭和四十七年四月から昭和四十八年三月まで	五・七四八
昭和四十八年四月から昭和四十九年三月まで	四・三九三
昭和四十九年四月から昭和五十年三月まで	三・八一
昭和五十年四月から昭和五十一年三月まで	二・七九五
昭和五十一年四月から昭和五十二年三月まで	二・三八二
昭和五十二年四月から昭和五十三年三月まで	一・九六九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八一〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年三月まで	一・七一五

昭和五十五年四月から昭和五十六年三月まで	一・五四五
昭和五十六年四月から昭和五十七年三月まで	一・四七一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四一九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六五
昭和五十九年四月から昭和六十年三月まで	一・二九一
昭和六十年四月から昭和六十一年三月まで	一・二五九
昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・二二八
昭和六十二年四月から平成元年三月まで	一・一五三
平成元年四月から平成二年三月まで	一・一〇一
平成二年四月から平成三年三月まで	一・〇六九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四八
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二八
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇六
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九四
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七〇
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九七七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九八〇
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九八〇
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇